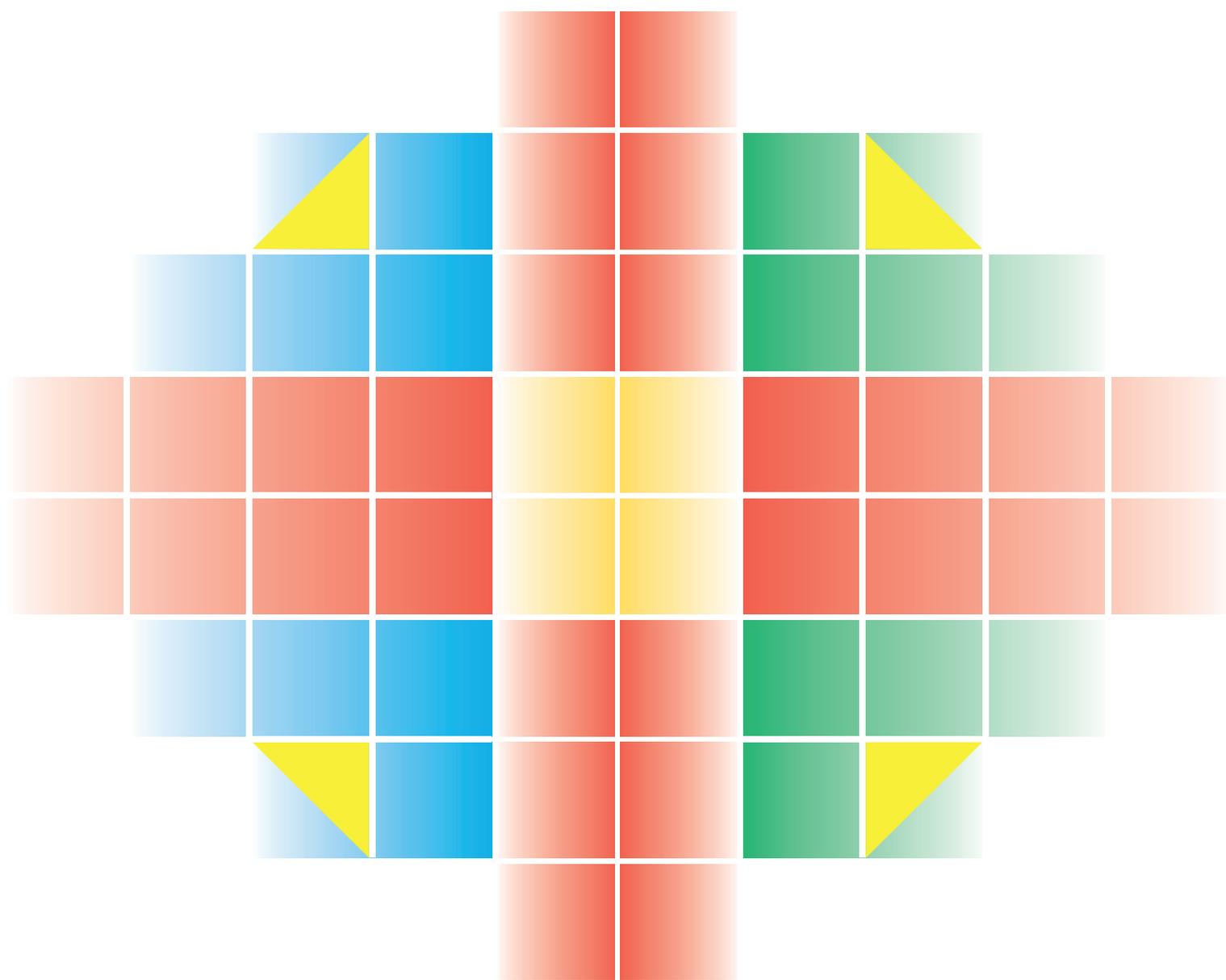


改正保育制度施行の実態及び 保育所の運営管理に関する 調査研究報告書

—平成20年度—



社会福祉法人 日本保育協会

改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する
調査研究報告書

— 平成20年度 —

執筆 者 一 覧

野 坂 勉 (大正大学名誉教授)

吉 田 眞 理 (小田原女子短期大学教授)

高 橋 一 弘 (大正大学准教授)

太 田 嶋 信 之 (竜南保育園園長)

東 ヶ 崎 静 仁 (社会福祉法人東明会理事長)

鷺 見 宗 信 (梅雲保育園園長)

序

本報告書は、厚生労働省の補助事業として、日本保育協会が実施した「改正保育制度施行の実態に関する調査研究」並びに「保育所の運営管理に関する調査研究」の結果をまとめたものです。

これらの事業は保育制度の改革と定着度、保育所の対応状況及び運営管理の実態を把握し、今後の保育所保育の充実と向上に資することを目的とするものです。

今年度は、公立保育所の民営化、最低基準の改定、三位一体の改革、認定こども園、次世代育成支援、資質・専門性の向上と保育所運営について調査を実施し、その結果を分析・研究しました。

本書を、今後の保育システムや保育所の運営管理の在り方を考える上で参考としていただければ幸いです。

このたびの調査研究事業の実施に当たりましては、野坂勉先生（大正大学）、吉田真理先生（小田原女子短期大学）、高橋一弘先生（大正大学）、太田嶋信之先生（竜南保育園）、東ヶ崎静仁先生（飯沼保育園）、鷺見宗信先生（梅雲保育園）の研究スタッフにご尽力いただいたこと、調査対象保育所の皆様にご協力いただいたことに対し、心から深く感謝の意を表する次第であります。

平成21年3月

社会福祉法人 日本保育協会

改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査研究報告書

(平成20年度)

目 次

執筆者一覧

序

A. 調査研究の目的及び方法	1
B. 調査結果の分析	6
〈保育所の属性〉	6
〈第1. 改正保育制度の施行の実態〉	12
(1) 公立保育所の民営化	12
(2) 最低基準の改定	13
(3) 三位一体の改革	15
(4) 認定こども園一構造改革特区との関連	16
(5) 次世代育成支援	19
(6) 資質・専門性の向上	22
〈第2. 保育所の運営管理実態〉	24
(7) 制度改正への対応	24
(8) 次世代育成支援の施策的対応	26
(9) 協議・連携	26
C. 研究員の考察	30
1. 吉田真理研究員による考察	30
2. 高橋一弘研究員による考察	38
3. 太田嶋信之研究員による考察	45
4. 東ヶ崎静仁研究員による考察	51
5. 鷺見宗信研究員による考察	55

D. 総合的考察と展望

野坂 勉研究員.....63

付 録

・ 調査票.....77

・ 集計表.....88

A. 調査研究の目的及び方法

1. 調査研究の目的

保育制度の改革と定着度、保育所の対応状況及び運営管理の実態を把握し、今後の保育所保育の充実と向上に資することを目的とする。

2. 調査研究の内容

次の項目等について調査研究を実施した。

調査票による調査研究（分析と考察）

①公立保育所の民営化

- ・公立保育所の民営化の動向について
- ・民営化保育所の経営主体
- ・民営化の方法
- ・社会福祉法人以外の企業等の参入について

②最低基準の改定

- ・調理業務の外部委託等の状況
- ・保育士の正規と非正規の割合

③三位一体の改革

- ・三位一体改革の動きの中で市町村における運営費・補助金を含めた全体的な保育所費用について
- ・三位一体改革で増額となったもの
- ・三位一体改革で減額となったもの
- ・三位一体改革において保育対策等促進事業（特別保育）の廃止・縮小された事業
- ・保育対策等促進事業（特別事業）の実施状況
- ・次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）対象事業の実施状況
- ・児童環境づくり基盤整備事業の実施状況

④認定こども園—構造改革特区との関連

- ・市町村で認定こども園が設立されたか
- ・認定こども園の設立か所数

- ・認定こども園の設置主体
- ・認定こども園が設立された市町村で、以前に構造改革特区を実施していたか
- ・認定こども園を所管する（又は予定される）部署

⑤次世代育成支援

- ・次世代育成支援の展開にあたり、保育所はその果たすべき役割をどのように考えているか
- ・次世代育成支援に必要な事業を展開する時、保育所が市町村に期待する支援とは
- ・児童虐待の防止に寄与する為、特別の支援を要する家庭と子どもはいるか
- ・特別の支援を要する家庭と子どもがいる場合、地域の関係機関と連携をとっているか
- ・母子家庭等の福祉が増進されるよう、特別の配慮をしている家庭と子どもはいるか
- ・特別の配慮をしている家庭と子どもがいる場合、地域の関係機関と連携をとっているか
- ・障害あるいは発達障害があるために、特別の支援を必要とする家庭と子どもはいるか
- ・特別の支援を必要とする家庭と子どもがいる場合、地域の関係機関と連携をとっているか

⑥資質・専門性の向上

- ・保育実践の改善・向上への都道府県及び市町村の具体的取組みについて（アクションプログラム）
- ・子どもが健康で安全に生活できる場となることへの都道府県及び市町村の具体的取組み（アクションプログラム）
- ・保育士等の資質・専門性の向上のための市町村での具体的取組み（アクションプログラム）

⑦制度改正への対応

- ・保育所の選択利用ができているか
- ・入所申し込み手続きの代行が活用されているか
- ・保育所の選択利用で、市町村は保護者へ必要な情報を提供しているか

⑧次世代育成支援の施策的対応

- ・児童福祉法ならびに認定こども園法に基づく子育て支援事業の実施状況
- ・認定こども園法に基づく子育て支援事業の実施状況

⑨協働・連携

- ・児童票とは別に小学校に申し送りをするための書類を保育所は作成しているか

- ・現在、児童の発達記録等の小学校への申し送りが必要か
- ・保育所児童保育要録の書式について検討が行われているか
- ・個々の職員の研修計画を作成しているか
- ・職員の研修計画を十分・一応作成の場合、研修の機会は非正規職員の方にも与えられているか
- ・現状において個々の職員の研修は十分に行われているか
- ・研修が十分に行われていない場合、その要因
- ・所長資格についてどのように考えているか
- ・小学校との連携で、保育所ではどのような取組みを行っているか
- ・保育所が現在連携を図っている関係機関
- ・現在連携を図っていきたいと考えている関係機関
- ・保育所が連携を図っている関係機関と協働して行っている事業
- ・関係機関との連携を行うための方法

3. 調査研究スタッフ

- 野 坂 勉 (大正大学名誉教授)
- 吉 田 眞 理 (小田原女子短期大学教授)
- 高 橋 一 弘 (大正大学准教授)
- 太田嶋 信 之 (竜南保育園園長)
- 東ヶ崎 静 仁 (社会福祉法人東明会理事長)
- 鷺 見 宗 信 (梅雲保育園園長)

4. 調査期間及び調査時点

- ・調査票による調査
- 自 平成20年 9 月 3 日
- 至 平成20年 9 月28日
- (調査時点・平成20年 9 月 1 日現在)

5. 調査の手続き

ア 調査対象保育所の選定

調査対象は、全国保育所数の10分の1抽出によるものとし、各都道府県・指定都市・中核市ごとの公民営別にそれぞれ10分の1を抽出した施設とした。

イ 調査方法

前項アで選定した調査対象保育所に対して、調査票を送付し、原則として保育所長に記入をお願いした。

ウ 調査票の回収数及び回収率（集計対象数）

項 目		か 所 数 及 び 回 収 率
調 査 票 配 布 保 育 所 数		2,256
調 査 票 回 収 保 育 所 数 (率)		914 (40.51%)
内 訳	有 効 調 査 票 数 (率)	889 (97.26%)
	無 効 調 査 票 数 (率)	25 (2.73%)

6. 整理、分析基準

調査票の集計に当たっては、次の基準によって整理、分析した。

ア 経営主体別

地方自治体が運営する公営保育所と、社会福祉法人等が運営する民営保育所に大別している。①公営、②民営

イ 地域区分別

地域特性を考察するために、全国を7区分に分類している。①北海道・東北地区、②関東地区、③東海地区、④北信越地区、⑤近畿地区、⑥中国・四国地区、⑦九州地区

ウ 所在地区別

都市階級による特性を考察するために、全国を6区分に分類している。①都区部・指定都市（特別区並びに指定都市：東京23区、札幌、仙台、さいたま、千葉、横浜、川崎、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、広島、北九州、福岡）、②県庁所在市（指定都市を除く県庁所在市）、③中都市（人口15万人以上で、指定都市、県庁所在市を除く市）、④小都市A（人口5万人以上15万人未満の市）、⑤小都市B（人口5万人未満の市）、⑥町・村

エ 定員規模別

定員規模により6区分に分類している。①45人以下、②46～60人、③61～90人、④91～120人、⑤121～150人、⑥151人以上

オ 3歳未満児比率別

当該施設に在籍する3歳未満児の割合により、5区分に分類している。①0～9%、②10～29%、③30～49%、④50～69%、⑤70～100%

7. 整理分析担当

調査票の集計、整理、分析、まとめには、調査研究スタッフ全員が当たった。

B. 調査結果の分析

〈保育所の属性〉

1. 調査対象・回答保育所数—地域区分別・所在地区別

本調査は、全国にある保育所から10分の1を無作為抽出し調査を実施した。原則として保育所長に記入回答をお願いした。その結果、公営保育所365か所、民営保育所524か所合計889か所の保育所から回答を得た。図1のように調査協力園のうち公営保育所の割合は41%、民営保育所は59%であった。

図1：調査協力園経営主体別割合

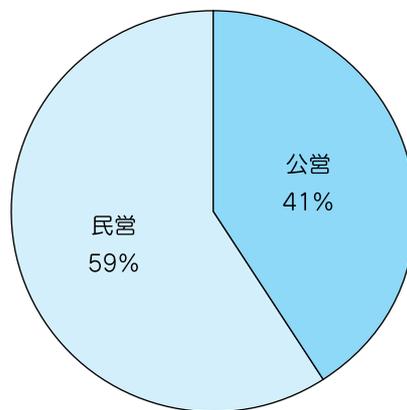
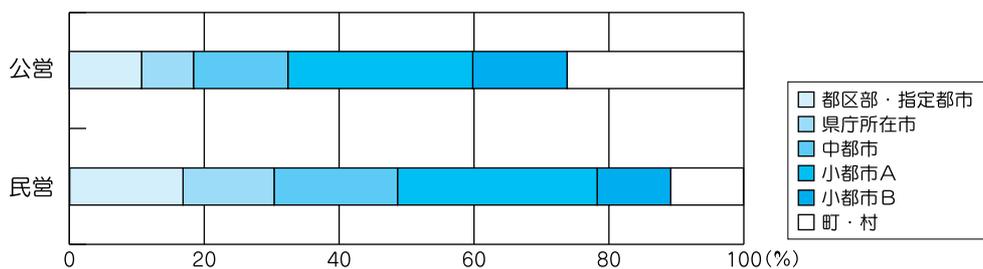


図2は、回答のあった公営・民営保育所の所在地区別の割合である。公営保育所では小都市A（100か所、27.4%）、町・村（96か所、26.3%）からの回答が多く、民営保育所は小都市A（155か所、29.6%）、中都市（96か所、18.3%）からの回答が多い。

図2：所在地区別の割合



さらに、地域別に所在地区分の割合を示したのが図3である。回答施設の所在地別の分布は図3のようになっており、関東地区や近畿地区など大都市が多い地区では区や指定都市が多く、北海道・東北地区や九州地区では町・村や小都市Bの占める割合が高い。

図3：調査協力園の地域別所在地区分割合

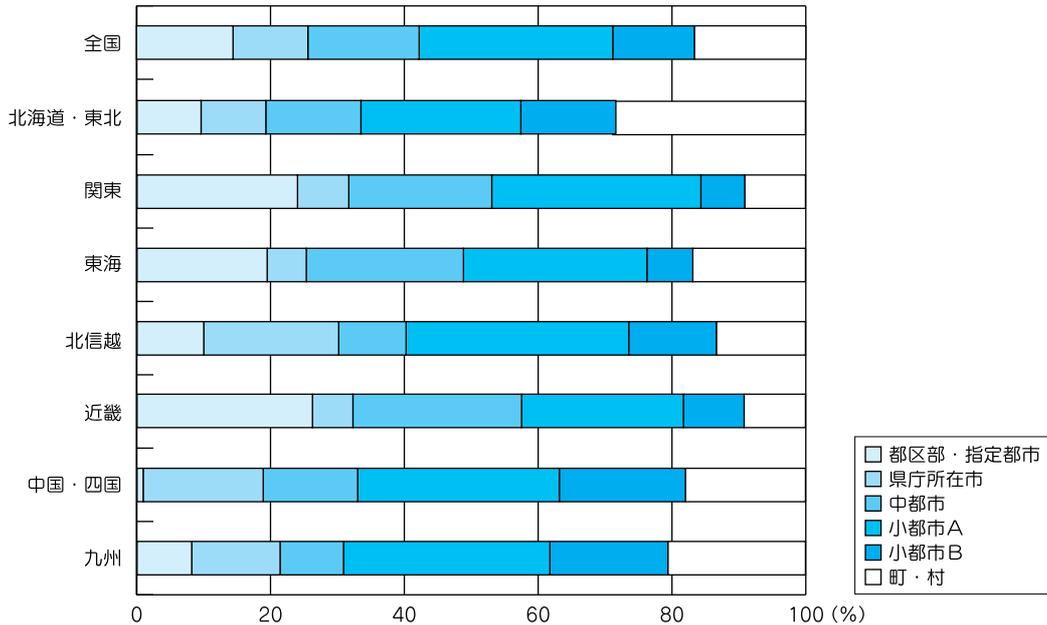


図4は、地域区分別回答保育所数の比率である。回答数は、関東地区が公営民間合わせて184か所21%、九州地区160か所18%、北海道・東北地区135か所15%、中国・四国地区107か所12%、東海地区103か所12%、北信越地区及び近畿地区はいずれも100か所11%となっている(小数点以下四捨五入)。

図4：調査協力園地域区分別割合

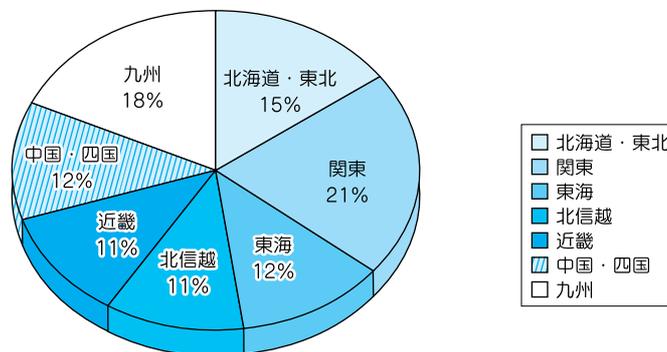
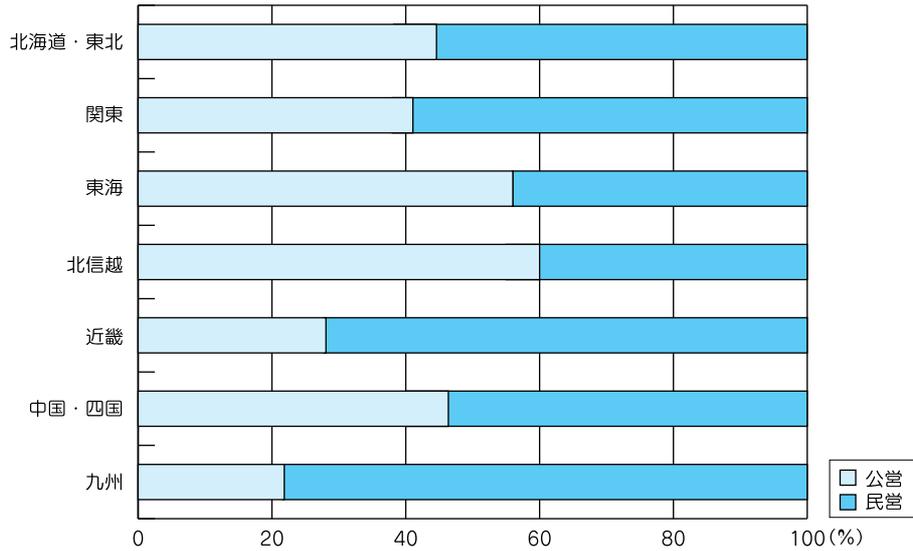


図5は、地域区分ごとにみた調査協力園の公営民営の割合である。北信越及び東海地区は公立の占める割合が60%と56%と6割ないしそれに近いのに対して、九州地区や近畿地区は逆に民営保育所の占める割合が高く九州地区で78.1%、近畿地区は72%を占めている。

図5：調査協力園—地域区分別・公営民営別回答数の割合

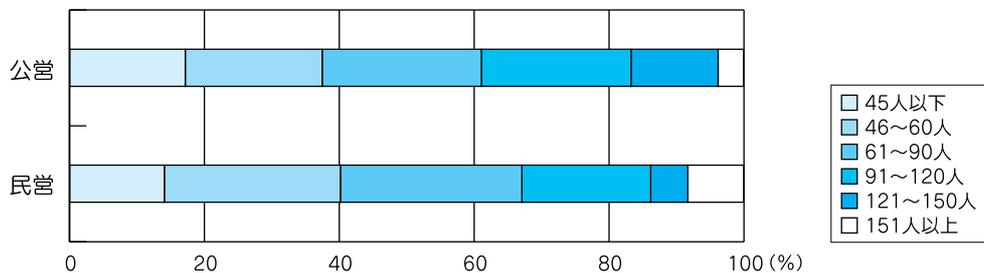


2. 回答者と保育所の規模

回答者は原則として保育所長として調査依頼していることを反映して9割強が保育所長である。

図6は、定員規模別の割合である。公営は46～60人と61～90人、91～120人がそれぞれ20.3～23.6%ずつとなっているが、民営では、61～90人が26.9%、46～60人が26.1%を占めている。

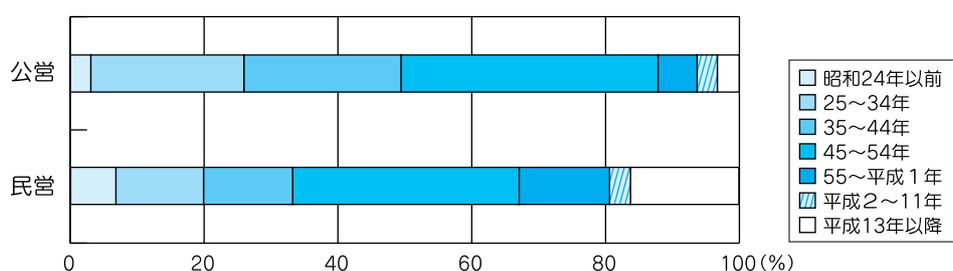
図6：定員規模別割合



3. 施設認可年

図7は施設認可年を7期に区分しその割合を示したものである。公営民営ともに、1970（昭和45～54）年代の認可が最も多い。1970年代は第二次ベビーブームの時期とも重なり公私協力して保育所の設置を進めた様子がうかがえる。公営保育所は1950（昭和25～34）年代、1960（昭和35～44）年代に認可された率が高い。民営保育所は、70年代に次いで2000（平成13）年以降が多い。最近の男女共同参画社会における子育て支援のための新規保育所の設置は民営保育所が中心となっていることがこの調査からもうかがえる。

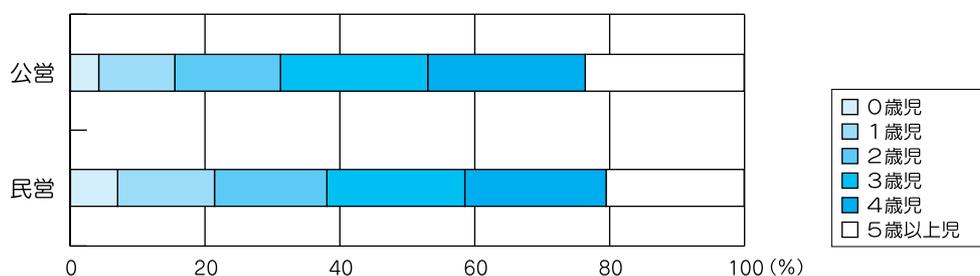
図7：公営民営別施設認可年の割合



4. 年齢区分別・在園児童数

図8は、年齢区分別在園児童数の割合を示したものである。この図からもわかるように、0歳児や3歳未満児は民営保育所で多く受け入れていることが分かる。反対に公営保育所では0歳児や3歳未満児の受け入れは比較的少ない。3歳未満児の補助金交付とも絡んで民営保育所で多く受け入れが行われていることが推測される。

図8：年齢別在園児童数の割合

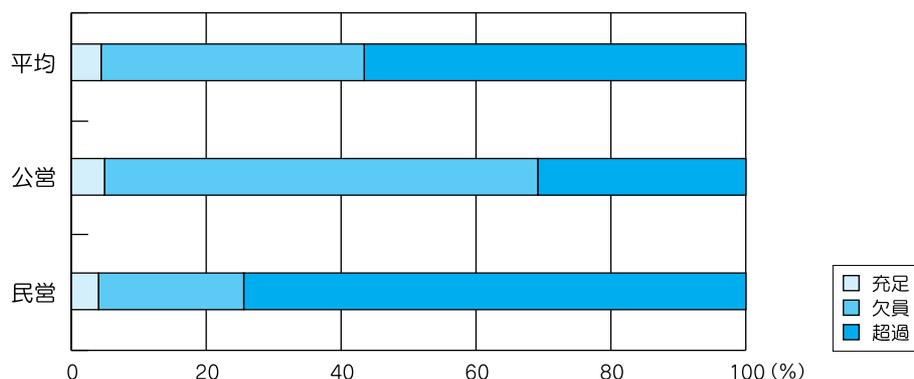


5. 定員充足状況

図9は定員充足の割合を示したものである。この図から明らかなように、全体の平均としては、定員に満たない保育所が39%、定員超過の状態にある施設が57%である。さらに公営民営

別でみると両者の差は著しく、公営保育所の64%に欠員がみられるのに対して、民営保育所では実に74%に定員超過がみられる。地域区分別でみると公営施設の欠員の割合は東海地区で83%、北信越地区で78%と平均より高い。民営の超過率は関東地区で84%、北海道・東北地区で80%と全国平均をいずれも10%以上上回っている。

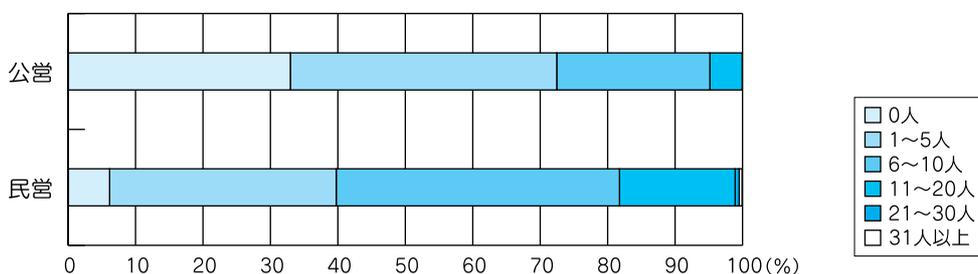
図9：公営民営別 定員充足の状況



6. 0歳児入所状況

0歳児の児童数を見てみると、公営施設では1～5人が39.5%と最も多く、続いて0人が32.9%となっている。一方民営保育所では、6～10人が42.0%と最も多く、続いて1～5人が33.6%を占めている。20人を超える保育所はほとんどないが、民営の3保育所で21～30人と、1保育所が31人以上と回答している。また、所在地区分で見ると、都区部・指定都市や県庁所在市では、0人の率が低く反対に6～10人が約45%と多くなり0歳児保育の需要が高い様子が見て取れる。その一方で町・村や小都市Bでは0人の割合が、27.5%と25.9%となっており、都市部に比べると0歳児保育需要は少ない様子がうかがえる。

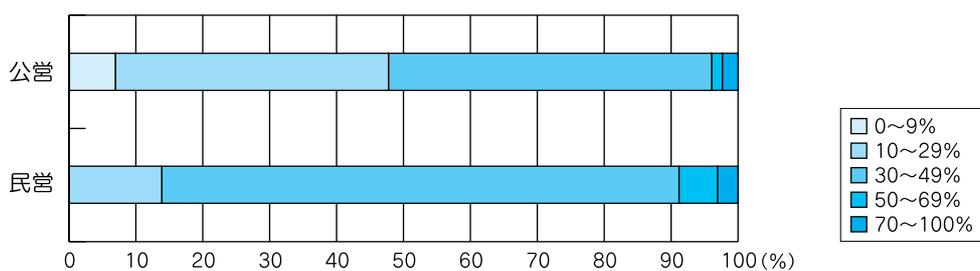
図10：0歳児の児童数割合



7. 3歳未満児

3歳未満児の在籍比率は公営31.2%民営38.1%である。さらに両者を比較すると、公営保育所の場合、3歳未満児比率が30～49%が47.9%、10～29%が40.5%を占めているのに対し、民営では、30～49%が76.7%を占めており、公営に比較して民営保育所の3歳未満児比率が高いことがわかる。

図11：3歳未満児比率



(高橋)

〈第1 改正保育制度の施行の実態〉

(1) 公立保育所の民営化

・公立保育所民営化の動向について

公立保育所の民営化はここ数年、全国各地で着実に進行している。5年前の平成15年度における本調査では、民営化が始まっていると回答した割合は19%に過ぎず、80%が民営化の動きはないと答えていた。ところが今回の調査では、「かなり移行」「一部移行」を合わせた数値で見ると、移行していると回答している割合は52%と大幅な伸びを示している。とりわけ都区部・指定都市での移行が著しくて86.6%が移行していると回答している。その次に県庁所在市68.7%、中都市62.5%、小都市A49.4%、小都市B30.6%、町・村22.2%と続き、都市規模が小さいほど、民営化の動きが少ないという傾向がみられる。

地域的にみると民営化の進行が全国平均を上回っている地域としては九州地区57.5%、近畿地区56%があげられる。また下回る地域としては東海地区が41.7%と全国平均と比較して約10ポイント低い。

・民営化保育所の経営主体

民営化された保育所がどのような主体により経営されているのかについては、最も多いのが社会福祉法人で全国平均は58.5%を占めている。つづいて企業等5.3%、学校法人4.9%の順となっている。都市別にみると、社会福祉法人経営が都区部・指定都市においては81.1%、県庁所在市で73.7%と人口規模の大きな都市では高い割合を示している。

一方、未回答が35%と高い比率を見せていることに留意したい。この設問の回答者は、公立保育所が民営化されたことは分かっているが、どのような経営主体が経営しているのかについては把握していないということが考えられる。とくに公営保育所の未回答が47.9%と高く、民営の26.0%を大きく上回っていて、情報把握に大きな違いがみられる。これは民営化に関しての詳細な情報が十分に伝えられていないということも考えられる。

・民営化の方法

民営化の方法としては「公設民営方式」「譲渡方式」「民設民営方式」などが一般的であるが、全国平均で見ると最も多い方法は譲渡方式25.4%、つづいて公設民営方式21.1%、民設民営方式10.3%の順となっている。地域別の特徴としては関東地区で公設民営方式が32.1%と高く、譲渡方式については九州地区で36.9%、近畿地区で31.0%が高い地域となっている。また都市別にみた場合には、人口の多い都区部・指定都市や県庁所在市、中都市において公設民営方式・譲渡方式ともに全国平均を上回っていることが分かる。

一方、経営主体と同様に民営化の方法についての設問についても未回答が37.3%もあり、ここでも民営化に関する詳細な情報が保育関係者に十分伝わっていないことがわかる。

・ 社会福祉法人以外の企業等の参入

株式会社などの企業の参入については、「すでに参入」が11.8%、「今後参入計画がある」が2.5%という結果であった。中でも関東地区での参入が目立ち、26.1%がすでに企業参入があり、4.9%が今後参入の計画があると回答している。都市別では都区部・指定都市において37.0%と高くなっている。しかし、71.2%が「今のところ参入はない」と回答していて、中でも北信越地区では81%、九州地区が79.4%と企業の参入がないという結果であった。

(2) 最低基準の改定

・ 調理業務の外部委託等の状況

調理業務について外部に委託または外部からの搬入などを、すでに実施している保育所は6.5%とまだ少数に過ぎないものの、前年の調査より0.6ポイント上回っている。また「計画している」と回答している保育所は1.5%、「今後検討もありうる」は14.4%もあり、今後、外部委託等が行われる可能性が高くなることが考えられる。中でも公営保育所での進行が目立つ。すでに実施している公営保育所は8.5%で、民営保育所の5.2%を3ポイント上回っている。また今後の外部委託の計画および可能性についても公営の方が民営よりも高い。

委託の状況について地域別や都市別でみると、関東地区の公営保育所では11.8%、都区部・指定都市の公営保育所においては15.4%がすでに外部委託を実施しているのが特徴。

一方、「全く考えていない」と回答している割合は、公営保育所51.2%に対して民営保育所は77.1%と民営が公営を大きく上回っている。

・ 保育士の正規と非正規の割合

近年、全国的に非正規保育士が増加傾向を示しているが、今回の調査で改めて非正規保育士の占める割合が高く、正規保育士が減っていることが分かった。とりわけ公営保育所では非正規保育士が50%を超えているのは33.7%と最も多く、つづいて41%~50%と回答している割合が22.2%となり、非正規保育士の割合が41%以上の公営保育所は56%にもなる。

一方、民営保育所においては非正規保育士の占める割合は21%~30%という回答が最も多く民営保育所の16.4%であった。つづいて31%~40%と答えた民営保育所が16.0%、非正規保育士の割合が41%以上は25.8%で公営保育所と比較すると非正規保育士の割合は低い。地域格差や経営規模などの影響も考えられ、回答結果が分散している。

所在地区分で見ると、人口規模の小さな町・村や小都市に非正規保育士の割合が高い傾向がみられる。地域区分では九州地区、四国・中国地区、北信越地区の公営保育所において非正規保育士の割合が高く、50%以上が非正規保育士という公営保育所は40%を超えている。地域格差、都市規模格差がはっきりと浮き彫りになってきている。

(太田嶋)

(3) 三位一体の改革

三位一体改革とは地方分権・地方の自立（自律）を財政面から促すために、国からの補助金削減・地方交付税の見直し・税源移譲するものである。そうした中で、保育所のあり方について見直しの議論があり、市区町村の実態を把握するために調査をお願いした。

1. 三位一体改革の動きの中で市区町村における運営費・補助金を含めた全体的な保育所費用について

少子化対策として高まる保育所ニーズに、市区町村が対応とする保育所費用について、「増額」3.8%、「減額」53%、「変化なし」33.5%、「その他」1.9%となって、現状維持、もしくは減額が多くなっている。

2. 三位一体改革で増額となったもの

増額されている市町村は3.8%（34施設）とわずかであったが、増額とする内容は「定員の弾力化を国基準以上としている」11.9%、「保護者負担を下げた」7.3%となっている。所在地別で見ると県庁所在市、次いで中都市・小都市で多く見られ、待機児童など受入れ可能な地域での弾力化が図られているようである。

3. 三位一体改革で減額となったもの

減額をしているものは、「特別補助事業及び補助金が削除・廃止」が37.1%と多くなっている。国が示している定員弾力化の範囲を下回ったり、保護者の負担を増してまでの減額はしていないようである。しかし、減額となっている補助事業・補助金は民間45.2%、公立25.5%に対して民間にとって厳しい結果となっている。特に小都市Bで50.9%、町・村で47.4%等、小規模自治体での減額傾向が見られる。

4. 三位一体改革において保育対策等促進事業（特別保育事業）の廃止・縮小された事業

特別保育事業の廃止・縮小について、「乳児保育」11.2%、「障害児保育」8.3%、「一時保育」5.2%、「子育て支援」3.9%の順で廃止・縮小となっている。特別保育事業の廃止・縮小は少なく留まっているように思える。しかし、本来の福祉として支えるべき障害児保育が市区町村で廃止・縮小されていることは、少し気になるところである。乳児保育については本年4月から国の特別保育事業の組み換えにより、保育対策等促進事業から外れていることが影響しているように思われる。

5. 保育対策等促進事業（特別事業）の実施状況

特別保育事業の組み換えは、両立支援、安心した子育て環境づくりをするために、多くの保育所等の取り組みに期待している。しかし、保育所においては組み換えがまだ馴染まず、さらに実施主体が市町村ということで、財政、次世代計画等の事情で影響しているものと思われる。

特別保育事業では「一時保育」61.3%、「休日保育」15.6%、「病児・病後児保育」13.2%と着実に増えており、保育所の機能として備わりつつある。しかし、待機児童解消を目的としている、「特定保育」9.0%、「送迎ステーション」0.6%、「家庭的保育」2.6%、「分園推進」3.6%等の実施はまだ少ない。

6. 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）対象事業の実施状況

ソフト交付金事業については、地方自治体行動計画の着実な推進を図ることを目的としている。「延長保育」は53.9%と着実に実施され、「ファミリーサポート」15.3%が続いて多くなっている。しかし、「こんにちは赤ちゃん」9.3%、「育児支援家庭訪問」6.9%、「家庭支援推進」5.6%、「子育て支援短期」5.3%、「仕事と生活の調和」0.8%等、在宅における育児支援に関する事業の実施が定着していない。

7. 児童環境づくり基盤整備事業の実施状況

基盤整備事業は、育児不安、経験する機会の減少などから児童環境づくりを目的としている。子育て不安を緩和するため等親子交流を目的とする「子育て支援拠点事業」が25.2%の実施となっている。不登校や引きこもり対策としての「児童ふれあい交流」18.1%、「併設型児童館」2.0%となって、実施はまだ少ない。国における包括的な次世代育成支援において、保育所では乳幼児の受入れ・支援をしているものの、地域の育児支援、小中学生への対応には至っていないようである。

（4）認定こども園—構造改革特区との関連

認定こども園は平成19年10月就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が施行された。認定こども園の国の当初目標は2,000件としていたが、平成20年4月1日現在229件に留まっている。認定こども園に関する法律制定以前に、幼稚園改革構造特区として2歳児保育を実施しており、その関係について調査をお願いした。

1. 市町村の認定こども園設立について

認定こども園の設立について、回答総数889施設のうち、「はい」が183施設（20.6%）、「い

いえ」が703施設（79.1%）、未回答3施設（0.3%）という結果で、設立目標を大きく下回る状況となっている。設立に対して「はい」の回答183施設のうち指定都市45.7%、県庁所在地45.5%、中都市25.2%と所在地別では比較的都市部での設立が多くなっている。

2. 認定こども園の設立か所数

設立したとする183回答で、市区町村での設立箇所数は、1か所が56.3%（103施設）、2か所が22.4%（41施設）、3か所以上が20.2%（37施設）となっている。設立した地域で見ると1か所設立が九州で27施設、北海道・東北が15施設と多く、2か所が北信越9施設、九州8施設、北海道・東北6施設となって、3か所以上設立は関東が18施設、九州6施設、北海道・東北5施設と多くなっている。地域において設立にばらつきがあり、待機児童解消を目的としているか、定員割れによる対応か、現時点では断定できない。

3. 認定こども園の設立の設置主体

民間における認定こども園の設置主体は「学校法人」59.6%、「社会福祉法人」30.6%、「他の非営利法人」6.6%、「営利法人」7.7%となっている。定員枠に余裕がある幼稚園の学校法人が設置する傾向があり、社会福祉法人立保育所は定員が少なく、現在の施設面積では設置しにくくなっている。また、都道府県の認定だけでは公費助成が受けられないなど、幼保連携型以外は保育所・幼稚園共に設置するメリットが少なく、設立に至らなかったと思われる。

4. 認定こども園が設立された市町村で、以前に構造改革特区を実施していたか

認定こども園設立前の構造改革特区実施について、「はい」が30.1%、「いいえ」が45.4%となっており、幼稚園の2歳児保育（特区）の実施が設立に関連しているのか微妙である。特区を実施して必ずしも認定こども園設立に繋がってはいないように思われる。

幼稚園は以前に1・2歳児の親子登園を実施し、そして、構造改革特区で年度当初2歳児の受け入れを（当該年度に3歳に達する子ども）受け入れを実施したものである。しかし、幼稚園における認定こども園の設立に繋がらない理由として、低年齢児受け入れの不安、長時間受け入れなどの保育内容の不安があるのではないだろうか。

5. 認定こども園を所轄する（又は予定される）部署

認定こども園の所管については、「私学振興室又は教育委員会」が6.1%で、所在地別では町・村で多くなっている。「福祉事務所」が19.1%で、小都市・中都市で多く見られる。今後の子育て支援などから子ども・子育て家庭（親も含めて）支援を考慮して、「福祉」という観点での所管と推測できる。しかし、未回答が65.2%と多く、市区町村における設立の状況がな

いなど認定こども園の存在が身近になっていないように思われる。しかし、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる「認定こども園関連法」が制定されており、認定こども園の設立について、保育所として認識しておくことが必要であろう。

(東ヶ崎)

(5) 次世代育成支援

5は次世代育成支援に関する問いである。平成20年に改正された保育所保育指針や、平成20年3月に発表された保育所における質の向上のためのアクションプログラムの通知においても、次世代育成支援の主幹的機能を地域に最も身近な児童福祉施設である保育所に期待している。その一方で、保育所待機児童の解消と経営の合理化のために規制緩和が次々と実施される現状の中で、保育所は一般的保育における保育の質を確保することすら厳しいのが現実である。このような現状の中で、保育所は次世代育成支援についてどんな意識をもっているのか、また地域との連携や保護者への支援を考える際に留意する必要がある児童虐待が疑われる子どもや家庭、ひとり親家庭、あるいは発達に障害のある子どもなど、特別の配慮を必要とする子どもや家庭への支援の現状について質問した。

1. 次世代育成支援の展開にあたり、保育所はその果たすべき役割をどのように考えているか

5-1は次世代育成支援について、保育所が果たすべき役割についてどのような意識を持っているのか質問した。5つの選択肢より一つを選んでもらった。

最も多かった回答は「保育所は地域に最も身近な児童福祉施設であるのでさらに次世代育成支援に努力したい」の項目で40.7%がこの項目を選択している。2番目に多かったのが「次世代育成支援の展開に努力はしているが現状では自ずと限界がある」の項目で31.2%を占めている。「通常の保育に追われており次世代育成支援まで手が回らない」は15.1%「保育所はもっと地域の次世代育成支援のために力を注ぐべきである」は5.5%であった。全体の4割が次世代育成支援にさらに努力したいと前向きに取り組む意欲を示しているものの、3割の保育所は現状ではその取り組みに限界を感じている様子がうかがえる。また公営民営別で見ると、公営施設の方がさらに次世代育成に努力したいと意欲的であり、民営施設の方が現状での限界性を感じている率が高い。保育所の属性の分析からみると、公営保育所は定員超過の率も民営に比べて低く、民営に比べて余力があることが推測される。それがこういった意欲の差につながっていると思われる。

2. 次世代育成に必要な事業を展開する時、保育所が市町村に期待する支援とは

5-2は今後次世代育成支援を展開するにあたって、どのような支援を市町村に期待するか尋ねた。5つの選択肢から該当するものを全て選んでもらった。

最も多かったのは、「職員配置の増加」で76.8%の保育所が支援を要望していた。2番目に多かったのは「補助金の交付」で60.3%、以下「保育士の能力向上のための研修」42.9%、「他の専門職（ソーシャルワーカーや心理担当職員）の配置」38.5%と続いている。次世代育成支援を進めるにあたっては、何よりもまず職員の増員と補助金が必要であるというのが現場の切実

な声である。公営民営別にみると、民営施設の第1位は補助金の交付で75.2%、第2位が職員配置の増加で72.9%とほぼこの両者への期待が高い。公営保育所では、第1位が職員配置の増加で82.5%、第2位は保育士の能力向上のための研修で49.9%となる。経営をめぐる意識は公営民営ではかなり違っており、民営施設の置かれた厳しい現実がここからも見て取れる。

3. 児童虐待の防止に寄与する為、特別の支援を要する家庭と子どもはいるか

5—3以降は、次世代育成支援の中でも今後増加が予想される特別な支援を必要とする子どもと家庭がどのくらいいるのか、また、いたときには実際どんな機関と連携を取っているのか質問している。

まず5—3では、児童虐待防止のために特別な支援を必要とする子どもの有無を尋ねた。「いる」と回答があったのは29.0%、「いない」は67.8%、未回答は3.1%だった。地区別に見ると、「いる」と答えた保育所が多いのは東海地区37.9%、関東地区36.4%、反対に「いない」と答えた保育所が多いのは九州地区80.0%、北信越地区76.0%だった。保育所のある地方自治体の規模別でみると、都区部・指定都市は「いる」との回答が42.5%、「いない」との回答は54.3%、町・村は「いる」との回答が20.3%、「いない」との回答は75.8%だった。児童虐待のために特別の支援を必要とする子どもと家族は、都区部や指定都市に多く、逆に町・村には少ない様子がうかがえる。

5—4では、5—3の児童虐待防止のために特別な支援を必要とする子どもと家庭の有無で「いる」と回答した場合に、地域の関係機関との連携の有無について尋ねたところ「連携を取っている」との回答は94.2%を占め、ほとんどの保育所で何らかの関係機関と連携を取っていることがわかった。

4. 母子家庭等の福祉が増進されるよう、特別の配慮をしている家庭と子どもはいるか

5—5は、母子家庭等の福祉が増進されるよう特別な配慮をしている家庭と子どもがいるかどうか尋ねたところ、29.2%が「いる」と、63.4%が「いない」、7.3%が未回答だった。保育所のある自治体の規模別にみると県庁所在市の公営保育所に「いる」の回答が多く67.9%となっているのが特徴的である。

また「いる」と回答した保育所のうち、地域の関係機関と連携を取っている保育所は66.2%、連携は今のところ取っていない保育所が31.9%だった。公営民営別では、公営保育所の71.0%が、また民営保育所の62.7%が連携を取っていると回答している。虐待の場合には公営民営の差は殆どなかったが、この項目では少し差が生じている。地域別にみると、関係機関と連携を取っている割合が高かったのは、近畿地区（79.3%）、次いで北信越地区（74.2%）であった。

5. 障害あるいは発達障害があるために、特別の支援を必要とする家庭と子どもはいるか

5—7では、障害あるいは発達障害があるために、特別の支援を必要とする家庭と子どもがいるか尋ねた。「いる」と答えた保育所は64.0%、「いない」と答えた保育所は32.1%、未回答は3.9%だった。公営民営別で見ると「いる」と答えた公営保育所は71.8%、民営保育所は58.6%であり、発達に障害のある子どもは、公営保育所が多く受け入れていることがこの回答からうかがえる。

また「いる」と答えた保育所に対し、地域の関係機関との連携の有無について尋ねたところ、「連携を取っている」が90.9%、「今のところ取っていない」は8.1%だった。発達に障害のある子どもがいる保育所では地域の関係機関と、9割以上の保育所が連携を取っていることがわかる。地域別にみた場合、連携を取っている割合が高かったのは、関東地区（94.3%）と北信越地区（94.3%）であった。

（高橋）

(6) 質の向上のためのアクションプログラム

1. 保育実践の改善・向上への都道府県及び市町村の具体的取組みについて（アクションプログラム）

保育実践の改善・向上への都道府県及び市町村の具体的取組み（アクションプログラム）について聞いたところ、全国平均では「地域子育て支援、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、などとの連携・協力のための支援」が39.8%で最も多く、「自己評価の推進（36.9%）」「保育に関わる研究の推進（35.8%）」「第三者評価の推進（33.7%）」が続いている。地区的特徴としては北信越地区において「保育に関わる研究の推進」が54.0%であり、公営施設では61.7%であった。北信越地区においては「自己評価の推進」も51.0%と高く、公営施設においては53.3%を示している。一方具体的取組みが進んでいない項目としては、「情報技術の活用による効率化への支援」であり、ほとんどの地区で一桁台であり、10%台は北信越地区の公営施設（15.0%）と関東地区でも11.8%にとどまっている。これを都市規模別に比較すると、「第三者評価の推進」が都区部・指定都市で61.4%と高く、町・村では「地域子育て支援、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、などとの連携・協力のための支援」が45.1%と高い。

2. 子どもが健康で安全に生活できる場となることへの都道府県及び市町村の具体的取組み（アクションプログラム）

保育所が子どもが健康で安全に暮らせる場となることへの都道府県及び市町村の具体的取組み（アクションプログラム）について全国平均では、「障害児保育充実のための保育所と地域の関係機関等との連携支援（57.3%）」と「被虐待児童の保育充実のための保育所と地域の関係機関等との連携支援（45.6%）」が多く、双方とも公営が高い傾向にある。特別な支援を要する児童への対応に努力していることが伺えるが、その反面、「養保護児童対策地域協議会と保育所の連携及び協力への支援」は17.4%で公営施設においても21.9%と低くなっている。「保健・衛生のガイドライン作成」については、全国平均では35.5%と高くないが、都市規模が大きいほど高い数値を示しており、町・村（24.8%）小都市B（27.8%）で、都区部・指定都市では52.0%（公営53.8%、民営51.1%）であった。

3. 保育士等の資質・専門性の向上のための市町村での具体的取組み（アクションプログラム）

保育士等の資質向上のための市町村の具体的取組み（アクションプログラム）については、「保育士等の研修実施」が他に比して格段に多く、全国平均では62.4%（公営71.0%、民営56.5%）、北信越地区において76.0%（公営78.3%、民営72.5%）、東海地区においては75.7%（公営84.5%、民営64.4%）であった。保育士等の資質向上のための市町村の具体的取組みの全国平均で、次に高い項目は「保育所等による保育士等の研修実施への支援」の36.4%である。

一方で「研修の体系化」は全国平均で8.3%と最も低かった。また、今般の保育所保育指針改定において示された「施設長の役割の明確化」については22.8%にとどまっている。

(吉田)

〈第2 保育所の運営管理実態〉

(7) 制度改正への対応

保育所を対象とした制度改正が次々に行われているが、その現状に保育所はどのように対応してきているのか。平成9年に行われた児童福祉法の大幅な変更から10年を迎えた。保育所の選択的利用、入所申し込みの手続き等に関する調査は平成17年度の調査研究でも調査したが、10年を経た現在の改正後の状況を把握したいと思い尋ねた。

1. 保育所の選択利用ができていますか

「所在する市町村では、保育所を選択して利用できていますか」との問いに対する回答は、「選択して利用できている」との回答が81.9%、「利用は半分にとまっている」が4.6%、「選択することができていない」が3.1%、その他5.2%、未回答が5.2%だった。公営民営別でみると、公営保育所の方が「選択して利用できている」を選んでいるところが多く、84.4%となっており、民営は80.2%である。地域別でもこの傾向はほぼ同様である。

しかし、所在地区別でみると都区部・指定都市は「選択して利用できている」は62.2%に落ち込み、反対に「利用は半分にとまっている」12.6%、「選択することができていない」7.9%「その他」10.2%と残りの3項目の割合が増えている。とりわけ、都区部・指定都市の民営保育所は「選択して利用できている」が58.0%「利用は半分にとまっている」が15.9%となっているのが注目すべき点である。大都市部では保育所の選択的利用はしづらい状況がうかがえる。

2. 入所申し込み手続きの代行が活用されているか

入所申し込みの代行については、「十分活用されている」が38.4%、「活用は半分ほどにとまっている」が12.6%、「活用することができていない」が38.6%、未回答が10.5%という結果だった。地域区別では、近畿地区が「十分活用されている」26.0%、「活用は半分ほどにとどまっている」16.0%、「活用することができていない」46.0%との結果で、活用できていない傾向が強く、反対に北信越地区は十分活用できているが55.0%と活用されている傾向が強かった。所在地区別でみると、都区部・指定都市で「活用することができていない」50.4%で活用できていない傾向が強く、県庁所在市では反対に「十分活用されている」が59.6%と、活用されている傾向が強い結果となっている。

3. 保育所の選択利用で、市町村は保護者への必要な情報を提供しているか

保育所の選択利用に際しては、保育所に関する情報を保護者が十分得られる状態にあるかが重要である。この問いに対して「十分提供されている」は69.6%、「提供は半分程度にとどまっ

ている」は18.9%、「提供することができていない」が3.6%、未回答が7.9%だった。これは地域
区分別、所在地区別で見ても大きな差は見られなかった。

(高橋)

(8) 次世代育成支援の施策的対応

次世代育成支援対策推進法が平成17年度より10年間の時限立法として全面施行された。次世代育成支援対策推進法では地方公共団体に対し少子化をふまえた子ども達が健全に育成されるための行動計画の策定を求めている。そして地方公共団体が行動計画に盛り込む具体的な事業内容が児童福祉法第21条の8で定められた。また平成18年度より施行されている「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下、認定子ども園法とする）にも第3条において子育て支援事業の実施を求めている。

以上のように行動計画に定められている法定子育て支援事業についてその実施状況について確認を行ったのが以下の問8-1～2の設問である。

1. 児童福祉法ならびに認定子ども園法に基づく子育て支援事業の実施状況

問8-1では子育て支援事業の各園での実施状況について確認を行った。全国平均でみると実施率が高い事業は「一時保育事業」47.5%、「地域子育て支援センター事業」29.1%、「集いの広場事業」21.5%、「ファミリーサポート事業」12.6%、「一時預かり事業（産褥期ヘルパー等）」11.9%であった。実施の高い事業は保育所において実施できる事業であり、家庭訪問支援事業や家庭的保育事業など派遣型の事業については特に低い結果となった。

地域区分別では北信越地区が全事業で積極的な取り組みが伺えた。また所在地区別では小都市Aが全事業で積極的な取り組みが伺える結果となった。

2. 認定子ども園法に基づく子育て支援事業の実施状況

問8-2では認定子ども園法で定められている法定子育て支援事業について確認を行った。「保護者からの相談」17.8%、「保護者の疾病」13.6%、「連絡及び調整」2.6%、「民間の団体若しくは個人」5.2%であった。認定子ども園は平成18年よりスタートしたばかりであるので子育て支援事業について実施率が低い結果となったのではないかと推測される。

(9) 協働・連携

平成20年に保育所保育指針が改定された。今回の改定による変更点はまず第一に大臣告示化がなされたことである。大臣告示化により、従来保育の指針であった保育所保育指針は児童福祉施設最低基準第35条の保育の内容に関する最低基準としての性格を持つこととなった。従って保育所保育指針に書かれている内容の遵守は指導監査の対象となったのである。

今回はその改定された保育所保育指針の中で第4章の中の小学校との連携について、第6章保護者に対する支援、第7章職員の資質向上について確認を行った。

1. 児童票とは別に小学校に申し送りをするための書類を保育所は作成しているか

問9-1では現状において児童票とは別に小学校へ申し送りをするための書類の有無について確認した設問である。「作成している」24.3%、「作成していない」71.4%であった。

2. 現在、児童の発達の記録等の小学校への申し送りが必要か

問9-2では小学校への申し送りに対する考え方について確認を行ったものである。「必要」40.9%、「必要と思えない」2.9%、「必要な子どもについて送付すべき」48.0%となった。申し送りの書類については、大多数の保育所でその必要性を感じていることが明らかとなった。その他として書類は作成していないが、保育園・幼稚園・小学校の連絡協議会のような組織での情報交換や直接小学校の先生との情報交換が口頭で行われている例が多数見受けられた。

3. 保育所児童保育要録の書式について検討が行われているか

保育所保育指針に新たに付け加えられた「保育要録」について準備状況を確認したのが問9-3である。「検討は行われていない」26.4%、「園長会・保育士会等で協議が行われている」24.2%、「市町村所管課で行われている」22.8%、「教育委員会や小学校校長会と連携して行っている」9.3%、「園独自で行っている」7.0%という結果であった。全体として何らかの取り組みは約75%の保育所で行われていることが分かる。また、その他の中で多数検討準備中との回答も見受けられていた。

その他の意見として守秘義務違反になるのではないかと、小学校側が活用してくれないのではないかとという意見と、現在行われている情報交換で十分であるとの意見も見られた。

4. 個々の職員の研修計画を作成しているか

研修計画についても体系的な計画作りが求められている。その研修計画作成の状況について確認を行ったのが本設問である。

「十分な計画を作成」12.8%、「十分ではないが一応作成」51.1%、「特に作成していない」31.3%という結果となった。全体としては約65%が研修計画を作成していることが分かった。

5. 職員の研修計画を十分・一応作成の場合、研修の機会は非正規職員の方にも与えられているか

続いて、非正規職員に対する研修の機会について確認したのが問9-5である。「与えている」85.0%、「与えていない」13.6%という結果であった。

6. 現状において個々の職員の研修は十分に行われているか

問9-6は問9-4で研修計画を策定していると回答した園に対して行った設問である。本

設問では現状における職員個々の研修の実施状況について設問を行った。「行われている」21.0%、「十分ではないが行われている」68.7%、「行われていない」4.4%という結果となった。約90%の園で個々の職員に対し研修が行われているという認識を持っていることが分かった。

7. 研修が十分に行われていない場合、その要因

問9-7は問9-4で研修計画を策定していない回答した園に対して行った設問であり、研修が十分に行われていない要因について確認を行った。「補助金等の削減による研修費の削減」41.0%、「職員配置に支障を来すため」64.1%、「研修の時間がとれないため」59.0%という結果となった。「研修が必要ないため」の回答はゼロであった。

「補助金等の削減による研修費の削減」に対しては公営保育所の回答率が高く、「研修の時間がとれないため」の回答は民間保育所の回答が高かった。

(鷲見)

8. 所長資格についてどのように考えているか

所長資格について聞いたところ、「現状の諸資格で十分」と答えたものが50.3%（公営48.2%、民間51.7%）で最も高かった。回答者の91.2%が保育所長であるので「国家資格化が必要」の32.2%（公営32.3%、民間32.1%）も当事者による意見として重く受け止める必要がある。その他（7.8%）の中には施設長には「実経験が必要である」という意見、人格や人間性を重視する意見のほかに、研修の必要性についての記述も多くみられた。都市規模別では市町村において「国家資格化が必要」が27.5%（公営28.1%、民間26.3%）と低い数値を示している。

9. 小学校との連携で、保育所はどのような取組みを行っているか

小学校との連携では「園児と小学生の交流」が群を抜いて多く67.2%（公営71.5%、民間64.1%）であった。次に多い答えが「卒園児童の問題についての検討」が45.1%（公営51.8%、民間40.5%）であった。「犯罪情報や不審者情報などの交換」は3番目に多く28.8%（公営32.9%、民間26.0%）である。北信越地区においては「園児と小学生の交流（83.0%）」「卒園児童の問題についての検討（63.0%）」が全国で最も高い。都市規模で比較すると、町・村において「園児と小学生の交流」が70.6%、「職員交流」が22.2%と都市に比べて高く、交流が進んでいる感がある。

10. 保育所が現在連携を図っている関係機関

連携を行っている関係機関は全国平均で、保健センターが最も多く60.1%、小学校の59.3%で、福祉事務所の49.7%、児童相談所の46.7%が次いで多い結果となっている。連携を行っている関係機関の自由記述欄には、幼稚園、図書館、社会福祉協議会、愛育会、老人クラブ、ボ

ランティアセンター、公民館など多様な機関が記述されていた。

11. 現在連携を図っていきたいと考えている関係機関

10. の一方で、現在連携を図って行きたいと考えている機関は、小学校が48.1%（全国平均）である。

12. 保育所が連携を図っている関係機関と協働して行っている事業

また、連携している関係機関と協働して行っている事業では、「子育て相談・援助」が53.0%と最も多く、「施設開放・体験保育」が45.6%と次いで多い。第3位は「子育て情報の提供」で38.3%である。関東地区においては、「子育て情報の提供」が45.1%、「施設開放・体験保育」が40.8%と逆転している。一時保育は全国で29.8%の保育所が実施しており、小都市Bでは39.8%と4割の施設で実施しており、高い割合を示している。

13. 関係機関との連携を行うための方法

関係機関との連携を行うための方法としては、定例会を実施している施設が全国平均で19.5%ある。最も多く行われている方法は「ポスター等による情報提供」の36.1%であり、次いで多い方法が、「研修会（28.3%）」「職員派遣（23.6%）」である。都区部・指定都市においては、定例会の開催をしている施設が31.5%ある。なかでも、都区部・指定都市の公営施設の46.2%が高い。都市規模別に見ると、公営がやや多い傾向にはあるが、都区部・指定都市以外では、公営施設における定例会開催が民営施設に比して格段に多いわけではない。

（吉田）

C. 研究員の考察

1. 吉田眞理研究員による考察

保育所保育指針が平成20年に改定され、これにそって保育の質を向上させることが求められている。さらに、同年2月に「新待機児童ゼロ作戦」において、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」がまとめられ、保育所の取り組みを国と地方公共団体が支援する枠組みが示されている。

1. 改定保育所保育指針とアクションプログラムを視点とした考察

アクションプログラムでは、保育所における保育の特性を生かした保育実践の改善・向上のために、自己評価の推進、保育実践の改善・向上に関する調査研究の推進、情報技術の活用による業務の効率化、地域の関係機関等との連携について国と地方公共団体が保育所支援を行うことを求められている。アクションプログラムは平成20年から24年までの期間に実施することが求められているが、本調査では、初年度にあたる20年度現在の状況について確認を試みた。

(1) 評価

改定保育所保育指針「第4章保育の計画及び評価 2 保育の内容等の自己評価」では、保育士等の自己評価と保育所の自己評価が求められている。保育士等の自己評価の方法は「保育の計画や保育の記録を通して」行い「子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮」しつつ、「職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深める」ことに留意しなければならないとされているが、評価にはやはり指標が必要である。そこで、国と地方公共団体は「自己評価を基盤とした客観的な第三者評価にも資するよう、保育士等及び保育所の自己評価に関するガイドラインを作成する」とされており、今後の保育所における自己評価と第三者評価の進展が期待される。この点に関して調査の結果を概観すると、地方公共団体が「自己評価の推進」をしていると答えた保育所が全国で36.9%であった。「第三者評価の推進」については全国平均で33.7%の回答であり、都区部・指定都市では61.4%と高い結果となった。なお、「情報技術の活用による効率化への支援」は少なかったが、これに関しては、「市町村は、情報技術の活用等を通じた保育所における業務の効率化のため、必要な措置を講じることが望ましい」とされており、保育所のIT化は今後力を入れるべき課題といえよう。

(2) 連携

アクションプログラムでは、保育所と地域の関係機関等との積極的な連携及び協力への支援が市町村に求められているが、連携の現状はどうであろうか。

現在保育所が連携している機関を見ると（Q 9 - 10いずれも全国平均）、保健センター（60.1%）、小学校（59.3%）、福祉事務所（49.7%）、児童相談所（46.7%）である。行政との連携をしているところは多いようであったが、アクションプログラムに例示されている「養保護児童対策地域協議会と保育所の連携及び協力への支援」は現時点では、17.4%にとどまっている（Q 6 - 2）。保育所に対して「障害児保育充実のための保育所と地域の関係機関等との連携支援（57.3%）」や「被虐待児童の保育充実のための保育所と地域の関係機関等との連携支援（45.6%）」がされていることを考えると、養保護児童対策地域協議会と保育所の連携はさらに進めていくべき事項といえよう。

また、Q 6 - 2の自由記述「その他」には「地域子育て支援、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、などとの連携・協力のための支援が必要なのに公的支援が無い」という批判も見られた。

小学校との連携については、改定保育所保育指針では、以下の点において、小学校との連携が求められている。

- ① 子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、保育の内容の工夫を図るとともに、就学に向けて、保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るよう配慮すること。
- ② 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

①にある「保育所の子どもと小学校の児童との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携」について調査結果を参照したい。小学校との連携をみると「園児と小学生の交流」が67.2%と一番多く、「卒園児童の問題についての検討」が45.1%で二番目に多かった（以上Q 9 - 9 いずれも全国平均）。情報共有に当たる「犯罪情報や不審者情報などの交換」は28.8%、感染症の情報交換は10.8%である。「職員交流」は17.3%であった。

②の保育要録の様式については、（Q 9 - 3）「検討が行われていない」が26.4%（全国平均）ある。検討しているところにおける対応機関は、園長会・保育士会での協議が24.2%、市町村の所管課22.8%あり、教育委員会や校長会は9.3%である。

また、国は未就園児の親子が歩いていける場所に地域子育て支援拠点をたくさん作ろうとしているが、その事業と保育所の連携が求められている。地域子育て支援拠点事業はひろば型、センター型、児童館型があるが、現在、保育所が連携を図っている関係機関（Q - 10）を見る

と、保育所とつどいの広場の連携は4.2%、児童館との連携は15.3%、子育て支援センターとの連携は35.4%である。子育て支援センターとの連携は言うまでも無く、つどいの広場や児童館との連携をさらに進めていくべきであろう。

(3) 健康と安全

アクションプログラムでは、保育所が子どもにとって健康で安全な生活の場となるように、以下のことが求められている。

国

- ① 保健・衛生面の対応の明確化のために保育所における保健・衛生面の対応に関するガイドラインを作成すること。
- ② 感染症や健康診断の円滑な実施等の観点から看護師等の専門的職員の確保に努めること。
- ③ 子どもの健康支援等にあたって嘱託医が十分にその役割を果たせるよう、その役割を明確化すること。

都道府県及び市町村

- ① 都道府県及び市町村は、障害児など特別の支援を要する子どもに関して、保育所と地域の関係機関等との連携が図れるよう、必要な支援を行うこと
- ② 市町村は、保育所が、要保護児童対策地域協議会や母子保健連絡協議会など地域の関係機関等と連携・協力できるよう、必要な支援を行うこと

また、保育所保育指針の「第5章 健康及び安全」において、「保育所は、第1章（総則）、第3章（保育の内容）等の関連する事項に留意し、次の事項を踏まえ、保育しなければならない。」としている。特に本調査Q6-2で質問した「子どもの健康支援」については、①子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握、②健康増進、③疾病等への対応の3点があげられている。指針では「子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握」では嘱託医と相談することや虐待が疑われる場合の通告について、「健康増進」では子どもの健康に関する保育計画の作成や嘱託医等による定期的に健康診断と保護者との連携について、「疾病等への対応」では感染症やその他の疾病の発生予防などに関連して看護師等の専門性を生かした対応があげられている。

このような健康と安全への取り組みはどうであろうか。本調査における健康と安全の取り組みについての結果に拠れば、全国平均では、「保健・衛生のガイドライン作成」は、35.5%と高くない。また、「看護師等の専門的職員の確保」についても、18.9%にとどまっているが、ア

クションプログラムにそった今後の対応が期待される。

「障害児保育充実のための保育所と地域の関係機関等との連携支援」は57.3%の保育所で「行われている」と答えており、「被虐待児童の保育充実のための保育所と地域の関係機関等との連携支援」も45.6%と多い。

健康と安全に関して施設長の責任について改定保育所保育指針「第5章 健康及び安全」では「4 健康及び安全の実施体制等」において「施設長は、入所する子どもの健康及び安全に最終的な責任を有することにかんがみ、この章の1から3までに規定する事項が保育所において適切に実施されるように、次の事項に留意し、保育所における健康及び安全の実施体制等の整備に努めなければならない」としている。このように改定保育所保育指針において施設長の責任は重く捉えられている。

(4) 施設長の責務

改定保育所保育指針では、「第7章 職員の資質向上 2 施設長の責務」において、「施設長は、保育の質及び職員の資質の向上のため、次の事項に留意するとともに、必要な環境の確保に努めなければならない」とし、保育の質及び職員の資質の向上のための施設長の責務について以下のように示している。

- ① 施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢などを踏まえ、その専門性等の向上に努めること
- ② 第4章（保育の計画及び評価）の2の（1）（保育士等の自己評価）及び（2）（保育所の自己評価）等を踏まえ、職員が保育所の課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を作ること
- ③ 職員及び保育所の課題を踏まえた保育所内外の研修を体系的、計画的に実施するとともに、職員の自己研鑽に対する援助や助言に努めること

このような改定保育所保育指針の内容をかんがみて、所長資格について本調査で聞いたところ（Q9-8）、「現状の諸資格で十分」と答えたものが最も多く50.3%おり、公営では48.2%、民営で51.7%と民営のほうが高い支持を示した。「国家資格化が必要」と答えたものは32.2%おり、公営で32.3%、民営で32.1%である。

本調査結果では、今般の保育所保育指針改定において示された「施設長の役割の明確化」（Q6-3）に取り組んでいる園は22.8%であった。

自由記述では、所長の資格要件として「社会福祉士」を望むものがある一方で、「資格要件が厳しくなると民営施設の設立が難しくなる」という意見もあった。

(5) 保育士の資質向上

改定保育所保育指針では、「第1章 総則 2 保育所の役割」において、保育士の専門性について「保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けされた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである」としている。さらに、同指針解説書においては、保育士の専門性をさらに詳しく、

- ① 子どもの発達に関する専門的知識を基に子どもの育ちを見通し、その成長・発達を援助する技術
 - ② 子どもの発達過程や意欲を踏まえ、子ども自らが生活していく力を細やかに助ける生活援助の知識・技術
 - ③ 保育所内外の空間や物的環境、様々な遊具や素材、自然環境や人的環境を生かし、保育の環境を構成していく技術
 - ④ 子どもの経験や興味・関心を踏まえ、様々な遊びを豊かに展開していくための技術
 - ⑤ 子ども同士の関わりや子どもと保護者の関わりなどを見守り、その気持ちに寄り添いながら適宜必要な援助をしていく関係構築の知識・技術
 - ⑥ 保護者等への相談・助言に関する知識・技術など
- としている。

また同指針「第7章 職員の資質向上」において、「第1章（総則）から前章（保護者に対する支援）までに示された事項を踏まえ、保育所は、質の高い保育を展開するため、絶えず、一人一人の職員についての資質向上及び職員全体の専門性の向上を図るよう努めなければならない」と、以下に留意して保育士の資質向上へ取組むように求めている。

- ① 子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した保育を行うためには、職員一人一人の倫理観、人間性並びに保育所職員としての職務及び責任の理解と自覚が基盤となること
- ② 保育所全体の保育の質の向上を図るため、職員一人一人が、保育実践や研修などを通じて保育の専門性などを高めるとともに、保育実践や保育の内容に関する職員の共通理解を図り、協働性を高めていくこと
- ③ 職員同士の信頼関係とともに、職員と子ども及び職員と保護者との信頼関係を形成していく中で、常に自己研鑽に努め、喜びや意欲を持って保育に当たること

本調査（Q6-3）では、保育士等の資質向上のための市町村の具体的取組みについて聞いている。その結果は「保育士等の研修実施」が全国平均で62.4%、次は「保育所等による保育士等の研修実施への支援」の36.4%であった。

改定保育所保育指針「第7章 職員の資質向上」では、「3 職員の研修等」で研修につい

て、以下のように述べられている。

- ① 職員は、子どもの保育及び保護者に対する保育に関する指導が適切に行われるように、自己評価に基づく課題等を踏まえ、保育所内外の研修等を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めなければならない。
- ② 職員一人一人が課題を持って主体的に学ぶとともに、他の職員や地域の関係機関など、様々な人や場との関わりの中で共に学び合う環境を醸成していくことにより、保育所の活性化を図っていくことが求められる。

研修の重要性が示されているといえるが、調査結果では「研修の体系化」に取り組んでいるとの回答は8.3%（全国平均）であった。

個々の職員の研修については、保育士一人ひとりの資質や専門性を分析し、経験年数や本人の意向等も考慮し、生涯教育としての視点を持ち、保育士の自己評価やライフステージに合わせた研修計画を立てることが求められている。その点について本調査のQ9-4で聞いているが、個々の職員の研修計画を立てている園は全国平均で「十分な計画作成（12.8%）」「十分ではないが一応作成（51.1%）」と作成している園が全体の67.9%あった。そのうち非正規職員にも研修機会を与えている園は全体の85.0%であり、近年増えている短時間保育士や臨時保育士などについても研修機会を与えている園が多いことがわかった。

個々の職員の研修実施については（Q9-6）、「行われていない」は4.4%であり、「行われている」は21.0%である。最も多い「十分ではないが行われている（68.7%）」が最も多い。研修をより十分な内容に近づけることと、研修が行われていない園における研修を実施することが課題である。

2. 自由記述に見る保育所の「今」

自由記述から現場の声を拾ってみた。

まず、子ども中心に保育を行っている保育所の姿勢が文面から強く感じられる。それとともに、現在の施策が親支援に偏りすぎていることへの批判も見られた。

- ・ 長時間にわたる保育所保育、夜間保育や休日保育、病児保育等々、これらが預けられた子どもへの影響を考える時、果たして今のままでよいのかと疑問を持ちます。社会全体がもっとゆとりがないと、ますます子どもが追い込まれていきます。そして、その子たちが親になり…そんな悪循環をどこで断ち切ったらいいのでしょうか？
- ・ 保護者への支援ばかりだけではなく、真に子ども中心に考えた政策がほしい。
- ・ 「乳幼児の健全な育成」が本来の目的であるにも関わらず、財政面とか保護者中心的な支援など子ども側に立っていないような気がします。
- ・ 親支援が必要な親が多くなっており、その親に育てられている子どもの未来を思うと不安

で不憫な思いがします。ただ預かればいいのではなく質の高い保育人材が必要になってきます。そのためには、民間にしろ、公立にしろ、十分な補助金が必要となってきます。

- ・ 民営化、幼保園など行政サイドの考えが中心で、子どもにとって本物の理念となっていない。複数園運営や定員より多く保育することは子どもにとって良いのかと考えさせられる。

地域格差への意見もあった。

- ・ 過疎地における支援センターは実績（利用者数）があげられず運営が難しい。
- ・ 中心部は待機児童がいるようであるが、田舎の園なので定員割れしている。せめて定員が集まるように市から送迎バスでも出せないか。

保育士など職員の待遇、保育士の配置基準への意見は大変に多かった。

- ・ 職員の処遇向上が資質向上に繋がる。
- ・ 年々人件費削減から非正規職員が増えている。本人が大変なだけでなく、正職員の負担も大きく、子どもへの影響も考えられる。子どもに関わる職員には安定して働ける条件を整えてほしい。
- ・ 保育士配置基準を変えない限り、良心的な保育を行っていく保育所は減っていくだろう。
- ・ 発達障害と思われる子どもが増加しており、保育士を厚く配置しなければならないが、加配には保護者の認知及び確定診断が必要であるが、それが難しい。
- ・ 保育時間が長く、書類作りで忙しい今のような状態では、楽しい保育園は不可能です。職員の待遇もよくなる。

保育指針改定への批判も多かった。その中には、理念は良いが実体が伴うように人的物的環境を担保してくれなくては、現場はつぶれてしまう、という内容が見られた。

- ・ 最低基準の見直しをしてほしい。保育指針の改定などで制度的には見直されたが、保育に当たる保育士の基準が改定にならないので、考えてほしい。
- ・ 職員配置基準を改定できないだろうか。指針をいくら変えても現実問題として一人の保育士の力には限界がある。
- ・ 保育指針改定、告示化で研修を重ねながら保育課程を作成しているが、きりきりの状態。制度は内容を担保するものになっていくのでしょうか。基本土台のところで課題山積しているのに、これ以上何を求めるのかわかりません。
- ・ 限られた保育士の中で努力項目の一つでもクリアして行こうと思っても、地域性、保育士のローテーションにより人数のゆとりがなく難しいこともあります。…あまりにも努力項目が多くなっているのではないかと思います。
- ・ 保育指針が変わり、より高度の保育内容を求められ、保育に関する事業もどんどん増えて

いる。財政面で正規職員を雇うことができず、短時間パートを増やしたり、無資格者をどんどん導入してきたり、内情はそんなに甘いものではない。

- ・ 保育指針改定で作る書類が増える。保育所で現在使っている全書類を見直す必要がある。限られた職員で勤務時間外に負担を強いて、子どもたちと向き合っていくのは限度がある。
- ・ 保育所保育指針の改定では、保育の内容をより明確にしているのは理解できますが、一方でその保育内容を実現するための人的物的環境を確保する最低基準の引き上げが伴わないだけでなく、引き下げること可能な議論をしていることに矛盾を感じる。

保育所運営の厳しさへの訴えもあった。

- ・ 保育所に対する要望ばかりが増え、逆に補助金が減っている。無理難題ばかり押し付けられている感じがする。
- ・ 補助金、運営費が減少し、仕事は増えています。努力に努力を重ね、全員が精一杯頑張っ
て今を支えています。これ以上のことは増員や専門職の配置等が増えないと無理です。

このように、自由記述からは時代の変化に翻弄されながら、努力している保育所の姿が垣間見えた。最低基準引き下げへの危惧、契約制度や市場化など規制改革会議への批判から、中には「保育園の運営は国家の責任において行ってくださいと全国の法人立の保育園が国に廃止届けを出すくらいの気概を持って対応していかないと、規制改革会議の方々は目を覚まさないのではなかろうか」という過激な意見も見られた。

1. 高橋一弘研究員による考察

1. 次世代育成支援に関する調査の背景

次世代育成支援という言葉は、2003（平成15）年に制定された次世代育成支援対策推進法の頃から使われ始め、2004（平成16）年の「子ども・子育て応援プラン」でも使用されるようになってから、次第に広まってきた用語である。それまでの少子化対策が、保育対策に偏った内容であったものを、放課後児童クラブや子育て拠点の設置に加え、働き方の見直しや、ニート対策、児童虐待防止に関する施策も含めた幅広い子育て支援とした。子育て支援を次世代育成支援と呼ぶようになり、「子ども・子育て応援プラン」にも次世代を担う者への総合的な視点が盛り込まれたわけである。こういった流れの中で、今回の保育所保育指針の改定及び告示化が進められたことにまず留意しておきたい。改定保育所保育指針の第6章「保護者に対する支援」では、子どもの最善の利益を考慮して、子どもの福祉を重視しつつ保護者に対する支援や地域の子育て家庭に対する支援に積極的に取り組むことが求められている。

一方で、児童虐待は毎年その数を増やしており、厚生労働省の統計では、平成19年度1年間に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談対応件数は、初めて4万件を突破し40,639件となった。児童虐待件数から見る、子どもと子育てをめぐる環境の悪化は着実に進んでいる。このような現状の中で保育所は、次世代育成支援にどんな意識を持って取り組んでいるのか、また、実際に虐待を受けた子どもや虐待の疑いがあり見守りが必要な子ども、その他母子家庭等のひとり親家庭や発達に障害がある子ども等特別な配慮を必要とする子どもが、実際にはどの程度おり、またどのような関係機関と連携を取っているのか調査することを目的としてこの調査項目を設定した。

2. 次世代育成支援には意欲的だが資金と人員も必要

まず、次世代育成に関する保育所の意識として、「さらに次世代育成に努力していきたい」と答えた保育所が40.7%と4割に達した。その一方で「努力はしているが現状では自ずと限界がある」という回答も31.2%と3割を占めた。この両方の意見を併せてとらえるならば、「次世代育成にさらに努力したいと意欲的ではあるが、現状のままではその限界もみえている」というのが、この調査項目から見える保育所の意識である。そして、この限界を乗り越えていくには「資金と人員が要る」というのが調査から見えてくる保育所の切実な要求である。全体の76.8%が職員配置の増加を、60.3%が補助金の交付を望んでいることがこのことを示している。ここ5年程で相次いで進められてきた財源移譲や経営の合理化は、日常の保育すら厳しいものにして来ている。その中であって、保育所に求められる、地域における子育て支援の中核的役割への期待はさらに増している。従って、今後地域の子育て支援機能を強化しようとするならば、

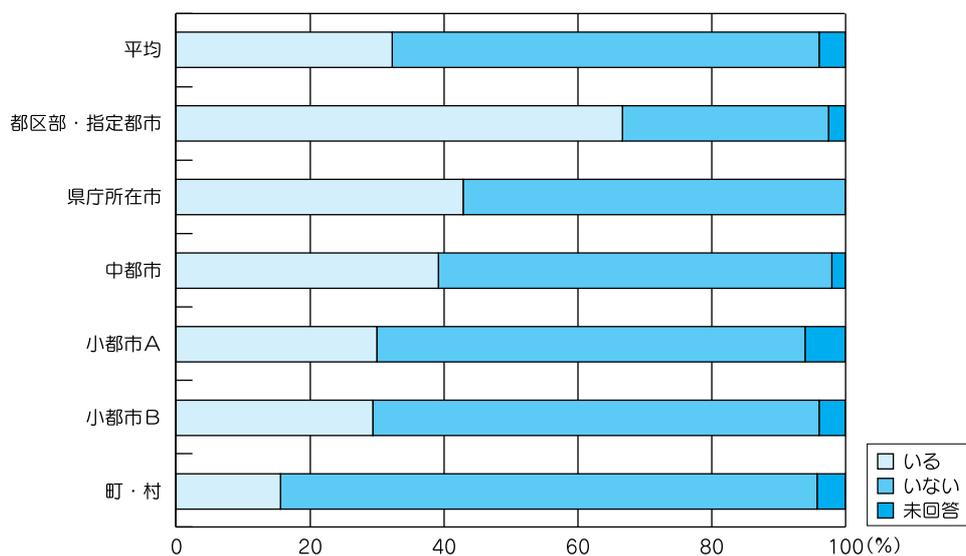
それ相応の資金の人員をつけるべきであるという意識は極めて当然の要求である。3歳児20：1、4～5歳児30：1という先進国の中でも極めて低い最低基準の人員配置の中、今回の調査によると全国の6割近い保育所が待機児解消のために定員を超過して子どもを受け入れている。このように既に限界を超えた状況にあるにも拘らず、それでも4割の保育所が「さらに次世代育成に努力していきたい」と意欲を示しているのはなぜだろうか。それは、保育所が、地域における児童福祉施設として、地域の子育ての拠点としての役割意識を既に長年にもわたり培ってきたからなのではないだろうか。しかし、相次ぐ規制緩和と経費や人員の削減は、日常保育そのものに打撃を与えており、意欲だけでは子育て支援の拠点としての役割は果たすことはできない。

3. 児童虐待防止のために配慮すべき児童がいる保育所は全体の3割

では、保育所は実際に特別な支援を必要とする子どもを、どの程度引き受けているのか。そして、どのような関係機関と連携を取っているのだろうか。

まず「児童虐待の防止に寄与するため特別の支援を必要とする家庭と子どもがいますか」との問いに全体の約3割が「いる」と回答している。この結果を所在地区別でみると、都区部・指定都市の公営保育所では66.7%が「いる」と答えており、ずば抜けて高い数値となっている。公営民営別で比較すると町・村を除く他の所在地はいずれも公営が高く、県庁所在市で42.9%、中都市で39.2%と、全体の平均より高い数値が出ている。

図：所在地区別 児童虐待防止のため特別の支援を要する子ども（公営保育所）



この結果から推計すると、全国平均で保育所の3園に1園は、既に虐待あるいは虐待の疑われる子どもを受け入れており、さらに都市部の公営保育所に限れば、3園のうち2園に、虐待

あるいは虐待の疑われる子どもが存在する状況となっていることが分かる。今回の保育所の属性調査からみると、公営保育所は民間保育所と比較して欠員である率が高く、また0歳児や3歳未満児の児童数も、民間保育所に比べて少ない分、児童虐待に関連した特別な支援を必要とする子どもを多く受け入れているという実態が明らかとなった。

次に地域の関係機関との連携状況であるが、全体の平均で実に94.2%の保育所が何らかの関係機関と連携を取っていた。主な連携先としては、児童相談所が最も多く、次いで市町村の児童家庭福祉担当課や福祉事務所・福祉課、保健センターや保健所の順となっている。その他意外と多かったのが、ネットワークあるいは要保護児童連絡協議会との答えて、これも第4位に挙がっていた。ここ数年で急いで整備が進められた要保護児童地域連絡協議会であるが、こういった虐待防止のための地域ネットワークが実際に機能し始めていることがうかがわれる。

もう一つ特徴的なのは、連携先として複数の関係機関を挙げている場合が相当数あったことだ。中には、児童相談所、保健所、町の福祉課、病院とケース検討連絡協議しているとの記述もあり、予想以上に多くの関係機関と連携を持ちながら子どもと家庭の支援にあたっている現状があった。日常保育に加えてこういった関係機関との連携や調整などソーシャルワーク業務に充てる時間と労力も相当増えることが予想される。

4. 母子家庭等のために特別の配慮が必要な子どもがいる保育所は全体の3割

次に、母子家庭等の福祉が増進されるよう特別の配慮をしている家庭の有無についてだが、「いる」が全体の平均で29.2%、「いない」が63.4%だった。所在地区別にみると県庁所在市の公営保育所に「いる」との回答が多く67.9%となっているのが特徴的である。これをどのように解釈したらよいかいくつかの可能性があるが、一つの仮説としては母子家庭等のひとり親家庭が働きながら子育てをしようとする場合、地方の中心都市は求人もある程度期待でき、求職活動がしやすいことに加え、公営住宅等も整備されており母子家庭等への優先入居制度もあって、生活の基盤が比較的整いやすい面があると推測することができる。母子家庭等の連携先としては、市の児童家庭福祉担当課や福祉事務所（家庭児童相談室を含む）が最も多く、次いで保健師、母子自立支援員、その次に児童相談所等が挙がっている。母子自立支援員を担当課や福祉事務所に含めるとこれが最も多くなる。前項の児童虐待の項目では児童相談所が群を抜いて多かったが、母子家庭等の支援に関しては市の担当課や母子自立支援員、保健師との連携がぐっと増えている。保健師は、児童虐待の項目でも、そしてこの母子家庭においても、またこの後に示す障害児の支援でも、保育所の連携先として多数登場しており、こういった特別な配慮を必要とする子どもと家庭の支援に欠かせない存在であることを改めて認識した。

5. 発達に障害があるために特別の配慮が必要な子どもがいる保育所は全体の6割強

発達に何らかの障害があるため特別の配慮を必要とする子どもと家庭に対する支援は、定員超過や経営費の削減、職員の非正規職員化などの影響がマイナスの影響を及ぼしているのではないかと予想していたが、調査結果を見ると、障害があるために何らかの配慮が必要な子どもと家庭がいると答えたのは全体の64%に上っていた。これが公営保育所に限ってみるとさらに比率は高くなり、「いる」と答えた公営保育所は71.8%（民営保育所は58.6%）となっている。児童虐待の項目でも、公営保育所が多く受け入れている実態があったが、障害児の受け入れも公営保育所が率先して行っている傾向があることが分かる。

障害児がいる保育所では、91%が何らかの関係機関と連携を取っている。連携先には様々な関係機関があがっているが、最も多かったのは「療育センター（発達支援センター、障害者センター、障害者リハビリセンター等を含む）」で、次に「保健師」「保健センター」「障害児通園施設（障害児デイサービス、心身障害児訓練施設や母子通園ホーム等を含む）」「病院」と続く。その後「児童相談所」や「教育委員会」「特別支援学校や特別支援学級」となっている。保健師と保健センターは、記述の通り分けてカウントしたが、保健師が保健センターに所属していると考えれば、「保健センター」が最も多い連携先となる。今までの連携先にはなかった学校や教育機関との連携も見られるのが障害児の場合の特徴である。就学を意識しての連携が中心と思われるが、記述から特別支援学級やことばの教室の教員から園児が指導を受けている様子がうかがわれるものもあり、卒園後の就学先としての連携だけではない広がりを感じる。また、記述の中には、病院と書いた以外にも複数の連携先を挙げたものもあり、一口に障害といっても様々な配慮を必要とする子どもがいる様子がうかがえる。また、巡回相談の活用を挙げている保育所も数園あった。こういった機関の巡回相談かは記入されていないのでわからないが、たぶん療育センターや児童相談所などが実施しているものと推測されるが、地域によってはこういった巡回療育相談を活用している姿も見受けられることから、地域における障害児療育システムがある程度整備されており、それを活用している様子が伺える。巡回相談の他にも、保育所として専門の先生に来園してもらい指導を受けているとの記述も何園か見られており、障害児に対する意欲的な支援の様子がうかがわれた。

調査票の最後に置いた自由記述からこの項目に関連する記述を拾ってみると、「気になる子どもが増えている」「言語面、生活習慣面で支援を必要とする子どもが増えている」等の記述が何人もあり、発達障害等の障害の幅も広がり支援の内容も多岐にわたってきていることが想像される。連携先でも述べたように、障害や疾病が明確で様々な配慮を必要とする子どもから、発達障害のある子ども、さらに境界線級の子どものまで、障害の幅も広がりその支援にあたっては保育所も様々な配慮をするとともに、日常保育でもいろいろと苦心しているのではないだろうか。さらに障害ということはできなくても、行動に落ち着きがなかったり、仲間といるとす

ぐに手が出てしまう子どもや生活習慣が十分でない子ども、仲間の輪になかなか入れない子どもなど、いわゆる「手のかかる子ども」も増えている状況からすると、日常における保育活動そのものも大変なものになってきていることが予想される。

6. 制度改正への対応 —保育所の選択的利用は8割ができています

今回の調査結果をみると、「選択して利用できている」が81.9%、公営民営別では公営が84.4%、民営80.2%と、おおむね選択的利用はできている。しかし所在地区別でみると、都区部・指定都市は選択して利用できているが62.2%と大幅に減少している。「その他」を回答した保育所が10.2%いた。その他の記述の中に「選択するシステムはできているが待機児が多いため希望しても希望どおりに入れない」という旨の記述が多くみられた。これらを踏まえると、選択利用する制度的基盤はできているが大都市部などの待機児童の多い地域では希望どおりにならない場合が多い、と見るのが妥当だろう。

今回の結果を平成17年度調査と比較してみると、17年度は「選択して利用できている」が85.8%、公営民営別では公営が90.0%、民営82.7%となっており、今回の調査よりいずれも高い数値だった。今回は3年前に比べて数値が下がる結果となっている。制度的対応がどの程度根付いたかを確認したいと思い設定した調査項目だったが、結果的には待機児童の多寡によりその制度的利用がままならない現状を示すものとなった。

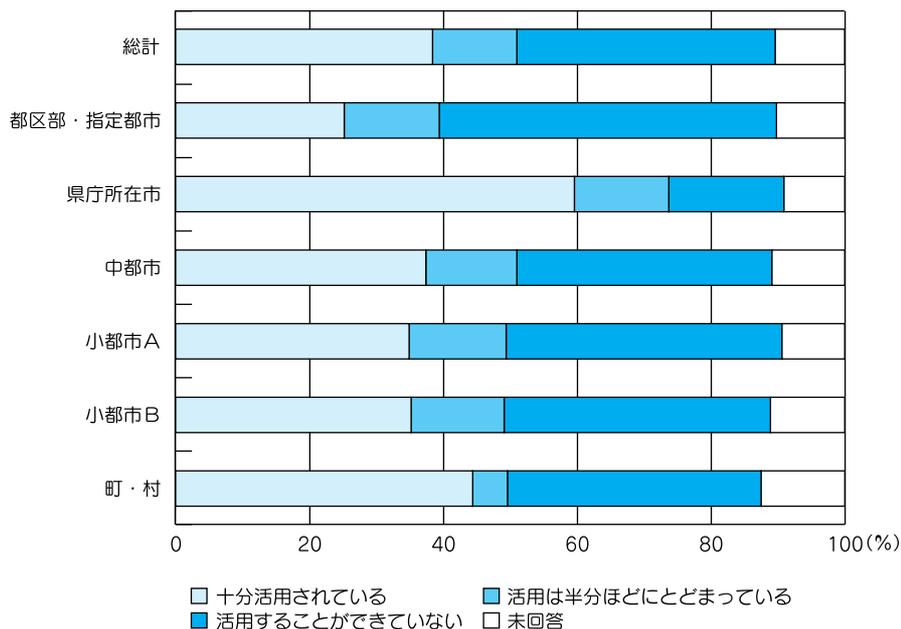
7. 入所申し込みの代行が十分活用されているのは4割弱

入所申し込みの代行は選択的利用よりも制度として根付いていない。回答の全体平均は「十分活用されている」が38.4%、「活用は半分ほどにとどまっている」12.6%「活用することができていない」が38.6%「未回答」が10.5%であった。17年度調査では「十分活用されている」が46.0%、「活用は半分ほどにとどまっている」13.1%「活用することができていない」が37.0%「未回答」が3.9%となり、前項目の選択的利用と同様、「十分活用されている」とする数値は17年度より今回の調査の方が低くなっている。この数値は都区部・指定都市ではさらに低く、「十分活用されている」は平成17年度34.4%だったものが今回調査では25.2%と数値を下げており、反対に「活用できていない」は17年度45.8%だったものが今回調査では50.4%に上昇している。この数値をどのように考えたらよいのだろうか。

まず、保育に欠ける状況は行政が保護者の申し出をよく聞いて対処する必要があり、なかなか保育所になじみにくいことが挙げられる。加えて「保育に欠ける」状況の判断も以前と比べてその理由も様々で、慎重な判断や確認すべき事柄も増えていることが考えられる。また既に見てきたとおり、保育所の定員超過の状況からすると、入所申し込みの代行の手続きまで手が回らない状況が考えられる。それに加え、待機児童の多い地域ではその調整が必要となるため

やはり行政の窓口で調整する必要がある。また、次世代育成支援に関する調査項目との関連では、児童虐待や障害のある子どもなど、様々な配慮を必要とする子どもと家庭が増えたことにより、入園時点での行政による介入と調整が必要な事例が増えていることも考えられる。

図：入所申し込みの代行活用 所在地区別



8. 選択利用に必要な情報の提供について

この設問も17年度の調査項目と同様であるが、今回調査では「十分提供されている」が69.6%、「提供は半分くらいに止まっている」18.9%、「提供することができていない」3.6%、「未回答」が7.9%だった。17年度調査の数値は、「十分提供されている」が79.5%、「提供は半分くらいに止まっている」15.4%、「提供することができていない」2.6%、「未回答」が2.5%だったので、「十分提供されている」が約10ポイントを下げている。

この数値の背景については、一般財源化により予算の削減などが進む中、市町村も十分な情報提供がしにくくなっているという経費的な要因、インターネットの活用を始めとする情報化が進む中で、保護者の必要とする情報や選択のための十分な情報をどのように捉えるのか、その視点が変わってきていることなどが要因として考えられる。

9. 全体を総括して

保育所のおかれた厳しい環境の中にもかかわらず、特別に支援を必要とする子どもと家庭に対しては、さまざまな配慮や関係機関との連携に努力している保育所の姿が見て取れた。これも保育所は地域に最も身近な「児童福祉施設」であるとの認識があるからこそ、こういった厳

しい現状の中でも誠意をもって取り組んでいるのだと理解した。しかしこのような保育所の熱意にのみ支えられた保護者支援、地域子育て支援ではもう既に限界である。切り下げられた経費と人員の削減が進む中で、改定保育所保育指針が求めるような保護者支援や地域支援を行おうとするならば、適切な予算配置と人員の増員が必要である。

保育所は、地域住民の身近に存在し、そこには子どもたちの集団があり、子育て支援を担うには格好の施設である。その良さを活かさない手はない。しかし、そうするにはやはりそれ相応の予算配分と人員配置が必要であるのもこれも言うまでもないことである。今回の調査でわかった、児童虐待防止に対する保育所の、関係機関やネットワークと連携した見守りや情報共有の取り組みも、保育所が児童福祉施設として機能しているからこそできる取り組みである。冒頭にも述べたように平成19年度に児童相談所に寄せられた虐待相談は初めて4万件を突破したが、このうち0～3歳未満児は7,422件（18.3%）、3歳～学齢前児童は9,727件（23.9%）となっており両者を合わせると全体の42.2%を占める。保育所に通う乳幼児年代が、最も虐待される可能性の高い子どもたちであることからすれば、児童虐待防止の観点からも保育所に適切な人員を配置して地域社会における子育て支援の機能を強化すべきである。これは、今後増加が予想される発達障害のある子どもに対する支援についても同様である。今後はさらに、地域にある他の子育て支援団体や機関とどの様に連携を取ってゆくかも課題となってゆくであろう。そのためにも、適切な予算と人員配置の上、現在の保育所の保育機能を充実させるとともに、ソーシャルワーク的機能を高めてゆくことが求められる。

3. 太田嶋信之研究員による考察

・ 民営化の動向

公営保育所の民営化が進んでいる、あるいは進められようとしている状況は確実に広がりを見せている。平成15年の調査と今回の調査を比較してみると、民営化の動きは全国各地の市町村で2倍～3倍にも増えている。なかでも都区部・指定都市では平成15年には26.1%であったが、平成20年度の今回の調査では86.6%（かなり移行と一部移行をあわせたもの）と大幅に伸びている。また5年前の調査において民営化の動きがあまり活発でなかった人口5万人以下の小都市Bでも10.5%から30.6%へ、町・村でも8.0%から22.2%へと大きな伸びがみられる。

このように公営保育所の民営化が急激に進行している背景には、構造改革・民間開放の推進、市町村の厳しい財政事情、保育行政上における公営と民営の適正配置計画などが挙げられるが、公営保育所の保育コストが大幅に高い現状を考えれば、民営化の動きは今後さらに活発になることは明らかであろう。

民営化の方法としては「公設民営方式」「譲渡方式」「民設民営方式」があり、以前は公設民営方式が主流を占めていたが、近年は譲渡方式による民営化が増えている。今回の調査結果でも譲渡方式が最も多かった。経営者としては、譲渡方式などの完全民営化の方が、公設民営方式よりずっと経営のメリットが大きいことは明らかである。ところが指定管理者制度が導入されるようになってから、一部の市町村で設置者を市町村、経営を指定管理者に委託する公設民営方式が再び行われている。これらの市町村では、公の財産を手放さないという考え方もあろうが、公設であることで民営化に伴う保護者や地域の反対や摩擦を回避しようとするねらいもあるようだ。

・ 企業参入の影響

平成20年12月22日に規制改革会議が出した「規制改革推進のための第3次答申」によると、保育所の制度改革と運用改善として、イコールフットイングによる株式会社の参入促進を図るべきだとしている。そのためには様々な阻害要因を早急に取り除くことを求めている。具体的には企業について、①施設整備交付金の対象とする、②社会福祉法人会計基準を付加的に求めない、③運営費の使途範囲のあり方の見直しの3点を挙げている。

企業の参入について今回の調査結果をみる限りでは、都区部・指定都市で37.0%の保育所が参入を認識しているものの、小都市A、Bや町・村では5%未満と極めて低率であり、全国平均で見ても71.2%の保育所が参入はないと回答していて、企業の参入は大都市を中心に行われていることがわかる。

しかし、規制改革会議の第3次答申で求めている制度改革や運用改善がおこなわれた場合に

は、企業の参入が加速する可能性は十分ある。なぜならば少子化とはいっても、公的資金が安定的に入ってくる現在の保育所制度は、企業にとって極めて魅力的な資金調達の手段の一つと言えるからである。

最近、企業が経営する保育所で、本業の事業が大幅な赤字を出した影響で倒産した事件は、保育関係者の中でまだ鮮明な記憶として残っている。保育所は子どもが安定した環境の中で良質な保育を受けることができる大きな家庭であり、保護者にとっても安心して預けられる場所であり、また、地域の住民にとっては育児の拠りどころとなる重要な地域の子育て支援拠点である。営利と配当を目的とする企業側からの論理だけで規制緩和を進めていった場合、児童福祉法に基づいて設置され、子どもの最善の利益を保証することを目的とした、保育所本来の存在意義を大きく変えることになる可能性は高い。

・ 民営化の課題

① 根強い民営化への反対

公営保育所の民営化計画が表面化した場合、どこの市町村でも必ずといって良いほど反対の声が上がる。保護者、職員、自治労等から出てくる反対意見としては「質の低下につながる」「若年保育士が多くなる」「保育内容が大幅に変わる」「子よりも親のニーズを優先」「職員の数が減る」「営利的になる」などが主な内容である。職員や自治労にとっては身分保障に大きく関ることであり、何とか阻止したいという考え方は理解できない訳ではない。

しかし一方で、公営保育所の保護者や職員等にとっては、経営主体が社会福祉法人であったとしても、民営化されることは、企業経営感覚で保育事業がおこなわれる可能性が高いという懸念を抱き、企業参入とあまり変わらないのではないかと、という心配や不安を拭き切れないということなのだろう。

② 情報提供の必要性

民営化が実際に行われたり、進行中であつたり、あるいは検討されたりしている市町村が増加していることで、民営化への移行状況について、ある程度把握されていることが分かる。しかし、民営化された保育所が、どのような経営主体に移管または委託されたのかという設問については、未回答が35%もあることから、市町村内での詳細な情報が十分伝わっていないことがわかる。

民営化の動向に関する情報については、社会福祉法人等を対象にして公募が行われたり、各市町村のホームページ等を通して、その経過や会議等の議事録が公開されていることが多い。しかし、よほど積極的にホームページを閲覧したり、情報収集をしないと詳しいことは分からない。保育関係者にはもっと詳細な情報を提供すべきであるとともに、施設長などの管理的立

場の人間はアンテナを高くし、情報収集に努めることが求められよう。

また、公営保育所の関係者が抱く心配や不安を払拭するためには、認可保育所を経営する社会福祉法人等の経営者は、信頼を高めるための努力が求められる。法人の理念、経営方針、保育内容、特色等の事業内容は当然のことながら、決算内容、苦情・要望への対応などの経営内容についても、積極的に情報提供や公開をおこなって、民営保育所全体の信頼を高めていかなければならないだろう。

③保育制度改革の動向と民営化

保育制度の動きについて自由記述をみると、公営民営を問わず、「子どもの立場や最善の利益」を尊重した保育制度であることを強く望む声が多い。確かに子どもの保育が全国各地で同じように保障されている現制度は、基本的には国際的にも誇れるものであると考えている保育関係者は多い。現制度についてはさらに充実させることはあっても、後退させたり、子どもの利益を損ねたりするような方向に決して向かってはならない。

ここへきて制度改革の動きが慌しくなっている。平成20年12月に第20回社会保障審議会少子化対策特別部会が出された「新たな保育の取り組み」では、現行制度と直接契約制度との中間案というものが示された。そして同月に出された規制改革会議からの「第3次答申」では、前述したように企業がさらに参入しやすくするために、規制の一層の撤廃や緩和を強く求めている。その内容には、子どもの最善の利益についてはほとんど論じられていない。「保護者の利便性」と「企業経営の論理」が最優先されているようにしか思えない。

近々のうちに保育制度改革の方向性が定められることも考えられるが、もし、直接契約へ向かうような改革、さらに企業にとって経営しやすい改革へと進んだ場合には、民営化先の経営主体に企業が参入する可能性はかなり高くなるものと考えられる。その結果、企業が主張する競争原理が働いて、保育所は保護者にとっては利便性の高い親受けする施設になっても、子どものひとり一人を大切にしたい保育、子どもの発達を高い専門性をもって保障する保育を行う施設になることは困難になるだろう。

市町村にとって民営化により財政負担が減ることは歓迎すべきことであろうが、その結果、その市町村の保育レベルの低下を招き、子どもの最善の利益が守られなくなることが考えられる。保育制度改革は、子どもの幸せ、家庭の幸せ、地域の幸せ、日本の幸せを目指すためのものでなければならない。

・公営保育所の役割

①保育と公的関与

民営化への移行がかなり進んでいるとはいえ、公営保育所がすべて民営化されるようなこと

はあってはならない。公営保育所が存在するからこそ、市町村行政が保育所運営の実態を把握することが可能なのであって、全ての公営保育所が民営化されたら、管内の保育所の子どもの実態や保護者の状況をはじめ、保育所が抱える課題や問題点などが理解されなくなる。また職員配置基準や面積基準などの最低基準についても、比較対象となる公営保育所が存在しなければ後退することもあり得る。市町村が責任をもって保育行政にあたることで、その市町村の子ども達の保育が守られることになるのである。公営の保育所があるからこそ、民営保育所にとっても運営や経営についての市町村行政の理解が得られることにもなるのである。

②不採算の保育ニーズ等への対応

また、公営保育所の役割として、過疎地での保育、障害児に対する保育などの経営的に採算を取ることが困難な保育ニーズに対しては、公営保育所が責任をもって対応すべきである。とりわけ障害児保育に関しては、いわゆる、気になる子と言われるような発達障害児の場合には、保護者が障害を認めないために障害児認定が難しく、保育士の加配が困難になっているという実態がある。そのために民営保育所では、障害児を受け入れたくても、予算措置ができないことで受け入れができにくいのが現状である。

また地域の子育て支援事業についても、公営保育所は地域の公的機関や地域内の民営保育所との連携を図り、その地域に必要な子育て支援の拠点として中心的な役割を果たすべきであろう。民営保育所と比べて公営保育所は、行政を通して関係機関と連携がとりやすいという利点があり、それを活かしていくことが必要である。

・調理業務外部委託と食育推進

①公営と民営の相違

調理業務を外部に委託している保育所はまだ少数であるものの、公営と民営を比較すると、公営保育所の方が、「すでに実施している」「計画している」「今後検討することもあり得る」のいずれも民営を上回っている。公営保育所の方が民営保育所よりも外部への委託が進行しているという結果であった。

外部委託を実施している場合、その方法については「調理室での業務委託」が公営5.5%、民営4.2%。「外部からの搬入」は公営3.0%、民営1.0%であった。外部からの搬入方法としては、記述内容によると、給食センターからの搬入が多いようである。また土曜日のみ外部から搬入するケース、幼児食は外部搬入だが乳児食は自園で調理するというケースもあった。

今後の考え方についての設問では、「全く考えていない」は公営51.2%に対して、民営77.1%と民営保育所の方が26ポイントも上回っていて、民営保育所では外部委託の考えがかなり少ないという結果となった。

保育園給食については、離乳食やアレルギー食といった個別対応が求められるために調理の外部委託が本当に適切であるかどうか、あるとしたらどのような方法が最良なのか再考する必要も出てこよう。

②食育推進強化の必要性

保育園給食の役割は、調理した食事を子どもに与えるだけではないことは言うまでもない。様々な食材の知識を習得したり、栽培を通して野菜の生長過程を知ったり、出来立ての料理を食したり、調理の過程を見る、感じる、味わうという経験などを保育に取り入れることが重要なのである。保育所では食を通じた子どもの健全育成への取り組みが求められ、平成18年には保育所における「食育推進基本計画」に基づく食育の推進を図ることが厚生労働省から通知が出ている。つまり食育の推進強化は保育所にとって欠かせない重要な保育内容となっている。

調理業務を完全に外部に委託した場合には、食育の活動や推進がどこまで図れるであろうか。単なる規制緩和や撤廃の流れを優先するあまり、食育を通しての子どもの健全育成が阻害されないように十分留意する必要がある。

・非正規保育士の増加

①公営保育所の場合

公営保育所は民間保育所と比較して非正規保育士の割合が全国的に高く、非正規保育士が50%以上を占めている保育所は33.7%、41%～50%未満が22.2%、31%～40%未満では16.7%となっていて、非正規保育士によって保育の現場が支えられていると言っても過言ではない。

非正規保育士急増の背景には、平成10年に短時間保育士が制度化されたことがある。さらに公営保育所の保育所運営費が、平成16年度から一般財源化されたことの影響も大きい。それまでも休暇・休憩要員としての短時間勤務保育士を中心とした配置基準外の非正規保育士は在籍していたが、職務内容は正規保育士とは明らかに異なっていた。しかし、現在では正規保育士と勤務時間や職務内容が殆ど変わらない上、基準保育士定数にカウントされていて、身分のみが非正規というケースが多くなっている。

②民間保育所の場合

民間保育所は公営保育所に比べると、非正規保育士の占める割合が低い上に、その割合が分散しているのが特徴である。非正規保育士が占める割合は、21%～30%が最も多く、民間保育所の16.4%に当たる。つづいて非正規保育士31%～40%が16.0%、10%未満が15.5%、11%～20%が14.9%と、公営保育所のように集中した傾向を示していない。

地域別にみても公営保育所と比較すると、民間保育所において非正規保育士が50%以上の高

い割合を占めている民営保育所はあまり多くなく、前述の通り分散した傾向を示している。これは都市区分別にみても同様なことが言える。

民営保育所における非正規保育士の割合が、公営保育所ほど多くない傾向にある背景として、非正規保育士の確保が民営保育所では困難であることが挙げられる。ハローワークや福祉人材センター等に求人広告を出しても、なかなか良い人材が得られないことが多い。そのために安定した人材確保を正規保育士に求めざるを得ないのが現状であろう。それに比べて公営保育所の場合は、市町村の広報媒体を使って幅広く求めることが可能であり、求職者としても公営ということで、安心感や安定感を覚えるのではないかと思われる。

非正規保育士が増え、そのウェイトが高くなると、人件費が抑制されて財政的にはメリットがあるものの、非正規保育士への研修体制や質の向上をどのように図っていったら良いのか、保育所全体としての人材育成に対する課題も大きい。

4. 東ヶ崎静仁研究員による考察

〔三位一体改革〕

地方分権による三位一体改革は、地方の自立（自律）を目的として、地方独自のニーズの発掘、またはそのニーズの即応性に期待している。

しかし、次世代育成支援対策推進法における市区町村行動計画（平成17年4月）は、5年を一期とする計画見直し時期に達していないなど、国の新たな事業に対して市区町村の取り組みが鈍くなっている。ソフト交付金の事業化は、三位一体改革で期待される保育ニーズの即応性はまだ発揮されていないが、これまでの少子化対策の保育サービスの拡大・拡充した実績は、市町村行政と連携したことが評価できる。少子化対策は多岐にわたり、地方独自の施策だけで解決できるか疑問もある。

〔認定こども園は未定着〕

認定こども園の設立が当初目標より少なくなっている理由は、財政支援の手薄、申請手続き、会計事務処理が挙げられている。申請手続きでは幼稚園が都道府県、保育所は市区町村、会計事務処理は学校法人会計と社会福祉法人会計と分かれており、煩雑さが浮き彫りになっている。

保育所においては導入・移行の弊害が大きい。待機児童のいる地域では敷地・施設の面積、保育単価の合算方式、人口過疎地域では定員70名の設立基準が弊害となっている。設立基準などの認定は都道府県単位としているが、判断基準の相違が出る可能性がある。

保育単価の合算とは、保育所60名と幼稚園30名の認定こども園の場合、60名定員も保育単価90名单価となってしまふ。現行の保育単価30名刻みでは大きな減収に繋がるなど財政面でのリスクが伴う。認可移行ができない地域では「認定」だけで、幼稚園部分の公費助成が受けられず、保護者軽減もできない。

幼保連携型は幼稚園・保育所それぞれに責任者（園長）が必要となっており、同一敷地の場合は責任分担の明確さなど、混乱を招く恐れがある。事務処理では記録などの書類に関して幼稚園用の整理、保育所用の整理が必要となっており、様式の統一など簡素化が求められる。保育所での導入・移行の弊害を改善することが急務ではないだろうか。

〔地方では少子化が進行〕

今回の調査においての定員充足状況は、889施設回答を得た中で全国平均502施設（56.5%）が定員超過、しかし、348施設（39.1%）が定員割れとなっている。定員超過は都市部の60～70%に対し、小都市B、町・村では50%以上が定員割れとなつて、地方では少子化の進行が早まっている。

こうした中で待機児童がいる都市部の保育所では、児童館・子育て支援センターなどもっと多くの保育サービス機関が提供しなければ対応できないという。一方、子どもがいない地方では少子化の深刻さが増し、待機児童がいる地域からバス送迎などで、待機している子どもの入所が出来ないかという意見もある。このように都市部と地方で保育所の状況が変わってきている。

今後は第2次ベビーブーム（昭和46年～49年）世代の親が間もなく40代に差しかかり、出生数の増加は期待できず、今後ますます地域における状況の格差の広がりが予想される。待機児童対策及び人口減少地域で、社会福祉法人等が家庭的保育（保育ママ等）等を活用した保育を機能させることで、安心かつ安定した提供ができる。施設型保育所だけでなく、効果的な機能を検討することが必要である。

【保育所入所要件の見直し】

保育所では、規制改革・地方分権が求める改革は予算（財源）削減の目的が大きく、現在でも低い保育所関係予算が削減されることには共感できない。介護サービスは直接契約によって質が低下し、福祉事業者の倒産・急激な撤退等が相次いで出現しており、市場原理に基づく直接契約は競争を激化させ、保育の質の低下に繋がるとしている。

現在の「保育に欠ける」保育所入所要件は、親の就労など家庭事情が前提となっている。しかし、これからの子ども・子育て家庭すべてに対応するために、子どもの育ちを保障する観点を加えた要件が必要である。兄弟姉妹がいない、近隣に遊ぶ友達がいないなど子ども同士が育つ（遊ぶ）機会が欠落、児童虐待が増加している中で、子どもの育ちを保障する状態が要件として明文化されていない。

また、「保育を必要とする」という文言に変更するという見直しもある。「必要」とした場合は誰もが利用対象となるが、親の都合によって優先利用されることが危惧される。親の就労が不定期で子どもの生活が毎日変わり、生活リズムの確立が困難になることは、子どもにとって不利益が生じる。「保育を必要」と見直す場合は、就労形態を問わず一定日数の就労、保育を必要と見なすことが出来る場合、1ヶ月単位の利用を可能とすることを検討して欲しい。1時間単位、半日単位など預かり的利用ではなく、子どもの不利益については保育所利用で子どもの育ちを保障することを望みたい。ただし、育児休業中、自分で子どもを育てたいとする場合の一時保育・子育て支援などの選択肢は必要である。

【直接契約について】

各保育所では待機児童がいる地域、定員割れしている地域と状況が大きく変わってきている。直接契約の利点は、利用者の希望に対して即応できる、保育料の遅滞・滞納に効果がある、近

隣保育所との切磋琢磨によって資質向上に期待できるなどある。しかし、欠点は、手がかかる子・滞納者の排除等、保育所の都合による判断によって、現在の児童福祉を優先している施策とかけ離れる恐れなどがある。

自由勝手に契約して入所させる市場原理の直接契約ではなく、市町村が関与しつつ利用者と保育所が向き合う仕組みも検討すべきだろう。

【面積基準の見直しは問題】

保育所最低基準には子どもの保育室の面積、職員配置、給食室の必置等がある。給食室については外部委託が可能とする見解が既に示されている。保育室の面積について、国基準に対し、地方裁量（認証保育所等）でも問題ではないとする意見がある。

国基準の1歳児の 3.3m^2 ($1.65\text{m}^2 + 1.65\text{m}^2$) に対し、認証保育所等は避難など安全面から 2.5m^2 以上 ($1.65\text{m}^2 + 0.8\text{m}^2$) で保育士の動線は確保できるとしている。しかし、子どもの育ちの観点から、ハイハイや遊ぶスペースが狭くなると子ども同士がぶつかり、トラブルが多くなって、この年齢の落ち着いた育ちの弊害となる。都市部における待機児童を解消するためには重要な手立てと思われるが、国としての全国一律の基準に変更することは問題がある。

【人件費の増額が必要】

保育単価は概ね8時間の保育時間を試算しているが、延長保育の特別保育事業化と共に保育所の開所時間が11時間と変化した。しかし、保育単価の試算は変わっていない。保育所ではローテーションなど創意工夫によって対応してきたものの、小規模な保育所では朝夕の2名以上の職員配置に苦慮している。

また、保育所は待機児童解消ために年度途中入所受入れ対応として、年度当初から職員の余剰人員を配置している。その財源は現行の保育単価から捻出しており、国の試算をさらに下回る職員給与の水準になっていることも付け加えたい。

保育所最低基準における職員配置は、0歳3：1、1～2歳児6：1、3歳20：1、4歳以上児30：1となっている。子どもの自立が遅くなっている現状があり、例えば3歳児でオムツが外れていない園児が珍しくない。2歳児と同様の援助が必要となっている。共働き世帯による家庭での訓練不足などが影響しており、育児能力の低下が要因として考えられる。2歳児6：1から3歳児20：1への急激な職員配置基準は保育士の負担となっていることから、配置基準の見直しを検討すべきである。

現在の保育士給与の国試算は勤続7年程度で、保育士の年収は360万円に満たない。全職種における全国の年収平均30歳で461万円に対して保育士の給与は低い水準となっている。今後ますます子育て支援が求められ、多様な保育ニーズに対応するには保育士としての経験豊富な

人材が必要となってくる。一人親家庭が増加している中で、男性保育士の役割が貴重となっている。しかし、現行の試算水準では職員確保が困難となっており、人件費全般的な見直し又はキャリアアップ制度を確立するなど、給与水準を見直して人材確保を図らなければならない。

【まとめ】

従来は家庭の養育力が前提で、保育所・幼稚園が乳幼児教育を担当してきた。しかし、兄弟が少ない、核家族化の中で育ってきた親、さらに今後女性労働力が期待され共働きの増加が予想される。子どもとの触れ合いの時間が短くなるなど、今後の家庭養育力の低下は避けられない。子どもの保育に併せて、仕事と子育ての両立支援、親としての成長支援が求められ、「新しい保育サービス提供の仕組み」が必要となっている。

認定こども園は、制度としては幼稚園が導入しやすく、サービス内容では保育所が導入しやすい。双方の弊害を取り除き、地域の事情により保育園・幼稚園・認定こども園を設置者自らが選択できる仕組みが必要である。社会で安定した信頼ある保育サービスの提供が重要で、それを担うのは保育園に加えて幼稚園を取り込み、安易な民間参入の乱立防止に向ける必要がある。

21世紀型の乳幼児施設とするなら、官民共に連携し、利用者ニーズが反映しやすい新しい制度を構築しなければならない。しかし、少子化対策はすべての子ども・子育て家庭を支援しなければならず、現在公費投入の対象とならない子ども・家庭も含まれることから、「未来への投資」とする財源の増額が不可欠となる。

少子化は「労働力不足」、「消費能力が落ちる」と表現し、海外からは「国力が落ちる」という表現に変わってきている。社会全体が危機感を持ち始めており、国としての役割、地方の役割を明確にして国がイニシアチブとることが重要である。

5. 鷲見宗信研究員による考察

次世代育成支援対策の実施状況

次世代育成支援対策は平成17年から27年にかけての時限立法である。法の趣旨はこの10年間により子育ての環境を整備し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るための対策を行うことにある。そしてその基本理念は「保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする」となっている。

この基本理念に基づいて児童福祉法に第21条の8が設けられ、子育て支援の具体的な事業が明記されたのである。その事業の内容を見れば、次世代育成支援対策の中核を担うのが保育所であることは明らかである。

本研究調査では継続して各保育所の地域子育て支援事業の実態調査を行ってきた。各保育所の取り組みの実施率を調べると同時にその抱えている問題点を明らかにし、さらなる取り組みにつなげていくための基礎資料としていくためである。

保育所の子育て支援事業

今回の調査では子育て支援事業の10事業の内、実施率の高い事業は「一時保育事業」47.5%、「地域子育て支援センター事業」29.1%、「集いの広場事業」21.5%、「ファミリーサポート事業」12.6%、「一時預かり事業（産褥期ヘルパー等）」11.9%であった。逆に最も低い事業は「家庭的保育事業」2.1%であった。

公営・民営の差で見ると「一時保育事業」は民営が約15ポイントほど実施率が高く、「地域子育て支援センター事業」は同じくらいの実施率であり、「集いの広場事業」は公営が約10ポイント高、「ファミリーサポート事業」は公営が約10ポイント高、「一時預かり事業（産褥期ヘルパー等）」はほぼ同率であった。

所在地区別ではその都市規模ごとの特徴が現れていた。各事業の実施率では小都市A（5万人以上15万人未満）が最も高く、次いで中都市（15万人以上で指定都市、県庁所在市を除く市）、県庁所在市、町・村、都区部・指定都市、小都市B（5万人未満）の順であった。全体の傾向としては人口5万人を基準に人口が増えていくと各事業の実施率が高くなり、人口が減ってくると低いという傾向が見られた。子育て支援事業は地域の子育て家庭に対する支援であるが、各保育所の所在する地域によっては利用者数が見込めないためセンター的に一カ所でまとめて実践している例も見受けられる。また保育所外に保育士を派遣する形の事業、家庭訪問支援事業や家庭的保育事業は実施率が低かった。

自由記述回答の中でも地域によっては保育士の確保に大変苦勞されている意見が多数見受けられた。研修会等でも意見が聞かれるが、人口の少ない地域では保育士の人数がそもそも少なく、人口の多い地域では職員の処遇、主に給与面から他の職種へ進まれる保育士の確保が難しいという意見であった。地域によって子育て支援事業の実施方法は多様性が出てくるのは当然であるが実施を担うのは各保育所の保育士等職員である。家庭訪問支援事業や家庭的保育事業等の保育士派遣方式の事業については職員の加配等の制度変更がない限り今後とも実施率の向上は見込めないと考えられる。

認定子ども園の子育て支援事業

平成18年よりスタートして認定子ども園にも保育所と同じく法定子育て支援事業の実施が求められている。その事業内容は認定子ども園法第3条及びその施行規則の第2条に定められている。認定子ども園法に基づく子育て支援事業の実施率では「保護者からの相談」17.8%、「保護者の疾病」13.6%、「連絡及び調整」2.6%、「民間の団体若しくは個人」5.2%という結果であって全般的に保育所と比べ高い実施率ではなかった。特に地域との連携や情報提供といった部分の取り組み率は高くはなかった。

認定子ども園は平成20年4月1日の段階で全数が229園である（幼保連携推進室ホームページより）。平成19年8月1日段階が105園であったから、約倍以上に増えた。現在のところ、保育所の実施している子育て支援事業の方が量的には多く実施されている。認定子ども園はスタートしたばかりであるので子育て支援事業を質量とも十分に行っていく体制でないことは推測される。しかし認定子ども園は東京都の認証保育所等と共に多様な保育サービス提供の一環として位置づけられている。現在の所、保育所がその実践量から地域の子育て支援の中核を担うという根拠がある。しかし、今後認定子ども園が多様な保育サービス、地域子育て支援事業に乗り出すことになると、保育所が地域子育て支援の中核を担うという根拠が失われる。財政上のさらなる支援があれば容易であるが、それが見込めない現在においては、運営的には苦しくとも着実に地域子育て支援事業を実施していくことが必要であると考えられる。

保育所保育指針の改定と保育所の協働・連携について

今回の調査では、保育所保育指針改定による小学校との連携や保護者支援・地域子育て支援の実際について確認を行っていった。以下では保育所保育指針の改定について、調査結果を基に考察を進めていきたい。

保育所保育指針の改定

平成20年保育所保育指針が改定され、平成21年より施行されることとなった。前回の改定が

平成12年であるため、8年ぶりの改定となった。改定の背景については厚生労働省編の「保育所保育指針解説書」の中で次のように記されている。

改定の趣旨について、子どもの生活スタイル・リズムの変化や保護者の育児不安・虐待などの問題と共に以下の5点を上げている。

- ①地域における子育て支援の活動が活発になる中で、保育所はもとより多様な支援の担い手など地域の保育・子育て支援の資源が蓄積されつつあること
- ②延長保育や一時保育などの保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの普及が進むとともに、保育所職員と保護者との適切な関わりが求められていること
- ③平成18年に保育所と幼稚園の機能を一体化した「認定こども園」制度が創設されたこと
- ④同じく平成18年に改正された教育基本法において幼児期の教育の振興が盛り込まれ、就学前の教育の充実が課題になっていること
- ⑤仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が求められる中で、働きながら子育てをしている家庭を支える地域の担い手として、保育所に対する期待が高まっていること

以上のような背景により指針は改定された。その特徴は以下の点にまとめられる。

- ①大臣告示化による最低基準としての性格を持つこと
- ②就学前までの子どもの発達を踏まえた養護と教育の一体化された各保育所独自の「保育課程」の作成
- ③「保育所児童保育要録」の活用等、小学校との連携により連続した子どもの育ちを保証すること
- ④保育所の特性を生かした保護者の養育力の向上及び地域子育て支援への取り組み
- ⑤指針で求められている保育を行うための保育所職員の資質向上

上記の5点について今回の調査結果を踏まえ考察を行っていく。

保育所保育指針の大臣告示化

第1点は、改定の最も重要な点である。大臣告示化されたことにより、保育所保育指針は保育所の保育に関する最低基準となり、今後指導監査の対象（「保育所保育指針解説書」では指針の内容は、①遵守しなければならないもの、②努力義務が課されるもの、③基本原則の3段階があるとしている）となったのである。

保育課程について

第2点は、保育課程の作成についてである。現在平成21年4月までに間に合うよう各保育所で取り組みが行われている。従来の指針と異なり、改定された指針の「保育のねらい及び内容」は各年齢別に分かれているわけではなく、そのまま活用することが難しい。その基本的内容をもとに各保育所ごとの保育の内容について、発達の段階を踏まえ養護と教育の一体化された保育の独自性を踏まえた保育課程を作成していくことが求められている。

改定された指針では養護については「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである」とし、教育については「子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であり、「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域から構成される」としている。

養護と教育が一体化された集団での保育こそが、保育所の独自性であるといえる。また養護と教育が一体化しているからこそ、24時間または6年間という時間単位の中で子どもの発達の状況が見通せるからこそ、保護者の支援・地域の子育て支援が行えるだけのキャパシティを持つことが出来るのである。今回の調査の自由記述においても、保育制度の改定に対し、主に予算面から不安視する声が多数見受けられた。現状の保育制度の改定は今回の自由記述の意見に見受けられているように予算面の抑制の意図が見受けられる。その背景には保育の独自性が養護と教育が一体化された就学前の子ども達の発達をしっかりと保証していく事であることへの理解が不足しているためと考えられる。各保育関係団体はこの点について規制改革会議等に意見を出しているがしっかりと受け止めてもらえないのが現状である。そこで各保育所が養護と教育が一体となった保育課程を備えることにより、保育所の活動が代替のきかない就学前の子ども達にとって必要な施設であるとの根拠・認識をもてるように養護と教育の実践理念背景を持って保育所の活動を続けていくことが必要となってくる。

小学校との連携について

第3点は、小学校との連携である。現在は行われないこともあると聞くが幼稚園では小学校に対して卒園児の指導の過程及び結果などを記載した指導要録が送付されている。改定された保育所保育指針では小学校との連携について第4章において述べられている。その中に「子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること」と記載されているのが「保育所児童保育要録」である。

今回の調査結果では問9-1～3の設問で「保育所児童保育要録」に関する確認を行っている。現状において「保育所児童保育要録」に該当するような育ちに関する記録が記載された小学校への送付書類について、「作成している」24.3%という結果であった。小学校への申し送

りについて、何らかの必要性を感じている保育所は約90%に及んだ。また書類は作成されていないが口頭での申し送りを行っているという回答した保育所も多数見受けられた。「保育所児童保育要録」の準備に関しては何らかの形で準備を進めているという回答が約75%となり、現在検討準備中という回答も多数見受けられた。

「保育所児童保育要録」については自由回答の意見の中に個人情報保護法に違反するのではないかという不安視する意見や就学前教育の強化として保育所保育への悪影響と捉える意見も見受けられた。しかし前述したように保育所の保育は養護と教育の一体化にあり、就学前の子どもの一貫した成長発達を保障することにある。そして、その教育の内容は「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」の5領域であり、その点については従来の指針と変更はない。従って成人する前の子どもという存在に対し、18歳までの長い期間によって社会的存在として、自我同一性を持つ存在として、その成長発達を保障するという視点から見れば、就学前教育の過度の推進という恐れは軽減されると思う。

問9-9では小学校との連携の取り組みについて確認を行った。選択肢の「卒園児童の問題についての検討」は45.1%と「園児と小学生の交流」67.2%に次ぐ高い回答結果であった。現実の問題として保育所と小学校の子どもの成長発達に関する連続性の保持は必要な取り組みとして行われている。「保育所児童保育要録」に代表される小学校との連携は、その連続した成長発達を保障するという事なのである。「保育所児童保育要録」に就学前の必要な発達の状況についてしっかりと記し、申し送りすることこそが重要である。またその内容は子どもの成長発達を保障するために作成される書類であり、成長発達を保障する業務に就く関係者の間でのみ使用される書類であるため、個人情報保護法の違反には当たらないと思われる。

保護者への支援と地域子育て支援について

第4点は、保護者への支援及び地域子育て支援についてである。保護者への支援の必要性については厚生労働省編の「保育所保育指針解説書」の改定の背景の項において「不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の増加などが指摘されています。」と述べ、また家庭との連携の項で「保育は保護者と共に子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして行わなければならないとしています。保育所での保育が、より積極的に乳幼児期の子どもの育ちを支え、保護者の養育力の向上につながるよう保育所の特性を生かした支援が求められています。」と記されている。

また地域の子育て支援においても同書に子育て支援の項で「地域の様々な人や場や機関などと連携を図りながら、地域に開かれた保育所として、地域の子育て力の向上に貢献していくことが、保育所の役割として示されています。現代では身近に話し相手がいなかったり、安全な

遊び場がなかったりなど、子育て家庭が孤立しているといわれる中で、安心・安全で、親子を温かく受け入れてくれる施設として、保育所の役割はますます期待されています。さらにまた、保育所の子育て支援は、児童虐待防止の観点からも、重要なものと位置付けられているといえるでしょう。」と記されている。

延長保育や一時保育等法定子育て支援事業について、児童福祉法では保育に支障がない限り取り組むこととされている。また改定された保育所保育指針の中でその必要性について明記されているが、その実施については「努力義務」の段階とされている。その子育て支援事業の補助額については本調査の問3-1～3について設問を行っている。問3-1「三位一体改革の動きの中で市町村における運営費・補助金を含めた全体的な保育所費用について」という設問に対し「減額された」53%となった。所在地区別でみると小都市A・小都市Bは共に60%が「減額された」と回答している。また問3-3「三位一体改革で減額になったもの」という設問では「特別保育事業及び単独の補助金が削除・廃止された」37.1%という結果であった。子育て支援事業に関する補助の削減は実施における大きな障害となる。また現在の不況が平成21年度予算に影響を及ぼす事を考えると来年度は更に厳しい事業運営が予想される。

職員の資質向上について

第5点は、職員の資質向上である。職員の資質向上については第7章に記されている。職員の資質向上について効果のある取り組みとして、職員研修が行われる。

職員研修については問9-4～7の設問で確認を行った。研修計画については約65%の保育所で作成が行われていた。また非正規職員に対しても85%の保育所で研修機会が与えられていた。問9-7では研修が十分に行えない理由について尋ねた設問である。「補助金等の削減による研修費の削減」41.0%、「職員配置に支障を来すため」64.1%、「研修の時間がとれないため」59.0%という結果となった。「研修が必要ないため」の回答はゼロであった。「補助金等の削減による研修費の削減」については公営44.0%、民営35.7%と公営保育所の回答率が高く、「研修の時間がとれないため」の回答は公営52.0%、民営71.4%と民営保育所の回答が高かった。公営保育所では予算が無く研修機会を失い、民営保育所では研修に出せる人員の余裕がないという問題が明らかとなった。しかし回答件数は全回答39件であり、研修についてはその重要性が認識され各保育所で苦勞しながらも行われている現状も確認ができた。

保育士が行う保護者支援や地域子育て支援はソーシャルワークである。近年では保育ソーシャルワークとして家族援助、育児能力の向上を目指す技術について目が向けられている。児童福祉法第48条の3には次のように記されている。

保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の

提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

2 保育所に勤務する保育士は、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

以上のように、保育士には相談援助を行うための知識技能の習得が求められてきている。

育児の相談を受ける際、一回で解決されたという経験は少ないと思われる。その問題を起こす要因について、保護者が持つ問題について確認を行い、必要があれば他の機関、例えば親の会や子育てサークル、家庭児童相談室等とも連携する必要もある。問9-10の設問では、保育所が現在連携を行っている機関について確認を行った設問であるが、「関係機関との連携を図っていない」は2.4%であり、大部分の保育所は何らかの機関と連携を行っている。これが保育ソーシャルワークを実践していくための社会資源であり、保育所や保育士がそれらの業務を担うことができる可能性が十分にあることは調査結果からも明らかである。それらの業務をこなしていくことは保育士にとって過度の要求であるという意見も自由記述に見られるが「子どもの最善の利益」という視点から見ると避けて通ることはできない業務であることも明らかである。

研修については発達障害に関する研修の必要性についての意見も見受けられた。発達障害に関しては子ども自身も保育所という集団生活の場面で自分の行動がうまく選択できず問題を抱えることもあるが、保護者もどのようにして良いか分からず問題を抱えてしまうケースが多い。つまり子どもの問題を解決することは保護者の問題を解決することにつながるのである。

まとめ

現在、社会保障審議会少子化対策特別部会（以下、部会とする）では保育制度についての検討がなされている。平成20年12月の第20回社会保障審議会少子化対策特別部会が開催され「社会保障審議会少子化対策特別部会第1次報告（案）」（以下、第1次報告とする）が示された。部会では保育制度改革についても論じられているが、改革に至る現行の保育制度の課題としてあげられている問題に対し触れながらまとめを行いたい。

部会において取り上げられている問題を要約すると以下の2点である。

- ①保育を必要とする人が保育を受けられない
- ②必要としているサービスを受けられない

第1の点は、保育の実施の主体が市区町村にあり、保育にかける要因がなければ保育を受け入れられないということ。また認可の権限が都道府県にあり待機児童が多い市区町村もしくはは客観的に要件を満たしている事業者の申請がなかなか認められないこと。会計基準の摘要や社

会福祉法人以外へのハード交付金の手当が無く新規参入を阻んでいること等があげられている。

第2の点は、保育所入所の要件を市区町村が定めているため、短時間などの女性の労働進出を妨げ、財政上の問題から保育が制限されてしまうこと、従って入所の要件については国で定めることを求めている。また開所時間や日数によりサービスが区切られているため、その時間以外の認可保育所の利用ができないこと。保護者と保育所の直接契約でないため必要な保育サービスが受けられないこと。

以上の2点の問題の根底にあるのは第1次報告の中でたびたび触れられている保育に関する財政問題である。日本保育協会でも、問題の根底にあるのは保育財源の不足にあるという点を主張している。今回の調査報告においても、多様な保育サービスのニーズがない地域も見受けられたが、基本的には、運営財源の手当があれば担当職員を配置し、多様な保育サービスを提供することが可能であろうと思われる。第1次報告でも、1兆円の保育財源が公費として投入されているために、保育を必要とする人に保育が提供されるべきであるとしている。しかし、保育が必要とされる人すべてに保育を提供するための財源の計算が行われていないため、保育関係者は各保育所への財源の切り下げられた上で、多様な保育サービスの推進が推し進められるのではないかと危惧しているのである。保育所の経費の8割は人件費である。保育財源の削減はそのまま人件費の削減につながる。保育所保育指針の改定により、保育所は、養護と教育が一体となった就学前の子どもの成長発達と子育て家庭を支援していく組織となっていく。その土台が保育所の保育士である。特別部会にはその保育士の重要性についてはっきりと述べられている。多様な保育サービスを保育士が十分に行えるような財政支援を踏まえた第2次答申が出されることを望んでいる。

D. 総合的考察と展望

野坂 勉 研究員

改革対制度本来の施策構築

平成18年12月25日、制度改革・民間開放推進会議は、第3次答申において児童福祉制度のもとでの保育施策に関し、その政策転換を求めたのである。すなわち、「保育に欠ける乳幼児」の公的責任に基づく保育の実施を、救貧的、かつ公的扶助的な一方給付的性格を強く持つとし、これを一般政策に移すべきだとしたのである。ここには既に成立をみた認定こども園—保育所と幼稚園の併合的施設に収斂させるとする、政策的意図のもとで提起されたのである。

そして、当初からの保育所を保護者との直接契約と保育所への補助から、バウチャーの採用などによる保護者への直接補助を、導入すべしとするものであった。

これが平成19年5月30日、その名を規制改革会議と改めて、第1次答申として、選別主義的保育施策を、普遍主義的な保育サービスに切り換えるべきだとする考えと共に、保幼一元化をはかるとしたのである。すなわち、保育所を中心とする保育施策からなる保育制度（包括的な児童福祉制度の1部門）に、市場競争原理を導入し一般政策化するとしたものである。

この一連の規制改革会議の答申は、政府として最大限尊重するとした内閣の決定（平成13年12月18日）を経て、規制改革推進3か年計画として達成の目標年次と措置内容を策定、これを閣議決定としてロードマップ＝作業行程が進むことになっている。

ただこれまでの改革作業においては、平成9年の児童福祉法改正に当たって両院の厚生委員会が付帯決議をしたにもかかわらず、保育所運営費が削減されている。あるいは児童福祉施設の設置者として、最低基準の遵守ならびに向上をはかる義務にもかかわらず、認可外施設を奨励し、ダブル・スタンダード＝2重基準を運用、ないし低下を公然化させるなどしている。これが地方自治体に児童福祉の全機能を移譲するに至った地方分権の本体だとすれば、公的責任を放棄する裁量と権限を得たのかが、問われるべきである。

いずれにしろ、改革の名のもと、法定義務が軽んぜられる行政の拡大は、立法府の意思に反することでもあり、事案として司法の判断を求めることを誘発するであろう。わが国は三権分立によって統治されるが、行政には謙抑制を憲法は要求していると考えるのが、至当である。改正が、立法府本来の意思を十分反映しているかも含め、問題とされる。今日、保育制度の改廃という危機的状況にあるのは確かであり、議論が根本的になされるべき事態におかれている。

I. 制度改革の施行実態

わが国の保育制度は、児童福祉法に基礎を置き、児童育成の責任を果たす児童福祉施設とし

て、その運営に市町村が関与する保育所を中心とする制度として存在する。

保育所が、乳幼児の成長発達を社会的に保障する保育制度として存在するのは、保育を必要とする成長環境条件に欠損や障害が発生した場合、補填する事を第一義的に求められるからである。

今日、児童養育を果たすべき家庭の扶養能力の低下、乳幼児虐待を惹起する保育能力の欠如、核家族化からくる地域社会での孤立感と養育不安、そして男女共同参画社会が押し出される中で女性の労働の生涯化の進行、それに伴う子育てと仕事の両立を可能にする保育供給などは、社会のインフラ＝下部構造として整備する必要がある。

かくして乳幼児保育が置かれた制度環境は、多様化し、重層化する保育ニーズをシステムの解決する事が求められるのであって、制度統合を図り、かつ市場化して効率的な仕組みにする事で達成される程、単純な問題状況にはないのである。

1. 制度改革の進行状況

保育所の制度改革は、第2次大戦後に確立された国家責任主義と、それに基づく公立施設優先の原則、措置制度からなる公立保育所が、民間保育所と比較しコスト高で、経費がかかり過ぎるとする地方自治経営学会の主張と、保育料の徴収で保護者に支払い能力がありながら、負担を免れる応能主義原則の不徹底が上乘せ福祉になっている、とする貝塚レポート（昭和60年2月）＝財政当局の指摘などから、民営化論が推進をみたのである。

これが今日、二重行政（保育所＝厚生労働省、幼稚園＝文部科学省）の打破と、民営化の徹底と、契約による市場競争原理の導入という規制改革会議の答申からくる制度改革となっている。

(1) 公立保育所の民営化

52.1%と半数の地域で移行している。これは、保育サービスの提供体制改善のため、民間委託を活用するとした「平成13～15年計画」の重点事項の改定とされた初年度42.3%で、その後10ポイント程、上昇している。地域的には西日本が高く、また中都市以上の都市部は60%以上、特に都区部・指定都市の大都市では90%近くに達している。

この民営化は、公立保育所のコストが高くつくという事から始まり、特に大都市部で需要に追いつかない、そして安い経費で供給できる事が理由とされ、急速に進められているものである。

かかる中で、60%程は社会福祉法人が経営主体として民営化を担っている。あと5%を挟んで、企業と学校法人が位置している。なお、社会福祉法人の占有率には地域的に14%幅がみられ、大都市部ほど、占有率は高い。企業は関東を中心とする大都市部で20%近くに達している。

この公立保育所の民営化は、発火点であった民間保育所、すなわち社会福祉法人に任せたほうが、コストが安くなるだろうという期待を抱かせるものとなっている。ただ規制改革会議が望んだ企業の進出は、満足すべきものとはなっていない。

問題なのは、認可要件の確保や、最低基準をクリアするなどを参入障壁というのかである。まずは社会福祉法人が、企業に比べて資産能力などにおいて勝った存在であるとは考えられず、また経験において差があるとして、どんな分野に進出したにしても、それを不振の理由とする事はナンセンスだからである。要するに採算の問題であって、端的に進出が大都市部に限ってみられている事に表れている。

そして企業の参入問題は、東京都の認証保育所をはじめとする府県は、最低基準の引き下げによって促しているが、経営情勢を反映し倒産閉鎖の発生、あるいは園庭の未充足な状態などにより、園外保育の引率中、交通事故に巻き込まれ死傷事件が発生するなどは、大人が品質不良食品、危険玩具を与える以上に結果を招いた責任が問われるべきであろう。

今のところ株式会社など企業が参入計画をねっているのは3%に満たない。民営化の実体として、施設の譲渡方式と、公設民営方式が46.5%と約半数となっている。公設民営方式の数値は、経営の見通し、経営能力を見極める時間を設定する指定管理者制度が導入された結果であろう。なお、公立保育所の統廃合などの結果として、民営化保育所を新設するといった形態は、10%程みられる。

これら民営化の現状について、アンタッチャブルで判断停止など回避するD・Kグループ35%となっている。これは実態把握において、暗数として無視できないが、動向を左右するというよりも、大勢に流されていく存在とみて良い。

(2) 改定基準への移行

保育所の児童福祉施設としての最低基準は、規制緩和の対象とされてきたが、これが本格化したのは、平成13年7月、待機児童ゼロ作戦によってであった。それが平成14年9月、少子化対策プラスワンを通して、次世代育成支援対策推進法（以下、次世代育成法と略す）と共に、基準改定の施策化が進む事になる。

そしてこれは、政府の「経済財政」、「規制改革」、「地方分権」の諮問ならびに勧告機関が、保育所の市場への開放を訴えて最低基準の切り下げ、ないし改廃を求める意見具申、あるいは見解・勧告を表明して実施を迫った事と相まって、これが施策動向を規定してきたのである。

ここで、まず取り上げられねばならないのは、待機児童対策としての実効性が、どれ程上がって解消に結びついたか検証し得るかという事である。またこれは、少子化傾向の著しいなかで、絶対数が減っているにもかかわらず、待機児童が増加しているのは、大都市部だけの現象ではないのかという指摘についてである。この事は当然に、何故ナショナル・ミニマムの性格

をもつ最低基準を改定する理由なのかの疑問をひき出す事になる。

まず、調理業務の外部委託を可能とする緩和措置が行われているのは、全体として10%程度である。調理室による自園方式を保育の中心に据える保育所が、圧倒的に多数である。

かかる結果について、調理業務と自園方式を維持している事を規制の壁だとする者があるとなれば、乳幼児保育が食によって成り立つという根本を無視する暴論だといわなければならない。

次に、非正規の短期間保育士の導入状況では、約2割の保育所で50%以上に達している。そして正規職員のみは10%に満たないと、北海道・東北、北信越、中国・四国、九州で27%前後となっている。またこれが小都市部以下で24%前後、特に町・村部ではこの傾向が顕著で28.8%と約30%近くに達している。

これは待機児童対策というより、人件費を切り詰めざるを得ない地方の実態を表わしているものと考えられ、改定目的からすれば外れるというより、地方の疲弊を示す現実だといわなければならない。

(3) 認定こども園の設立状況

保育所と幼稚園は、行政改革としての省庁再編時（平成13年）の前後を通して、現在の厚生労働省と文部科学省にまたがる二重行政のターゲット＝標的として、その打破が叫ばれ続けてきたものである。

これは特に、幼稚園の全般的経営悪化と公立保育所の民営化政策のもと、財政事情を理由として、公立施設としての幼稚園と保育所との統配合を、構造改革特区の先行的施策として打ち出された事から、本格化するに至ったのである。そしてこれが、平成15年10月、認定こども園として、都道府県知事を認定権者とし、基本的に公的関与を離れ、保護者と施設との直接契約によって成立するものとして、施行をみたのである。

調査では、地域の20%で設立をみているが、北信越、九州、関東の25%以上と、5%台の東海ならびに15%以上の北海道・東北、中国・四国、近畿とに分かれる。また中都市の25%台を境に、都区部・指定都市、県庁所在市の大都市部が45%台、小都市B、町・村部では5%前後となっている。

設立数1ヶ所が56.3%と50%を超え、2ヶ所以上が50%を超えているのは都区部・指定都市においてである。設立主体では学校法人が59.6%と多数を占め、社会福祉法人は30.6%である。企業は7.7%と10%に満たない。この学校法人の進出は、幼稚園の保育所化が進んでいる事を示している。

かかる設立状況については、「規制改革推進のための3か年計画（平成20年3月25日、改定）」は、認定こども園の普及促進をはかるとしている。そして今日に至って経済財政諮問会議（内

閣府合議制機関)による二重行政の打破を目指すとした骨太方針2007(平成19年6月19日)の実現を加速するため「認定こども園制度の在り方に関する検討会」が内閣府によって立ち上げられている。

まずは地方公共団体(都道府県、市町村)が、行政運営として二重性による負担が大きいとすれば、制度化は急がれ、進むはずである。

またそれは、必要に応じての認可外保育施設であったり、保育所保育のもつシャドーワーク=陰の働きとしての幼児教育によってまかなわれているからである。いずれにしる、住民のニーズに即した制度として運営されて、現実には、不合理、ムダがあるとは思われない。ただそれが、認定こども園制度として補助金を一般化する財政上の理由だけならば、認定権者である地方自治体の長の権利として、振り分ける事を可能にすればよいだけの話であろう。

ここに認定こども園が第3制度としても、多様化、複雑化する保育ニーズに、簡素化、単純化し、市場化を進めて認定する事は不可能である。しかしながら、平成19年5月、規制改革会議は、第1次答申「子育て支援サービスへの転換(保育対策からの脱却)」をはかるとして、第3制度としての認定こども園に収斂する事を求めている現実がある。

2. 三位一体の財政改革——一般財源化の影

補助金、地方交付税、税源を一体として進める改革は、基本として3割自治といわれた地方自治、そしてその内容たる地方財政を抜本的に変えるとしたものである。それは一時期、国の財政が逼迫しているとして、国の負担率を引き下げ、その代わりに機関委任事務から団体委任事務へと、国の指揮、命令の権限と範囲を縮小し、制限するなどが行われたものである。これが構造改革を標榜する小泉政権下のもとでの地方分権の重要な政策課題として焦点化されたものであったのである。

まず地方分権一括法(平成11年7月)によって、社会福祉が国の委任事務から、地方自治体本来の事務に転換したのである。補助金行政という、国の軛くびきから解放される意味で、象徴的に語られる事が多く、一般財源化が地方分権の確実な足がかりになるかのようであった。社会福祉全般が、措置制度から契約制度へという基礎構造改革と共に、機関委任事務が廃止され、地方自治体の権限の独立性が、この一般財源化によって実質化されたのかどうか、問題とされるのである。

(1) 保育所運営費

保育所制度は、本来的に公私一体として成り立つものである。しかるにこれが、平成15年12月、政府と与党の合意により公立保育所の運営費は一般財源化され、制度としての均衡は失われたのである。それは端的に、地方自治体において法定負担分を削減した予算案が編成される

結果となって表れたのである。すなわち、日本保育協会の「改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査研究」（以下、「日保協・改革関連実態調査」という）によれば、平成17年度調査で、すでに基準を割り込む予算編成が16.1%あったのである。それが平成20年度調査にあつては、運営費の減額が53.0%に達したのである。地域的に北信越、近畿では60%を超え、小都市A Bも同様なのである。これは平成20年3月の日本保育協会の「保育所運営費に関するアンケート調査」でも削減、圧縮したが、市部の61%という結果になっている。地方自治体調査として全国的な傾向である事を示している。

増減の中身としては、減額が、特別補助事業及び地方自治体の単独事業としての補助金を削減、廃止したものが37%に上る。また保護者負担額の引き上げも8.7%で、10%近くに達する。なお、D.Kが45%で内部事情として秘匿する傾向を強く表わしている。

（2）特別保育事業に及ぼした影響

平成11年12月19日、少子化対策推進基本方針（関係閣僚会議）に基づく6大臣合意（大蔵、文部、厚生、労働、建設、自治）の新エンゼルプランとして、保育対策等促進事業が実施される事になっていたものである。そしていずれ国庫補助事業（平成12年6月2日付、厚生事務次官通知）とされていたが、これが平成15年12月、三位一体の改革によって、対策の基礎がおびやかされる事になったとみられる。

しかしながら事業の廃止、縮小について、D.Kが78%と関係者は口を閉ざし、保育ニーズの多様化に応えるべき事業への影響と実態を把握する事は困難となったのである。

なお、特別保育の実施事業としては、一時保育61%がもっとも高く、休日、病児・病後保育が10%台となっている。これは夜間保育（平成7年）、乳児保育（平成10年）、休日保育（平成11年）、障害児保育（平成15年）などが、特別保育から一般化へと事業が移された事が背景にあるからである。

これは、日常的な保育の幅が広がったというよりは、負担の増加を示すと同時に、運営費が保育所の最低基準を維持する費用である事からすれば、これをはみ出した部分として一般財源が負担するかである。実施していないこれまでの特別保育は、暗に沈んだ事を意味する。これは財政負担力の格差を結果し、直撃した事を示している。

次に補助金行政から、次世代育成法に基づく交付金事業に転換した事業の実施状況では、延長保育促進事業53.9%、ファミリー・サポートセンター事業15.3%となっている。また児童環境づくり基盤整備として、子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型、児童館型）25.2%となっている。

これらは、保育所の特別保育実践としてキャリアのある延長保育、旧労働省が創設したファミリーサポート（共働き経験者による子育て支援）、さらに児童館助成事業の延長を踏襲した

もので、新たに創設されたものではない。

3. 保育制度としての対抗

行政のスリム化と効率化を目指し、規制緩和と民間開放を旗印に設置された規制改革会議は、諮問に係わる作業の結果を答申するが、それは関係閣僚会議を経て閣議決定され、推進される事になる。それを枠組みとする構造改革は、第2次大戦後、目標とした福祉国家の行財政を転換するだけに、改革に起因する摩擦、歪みが発生する。すなわち、ナショナル・ミニマムの維持、実現を基盤とする国家体制が、市場原理主義の導入を柱とする改革と衝突を起こすのは当然である。しかもセーフティネットの基盤としてのナショナル・ミニマムが十分な強度と範囲に及んでいない現実が、深刻な事態を招いている。

(1) 次世代育成支援の施策化

児童福祉行政の保育施策について、その中核である保育所を児童福祉施設から解除し、市場化し一般対策に移すべき事を、予算編成の大本である経済財政諮問会議（議長・総理大臣）をはじめ政府関係諮問機関、勧告機関は、一致して求めている。

ただ、その基本認識において求められる保幼の統合や公的関与を排除して、保育を市場化する事については、行政との間ではズレが生じている。すなわち、国政レベルの重要課題として少子化対策プラスワン（平成15年3月）が、省庁横断的な施策の必要性が求められ、平成15年7月、プロジェクト的に10年を時限とする「次世代育成法」を成立させた経緯と認識を欠いた議論だからである。

それは平成20年3月25日、閣議決定された「規制改革推進のための3か年計画」における保育制度改革について、厚生労働省は「包括的な次世代育成の枠組みを構築していく中で検討」し、対処することが現下の行政課題だとしている事に現れている。この構えは、第9回経済財政諮問会議（平成20年4月23日）、第42回地方分権改革推進委員会（平成20年4月17日）においても、検討の枠におく事で一貫し、対抗軸を設定したものとして正当であろう。

ここに経済社会の維持を第一義とする政府関係諮問機関、勧告機関のそれぞれの立場はあるとして、社会基盤の基礎である乳幼児育成の基本認識中心に据えない議論は、未来を閉ざすものであり、展望を欠くものとなる。

(2) 要支援対象と支援対策

次世代育成支援の推進体制のもとで、対策が急がれた要支援対象と施策対応の状況は次のようであった。

まず要支援対象として、児童虐待29.0%、発達障害64.0%、母子家庭29.2%を存在形態に、

順位をなしている。

これに施策対応は、児童虐待については94.2%、母子家庭66.2%、発達障害90.9%が関係機関との連携がはかられているとする。施策の中身についての検証がなされなければならないが、対応のもれがない体制を確立する事が求められている。

次世代育成支援の施策化に当って、担い手となる保育所の多機能化と活動組織が強化されねばならない。

現実的に保育所が、その役割を取り得るかについては、現在の任務を果たす事で限界に達しているとするのが31.2%を占めている。そして努力目標に近づきたいと、態勢に入るとするものが40.7%である。行動水準に引き上げるには、遠い数値となっている。

次世代育成支援の事業主体となる市町村に、保育所が実施機関として求めているものは、職員の増員76.8%、事業予算の補助金60.3%、専門職員の配置38.5%となっている。

これは、次世代育成法として10年を時限とし、急速な少子化社会に歯止めをかけるとする立法の趣旨からするならば、活動体制の整備が急がねばならない事は自明の理である。

4. 質の向上のためのアクションプログラム

内閣府に置かれた経済財政諮問会議、規制改革会議、地方分権改革推進委員会は、それぞれが議決、答申、勧告などで、政府の意思決定に深くかかわっている。そしていずれも、保育事業のサービス市場化と公的関与の排除を求める点で一致している。かかるなかで、社会保障、社会福祉プロパーの立場からの対抗的立論が、必ずしも十分になされてこなかったのである。それが平成19年12月、ようやく社会保障制度審議会に「少子化対策特別部会」が設置され、新たな次世代育成支援の枠組みと構築が議論されることになったのである。

また懸案とされていた保育所保育指針は、改定を機に、平成20年3月28日、大臣告示として施行（平成21年4月1日）される事になった。そして同日、この指針改定に伴い、「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」が提示され、保育所の枠組みを支援するとしたのである。これはすでに、待機児童ゼロ作戦（平成20年2月27日）において、その策定を明らかにし、支援するとしていたものである。

この質の向上に資する取り組みは、①保育士の専門性向上と質の高い人材の安定的確保、②質の高い放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進、③多子世帯への配慮をすることとしたものである。

各地方公共団体の支援プログラムとしては、イ. 保育実践の改善向上について、①保育所の地域子育て支援拠点（幼稚園、小学校、放課後児童クラブ）などとの連携、協力のための支援39.8%、②保育士及び保育園の自己評価の推進36.9%、③に保育に関わる研究の推進33.7%を主としている。

ロ．健康と安全について、保育充実のため関係機関との連携を支援するとし、主なものは、①障害児57.3%、②被虐待45.6%、③要支援家族の子ども35.8% となっている。

ハ．保育士の資質、専門性の向上について、①保育士等の研修実施62.4%、②保育所等による研修実施36.4%、③施設長の役割の明確化22.8% する事が求められるとしている。

II. 保育所運営の管理実態

保育所は、児童福祉法に位置づけられると共に、要員、施設設備、処遇を児童福祉施設最低基準によって、具体的に維持されるものとして規定されている。この保育所の制度的基盤が大きく揺らいで今日ある。

それは一連の構造改革によって、保育所保育がサービス化されると共に、市場として開放する事を求める規制改革が、政策的に推進されているからである。すなわち福祉政策から一般政策、ないし財政主導が上位にあるからである。

これが保育所と幼稚園を認定こども園に収斂させる事を基本とした規制改革とされ、そこでは公的関与を排除した保護者と保育所との直接契約ならびに直接補助（バウチャー制）の採用による市場化を導入するものとされる。

平成21年度まで認定こども園の普及促進に取り組むとする「規制改革推進のための3か年計画（平成20年3月25日、閣議決定）」があり、経済財政諮問会議、さらに地方分権改革推進委員会（勧告権限）が、公的関与の解除を求める事で一致している。

かかる構造改革的圧力によって、保育施設としての最低基準の維持を困難にさせている事が報告されている。

これに対し、保育制度本来の在り方として、保育所を支援する政策を提起されている。すなわち、次世代育成支援として構築する重要な拠点としての保育所の基盤充実と質的向上をはかるアクションプログラムがそれである。次世代育成法が平成27年3月までの時限立法とされるが、このアクションプログラムの支援期間は、平成20年度から平成24年度の5年間で、まさに緊急措置的な内容となっている。少子化社会としての今日的危機を回避すべき状況の深まりのなか、基盤を破壊、弱体化するに等しい政策への警告である。

現在、保育所は質の異なる論理に立つ政策のハザマに置かれている。それは一体であるべき公私の保育所がバランスを失い、民営化された保育所が直接契約施設として、第3制度たる認定こども園に転換させられる可能性を無視し得ないからである。いずれにしても、保育所が不安定な状況に置かれるのは、子どもにとって不幸であり、「最善の利益」に反する事はいうまでもない。

1. 制度改正の初期作業

平成5年4月、「今後の保育所のあり方について（これからの保育所懇談会）」ならびに平成6年1月、「保育問題検討会報告書」の提言と報告書を得て、平成9年6月、児童福祉法は改正され、保育所は制度改革の第1歩を踏み出す事になった。

それは保育所の選択的利用を可能にするとし、保護者と市町村との契約による保育サービスが受けられるようにするとしたものであった。これは、社会福祉を措置制度から契約制度へ転換させる口火を切る事になるとして、保育問題検討会で措置制度護持派と契約制度転換派の両者は合意に至らなかったものである。その結果、両論併記という異例の形で報告がなされたという経緯がある。

今日、保育所運営費が、公立保育所にあっては一般財源化された事によって、本来、最低基準を維持すべき予算として計上しない市町村が現れたのである。保育制度を根底から覆えす事になるとした危惧が、現実のものとなったのである。

平成9年6月の児童福祉法改正においては、保護者から利用者、消費者本位と重視という契約制度転換への第1歩が始まったのであった。

「選択的利用」では、加重点数制はその入所基準による選別と抽選など、説明責任が求められる入所方式が問題とされてきた。「申し込み手続きの代行」は、直接契約まがいで運用されてきたきらいがある。また「情報提供」では、選択の前提としての必要性が強く唱えられていたものである。利用者にインセンティブ＝誘因が働くよう、情報処理によるメディア化や、インターネットによる提供など、ITを積極的に活用することなどが求められるとしたものである。

これら初期作業では、「選択的利用」が81.9%の実施率となっている。しかしながら、小都市ABで90%前後に達しているのに対し、都区部・指定都市では60%を超える程度で、定員を上廻る入所希望者が常態化し、事実上、入所先が指定され、選択的利用はできない状況にある。

次に情報提供は69.6%、申込み代行に至っては38.4%で低迷し、期待できないものとなっている。特に申込み代行は、都区部・指定都市では25.2%に止まり、便宜的な使い方になるとされたが、利用度は低い。

制度発足10年、改正目的である選択的利用が、不十分ながら達成水準にあるものの、その前提や条件が活かされていない事は、制度として限界にある事を物語っている。

2. 子育て支援事業への出動状況

次世代育成法が平成15年7月に成立したのに伴って、実施部門を担当する児童福祉法が、子育て支援事業を法定化（平成15年7月改正）したのである。

これは地域における子育て支援事業として、

イ. 居宅における養育支援事業

①産褥期ヘルパー（乳児期に拡張）、②訪問型一時保育、③在宅保育

ロ. 保育施設における養育支援事業

④病後児、病児保育、⑤保育ママ、保育室、⑥一時保育、⑦特定保育、⑧ファミリーサポートセンター

ハ. 地域における養育支援ならびに地域児童の養育支援事業

⑨つどいの広場事業、⑩地域子育て支援センター事業

を想定したのである。

次世代育成支援の対策事業としての観点から、実施状況を見ると、一時保育事業47.5%、地域子育て支援センター事業29.1%、つどいの広場事業21.5%が主なものとなっている。あと、ファミリーサポートセンター事業12.6%、産褥期ヘルパー11.9%で、あとの5種目は10%に満たない。

いずれにしても、子育て支援事業の実力部隊である保育所の実施状況について、次世代育成法が求める緊急事態への対応として十分なのか問題とされる。しかし、市町村の策定計画と目標値に関し、資料把握が不十分な事から評価できないが、保育所の3割以上が出勤を留保している現状の打破と、支援能力の活用と活動水準を引き上げる事は急務である事は確かである。ただ活動本体である保育所の整備、要員の増員に資金投入（次世代育成支援対策交付金）が期待し得ない現状からは、事態の好転は望むべくもない。

次に、認定こども園が保有すべき子育て支援事業の活動能力と実態についてである。75.4%と大半の保育所は、認定こども園についての情報は持ち合わせてはいない。少ない情報量ながら、うかがわれるのは、相談と一時保育への関与である。

この第3制度の認定こども園として保育すべき子育て支援機能が、限られたものである事は予想される場所であるが、制度改革の圧力によって、標準化とマッチングを強要される可能性はゼロではない。結果、保育制度全体としての活動水準は落ちたものにならざるを得ない。また児童福祉法に規定された法定子育て支援事業が、事業主体として市町村の運営能力、あるいは補助事業として運用する財政力次第という現状では、活力ある事業展開を望む事はできない。

ともかく、少子化社会の緊急措置的な次世代育成支援対策の構築は、保育所からみる限りでは実体として極めて貧弱かつ不十分な現状にあるといわざるを得ない。

3. 改定保育所保育指針の大臣告示化

保育所保育指針は、発足当初から幼稚園教育要領を後追いする形で改定されてきた。これは、

整合性をはからねばならないとしても、2級的な地域に甘んずるものだと批判される理由ともなってきたのである。

それは、この保育所保育指針が厚生省児童家庭局長（当時）による通知として発出され、以来今日まで、幼稚園本体が学校教育法上の地位をもち、幼稚園教育要領は大臣が内容を定めて告示する形をとっている事との間には（制度が異なるとはいいながら）、その位置づけ、取り扱いにおいて、あまりに差があり過ぎたといわざるを得ないのである。

（1）質的向上をはかるアクションプログラム

保育所保育指針は改定（平成21年4月施行）、平成20年3月28日、厚生労働大臣告示されたのである。この改定に伴い、保育所の質的向上をはかるとして、平成20年から24年度の5年間にわたって保育所を支援する運びとなったのである。

保育所保育指針は、平成21年4月施行されるが、保育所における研修の体系的取り組みと、施設長の役割を強化する事が求められていることから、その向上の条件として施設長の資格要件が検討されるとしている。

まず職員の研修計画については、63.9%が作成しているとするが、ほとんどが一応作成している程度51.1%だとし、十分作成しているもの12.8%を大きく上廻っている。

なお、非正規職員に対する研修計画は、大部分がもっているが、研修の機会を与えていないが13.6%と、1割を超えている。

また研修状況は、研修に値すると自己評価しているもの21.0%で、70%は十分ではないとし、型通りのものだとしている。システムとしての研修に取り組んでいるとはいえない状態にある。改善と水準の引き上げは急務である。

このような研修状況を招いた原因として、意見陳述的な項目として出ているものは、保育に必要な職員配置に支障が出るなど、時間がとれないといった研修の実施条件を、保育所が備えていない事があげられている。

公立幼稚園との関係などでいわれる専門性を裏付ける研修権以前の問題がここにある。

次に所長資格については、認定こども園が議論された際、幼稚園との制度統合の問題とは別に、第3制度として成立するならば、教育職員免許との関係を意識せざるを得ないと思われたのである。

すなわち、教員免許が専修、1種、2種免許に階層化されて、これが認定こども園の管理職として併立した場合、格付け問題が生ずるからである。保育士が法定化（平成15年11月）されるに至ったのも、この間の議論の過程と無縁ではないであろう。

いずれにせよ、学校教育制度における幼稚園長との関係では、均衡を失う事は不利益を増す事になる。まずは専門職制を重視する立場からは、所長の任用資格に保育士が基礎資格となる

のは当然である。

調査結果では、「現状の諸資格で十分」とするものが50.3%と半数を占め、新たな「国家資格」は32.2%に止まる。

ここで改めて、保育所長の国家資格化は保育制度の維持にかかわるということである。それは、認可外保育施設の乱立、また第3制度としての認定こども園からの改革と称する圧力が加わっているなかで、保育士資格のみでは、保育業務の独自性は守れないのが現実だからである。

①所長職を法規上、保育専門職としてオーソライズ＝公認する事は、教育専門職と明確に切り分けられる。②企業の経営管理（財務、労務、品質、リスク）に対し、所長資格によってブロックし、保育の独自性を維持することができるのである。

所長の役割強化の根底には、認定こども園との関連、保育所の制度的基盤の確保、保育施設の完全自由化の問題が深く絡んでいるのである。

（2）保育所児童保育要録

幼稚園にあっては、小学校就学時、幼児指導要録を学校教育法施行規則第12条の3の2に基づき、進学先である小学校に送付すべきものとされている。

これに対し、保育所卒園児は大半が幼稚園より長期にわたり保育所において保育を受けているにもかかわらず、その育ちの記録は小学校に送付、受理され、指導資料として活用されているかについては、公式には確認されないまま推移してきたものである。これは恐らく学校教育制度外の存在とみなされてきたからに他ならない。しかしながら就学前5歳児の40%（平成17年版、少子社会白書）が、保育所入所の経歴児童である事実をネグレクトする事は許されるべきではない。

保育所保育指針が改定するに当たり、保育所児童保育要録として様式を定め、これは保育の実施者である市町村が責任をもつべきもので成果を見守りたいものである。

この保育要録に先立って、これまで「育ちの記録」を小学校に申し送りする書類として作成していたかについては、作成している保育所は24.3%に止まり、大半はしないとする。そして小学校との関係で、必要な子どもについては、申し送りすべきだとするものが48.0%で、基本的に必要とする40.9%を上廻っている。連絡調整に課題を残すものとなっている。

次に要録の記録様式をめぐって、保育所主導（園長会、保育士会）が24.2%、主管課22.8%、さらに園独自7.0%で、半数が準備段階に入っている。

一方、検討がなされないもの26.4%に達し、また自動的に保育指針等での書式例に従うとするものも9.8%と10%程ある。

いずれにしろ小学校側との連携に支障をきたさない形で落ち着くことがのぞましい。作成要領は、実務研修による修練が必要になるとみられる。

保育所は、規制改革会議と社会保障審議会とが鉢状に交叉する状態の最中におかれている。

それは平成15年以来、少子化社会対策基本法、ならびに次世代育成法として、緊急事態法ともいべき法制の下で、施策を集中的に実施しなければならないなか、保育所は矛盾かつ拮抗する圧力事態におかれている。それは、少子化社会の対策として、多機能でかつ高次機能を具備した担い手として活動する事が、至上命題とされる。しかるに、一方で契約サービスの提供施設として、社会的要請よりは、利用者への便宜供与で十分だとする消費者本位の市場原理に基づく制度改革がある。ここには、公益的公共機関としての性格を、保育所に付与する事は必要ないとする考え方があるからである。社会的必要性和コストをどう考えるかの問題がここに露呈している。

保育所は、規制改革会議の“認定こども園”へ制度統合を図るべきだとする答申を受けて閣議決定した、推進3か年計画の真っ只中に立たされています。そして利用者との直接契約、直接補助方式の導入を図るとし、保育の実施責任者である市町村を排除するものとなっています。

保育所が児童福祉施設として踏み止まるのか、あるいは保育事業の自由契約施設に組み替えられるのかの、転機にあると考えられます。

＜第1 改正保育制度施行の実態＞

これまで保育改革が進められてきましたが、現在は、保育所本体を転換する制度改革が提示されるに至っています。

そこで改めて、一連の改革が貴園の所在する市町村全域に及ぼした変化や、影響についてお尋ねします。以下、特に設問にことわりがない場合には該当するものの番号一つに○をつけてください。

1. 制度改革の進行状況

民間開放

公立保育所の民営化

「官から民へ」の改革の中で、公立保育所の民営化が全国各地で推進されています。

1-1 貴園が所在する市町村の民営化の動向について該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 かなり移行している
- 2 一部移行している
- 3 まったく移行していない
- 4 その他（ ）

1-2 民営化保育所の経営主体について○をつけてお答えください。(複数回答可)

- 1 社会福祉法人
- 2 学校法人
- 3 株式会社、有限会社などの企業
- 4 NPO
- 5 その他（ ）

1-3 民営化の方法について、該当するもの一つに○をつけてください。

- 1 公設民営方式(委託契約により公立保育所を民間が運営)
- 2 譲渡方式(民営化手法の主流で公立保育所の建物を譲渡)
- 3 民設民営方式(設置にあたり民間が新しく園舎を建設し運営)
- 4 その他（ ）

企業等の参入

規制改革として保育分野でも企業等の参入がみられますが、貴園が所在する市町村の動向についてお尋ねします。

1-4 社会福祉法人以外の企業等の参入についてお答えください。

- 1 株式会社、有限会社等がすでに参入している
- 2 株式会社、有限会社等の参入の計画がある
- 3 今のところない
- 4 その他（ ）

2. 最低基準の改定

保育分野における規制改革として最低基準の改定、見直しが求められています。

2-1 調理業務の外部委託等の状況についてお尋ねします。(複数回答可)

- | | | | |
|---|-----------------------------|---|---------------------|
| 1 | すでに調理室での調理を外部に委託している | 2 | 調理室での調理の外部委託を計画している |
| 3 | 給食の外部搬入を行っている | 4 | 給食の外部搬入を計画している |
| 5 | 今後、検討することもありうる | 6 | 全く考えていない |
| 7 | 自園では行っていないが同じ市町村の保育園で実施している | | |
| 8 | その他 () | | |

2-2 保育士の正規と非正規の割合についてお尋ねします。

- | | | |
|---|-------------|--------------|
| 1 | 正規保育士100% | |
| 2 | 正規保育士90～99% | 非正規保育士10～1% |
| 3 | 正規保育士80～89% | 非正規保育士20～11% |
| 4 | 正規保育士70～79% | 非正規保育士30～21% |
| 5 | 正規保育士60～69% | 非正規保育士40～31% |
| 6 | 正規保育士50～59% | 非正規保育士50～41% |
| 7 | 正規保育士50%未満 | 非正規保育士50%以上 |

3. 三位一体の改革

三位一体の改革は補助金削減・地方交付税の見直し・税源移譲を求め、保育所のありについても見直しの議論があります。

3-1 保育所運営費は国・都道府県・市町村の支弁義務となっていますが、三位一体改革の動きの中で、貴園の市町村における運営費・補助金を含めた全体的な保育所費用についてお尋ねします。

- | | | | | | | | |
|---|--------|---|--------|---|------|---|-----|
| 1 | 増額になった | 2 | 減額になった | 3 | 変化なし | 4 | その他 |
|---|--------|---|--------|---|------|---|-----|

3-2 三位一体改革で増額となったものは何ですか。

- | | |
|---|---|
| 1 | 定員の弾力化を国基準以上(4/1は15%以上 4/2～9/30は25%以上)としている |
| 2 | 保育料徴収等、保護者負担額を引き下げた |
| 3 | 特別補助事業及び単独の補助金がついた |
| 4 | その他 () |

3-3 三位一体改革で減額となったものは何ですか。

- | | |
|---|---|
| 1 | 定員の弾力化を国基準以下(4/1は15%以下 4/2～9/30は25%以下 10/1以降の制限を設けている)としている |
| 2 | 保育料徴収等、保護者負担額を引き上げた |
| 3 | 特別補助事業及び補助金が削除・廃止された |
| 4 | その他 () |

三位一体の改革において貴園が所在する市町村の保育事業に及ぼした影響についてお尋ねします。

(複数回答可)

3-4 保育対策等促進事業(特別保育)の廃止・縮小された事業がありますか。

- 1 一時保育促進 2 特定保育 3 乳児保育促進 4 障害児保育促進 5 保育所体験
6 地域子育て支援センター 7 休日保育 8 夜間保育 9 送迎ステーション
10 家庭的保育 11 認可化移行促進 12 分園推進 13 保育所体験
14 その他 ()

3-5 保育対策等促進事業(特別事業)を実施していますか。(複数回答可)

- 1 一時保育 2 特定保育 3 休日保育 4 夜間保育 5 病児・病後児保育
6 送迎ステーション 7 家庭的保育 8 認可移行促進 9 分園促進
10 その他 ()

3-6 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)対象事業を実施していますか。

- 1 こんにちは赤ちゃん事業 2 育児支援家庭訪問事業
3 ファミリーサポートセンター事業 4 子育て短期支援事業
5 延長保育促進事業(以上評価1) 6 へき地保育事業
7 家庭支援推進保育事業 8 地域における仕事と生活の調和推進事業
9 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(以上評価2)
10 その他 ()

3-7 児童環境づくり基盤整備事業を実施していますか。

- 1 併設型民間児童館 2 子育て支援拠点事業 3 児童ふれあい交流事業

4. 認定こども園—構造改革特区との関連

認定こども園は包括的な次世代育成支援として、保育所・幼稚園の他に法制化しました。認定こども園の設立状況並びに構造改革特区との関連についてお尋ねします。

4-1 貴園が所在する市町村では認定こども園が設立されましたか。

- 1 はい(→4-2、4-3、4-4へ) 2 いいえ(→4-5へ)

4-2 「はい」とお答えの方でそれは何か所ですか。

- 1 1か所 2 2か所 3 3か所以上

4-3 「はい」とお答えの方で設置主体はどこですか。(複数回答可)

- 1 社会福祉法人 2 学校法人 3 その他の非営利法人 4 営利法人

5-5 母子家庭等の福祉が増進されるよう、特別の配慮をしている家庭と子どもはいますか。

- 1 いる (→5-6へ) 2 いない (→5-7へ)

5-6 「いる」とお答えの場合にお尋ねします。貴園では地域の関係機関と何か連携をとっていますか。連携がある場合はその具体的内容について教えてください。

- 1 連携をとっている (具体的内容: _____)
2 連携は今のところっていない

5-7 障害あるいは発達障害があるために、特別の支援を必要とする家庭と子どもはいますか。

- 1 いる (→5-8へ) 2 いない (→6へ)

5-8 「いる」とお答えの場合にお尋ねします。貴園では地域の関係機関と何か連携をとっていますか。連携がある場合はその具体的内容について教えてください。

- 1 連携をとっている (具体的内容: _____)
2 連携は今のところっていない

6. 質の向上のためのアクションプログラム

保育所保育指針が改定・告示化され、保育の質の向上が期待されています。平成20年2月には「新待機児童ゼロ作戦」がとりまとめられ、国では保育所保育の質向上のためのアクションプログラム(平成20年度から24年度)を策定しました。地方公共団体においては、これを踏まえたアクションプログラム(期間については独自に設定)を策定することが求められています。保育実践の改善・向上についてお尋ねします。

6-1 貴園が所在する都道府県及び市町村では、保育の特性を生かした保育実践の改善・向上への都道府県及び市町村による具体的取組みについて以下の施策が行われていますか。行われているものに○を付けてください。(複数回答可)

- 1 保育士及び保育園の自己評価の推進 2 保育所の第三者評価の推進
3 保育実践上の課題に関する調査研究への支援 4 保育に関わる研究の推進
5 保育に関わる研究成果の活用 6 情報技術の活用による業務の効率化への支援
7 地域子育て支援拠点、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、などと保育所との連携・協力のための支援
8 その他 (_____)

6-2 健康と安全

保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となることへの、都道府県及び市町村による具体的取組みについて該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- 1 保健・衛生のガイドライン作成 2 保育所における看護師等の確保の取り組みや支援
3 被虐待児童の保育の充実のための保育所と地域の関係機関等との連携への支援
4 障害児保育の充実のための保育所と地域の関係機関等との連携への支援
5 家族支援を要する子どもの保育の充実のための保育所と地域の関係機関等との連携への支援
6 その他特別の支援を要する子どもの保育の充実のための保育所と地域の関係機関等との連携への支援

- 7 要保護児童対策地域協議会と保育所の連携及び協力への支援
- 8 母子保健連絡協議会と保育所の連携及び協力への支援
- 9 その他の地域の関係機関等と保育所の連携及び協力への支援
- 10 その他 ()

6-3 資質・専門性の向上

アクションプログラムでは、保育士等の資質・専門性の向上のための具体的取組みが求められています。貴園のある市町村での施策について該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|----------------------------------|------------------|
| 1 施設長の役割の明確化 | 2 保育士等の研修実施 |
| 3 保育所等による保育士等の研修実施への支援 | |
| 4 保育士等の研修充実のための研修内容見直し | 5 保育士等のための研修の体系化 |
| 6 保育士等のための研修体系の見直し | |
| 7 外部の専門家と保育所の日常的関係をつくるための体制整備や調整 | |
| 8 その他 () | |

<第2 保育所の運営管理実態>

貴園が保育所の改革に必要とされた改修作業への取り組み、また新たに従事すべきだとされた子育て支援の活動パターン、そして現在保育所保育指針がアクションプログラムとして改定その他機関、施設との連携・協働などについてお尋ねします。

7. 制度改正への対応

次々と実施されてきた保育所を取り巻く諸制度の変更に続き、今年も保育所保育指針の改定や保育所における質の向上のためのアクションプログラムの策定などが進んでいます。このような制度変更に対応するために貴園に必要とされた、改修作業への取り組みについてお伺います。

契約への移行について

利用者側に立った保育制度をめざすとして、平成9年児童福祉法が改正され10年が経ちましたが、地元市町村における制度としての定着状況についてお尋ねします。

7-1 保育所の選択的利用

貴園の所在する市町村では、保育所を選択して利用できていますか。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1 選択して利用できている | 2 利用は半分に止まっている |
| 3 選択することができていない | 4 その他 () |

7-2 入所申し込みの代行

貴園の所在する市町村では、保育所が入所申し込み手続きの代行をすることが活用されていますか。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1 代行は十分活用されている | 2 活用は半分ほどにとどまっている |
| 3 活用することができていない | |

7-3 保護者への情報提供

貴園の所在する市町村では、選択して利用するのに必要な情報提供はされていますか。

- 1 必要な情報は十分提供されている
- 2 提供は半分程度にとどまっている
- 3 提供することができていない

8. 次世代育成支援の施策的対応

子育て支援事業の実体化

次世代育成支援対策法の成立にともない、児童福祉法に子育て支援事業が法定化され、また認定こども園法は子育て支援事業を資格要件としました。子育て支援事業の具体的展開についてお尋ねします。

8-1 児童福祉法ならびに認定こども園法に基づく子育て支援事業の貴園における実施状況について、該当するものに○をつけてください。(複数回答可)

- 1 乳幼児健康支援一時預かり事業(産褥期ヘルパー、出産後の疾病等により保育が困難な家庭に対する保育・家事並びに養育に関する相談援助)
- 2 乳幼児健康支援一時預かり事業(訪問型一時保育、保護者の疾病等により保育が困難な家庭に対しその家庭において保育を行う)
- 3 家庭訪問支援事業(養育上の不安を持つ保護者に対し、その家庭・他の場所において保育・養育に関する相談又は必要な援助を行う)
- 4 乳幼児健康支援一時預かり事業(病児・病後児保育、病中・病後児の子どもを家庭又は保育士・看護師その他の物の居宅又は保育所・病院等施設で保育を行う)
- 5 家庭的保育事業(保護者の労働等の理由により保育が困難な家庭に対し、市町村の委託を受けて設備を備えた保育士・看護師の居宅で保育を行う)
- 6 一時保育事業(保護者の疾病等の理由により保育が困難な家庭に対し、市町村の委託を受けて設備を備えた保育所で保育を行う)
- 7 特定保育事業(保護者の労働等の理由により1ヶ月に相当程度保育が困難な家庭に対し、設備を備えた保育所で保育を行う)
- 8 ファミリーサポートセンター事業(保育等の援助を希望する保護者との連絡・調整、講習その他の必要な援助を行う)
- 9 集いの広場事業(子育て家庭の交流の場を開設し、子育て家庭への情報提供・相談・援助を行う)
- 10 地域子育て支援センター事業(保育所等の施設において必要な職員を配置し、子育て家庭への情報提供・相談・援助又は子どもの養育支援に係わる団体を支援その他必要な援助を行う)

8-2 認定こども園法に基づく子育て支援事業の実施状況についてお尋ねします。(複数回答可)

- 1 地域の子どもの養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行う事業
- 2 保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった地域の子どもに対する保育を行う事業
- 3 地域の子どもの養育に関する援助を受けることを希望する保護者と当該援助を行うことを希望する民間の団体若しくは個人との連絡及び調整を行う事業

9-6 現状において個々の職員の研修は十分に行われていますか。

- 1 行われている(→9-8へ) 2 十分ではないが行われている(→9-8へ)
3 行われていない(→9-7へ) 4 その他() (→9-8へ)

9-7 上記設問の3にお答えいただいた保育所にお聞きいたします。研修が十分に行われていない要因についてお尋ねします。(複数回答可)

- 1 補助金等の減額による研修費の削減 2 職員配置に支障を来すため
3 研修が必要ないため 4 研修の時間がとれないため
5 その他()

<所長資格>

9-8 保育所の質の向上のためのアクションプログラムでは所長資格の明確化について触れられています。所長資格についてどのようにお考えですか。

- 1 保育所長資格の国家資格化は必要である 2 現状の諸資格で十分である
3 その他()

<小学校との連携>

9-9 小学校との連携では貴園ではどのような取り組みが行われていますか。(複数回答可)

- 1 園児と小学生の交流 2 犯罪情報や不審者情報などの交換
3 小学校と保育所との共通指導項目の作成 4 感染症情報の交換
5 職員交流 6 卒園児童の問題についての検討
7 小学校との協同研修 8 行われていない
9 その他()

<地域子育て支援センターなどとの連携>

9-10 貴園が現在連携を図っている関係機関についてお尋ねします。(複数回答可)

- 1 児童相談所 2 福祉事務所 3 保健センター 4 療育センター
5 小学校 6 児童委員 7 つどいの広場 8 児童館
9 家庭的保育(保育ママ) 10 ベビーシッター事業 11 ファミリーサポートセンター事業
12 関連NPO法人 13 学童クラブ 14 地域子育て支援センター
15 関係機関との連携は図っていない
16 その他()

9-11 貴園が現在連携を図って行きたいと考えている関係機関についてお尋ねします。

(複数回答可)

- 1 児童相談所 2 福祉事務所 3 保健センター 4 療育センター
5 小学校 6 児童委員 7 つどいの広場 8 児童館
9 家庭的保育(保育ママ) 10 ベビーシッター事業 11 ファミリーサポートセンター事業

集計表

表NO.1 地域区分別 所在地区分

		総計		都区部・指定都市		県庁所在市		中都市		小都市A		小都市B		町・村	
全国	計	889	100.0%	127	14.3%	99	11.1%	147	16.5%	255	28.7%	108	12.1%	153	17.2%
	公営	365	100.0%	39	10.7%	28	7.7%	51	14.0%	100	27.4%	51	14.0%	96	26.3%
	民営	524	100.0%	88	16.8%	71	13.5%	96	18.3%	155	29.6%	57	10.9%	57	10.9%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	13	9.6%	13	9.6%	19	14.1%	32	23.7%	19	14.1%	39	28.9%
	公営	59	100.0%	2	3.4%	4	6.8%	5	8.5%	14	23.7%	6	10.2%	28	47.5%
	民営	76	100.0%	11	14.5%	9	11.8%	14	18.4%	18	23.7%	13	17.1%	11	14.5%
関東地区	計	184	100.0%	44	23.9%	14	7.6%	39	21.2%	57	31.0%	12	6.5%	18	9.8%
	公営	76	100.0%	21	27.6%	3	3.9%	10	13.2%	21	27.6%	8	10.5%	13	17.1%
	民営	108	100.0%	23	21.3%	11	10.2%	29	26.9%	36	33.3%	4	3.7%	5	4.6%
東海地区	計	103	100.0%	20	19.4%	6	5.8%	24	23.3%	28	27.2%	7	6.8%	18	17.5%
	公営	58	100.0%	8	13.8%	2	3.4%	12	20.7%	18	31.0%	6	10.3%	12	20.7%
	民営	45	100.0%	12	26.7%	4	8.9%	12	26.7%	10	22.2%	1	2.2%	6	13.3%
北信越地区	計	100	100.0%	10	10.0%	20	20.0%	10	10.0%	33	33.0%	13	13.0%	14	14.0%
	公営	60	100.0%	5	8.3%	9	15.0%	9	15.0%	16	26.7%	9	15.0%	12	20.0%
	民営	40	100.0%	5	12.5%	11	27.5%	1	2.5%	17	42.5%	4	10.0%	2	5.0%
近畿地区	計	100	100.0%	26	26.0%	6	6.0%	25	25.0%	24	24.0%	9	9.0%	10	10.0%
	公営	28	100.0%	1	3.6%	2	7.1%	7	25.0%	9	32.1%	3	10.7%	6	21.4%
	民営	72	100.0%	25	34.7%	4	5.6%	18	25.0%	15	20.8%	6	8.3%	4	5.6%
中国・四国地区	計	107	100.0%	1	0.9%	19	17.8%	15	14.0%	32	29.9%	20	18.7%	20	18.7%
	公営	49	100.0%	1	2.0%	7	14.3%	4	8.2%	12	24.5%	12	24.5%	13	26.5%
	民営	58	100.0%	---	---	12	20.7%	11	19.0%	20	34.5%	8	13.8%	7	12.1%
九州地区	計	160	100.0%	13	8.1%	21	13.1%	15	9.4%	49	30.6%	28	17.5%	34	21.3%
	公営	35	100.0%	1	2.9%	1	2.9%	4	11.4%	10	28.6%	7	20.0%	12	34.3%
	民営	125	100.0%	12	9.6%	20	16.0%	11	8.8%	39	31.2%	21	16.8%	22	17.6%

表NO.2 地域区分別 回答者

		総計		保育所長		主任保育士		保育士		市区町村の担当者		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	811	91.2%	31	3.5%	4	0.4%	7	0.8%	18	2.0%	18	2.0%
	公営	365	100.0%	343	94.0%	10	2.7%	2	0.5%	7	1.9%	---	---	3	0.8%
	民営	524	100.0%	468	89.3%	21	4.0%	2	0.4%	---	---	18	3.4%	15	2.9%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	127	94.1%	4	3.0%	---	---	1	0.7%	---	---	3	2.2%
	公営	59	100.0%	57	96.6%	1	1.7%	---	---	1	1.7%	---	---	---	---
	民営	76	100.0%	70	92.1%	3	3.9%	---	---	---	---	---	---	3	3.9%
関東地区	計	184	100.0%	170	92.4%	6	3.3%	2	1.1%	1	0.5%	3	1.6%	2	1.1%
	公営	76	100.0%	70	92.1%	3	3.9%	1	1.3%	1	1.3%	---	---	1	1.3%
	民営	108	100.0%	100	92.6%	3	2.8%	1	0.9%	---	---	3	2.8%	1	0.9%
東海地区	計	103	100.0%	94	91.3%	4	3.9%	---	---	---	---	2	1.9%	3	2.9%
	公営	58	100.0%	54	93.1%	3	5.2%	---	---	---	---	---	---	1	1.7%
	民営	45	100.0%	40	88.9%	1	2.2%	---	---	---	---	2	4.4%	2	4.4%
北信越地区	計	100	100.0%	94	94.0%	1	1.0%	---	---	---	---	2	2.0%	3	3.0%
	公営	60	100.0%	59	98.3%	---	---	---	---	---	---	---	---	1	1.7%
	民営	40	100.0%	35	87.5%	1	2.5%	---	---	---	---	2	5.0%	2	5.0%
近畿地区	計	100	100.0%	91	91.0%	2	2.0%	---	---	---	---	4	4.0%	3	3.0%
	公営	28	100.0%	28	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	民営	72	100.0%	63	87.5%	2	2.8%	---	---	---	---	4	5.6%	3	4.2%
中国・四国地区	計	107	100.0%	101	94.4%	4	3.7%	1	0.9%	1	0.9%	---	---	---	---
	公営	49	100.0%	47	95.9%	1	2.0%	---	---	1	2.0%	---	---	---	---
	民営	58	100.0%	54	93.1%	3	5.2%	1	1.7%	---	---	---	---	---	---
九州地区	計	160	100.0%	134	83.8%	10	6.3%	1	0.6%	4	2.5%	7	4.4%	4	2.5%
	公営	35	100.0%	28	80.0%	2	5.7%	1	2.9%	4	11.4%	---	---	---	---
	民営	125	100.0%	106	84.8%	8	6.4%	---	---	---	---	7	5.6%	4	3.2%

表NO.3 所在地区別 回答者

		総計		保育所長		主任保育士		保育士		市区町村の担当者		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	811	91.2%	31	3.5%	4	0.4%	7	0.8%	18	2.0%	18	2.0%
	公営	365	100.0%	343	94.0%	10	2.7%	2	0.5%	7	1.9%	---	---	3	0.8%
	民営	524	100.0%	468	89.3%	21	4.0%	2	0.4%	---	---	18	3.4%	15	2.9%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	115	90.6%	4	3.1%	1	0.8%	---	---	4	3.1%	3	2.4%
	公営	39	100.0%	37	94.9%	1	2.6%	1	2.6%	---	---	---	---	---	---
	民営	88	100.0%	78	88.6%	3	3.4%	---	---	---	---	4	4.5%	3	3.4%
県庁所在市	計	99	100.0%	90	90.9%	4	4.0%	---	---	1	1.0%	2	2.0%	2	2.0%
	公営	28	100.0%	26	92.9%	---	---	---	---	1	3.6%	---	---	1	3.6%
	民営	71	100.0%	64	90.1%	4	5.6%	---	---	---	---	2	2.8%	1	1.4%
中都市	計	147	100.0%	134	91.2%	4	2.7%	---	---	4	2.7%	2	1.4%	3	2.0%
	公営	51	100.0%	47	92.2%	---	---	---	---	4	7.8%	---	---	---	---
	民営	96	100.0%	87	90.6%	4	4.2%	---	---	---	---	2	2.1%	3	3.1%
小都市A	計	255	100.0%	235	92.2%	7	2.7%	2	0.8%	1	0.4%	6	2.4%	4	1.6%
	公営	100	100.0%	96	96.0%	1	1.0%	1	1.0%	1	1.0%	---	---	1	1.0%
	民営	155	100.0%	139	89.7%	6	3.9%	1	0.6%	---	---	6	3.9%	3	1.9%
小都市B	計	108	100.0%	99	91.7%	4	3.7%	1	0.9%	---	---	2	1.9%	2	1.9%
	公営	51	100.0%	49	96.1%	2	3.9%	---	---	---	---	---	---	---	---
	民営	57	100.0%	50	87.7%	2	3.5%	1	1.8%	---	---	2	3.5%	2	3.5%
町・村	計	153	100.0%	138	90.2%	8	5.2%	---	---	1	0.7%	2	1.3%	4	2.6%
	公営	96	100.0%	88	91.7%	6	6.3%	---	---	1	1.0%	---	---	1	1.0%
	民営	57	100.0%	50	87.7%	2	3.5%	---	---	---	---	2	3.5%	3	5.3%

表NO.4 地域区別 経営主体

		総計		公営		民営	
全国	計	889	100.0%	365	41.1%	524	58.9%
	公営	365	100.0%	365	100.0%	---	---
	民営	524	100.0%	---	---	524	100.0%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	59	43.7%	76	56.3%
	公営	59	100.0%	59	100.0%	---	---
	民営	76	100.0%	---	---	76	100.0%
関東地区	計	184	100.0%	76	41.3%	108	58.7%
	公営	76	100.0%	76	100.0%	---	---
	民営	108	100.0%	---	---	108	100.0%
東海地区	計	103	100.0%	58	56.3%	45	43.7%
	公営	58	100.0%	58	100.0%	---	---
	民営	45	100.0%	---	---	45	100.0%
北信越地区	計	100	100.0%	60	60.0%	40	40.0%
	公営	60	100.0%	60	100.0%	---	---
	民営	40	100.0%	---	---	40	100.0%
近畿地区	計	100	100.0%	28	28.0%	72	72.0%
	公営	28	100.0%	28	100.0%	---	---
	民営	72	100.0%	---	---	72	100.0%
中国・四国地区	計	107	100.0%	49	45.8%	58	54.2%
	公営	49	100.0%	49	100.0%	---	---
	民営	58	100.0%	---	---	58	100.0%
九州地区	計	160	100.0%	35	21.9%	125	78.1%
	公営	35	100.0%	35	100.0%	---	---
	民営	125	100.0%	---	---	125	100.0%

表NO.5 所在地区別 経営主体

		総計		公営		民営	
総計	計	889	100.0%	365	41.1%	524	58.9%
	公営	365	100.0%	365	100.0%	---	---
	民営	524	100.0%	---	---	524	100.0%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	39	30.7%	88	69.3%
	公営	39	100.0%	39	100.0%	---	---
	民営	88	100.0%	---	---	88	100.0%
県庁所在市	計	99	100.0%	28	28.3%	71	71.7%
	公営	28	100.0%	28	100.0%	---	---
	民営	71	100.0%	---	---	71	100.0%
中都市	計	147	100.0%	51	34.7%	96	65.3%
	公営	51	100.0%	51	100.0%	---	---
	民営	96	100.0%	---	---	96	100.0%
小都市A	計	255	100.0%	100	39.2%	155	60.8%
	公営	100	100.0%	100	100.0%	---	---
	民営	155	100.0%	---	---	155	100.0%
小都市B	計	108	100.0%	51	47.2%	57	52.8%
	公営	51	100.0%	51	100.0%	---	---
	民営	57	100.0%	---	---	57	100.0%
町・村	計	153	100.0%	96	62.7%	57	37.3%
	公営	96	100.0%	96	100.0%	---	---
	民営	57	100.0%	---	---	57	100.0%

表NO.6 地域区別 定員規模

		総計		45人以下		46～60人		61～90人		91～120人		121～150人		151人以上	
全国	計	889	100.0%	135	15.2%	211	23.7%	227	25.5%	181	20.4%	76	8.5%	59	6.6%
	公営	365	100.0%	62	17.0%	74	20.3%	86	23.6%	81	22.2%	47	12.9%	15	4.1%
	民営	524	100.0%	73	13.9%	137	26.1%	141	26.9%	100	19.1%	29	5.5%	44	8.4%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	19	14.1%	50	37.0%	38	28.1%	20	14.8%	6	4.4%	2	1.5%
	公営	59	100.0%	8	13.6%	24	40.7%	16	27.1%	8	13.6%	2	3.4%	1	1.7%
	民営	76	100.0%	11	14.5%	26	34.2%	22	28.9%	12	15.8%	4	5.3%	1	1.3%
関東地区	計	184	100.0%	24	13.0%	44	23.9%	46	25.0%	50	27.2%	13	7.1%	7	3.8%
	公営	76	100.0%	9	11.8%	13	17.1%	15	19.7%	28	36.8%	10	13.2%	1	1.3%
	民営	108	100.0%	15	13.9%	31	28.7%	31	28.7%	22	20.4%	3	2.8%	6	5.6%
東海地区	計	103	100.0%	10	9.7%	12	11.7%	26	25.2%	27	26.2%	16	15.5%	12	11.7%
	公営	58	100.0%	8	13.8%	6	10.3%	13	22.4%	16	27.6%	11	19.0%	4	6.9%
	民営	45	100.0%	2	4.4%	6	13.3%	13	28.9%	11	24.4%	5	11.1%	8	17.8%
北信越地区	計	100	100.0%	14	14.0%	17	17.0%	31	31.0%	18	18.0%	10	10.0%	10	10.0%
	公営	60	100.0%	9	15.0%	11	18.3%	17	28.3%	10	16.7%	8	13.3%	5	8.3%
	民営	40	100.0%	5	12.5%	6	15.0%	14	35.0%	8	20.0%	2	5.0%	5	12.5%
近畿地区	計	100	100.0%	10	10.0%	16	16.0%	24	24.0%	24	24.0%	11	11.0%	15	15.0%
	公営	28	100.0%	4	14.3%	3	10.7%	6	21.4%	8	28.6%	5	17.9%	2	7.1%
	民営	72	100.0%	6	8.3%	13	18.1%	18	25.0%	16	22.2%	6	8.3%	13	18.1%
中国・四国地区	計	107	100.0%	27	25.2%	23	21.5%	21	19.6%	18	16.8%	11	10.3%	7	6.5%
	公営	49	100.0%	15	30.6%	9	18.4%	11	22.4%	5	10.2%	8	16.3%	1	2.0%
	民営	58	100.0%	12	20.7%	14	24.1%	10	17.2%	13	22.4%	3	5.2%	6	10.3%
九州地区	計	160	100.0%	31	19.4%	49	30.6%	41	25.6%	24	15.0%	9	5.6%	6	3.8%
	公営	35	100.0%	9	25.7%	8	22.9%	8	22.9%	6	17.1%	3	8.6%	1	2.9%
	民営	125	100.0%	22	17.6%	41	32.8%	33	26.4%	18	14.4%	6	4.8%	5	4.0%

表NO.7 所在地区別 定員規模

		総計		45人以下		46~60人		61~90人		91~120人		121~150人		151人以上	
総計	計	889	100.0%	135	15.2%	211	23.7%	227	25.5%	181	20.4%	76	8.5%	59	6.6%
	公 営	365	100.0%	62	17.0%	74	20.3%	86	23.6%	81	22.2%	47	12.9%	15	4.1%
	民 営	524	100.0%	73	13.9%	137	26.1%	141	26.9%	100	19.1%	29	5.5%	44	8.4%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	13	10.2%	18	14.2%	37	29.1%	34	26.8%	14	11.0%	11	8.7%
	公 営	39	100.0%	4	10.3%	2	5.1%	11	28.2%	17	43.6%	5	12.8%	---	---
	民 営	88	100.0%	9	10.2%	16	18.2%	26	29.5%	17	19.3%	9	10.2%	11	12.5%
県庁所在市	計	99	100.0%	14	14.1%	23	23.2%	24	24.2%	18	18.2%	9	9.1%	11	11.1%
	公 営	28	100.0%	3	10.7%	3	10.7%	8	28.6%	5	17.9%	6	21.4%	3	10.7%
	民 営	71	100.0%	11	15.5%	20	28.2%	16	22.5%	13	18.3%	3	4.2%	8	11.3%
中都市	計	147	100.0%	13	8.8%	41	27.9%	33	22.4%	36	24.5%	12	8.2%	12	8.2%
	公 営	51	100.0%	4	7.8%	11	21.6%	9	17.6%	14	27.5%	7	13.7%	6	11.8%
	民 営	96	100.0%	9	9.4%	30	31.3%	24	25.0%	22	22.9%	5	5.2%	6	6.3%
小都市A	計	255	100.0%	44	17.3%	52	20.4%	65	25.5%	52	20.4%	24	9.4%	18	7.1%
	公 営	100	100.0%	17	17.0%	23	23.0%	22	22.0%	19	19.0%	16	16.0%	3	3.0%
	民 営	155	100.0%	27	17.4%	29	18.7%	43	27.7%	33	21.3%	8	5.2%	15	9.7%
小都市B	計	108	100.0%	19	17.6%	39	36.1%	21	19.4%	17	15.7%	9	8.3%	3	2.8%
	公 営	51	100.0%	11	21.6%	14	27.5%	7	13.7%	10	19.6%	8	15.7%	1	2.0%
	民 営	57	100.0%	8	14.0%	25	43.9%	14	24.6%	7	12.3%	1	1.8%	2	3.5%
町・村	計	153	100.0%	32	20.9%	38	24.8%	47	30.7%	24	15.7%	8	5.2%	4	2.6%
	公 営	96	100.0%	23	24.0%	21	21.9%	29	30.2%	16	16.7%	5	5.2%	2	2.1%
	民 営	57	100.0%	9	15.8%	17	29.8%	18	31.6%	8	14.0%	3	5.3%	2	3.5%

表NO.8 地域区分別 施設認可年

		総計		24年以前		25~34年		35~44年		45~54年		55~平成1年		平成2~11年		平成13年以降	
全国	計	889	100.0%	46	5.2%	151	17.0%	154	17.3%	315	35.4%	91	10.2%	27	3.0%	104	11.7%
	公 営	365	100.0%	11	3.0%	83	22.7%	85	23.3%	139	38.1%	21	5.8%	11	3.0%	14	3.8%
	民 営	524	100.0%	35	6.7%	68	13.0%	69	13.2%	176	33.6%	70	13.4%	16	3.1%	90	17.2%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	6	4.4%	16	11.9%	16	11.9%	53	39.3%	23	17.0%	4	3.0%	17	12.6%
	公 営	59	100.0%	2	3.4%	9	15.3%	7	11.9%	28	47.5%	4	6.8%	3	5.1%	6	10.2%
	民 営	76	100.0%	4	5.3%	7	9.2%	9	11.8%	25	32.9%	19	25.0%	1	1.3%	11	14.5%
関東地区	計	184	100.0%	6	3.3%	23	12.5%	36	19.6%	70	38.0%	6	3.3%	7	3.8%	35	19.0%
	公 営	76	100.0%	1	1.3%	13	17.1%	25	32.9%	32	42.1%	2	2.6%	1	1.3%	1	1.3%
	民 営	108	100.0%	5	4.6%	10	9.3%	11	10.2%	38	35.2%	4	3.7%	6	5.6%	34	31.5%
東海地区	計	103	100.0%	11	10.7%	24	23.3%	20	19.4%	32	31.1%	8	7.8%	1	1.0%	7	6.8%
	公 営	58	100.0%	4	6.9%	15	25.9%	15	25.9%	17	29.3%	3	5.2%	1	1.7%	3	5.2%
	民 営	45	100.0%	7	15.6%	9	20.0%	5	11.1%	15	33.3%	5	11.1%	---	---	4	8.9%
北信越地区	計	100	100.0%	2	2.0%	15	15.0%	25	25.0%	37	37.0%	10	10.0%	4	4.0%	7	7.0%
	公 営	60	100.0%	---	---	13	21.7%	15	25.0%	23	38.3%	5	8.3%	2	3.3%	2	3.3%
	民 営	40	100.0%	2	5.0%	2	5.0%	10	25.0%	14	35.0%	5	12.5%	2	5.0%	5	12.5%
近畿地区	計	100	100.0%	5	5.0%	14	14.0%	15	15.0%	32	32.0%	15	15.0%	5	5.0%	14	14.0%
	公 営	28	100.0%	2	7.1%	5	17.9%	5	17.9%	10	35.7%	3	10.7%	2	7.1%	1	3.6%
	民 営	72	100.0%	3	4.2%	9	12.5%	10	13.9%	22	30.6%	12	16.7%	3	4.2%	13	18.1%
中国・四国地区	計	107	100.0%	9	8.4%	30	28.0%	15	14.0%	37	34.6%	9	8.4%	2	1.9%	5	4.7%
	公 営	49	100.0%	2	4.1%	20	40.8%	9	18.4%	15	30.6%	3	6.1%	---	---	---	---
	民 営	58	100.0%	7	12.1%	10	17.2%	6	10.3%	22	37.9%	6	10.3%	2	3.4%	5	8.6%
九州地区	計	160	100.0%	7	4.4%	29	18.1%	27	16.9%	54	33.8%	20	12.5%	4	2.5%	19	11.9%
	公 営	35	100.0%	---	---	8	22.9%	9	25.7%	14	40.0%	1	2.9%	2	5.7%	1	2.9%
	民 営	125	100.0%	7	5.6%	21	16.8%	18	14.4%	40	32.0%	19	15.2%	2	1.6%	18	14.4%

表NO.9 所在地区別 施設認可年

		総計	24年以前	25~34年	35~44年	45~54年	55~平成1年	平成2~11年	平成13年以降								
総計	計	889	100.0%	46	5.2%	151	17.0%	154	17.3%	315	35.4%	91	10.2%	27	3.0%	104	11.7%
	公営	365	100.0%	11	3.0%	83	22.7%	85	23.3%	139	38.1%	21	5.8%	11	3.0%	14	3.8%
	民営	524	100.0%	35	6.7%	68	13.0%	69	13.2%	176	33.6%	70	13.4%	16	3.1%	90	17.2%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	9	7.1%	12	9.4%	16	12.6%	49	38.6%	17	13.4%	5	3.9%	18	14.2%
	公営	39	100.0%	2	5.1%	3	7.7%	9	23.1%	21	53.8%	2	5.1%	1	2.6%	---	---
	民営	88	100.0%	7	8.0%	9	10.2%	7	8.0%	28	31.8%	15	17.0%	4	4.5%	18	20.5%
県庁所在市	計	99	100.0%	7	7.1%	11	11.1%	17	17.2%	45	45.5%	6	6.1%	2	2.0%	11	11.1%
	公営	28	100.0%	2	7.1%	5	17.9%	6	21.4%	14	50.0%	---	---	1	3.6%	---	---
	民営	71	100.0%	5	7.0%	6	8.5%	11	15.5%	31	43.7%	6	8.5%	1	1.4%	11	15.5%
中都市	計	147	100.0%	10	6.8%	21	14.3%	27	18.4%	54	36.7%	11	7.5%	3	2.0%	21	14.3%
	公営	51	100.0%	3	5.9%	11	21.6%	13	25.5%	23	45.1%	---	---	---	---	1	2.0%
	民営	96	100.0%	7	7.3%	10	10.4%	14	14.6%	31	32.3%	11	11.5%	3	3.1%	20	20.8%
小都市A	計	255	100.0%	11	4.3%	49	19.2%	47	18.4%	84	32.9%	29	11.4%	7	2.7%	28	11.0%
	公営	100	100.0%	1	1.0%	28	28.0%	27	27.0%	31	31.0%	7	7.0%	2	2.0%	4	4.0%
	民営	155	100.0%	10	6.5%	21	13.5%	20	12.9%	53	34.2%	22	14.2%	5	3.2%	24	15.5%
小都市B	計	108	100.0%	5	4.6%	27	25.0%	21	19.4%	32	29.6%	13	12.0%	6	5.6%	4	3.7%
	公営	51	100.0%	1	2.0%	17	33.3%	11	21.6%	11	21.6%	5	9.8%	4	7.8%	2	3.9%
	民営	57	100.0%	4	7.0%	10	17.5%	10	17.5%	21	36.8%	8	14.0%	2	3.5%	2	3.5%
町・村	計	153	100.0%	4	2.6%	31	20.3%	26	17.0%	51	33.3%	15	9.8%	4	2.6%	22	14.4%
	公営	96	100.0%	2	2.1%	19	19.8%	19	19.8%	39	40.6%	7	7.3%	3	3.1%	7	7.3%
	民営	57	100.0%	2	3.5%	12	21.1%	7	12.3%	12	21.1%	8	14.0%	1	1.8%	15	26.3%

表NO.10 地域区別 在園児童総数

		総計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳以上児	回答数							
全国	計	82,277	100.0%	4,946	6.0%	10,946	13.3%	13,429	16.3%	17,266	21.0%	17,985	21.9%	17,705	21.5%	889
	公営	29,351	100.0%	1,237	4.2%	3,327	11.3%	4,598	15.7%	6,422	21.9%	6,878	23.4%	6,889	23.5%	365
	民営	52,926	100.0%	3,709	7.0%	7,619	14.4%	8,831	16.7%	10,844	20.5%	11,107	21.0%	10,816	20.4%	524
北海道・東北地区	計	10,866	100.0%	783	7.2%	1,535	14.1%	1,866	17.2%	2,067	19.0%	2,292	21.1%	2,323	21.4%	135
	公営	3,970	100.0%	202	5.1%	500	12.6%	647	16.3%	786	19.8%	920	23.2%	915	23.0%	59
	民営	6,896	100.0%	581	8.4%	1,035	15.0%	1,219	17.7%	1,281	18.6%	1,372	19.9%	1,408	20.4%	76
関東地区	計	17,034	100.0%	1,137	6.7%	2,323	13.6%	2,839	16.7%	3,467	20.4%	3,589	21.1%	3,679	21.6%	184
	公営	6,567	100.0%	307	4.7%	796	12.1%	1,059	16.1%	1,389	21.2%	1,467	22.3%	1,549	23.6%	76
	民営	10,467	100.0%	830	7.9%	1,527	14.6%	1,780	17.0%	2,078	19.9%	2,122	20.3%	2,130	20.3%	108
東海地区	計	10,755	100.0%	362	3.4%	1,100	10.2%	1,482	13.8%	2,532	23.5%	2,658	24.7%	2,621	24.4%	103
	公営	5,019	100.0%	137	2.7%	463	9.2%	684	13.6%	1,176	23.4%	1,285	25.6%	1,274	25.4%	58
	民営	5,736	100.0%	225	3.9%	637	11.1%	798	13.9%	1,356	23.6%	1,373	23.9%	1,347	23.5%	45
北信越地区	計	9,213	100.0%	350	3.8%	967	10.5%	1,299	14.1%	2,145	23.3%	2,266	24.6%	2,186	23.7%	100
	公営	5,043	100.0%	137	2.7%	483	9.6%	705	14.0%	1,192	23.6%	1,283	25.4%	1,243	24.6%	60
	民営	4,170	100.0%	213	5.1%	484	11.6%	594	14.2%	953	22.9%	983	23.6%	943	22.6%	40
近畿地区	計	11,539	100.0%	702	6.1%	1,569	13.6%	1,909	16.5%	2,379	20.6%	2,508	21.7%	2,472	21.4%	100
	公営	2,616	100.0%	108	4.1%	293	11.2%	400	15.3%	564	21.6%	603	23.1%	648	24.8%	28
	民営	8,923	100.0%	594	6.7%	1,276	14.3%	1,509	16.9%	1,815	20.3%	1,905	21.3%	1,824	20.4%	72
中国・四国地区	計	9,092	100.0%	567	6.2%	1,326	14.6%	1,636	18.0%	1,914	21.1%	1,823	20.1%	1,826	20.1%	107
	公営	3,416	100.0%	157	4.6%	428	12.5%	594	17.4%	764	22.4%	726	21.3%	747	21.9%	49
	民営	5,676	100.0%	410	7.2%	898	15.8%	1,042	18.4%	1,150	20.3%	1,097	19.3%	1,079	19.0%	58
九州地区	計	13,778	100.0%	1,045	7.6%	2,126	15.4%	2,398	17.4%	2,762	20.0%	2,849	20.7%	2,598	18.9%	160
	公営	2,720	100.0%	189	6.9%	364	13.4%	509	18.7%	551	20.3%	594	21.8%	513	18.9%	35
	民営	11,058	100.0%	856	7.7%	1,762	15.9%	1,889	17.1%	2,211	20.0%	2,255	20.4%	2,085	18.9%	125

表NO.11 所在地区別 在園児童総数

		総計		0歳児		1歳児		2歳児		3歳児		4歳児		5歳以上児		回答数
総計	計	82,277	100.0%	4,946	6.0%	10,946	13.3%	13,429	16.3%	17,266	21.0%	17,985	21.9%	17,705	21.5%	889
	公営	29,351	100.0%	1,237	4.2%	3,327	11.3%	4,598	15.7%	6,422	21.9%	6,878	23.4%	6,889	23.5%	365
	民営	52,926	100.0%	3,709	7.0%	7,619	14.4%	8,831	16.7%	10,844	20.5%	11,107	21.0%	10,816	20.4%	524
都区部・指定都市	計	13,470	100.0%	948	7.0%	1,909	14.2%	2,262	16.8%	2,706	20.1%	2,793	20.7%	2,852	21.2%	127
	公営	3,480	100.0%	219	6.3%	453	13.0%	582	16.7%	720	20.7%	755	21.7%	751	21.6%	39
	民営	9,990	100.0%	729	7.3%	1,456	14.6%	1,680	16.8%	1,986	19.9%	2,038	20.4%	2,101	21.0%	88
県庁所在市	計	10,272	100.0%	671	6.5%	1,473	14.3%	1,685	16.4%	2,110	20.5%	2,181	21.2%	2,152	21.0%	99
	公営	2,835	100.0%	108	3.8%	356	12.6%	464	16.4%	593	20.9%	664	23.4%	650	22.9%	28
	民営	7,437	100.0%	563	7.6%	1,117	15.0%	1,221	16.4%	1,517	20.4%	1,517	20.4%	1,502	20.2%	71
中都市	計	14,805	100.0%	927	6.3%	1,943	13.1%	2,316	15.6%	3,054	20.6%	3,311	22.4%	3,254	22.0%	147
	公営	5,016	100.0%	221	4.4%	552	11.0%	709	14.1%	1,102	22.0%	1,203	24.0%	1,229	24.5%	51
	民営	9,789	100.0%	706	7.2%	1,391	14.2%	1,607	16.4%	1,952	19.9%	2,108	21.5%	2,025	20.7%	96
小都市A	計	24,080	100.0%	1,409	5.9%	3,117	12.9%	3,932	16.3%	5,112	21.2%	5,261	21.8%	5,249	21.8%	255
	公営	8,089	100.0%	306	3.8%	865	10.7%	1,253	15.5%	1,776	22.0%	1,923	23.8%	1,966	24.3%	100
	民営	15,991	100.0%	1,103	6.9%	2,252	14.1%	2,679	16.8%	3,336	20.9%	3,338	20.9%	3,283	20.5%	155
小都市B	計	8,252	100.0%	403	4.9%	1,031	12.5%	1,360	16.5%	1,821	22.1%	1,834	22.2%	1,803	21.8%	108
	公営	3,615	100.0%	133	3.7%	389	10.8%	571	15.8%	814	22.5%	848	23.5%	860	23.8%	51
	民営	4,637	100.0%	270	5.8%	642	13.8%	789	17.0%	1,007	21.7%	986	21.3%	943	20.3%	57
町・村	計	11,398	100.0%	588	5.2%	1,473	12.9%	1,874	16.4%	2,463	21.6%	2,605	22.9%	2,395	21.0%	153
	公営	6,316	100.0%	250	4.0%	712	11.3%	1,019	16.1%	1,417	22.4%	1,485	23.5%	1,433	22.7%	96
	民営	5,082	100.0%	338	6.7%	761	15.0%	855	16.8%	1,046	20.6%	1,120	22.0%	962	18.9%	57

表NO.12 地域区別 定員充足状況

		総計		充足		欠員		超過	
全国	計	889	100.0%	39	4.4%	348	39.1%	502	56.5%
	公営	365	100.0%	18	4.9%	235	64.4%	112	30.7%
	民営	524	100.0%	21	4.0%	113	21.6%	390	74.4%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	6	4.4%	43	31.9%	86	63.7%
	公営	59	100.0%	2	3.4%	32	54.2%	25	42.4%
	民営	76	100.0%	4	5.3%	11	14.5%	61	80.3%
関東地区	計	184	100.0%	13	7.1%	50	27.2%	121	65.8%
	公営	76	100.0%	9	11.8%	37	48.7%	30	39.5%
	民営	108	100.0%	4	3.7%	13	12.0%	91	84.3%
東海地区	計	103	100.0%	4	3.9%	66	64.1%	33	32.0%
	公営	58	100.0%	3	5.2%	48	82.8%	7	12.1%
	民営	45	100.0%	1	2.2%	18	40.0%	26	57.8%
北信越地区	計	100	100.0%	3	3.0%	61	61.0%	36	36.0%
	公営	60	100.0%	2	3.3%	47	78.3%	11	18.3%
	民営	40	100.0%	1	2.5%	14	35.0%	25	62.5%
近畿地区	計	100	100.0%	4	4.0%	34	34.0%	62	62.0%
	公営	28	100.0%	---	---	18	64.3%	10	35.7%
	民営	72	100.0%	4	5.6%	16	22.2%	52	72.2%
中国・四国地区	計	107	100.0%	2	1.9%	47	43.9%	58	54.2%
	公営	49	100.0%	1	2.0%	31	63.3%	17	34.7%
	民営	58	100.0%	1	1.7%	16	27.6%	41	70.7%
九州地区	計	160	100.0%	7	4.4%	47	29.4%	106	66.3%
	公営	35	100.0%	1	2.9%	22	62.9%	12	34.3%
	民営	125	100.0%	6	4.8%	25	20.0%	94	75.2%

表NO.13 所在地区別 定員充足状況

		総計		充足		欠員		超過	
総計	計	889	100.0%	39	4.4%	348	39.1%	502	56.5%
	公営	365	100.0%	18	4.9%	235	64.4%	112	30.7%
	民営	524	100.0%	21	4.0%	113	21.6%	390	74.4%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	10	7.9%	38	29.9%	79	62.2%
	公営	39	100.0%	5	12.8%	23	59.0%	11	28.2%
	民営	88	100.0%	5	5.7%	15	17.0%	68	77.3%
県庁所在市	計	99	100.0%	5	5.1%	24	24.2%	70	70.7%
	公営	28	100.0%	3	10.7%	15	53.6%	10	35.7%
	民営	71	100.0%	2	2.8%	9	12.7%	60	84.5%
中都市	計	147	100.0%	3	2.0%	44	29.9%	100	68.0%
	公営	51	100.0%	2	3.9%	26	51.0%	23	45.1%
	民営	96	100.0%	1	1.0%	18	18.8%	77	80.2%
小都市A	計	255	100.0%	14	5.5%	99	38.8%	142	55.7%
	公営	100	100.0%	6	6.0%	61	61.0%	33	33.0%
	民営	155	100.0%	8	5.2%	38	24.5%	109	70.3%
小都市B	計	108	100.0%	3	2.8%	54	50.0%	51	47.2%
	公営	51	100.0%	---	---	38	74.5%	13	25.5%
	民営	57	100.0%	3	5.3%	16	28.1%	38	66.7%
町・村	計	153	100.0%	4	2.6%	89	58.2%	60	39.2%
	公営	96	100.0%	2	2.1%	72	75.0%	22	22.9%
	民営	57	100.0%	2	3.5%	17	29.8%	38	66.7%

表NO.14 地域区別 児童数（0歳児）

		総計		0人		1~5人		6~10人		11~20人		21~30人		31人以上	
全国	計	889	100.0%	152	17.1%	320	36.0%	303	34.1%	110	12.4%	3	0.3%	1	0.1%
	公営	365	100.0%	120	32.9%	144	39.5%	83	22.7%	18	4.9%	---	---	---	---
	民営	524	100.0%	32	6.1%	176	33.6%	220	42.0%	92	17.6%	3	0.6%	1	0.2%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	28	20.7%	46	34.1%	39	28.9%	22	16.3%	---	---	---	---
	公営	59	100.0%	24	40.7%	22	37.3%	7	11.9%	6	10.2%	---	---	---	---
	民営	76	100.0%	4	5.3%	24	31.6%	32	42.1%	16	21.1%	---	---	---	---
関東地区	計	184	100.0%	35	19.0%	44	23.9%	79	42.9%	23	12.5%	3	1.6%	---	---
	公営	76	100.0%	27	35.5%	19	25.0%	24	31.6%	6	7.9%	---	---	---	---
	民営	108	100.0%	8	7.4%	25	23.1%	55	50.9%	17	15.7%	3	2.8%	---	---
東海地区	計	103	100.0%	29	28.2%	48	46.6%	22	21.4%	4	3.9%	---	---	---	---
	公営	58	100.0%	25	43.1%	22	37.9%	11	19.0%	---	---	---	---	---	---
	民営	45	100.0%	4	8.9%	26	57.8%	11	24.4%	4	8.9%	---	---	---	---
北信越地区	計	100	100.0%	27	27.0%	46	46.0%	24	24.0%	3	3.0%	---	---	---	---
	公営	60	100.0%	22	36.7%	31	51.7%	7	11.7%	---	---	---	---	---	---
	民営	40	100.0%	5	12.5%	15	37.5%	17	42.5%	3	7.5%	---	---	---	---
近畿地区	計	100	100.0%	10	10.0%	29	29.0%	44	44.0%	16	16.0%	---	---	1	1.0%
	公営	28	100.0%	7	25.0%	11	39.3%	9	32.1%	1	3.6%	---	---	---	---
	民営	72	100.0%	3	4.2%	18	25.0%	35	48.6%	15	20.8%	---	---	1	1.4%
中国・四国地区	計	107	100.0%	17	15.9%	43	40.2%	31	29.0%	16	15.0%	---	---	---	---
	公営	49	100.0%	13	26.5%	24	49.0%	9	18.4%	3	6.1%	---	---	---	---
	民営	58	100.0%	4	6.9%	19	32.8%	22	37.9%	13	22.4%	---	---	---	---
九州地区	計	160	100.0%	6	3.8%	64	40.0%	64	40.0%	26	16.3%	---	---	---	---
	公営	35	100.0%	2	5.7%	15	42.9%	16	45.7%	2	5.7%	---	---	---	---
	民営	125	100.0%	4	3.2%	49	39.2%	48	38.4%	24	19.2%	---	---	---	---

表NO.15 所在地区別 児童数（0歳児）

		総計		0人		1~5人		6~10人		11~20人		21~30人		31人以上	
総計	計	889	100.0%	152	17.1%	320	36.0%	303	34.1%	110	12.4%	3	0.3%	1	0.1%
	公営	365	100.0%	120	32.9%	144	39.5%	83	22.7%	18	4.9%	---	---	---	---
	民営	524	100.0%	32	6.1%	176	33.6%	220	42.0%	92	17.6%	3	0.6%	1	0.2%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	18	14.2%	22	17.3%	57	44.9%	30	23.6%	---	---	---	---
	公営	39	100.0%	11	28.2%	7	17.9%	13	33.3%	8	20.5%	---	---	---	---
	民営	88	100.0%	7	8.0%	15	17.0%	44	50.0%	22	25.0%	---	---	---	---
県庁所在市	計	99	100.0%	6	6.1%	36	36.4%	45	45.5%	10	10.1%	1	1.0%	1	1.0%
	公営	28	100.0%	6	21.4%	14	50.0%	7	25.0%	1	3.6%	---	---	---	---
	民営	71	100.0%	---	---	22	31.0%	38	53.5%	9	12.7%	1	1.4%	1	1.4%
中都市	計	147	100.0%	17	11.6%	49	33.3%	60	40.8%	19	12.9%	2	1.4%	---	---
	公営	51	100.0%	12	23.5%	19	37.3%	18	35.3%	2	3.9%	---	---	---	---
	民営	96	100.0%	5	5.2%	30	31.3%	42	43.8%	17	17.7%	2	2.1%	---	---
小都市A	計	255	100.0%	41	16.1%	100	39.2%	79	31.0%	35	13.7%	---	---	---	---
	公営	100	100.0%	32	32.0%	45	45.0%	20	20.0%	3	3.0%	---	---	---	---
	民営	155	100.0%	9	5.8%	55	35.5%	59	38.1%	32	20.6%	---	---	---	---
小都市B	計	108	100.0%	28	25.9%	50	46.3%	26	24.1%	4	3.7%	---	---	---	---
	公営	51	100.0%	21	41.2%	19	37.3%	10	19.6%	1	2.0%	---	---	---	---
	民営	57	100.0%	7	12.3%	31	54.4%	16	28.1%	3	5.3%	---	---	---	---
町・村	計	153	100.0%	42	27.5%	63	41.2%	36	23.5%	12	7.8%	---	---	---	---
	公営	96	100.0%	38	39.6%	40	41.7%	15	15.6%	3	3.1%	---	---	---	---
	民営	57	100.0%	4	7.0%	23	40.4%	21	36.8%	9	15.8%	---	---	---	---

表NO.16 地域区別 3歳未満比率

		総計		0~9%		10~29%		30~49%		50~69%		70~100%	
全国	計	889	100.0%	26	2.9%	220	24.7%	577	64.9%	36	4.0%	30	3.4%
	公営	365	100.0%	25	6.8%	148	40.5%	175	47.9%	6	1.6%	11	3.0%
	民営	524	100.0%	1	0.2%	72	13.7%	402	76.7%	30	5.7%	19	3.6%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	4	3.0%	33	24.4%	85	63.0%	4	3.0%	9	6.7%
	公営	59	100.0%	4	6.8%	26	44.1%	24	40.7%	---	---	5	8.5%
	民営	76	100.0%	---	---	7	9.2%	61	80.3%	4	5.3%	4	5.3%
関東地区	計	184	100.0%	2	1.1%	40	21.7%	133	72.3%	2	1.1%	7	3.8%
	公営	76	100.0%	2	2.6%	26	34.2%	46	60.5%	1	1.3%	1	1.3%
	民営	108	100.0%	---	---	14	13.0%	87	80.6%	1	0.9%	6	5.6%
東海地区	計	103	100.0%	10	9.7%	45	43.7%	46	44.7%	2	1.9%	---	---
	公営	58	100.0%	10	17.2%	27	46.6%	21	36.2%	---	---	---	---
	民営	45	100.0%	---	---	18	40.0%	25	55.6%	2	4.4%	---	---
北信越地区	計	100	100.0%	6	6.0%	46	46.0%	45	45.0%	2	2.0%	1	1.0%
	公営	60	100.0%	5	8.3%	34	56.7%	20	33.3%	---	---	1	1.7%
	民営	40	100.0%	1	2.5%	12	30.0%	25	62.5%	2	5.0%	---	---
近畿地区	計	100	100.0%	2	2.0%	20	20.0%	72	72.0%	3	3.0%	3	3.0%
	公営	28	100.0%	2	7.1%	12	42.9%	14	50.0%	---	---	---	---
	民営	72	100.0%	---	---	8	11.1%	58	80.6%	3	4.2%	3	4.2%
中国・四国地区	計	107	100.0%	1	0.9%	26	24.3%	64	59.8%	8	7.5%	8	7.5%
	公営	49	100.0%	1	2.0%	20	40.8%	22	44.9%	3	6.1%	3	6.1%
	民営	58	100.0%	---	---	6	10.3%	42	72.4%	5	8.6%	5	8.6%
九州地区	計	160	100.0%	1	0.6%	10	6.3%	132	82.5%	15	9.4%	2	1.3%
	公営	35	100.0%	1	2.9%	3	8.6%	28	80.0%	2	5.7%	1	2.9%
	民営	125	100.0%	---	---	7	5.6%	104	83.2%	13	10.4%	1	0.8%

表NO.17 所在地区別 3歳未満比率

		総計		0～9%		10～29%		30～49%		50～69%		70～100%	
総計	計	889	100.0%	26	2.9%	220	24.7%	577	64.9%	36	4.0%	30	3.4%
	公営	365	100.0%	25	6.8%	148	40.5%	175	47.9%	6	1.6%	11	3.0%
	民営	524	100.0%	1	0.2%	72	13.7%	402	76.7%	30	5.7%	19	3.6%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	2	1.6%	14	11.0%	103	81.1%	4	3.1%	4	3.1%
	公営	39	100.0%	1	2.6%	9	23.1%	27	69.2%	---	---	2	5.1%
	民営	88	100.0%	1	1.1%	5	5.7%	76	86.4%	4	4.5%	2	2.3%
県庁所在市	計	99	100.0%	1	1.0%	14	14.1%	75	75.8%	5	5.1%	4	4.0%
	公営	28	100.0%	1	3.6%	7	25.0%	20	71.4%	---	---	---	---
	民営	71	100.0%	---	---	7	9.9%	55	77.5%	5	7.0%	4	5.6%
中都市	計	147	100.0%	3	2.0%	37	25.2%	101	68.7%	3	2.0%	3	2.0%
	公営	51	100.0%	3	5.9%	23	45.1%	25	49.0%	---	---	---	---
	民営	96	100.0%	---	---	14	14.6%	76	79.2%	3	3.1%	3	3.1%
小都市A	計	255	100.0%	5	2.0%	76	29.8%	153	60.0%	10	3.9%	11	4.3%
	公営	100	100.0%	5	5.0%	47	47.0%	44	44.0%	---	---	4	4.0%
	民営	155	100.0%	---	---	29	18.7%	109	70.3%	10	6.5%	7	4.5%
小都市B	計	108	100.0%	4	3.7%	30	27.8%	66	61.1%	8	7.4%	---	---
	公営	51	100.0%	4	7.8%	22	43.1%	21	41.2%	4	7.8%	---	---
	民営	57	100.0%	---	---	8	14.0%	45	78.9%	4	7.0%	---	---
町・村	計	153	100.0%	11	7.2%	49	32.0%	79	51.6%	6	3.9%	8	5.2%
	公営	96	100.0%	11	11.5%	40	41.7%	38	39.6%	2	2.1%	5	5.2%
	民営	57	100.0%	---	---	9	15.8%	41	71.9%	4	7.0%	3	5.3%

表NO.18 地域区別 問1-1 公立保育所の民営化の動向について

		総計		かなり移行している		一部移行している		まったく移行していない		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	97	10.9%	366	41.2%	297	33.4%	101	11.4%	28	3.1%
	公営	365	100.0%	18	4.9%	138	37.8%	154	42.2%	47	12.9%	8	2.2%
	民営	524	100.0%	79	15.1%	228	43.5%	143	27.3%	54	10.3%	20	3.8%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	16	11.9%	49	36.3%	47	34.8%	19	14.1%	4	3.0%
	公営	59	100.0%	1	1.7%	19	32.2%	30	50.8%	8	13.6%	1	1.7%
	民営	76	100.0%	15	19.7%	30	39.5%	17	22.4%	11	14.5%	3	3.9%
関東地区	計	184	100.0%	18	9.8%	81	44.0%	65	35.3%	18	9.8%	2	1.1%
	公営	76	100.0%	5	6.6%	32	42.1%	28	36.8%	10	13.2%	1	1.3%
	民営	108	100.0%	13	12.0%	49	45.4%	37	34.3%	8	7.4%	1	0.9%
東海地区	計	103	100.0%	3	2.9%	40	38.8%	46	44.7%	10	9.7%	4	3.9%
	公営	58	100.0%	---	---	19	32.8%	32	55.2%	6	10.3%	1	1.7%
	民営	45	100.0%	3	6.7%	21	46.7%	14	31.1%	4	8.9%	3	6.7%
北信越地区	計	100	100.0%	5	5.0%	49	49.0%	34	34.0%	9	9.0%	3	3.0%
	公営	60	100.0%	3	5.0%	25	41.7%	24	40.0%	8	13.3%	---	---
	民営	40	100.0%	2	5.0%	24	60.0%	10	25.0%	1	2.5%	3	7.5%
近畿地区	計	100	100.0%	10	10.0%	46	46.0%	28	28.0%	11	11.0%	5	5.0%
	公営	28	100.0%	---	---	11	39.3%	10	35.7%	5	17.9%	2	7.1%
	民営	72	100.0%	10	13.9%	35	48.6%	18	25.0%	6	8.3%	3	4.2%
中国・四国地区	計	107	100.0%	9	8.4%	45	42.1%	39	36.4%	10	9.3%	4	3.7%
	公営	49	100.0%	3	6.1%	19	38.8%	23	46.9%	2	4.1%	2	4.1%
	民営	58	100.0%	6	10.3%	26	44.8%	16	27.6%	8	13.8%	2	3.4%
九州地区	計	160	100.0%	36	22.5%	56	35.0%	38	23.8%	24	15.0%	6	3.8%
	公営	35	100.0%	6	17.1%	13	37.1%	7	20.0%	8	22.9%	1	2.9%
	民営	125	100.0%	30	24.0%	43	34.4%	31	24.8%	16	12.8%	5	4.0%

表NO.19 所在地区別 問1-1 公立保育所の民営化の動向について

		総計		かなり移行している		一部移行している		まったく移行していない		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	97	10.9%	366	41.2%	297	33.4%	101	11.4%	28	3.1%
	公 営	365	100.0%	18	4.9%	138	37.8%	154	42.2%	47	12.9%	8	2.2%
	民 営	524	100.0%	79	15.1%	228	43.5%	143	27.3%	54	10.3%	20	3.8%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	23	18.1%	87	68.5%	12	9.4%	---	---	5	3.9%
	公 営	39	100.0%	4	10.3%	33	84.6%	2	5.1%	---	---	---	---
	民 営	88	100.0%	19	21.6%	54	61.4%	10	11.4%	---	---	5	5.7%
県庁所在市	計	99	100.0%	10	10.1%	58	58.6%	21	21.2%	8	8.1%	2	2.0%
	公 営	28	100.0%	1	3.6%	18	64.3%	6	21.4%	3	10.7%	---	---
	民 営	71	100.0%	9	12.7%	40	56.3%	15	21.1%	5	7.0%	2	2.8%
中都市	計	147	100.0%	18	12.2%	74	50.3%	38	25.9%	13	8.8%	4	2.7%
	公 営	51	100.0%	5	9.8%	24	47.1%	15	29.4%	6	11.8%	1	2.0%
	民 営	96	100.0%	13	13.5%	50	52.1%	23	24.0%	7	7.3%	3	3.1%
小都市A	計	255	100.0%	28	11.0%	98	38.4%	85	33.3%	32	12.5%	12	4.7%
	公 営	100	100.0%	4	4.0%	35	35.0%	39	39.0%	18	18.0%	4	4.0%
	民 営	155	100.0%	24	15.5%	63	40.6%	46	29.7%	14	9.0%	8	5.2%
小都市B	計	108	100.0%	10	9.3%	23	21.3%	52	48.1%	19	17.6%	4	3.7%
	公 営	51	100.0%	2	3.9%	11	21.6%	29	56.9%	7	13.7%	2	3.9%
	民 営	57	100.0%	8	14.0%	12	21.1%	23	40.4%	12	21.1%	2	3.5%
町・村	計	153	100.0%	8	5.2%	26	17.0%	89	58.2%	29	19.0%	1	0.7%
	公 営	96	100.0%	2	2.1%	17	17.7%	63	65.6%	13	13.5%	1	1.0%
	民 営	57	100.0%	6	10.5%	9	15.8%	26	45.6%	16	28.1%	---	---

表NO.20 地域区別 問1-2 民営化保育所の経営主体

		総計		社会福祉法人		学校法人		株式会社、 有限会社などの企業		NPO		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	520	58.5%	44	4.9%	47	5.3%	16	1.8%	37	4.2%	311	35.0%
	公 営	365	100.0%	161	44.1%	13	3.6%	25	6.8%	7	1.9%	13	3.6%	175	47.9%
	民 営	524	100.0%	359	68.5%	31	5.9%	22	4.2%	9	1.7%	24	4.6%	136	26.0%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	75	55.6%	8	5.9%	2	1.5%	3	2.2%	5	3.7%	54	40.0%
	公 営	59	100.0%	24	40.7%	3	5.1%	1	1.7%	1	1.7%	---	---	33	55.9%
	民 営	76	100.0%	51	67.1%	5	6.6%	1	1.3%	2	2.6%	5	6.6%	21	27.6%
関東地区	計	184	100.0%	104	56.5%	11	6.0%	27	14.7%	8	4.3%	12	6.5%	59	32.1%
	公 営	76	100.0%	35	46.1%	3	3.9%	14	18.4%	1	1.3%	8	10.5%	27	35.5%
	民 営	108	100.0%	69	63.9%	8	7.4%	13	12.0%	7	6.5%	4	3.7%	32	29.6%
東海地区	計	103	100.0%	53	51.5%	4	3.9%	4	3.9%	---	---	1	1.0%	46	44.7%
	公 営	58	100.0%	24	41.4%	2	3.4%	3	5.2%	---	---	1	1.7%	31	53.4%
	民 営	45	100.0%	29	64.4%	2	4.4%	1	2.2%	---	---	---	---	15	33.3%
北信越地区	計	100	100.0%	59	59.0%	7	7.0%	---	---	3	3.0%	4	4.0%	36	36.0%
	公 営	60	100.0%	30	50.0%	3	5.0%	---	---	3	5.0%	2	3.3%	27	45.0%
	民 営	40	100.0%	29	72.5%	4	10.0%	---	---	---	---	2	5.0%	9	22.5%
近畿地区	計	100	100.0%	63	63.0%	3	3.0%	2	2.0%	1	1.0%	1	1.0%	33	33.0%
	公 営	28	100.0%	11	39.3%	---	---	1	3.6%	1	3.6%	---	---	16	57.1%
	民 営	72	100.0%	52	72.2%	3	4.2%	1	1.4%	---	---	1	1.4%	17	23.6%
中国・四国地区	計	107	100.0%	61	57.0%	3	2.8%	8	7.5%	1	0.9%	4	3.7%	39	36.4%
	公 営	49	100.0%	17	34.7%	1	2.0%	5	10.2%	1	2.0%	---	---	28	57.1%
	民 営	58	100.0%	44	75.9%	2	3.4%	3	5.2%	---	---	4	6.9%	11	19.0%
九州地区	計	160	100.0%	105	65.6%	8	5.0%	4	2.5%	---	---	10	6.3%	44	27.5%
	公 営	35	100.0%	20	57.1%	1	2.9%	1	2.9%	---	---	2	5.7%	13	37.1%
	民 営	125	100.0%	85	68.0%	7	5.6%	3	2.4%	---	---	8	6.4%	31	24.8%

表NO.21 所在地区別 問1-2 民営化保育所の経営主体

		総計		社会福祉法人		学校法人		株式会社、 有限会社などの企業		NPO		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	520	58.5%	44	4.9%	47	5.3%	16	1.8%	37	4.2%	311	35.0%
	公 営	365	100.0%	161	44.1%	13	3.6%	25	6.8%	7	1.9%	13	3.6%	175	47.9%
	民 営	524	100.0%	359	68.5%	31	5.9%	22	4.2%	9	1.7%	24	4.6%	136	26.0%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	103	81.1%	8	6.3%	23	18.1%	5	3.9%	7	5.5%	12	9.4%
	公 営	39	100.0%	32	82.1%	1	2.6%	12	30.8%	1	2.6%	---	---	2	5.1%
	民 営	88	100.0%	71	80.7%	7	8.0%	11	12.5%	4	4.5%	7	8.0%	10	11.4%
県庁所在市	計	99	100.0%	73	73.7%	10	10.1%	9	9.1%	1	1.0%	6	6.1%	19	19.2%
	公 営	28	100.0%	20	71.4%	3	10.7%	3	10.7%	1	3.6%	1	3.6%	7	25.0%
	民 営	71	100.0%	53	74.6%	7	9.9%	6	8.5%	---	---	5	7.0%	12	16.9%
中都市	計	147	100.0%	98	66.7%	8	5.4%	5	3.4%	1	0.7%	6	4.1%	38	25.9%
	公 営	51	100.0%	32	62.7%	1	2.0%	3	5.9%	---	---	3	5.9%	14	27.5%
	民 営	96	100.0%	66	68.8%	7	7.3%	2	2.1%	1	1.0%	3	3.1%	24	25.0%
小都市A	計	255	100.0%	149	58.4%	13	5.1%	8	3.1%	6	2.4%	10	3.9%	91	35.7%
	公 営	100	100.0%	42	42.0%	4	4.0%	5	5.0%	2	2.0%	5	5.0%	49	49.0%
	民 営	155	100.0%	107	69.0%	9	5.8%	3	1.9%	4	2.6%	5	3.2%	42	27.1%
小都市B	計	108	100.0%	39	36.1%	2	1.9%	2	1.9%	1	0.9%	1	0.9%	65	60.2%
	公 営	51	100.0%	10	19.6%	2	3.9%	2	3.9%	1	2.0%	1	2.0%	37	72.5%
	民 営	57	100.0%	29	50.9%	---	---	---	---	---	---	---	---	28	49.1%
町・村	計	153	100.0%	58	37.9%	3	2.0%	---	---	2	1.3%	7	4.6%	86	56.2%
	公 営	96	100.0%	25	26.0%	2	2.1%	---	---	2	2.1%	3	3.1%	66	68.8%
	民 営	57	100.0%	33	57.9%	1	1.8%	---	---	---	---	4	7.0%	20	35.1%

表NO.22 地域区別 問1-3 民営化の方法

		総計		公設民営方式		譲渡方式		民設民営方式		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	188	21.1%	226	25.4%	92	10.3%	51	5.7%	332	37.3%
	公 営	365	100.0%	83	22.7%	65	17.8%	27	7.4%	19	5.2%	171	46.8%
	民 営	524	100.0%	105	20.0%	161	30.7%	65	12.4%	32	6.1%	161	30.7%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	24	17.8%	35	25.9%	14	10.4%	5	3.7%	57	42.2%
	公 営	59	100.0%	12	20.3%	8	13.6%	6	10.2%	1	1.7%	32	54.2%
	民 営	76	100.0%	12	15.8%	27	35.5%	8	10.5%	4	5.3%	25	32.9%
関東地区	計	184	100.0%	59	32.1%	28	15.2%	20	10.9%	15	8.2%	62	33.7%
	公 営	76	100.0%	21	27.6%	9	11.8%	9	11.8%	11	14.5%	26	34.2%
	民 営	108	100.0%	38	35.2%	19	17.6%	11	10.2%	4	3.7%	36	33.3%
東海地区	計	103	100.0%	18	17.5%	21	20.4%	13	12.6%	1	1.0%	50	48.5%
	公 営	58	100.0%	10	17.2%	9	15.5%	5	8.6%	1	1.7%	33	56.9%
	民 営	45	100.0%	8	17.8%	12	26.7%	8	17.8%	---	---	17	37.8%
北信越地区	計	100	100.0%	28	28.0%	25	25.0%	7	7.0%	7	7.0%	33	33.0%
	公 営	60	100.0%	17	28.3%	10	16.7%	3	5.0%	6	10.0%	24	40.0%
	民 営	40	100.0%	11	27.5%	15	37.5%	4	10.0%	1	2.5%	9	22.5%
近畿地区	計	100	100.0%	14	14.0%	31	31.0%	17	17.0%	3	3.0%	35	35.0%
	公 営	28	100.0%	4	14.3%	6	21.4%	2	7.1%	---	---	16	57.1%
	民 営	72	100.0%	10	13.9%	25	34.7%	15	20.8%	3	4.2%	19	26.4%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	27	25.2%	27	25.2%	6	5.6%	6	5.6%	41	38.3%
	公 営	49	100.0%	14	28.6%	6	12.2%	2	4.1%	---	---	27	55.1%
	民 営	58	100.0%	13	22.4%	21	36.2%	4	6.9%	6	10.3%	14	24.1%
九州地区	計	160	100.0%	18	11.3%	59	36.9%	15	9.4%	14	8.8%	54	33.8%
	公 営	35	100.0%	5	14.3%	17	48.6%	---	---	---	---	13	37.1%
	民 営	125	100.0%	13	10.4%	42	33.6%	15	12.0%	14	11.2%	41	32.8%

表NO.23 所在地区別 問1-3 民営化の方法

		総計		公設民営方式		譲渡方式		民設民営方式		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	188	21.1%	226	25.4%	92	10.3%	51	5.7%	332	37.3%
	公 営	365	100.0%	83	22.7%	65	17.8%	27	7.4%	19	5.2%	171	46.8%
	民 営	524	100.0%	105	20.0%	161	30.7%	65	12.4%	32	6.1%	161	30.7%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	34	26.8%	38	29.9%	24	18.9%	13	10.2%	18	14.2%
	公 営	39	100.0%	17	43.6%	10	25.6%	6	15.4%	4	10.3%	2	5.1%
	民 営	88	100.0%	17	19.3%	28	31.8%	18	20.5%	9	10.2%	16	18.2%
県庁所在市	計	99	100.0%	26	26.3%	37	37.4%	10	10.1%	3	3.0%	23	23.2%
	公 営	28	100.0%	8	28.6%	10	35.7%	2	7.1%	1	3.6%	7	25.0%
	民 営	71	100.0%	18	25.4%	27	38.0%	8	11.3%	2	2.8%	16	22.5%
中都市	計	147	100.0%	34	23.1%	47	32.0%	16	10.9%	8	5.4%	42	28.6%
	公 営	51	100.0%	13	25.5%	14	27.5%	7	13.7%	3	5.9%	14	27.5%
	民 営	96	100.0%	21	21.9%	33	34.4%	9	9.4%	5	5.2%	28	29.2%
小都市A	計	255	100.0%	52	20.4%	65	25.5%	26	10.2%	15	5.9%	97	38.0%
	公 営	100	100.0%	18	18.0%	19	19.0%	8	8.0%	8	8.0%	47	47.0%
	民 営	155	100.0%	34	21.9%	46	29.7%	18	11.6%	7	4.5%	50	32.3%
小都市B	計	108	100.0%	12	11.1%	16	14.8%	8	7.4%	5	4.6%	67	62.0%
	公 営	51	100.0%	7	13.7%	3	5.9%	2	3.9%	1	2.0%	38	74.5%
	民 営	57	100.0%	5	8.8%	13	22.8%	6	10.5%	4	7.0%	29	50.9%
町・村	計	153	100.0%	30	19.6%	23	15.0%	8	5.2%	7	4.6%	85	55.6%
	公 営	96	100.0%	20	20.8%	9	9.4%	2	2.1%	2	2.1%	63	65.6%
	民 営	57	100.0%	10	17.5%	14	24.6%	6	10.5%	5	8.8%	22	38.6%

表NO.24 地域区分別 問1-4 社会福祉法人以外の企業等の参入について

		総計		株式会社、 有限会社等が すでに参入		株式会社、 有限会社等の 参入計画がある		今のところない		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	105	11.8%	22	2.5%	633	71.2%	33	3.7%	96	10.8%
	公 営	365	100.0%	38	10.4%	7	1.9%	265	72.6%	8	2.2%	47	12.9%
	民 営	524	100.0%	67	12.8%	15	2.9%	368	70.2%	25	4.8%	49	9.4%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	11	8.1%	3	2.2%	104	77.0%	2	1.5%	15	11.1%
	公 営	59	100.0%	3	5.1%	---	---	46	78.0%	1	1.7%	9	15.3%
	民 営	76	100.0%	8	10.5%	3	3.9%	58	76.3%	1	1.3%	6	7.9%
関東地区	計	184	100.0%	48	26.1%	9	4.9%	102	55.4%	8	4.3%	17	9.2%
	公 営	76	100.0%	20	26.3%	4	5.3%	41	53.9%	4	5.3%	7	9.2%
	民 営	108	100.0%	28	25.9%	5	4.6%	61	56.5%	4	3.7%	10	9.3%
東海地区	計	103	100.0%	14	13.6%	2	1.9%	69	67.0%	4	3.9%	14	13.6%
	公 営	58	100.0%	6	10.3%	1	1.7%	41	70.7%	---	---	10	17.2%
	民 営	45	100.0%	8	17.8%	1	2.2%	28	62.2%	4	8.9%	4	8.9%
北信越地区	計	100	100.0%	8	8.0%	2	2.0%	81	81.0%	2	2.0%	7	7.0%
	公 営	60	100.0%	4	6.7%	1	1.7%	50	83.3%	1	1.7%	4	6.7%
	民 営	40	100.0%	4	10.0%	1	2.5%	31	77.5%	1	2.5%	3	7.5%
近畿地区	計	100	100.0%	11	11.0%	3	3.0%	67	67.0%	5	5.0%	14	14.0%
	公 営	28	100.0%	---	---	1	3.6%	20	71.4%	2	7.1%	5	17.9%
	民 営	72	100.0%	11	15.3%	2	2.8%	47	65.3%	3	4.2%	9	12.5%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	7	6.5%	2	1.9%	83	77.6%	3	2.8%	12	11.2%
	公 営	49	100.0%	4	8.2%	---	---	39	79.6%	---	---	6	12.2%
	民 営	58	100.0%	3	5.2%	2	3.4%	44	75.9%	3	5.2%	6	10.3%
九州地区	計	160	100.0%	6	3.8%	1	0.6%	127	79.4%	9	5.6%	17	10.6%
	公 営	35	100.0%	1	2.9%	---	---	28	80.0%	---	---	6	17.1%
	民 営	125	100.0%	5	4.0%	1	0.8%	99	79.2%	9	7.2%	11	8.8%

表NO.25 所在地区別 問1-4 社会福祉法人以外の企業等の参入について

		総計		株式会社、 有限会社等が すでに参入		株式会社、 有限会社等の 参入計画がある		今のところない		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	105	11.8%	22	2.5%	633	71.2%	33	3.7%	96	10.8%
	公営	365	100.0%	38	10.4%	7	1.9%	265	72.6%	8	2.2%	47	12.9%
	民営	524	100.0%	67	12.8%	15	2.9%	368	70.2%	25	4.8%	49	9.4%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	47	37.0%	9	7.1%	55	43.3%	6	4.7%	10	7.9%
	公営	39	100.0%	16	41.0%	4	10.3%	16	41.0%	---	---	3	7.7%
	民営	88	100.0%	31	35.2%	5	5.7%	39	44.3%	6	6.8%	7	8.0%
県庁所在市	計	99	100.0%	16	16.2%	4	4.0%	70	70.7%	2	2.0%	7	7.1%
	公営	28	100.0%	5	17.9%	---	---	23	82.1%	---	---	---	---
	民営	71	100.0%	11	15.5%	4	5.6%	47	66.2%	2	2.8%	7	9.9%
中都市	計	147	100.0%	26	17.7%	4	2.7%	92	62.6%	6	4.1%	19	12.9%
	公営	51	100.0%	12	23.5%	---	---	32	62.7%	2	3.9%	5	9.8%
	民営	96	100.0%	14	14.6%	4	4.2%	60	62.5%	4	4.2%	14	14.6%
小都市A	計	255	100.0%	13	5.1%	3	1.2%	202	79.2%	13	5.1%	24	9.4%
	公営	100	100.0%	5	5.0%	1	1.0%	80	80.0%	5	5.0%	9	9.0%
	民営	155	100.0%	8	5.2%	2	1.3%	122	78.7%	8	5.2%	15	9.7%
小都市B	計	108	100.0%	2	1.9%	---	---	90	83.3%	1	0.9%	15	13.9%
	公営	51	100.0%	---	---	---	---	38	74.5%	---	---	13	25.5%
	民営	57	100.0%	2	3.5%	---	---	52	91.2%	1	1.8%	2	3.5%
町・村	計	153	100.0%	1	0.7%	2	1.3%	124	81.0%	5	3.3%	21	13.7%
	公営	96	100.0%	---	---	2	2.1%	76	79.2%	1	1.0%	17	17.7%
	民営	57	100.0%	1	1.8%	---	---	48	84.2%	4	7.0%	4	7.0%

表NO.26 地域区分別 問2-1 調理業務の外部委託等の状況

		総計		すでに調理室での 調理を外部に委託		調理室での調理の 外部委託を計画		給食の外部搬入 を行っている		給食の外部搬入 を計画		今後、検討する こともありうる		全く考えていない		自園では行っていないが同じ市町村 の保育園で実施		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	42	4.7%	7	0.8%	16	1.8%	6	0.7%	128	14.4%	591	66.5%	88	9.9%	40	4.5%	27	3.0%
	公営	365	100.0%	20	5.5%	3	0.8%	11	3.0%	3	0.8%	70	19.2%	187	51.2%	32	8.8%	31	8.5%	18	4.9%
	民営	524	100.0%	22	4.2%	4	0.8%	5	1.0%	3	0.6%	58	11.1%	404	77.1%	56	10.7%	9	1.7%	9	1.7%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	4	3.0%	2	1.5%	2	1.5%	1	0.7%	17	12.6%	95	70.4%	11	8.1%	4	3.0%	8	5.9%
	公営	59	100.0%	3	5.1%	---	---	1	1.7%	---	---	11	18.6%	36	61.0%	3	5.1%	4	6.8%	3	5.1%
	民営	76	100.0%	1	1.3%	2	2.6%	1	1.3%	1	1.3%	6	7.9%	59	77.6%	8	10.5%	---	---	5	6.6%
関東地区	計	184	100.0%	19	10.3%	---	---	---	---	2	1.1%	35	19.0%	105	57.1%	21	11.4%	8	4.3%	6	3.3%
	公営	76	100.0%	9	11.8%	---	---	---	---	1	1.3%	24	31.6%	24	31.6%	9	11.8%	6	7.9%	5	6.6%
	民営	108	100.0%	10	9.3%	---	---	---	---	1	0.9%	11	10.2%	81	75.0%	12	11.1%	2	1.9%	1	0.9%
東海地区	計	103	100.0%	6	5.8%	---	---	9	8.7%	1	1.0%	13	12.6%	60	58.3%	13	12.6%	8	7.8%	3	2.9%
	公営	58	100.0%	4	6.9%	---	---	9	15.5%	1	1.7%	7	12.1%	26	44.8%	5	8.6%	8	13.8%	2	3.4%
	民営	45	100.0%	2	4.4%	---	---	---	---	---	---	6	13.3%	34	75.6%	8	17.8%	---	---	1	2.2%
北信越地区	計	100	100.0%	3	3.0%	2	2.0%	---	---	---	---	22	22.0%	63	63.0%	8	8.0%	3	3.0%	2	2.0%
	公営	60	100.0%	2	3.3%	1	1.7%	---	---	---	---	18	30.0%	30	50.0%	5	8.3%	3	5.0%	1	1.7%
	民営	40	100.0%	1	2.5%	1	2.5%	---	---	---	---	4	10.0%	33	82.5%	3	7.5%	---	---	1	2.5%
近畿地区	計	100	100.0%	6	6.0%	1	1.0%	3	3.0%	1	1.0%	15	15.0%	61	61.0%	15	15.0%	2	2.0%	4	4.0%
	公営	28	100.0%	1	3.6%	---	---	---	---	---	---	3	10.7%	18	64.3%	1	3.6%	2	7.1%	3	10.7%
	民営	72	100.0%	5	6.9%	1	1.4%	3	4.2%	1	1.4%	12	16.7%	43	59.7%	14	19.4%	---	---	1	1.4%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	1	0.9%	2	1.9%	1	0.9%	1	0.9%	10	9.3%	76	71.0%	10	9.3%	10	9.3%	2	1.9%
	公営	49	100.0%	1	2.0%	2	4.1%	1	2.0%	1	2.0%	5	10.2%	26	53.1%	7	14.3%	6	12.2%	2	4.1%
	民営	58	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	5	8.6%	50	86.2%	3	5.2%	4	6.9%	---	---
九州地区	計	160	100.0%	3	1.9%	---	---	1	0.6%	---	---	16	10.0%	131	81.9%	10	6.3%	5	3.1%	2	1.3%
	公営	35	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	2	5.7%	27	77.1%	2	5.7%	2	5.7%	2	5.7%
	民営	125	100.0%	3	2.4%	---	---	1	0.8%	---	---	14	11.2%	104	83.2%	8	6.4%	3	2.4%	---	---

表NO.27 所在地区別 問2-1 調理業務の外部委託等の状況

		総計		すでに調理室での調理を外部に委託		調理室での調理の外部委託を計画		給食の外部搬入を行っている		給食の外部搬入を計画		今後、検討することもありうる		全く考えていない		自園では行っていないが同じ市町村の保育園で実施		その他		未回答	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
総計	計	889	100.0%	42	4.7%	7	0.8%	16	1.8%	6	0.7%	128	14.4%	591	66.5%	88	9.9%	40	4.5%	27	3.0%
	公営	365	100.0%	20	5.5%	3	0.8%	11	3.0%	3	0.8%	70	19.2%	187	51.2%	32	8.8%	31	8.5%	18	4.9%
	民営	524	100.0%	22	4.2%	4	0.8%	5	1.0%	3	0.6%	58	11.1%	404	77.1%	56	10.7%	9	1.7%	9	1.7%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	10	7.9%	1	0.8%	---	---	---	---	24	18.9%	70	55.1%	21	16.5%	4	3.1%	6	4.7%
	公営	39	100.0%	6	15.4%	---	---	---	---	---	---	8	20.5%	15	38.5%	4	10.3%	3	7.7%	3	7.7%
	民営	88	100.0%	4	4.5%	1	1.1%	---	---	---	---	16	18.2%	55	62.5%	17	19.3%	1	1.1%	3	3.4%
県庁所在市	計	99	100.0%	1	1.0%	---	---	1	1.0%	1	1.0%	10	10.1%	72	72.7%	16	16.2%	6	6.1%	1	1.0%
	公営	28	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	5	17.9%	12	42.9%	6	21.4%	4	14.3%	1	3.6%	
	民営	71	100.0%	1	1.4%	---	---	1	1.4%	1	1.4%	5	7.0%	60	84.5%	10	14.1%	2	2.8%	---	
中都市	計	147	100.0%	9	6.1%	1	0.7%	4	2.7%	1	0.7%	20	13.6%	94	63.9%	23	15.6%	6	4.1%	3	2.0%
	公営	51	100.0%	1	2.0%	---	---	2	3.9%	---	---	12	23.5%	21	41.2%	8	15.7%	6	11.8%	2	3.9%
	民営	96	100.0%	8	8.3%	1	1.0%	2	2.1%	1	1.0%	8	8.3%	73	76.0%	15	15.6%	---	---	1	1.0%
小都市A	計	255	100.0%	16	6.3%	3	1.2%	6	2.4%	3	1.2%	32	12.5%	171	67.1%	17	6.7%	12	4.7%	10	3.9%
	公営	100	100.0%	8	8.0%	2	2.0%	4	4.0%	2	2.0%	18	18.0%	50	50.0%	6	6.0%	8	8.0%	7	7.0%
	民営	155	100.0%	8	5.2%	1	0.6%	2	1.3%	1	0.6%	14	9.0%	121	78.1%	11	7.1%	4	2.6%	3	1.9%
小都市B	計	108	100.0%	1	0.9%	2	1.9%	3	2.8%	1	0.9%	19	17.6%	75	69.4%	2	1.9%	4	3.7%	3	2.8%
	公営	51	100.0%	---	---	1	2.0%	3	5.9%	1	2.0%	9	17.6%	30	58.8%	2	3.9%	3	5.9%	3	5.9%
	民営	57	100.0%	1	1.8%	1	1.8%	---	---	---	---	10	17.5%	45	78.9%	---	---	1	1.8%	---	---
町・村	計	153	100.0%	5	3.3%	---	---	2	1.3%	---	---	23	15.0%	109	71.2%	9	5.9%	8	5.2%	4	2.6%
	公営	96	100.0%	5	5.2%	---	---	2	2.1%	---	---	18	18.8%	59	61.5%	6	6.3%	7	7.3%	2	2.1%
	民営	57	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	5	8.8%	50	87.7%	3	5.3%	1	1.8%	2	3.5%	

表NO.28 地域区別 問2-2 保育士の正規と非正規の割合

		総計		正規保育士 100%		正規保育士 90~99% 非正規保育士 10~1%		正規保育士 80~89% 非正規保育士 20~11%		正規保育士 70~79% 非正規保育士 30~21%		正規保育士 60~69% 非正規保育士 40~31%		正規保育士 50~59% 非正規保育士 50~41%		正規保育士 50%未満 非正規保育士 50%以上		未回答	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
全国	計	889	100.0%	76	8.5%	93	10.5%	105	11.8%	113	12.7%	145	16.3%	149	16.8%	190	21.4%	18	2.0%
	公営	365	100.0%	25	6.8%	12	3.3%	27	7.4%	27	7.4%	61	16.7%	81	22.2%	123	33.7%	9	2.5%
	民営	524	100.0%	51	9.7%	81	15.5%	78	14.9%	86	16.4%	84	16.0%	68	13.0%	67	12.8%	9	1.7%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	8	5.9%	8	5.9%	10	7.4%	13	9.6%	26	19.3%	27	20.0%	38	28.1%	5	3.7%
	公営	59	100.0%	6	10.2%	1	1.7%	5	8.5%	3	5.1%	11	18.6%	10	16.9%	22	37.3%	1	1.7%
	民営	76	100.0%	2	2.6%	7	9.2%	5	6.6%	10	13.2%	15	19.7%	17	22.4%	16	21.1%	4	5.3%
関東地区	計	184	100.0%	23	12.5%	30	16.3%	35	19.0%	23	12.5%	23	12.5%	21	11.4%	26	14.1%	3	1.6%
	公営	76	100.0%	6	7.9%	3	3.9%	11	14.5%	5	6.6%	17	22.4%	12	15.8%	19	25.0%	3	3.9%
	民営	108	100.0%	17	15.7%	27	25.0%	24	22.2%	18	16.7%	6	5.6%	9	8.3%	7	6.5%	---	
東海地区	計	103	100.0%	10	9.7%	9	8.7%	12	11.7%	14	13.6%	20	19.4%	24	23.3%	12	11.7%	2	1.9%
	公営	58	100.0%	7	12.1%	2	3.4%	4	6.9%	3	5.2%	9	15.5%	21	36.2%	11	19.0%	1	1.7%
	民営	45	100.0%	3	6.7%	7	15.6%	8	17.8%	11	24.4%	11	24.4%	3	6.7%	1	2.2%	1	2.2%
北信越地区	計	100	100.0%	6	6.0%	10	10.0%	11	11.0%	13	13.0%	16	16.0%	12	12.0%	28	28.0%	4	4.0%
	公営	60	100.0%	4	6.7%	2	3.3%	2	3.3%	6	10.0%	9	15.0%	10	16.7%	25	41.7%	2	3.3%
	民営	40	100.0%	2	5.0%	8	20.0%	9	22.5%	7	17.5%	7	17.5%	2	5.0%	3	7.5%	2	5.0%
近畿地区	計	100	100.0%	4	4.0%	21	21.0%	7	7.0%	23	23.0%	17	17.0%	9	9.0%	17	17.0%	2	2.0%
	公営	28	100.0%	---	---	1	3.6%	---	---	7	25.0%	5	17.9%	5	17.9%	9	32.1%	1	3.6%
	民営	72	100.0%	4	5.6%	20	27.8%	7	9.7%	16	22.2%	12	16.7%	4	5.6%	8	11.1%	1	1.4%
中国・四国地区	計	107	100.0%	13	12.1%	6	5.6%	10	9.3%	9	8.4%	16	15.0%	24	22.4%	29	27.1%	---	
	公営	49	100.0%	1	2.0%	3	6.1%	4	8.2%	2	4.1%	6	12.2%	11	22.4%	22	44.9%	---	
	民営	58	100.0%	12	20.7%	3	5.2%	6	10.3%	7	12.1%	10	17.2%	13	22.4%	7	12.1%	---	
九州地区	計	160	100.0%	12	7.5%	9	5.6%	20	12.5%	18	11.3%	27	16.9%	32	20.0%	40	25.0%	2	1.3%
	公営	35	100.0%	1	2.9%	---	---	1	2.9%	1	2.9%	4	11.4%	12	34.3%	15	42.9%	1	2.9%
	民営	125	100.0%	11	8.8%	9	7.2%	19	15.2%	17	13.6%	23	18.4%	20	16.0%	25	20.0%	1	0.8%

表NO.29 所在地区別 問2-2 保育士の正規と非正規の割合

		総計		正規保育士 100%		正規保育士 90~99% 非正規保育士 10~1%		正規保育士 80~89% 非正規保育士 20~11%		正規保育士 70~79% 非正規保育士 30~21%		正規保育士 60~69% 非正規保育士 40~31%		正規保育士 50~59% 非正規保育士 50~41%		正規保育士 50%未満 非正規保育士 50%以上		未回答			
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
総計	計	889	100.0%	76	8.5%	93	10.5%	105	11.8%	113	12.7%	145	16.3%	149	16.8%	190	21.4%	18	2.0%		
	公営	365	100.0%	25	6.8%	12	3.3%	27	7.4%	27	7.4%	61	16.7%	81	22.2%	123	33.7%	9	2.5%		
	民営	524	100.0%	51	9.7%	81	15.5%	78	14.9%	86	16.4%	84	16.0%	68	13.0%	67	12.8%	9	1.7%		
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	22	17.3%	19	15.0%	22	17.3%	22	17.3%	17	13.4%	7	5.5%	12	9.4%	6	4.7%		
	公営	39	100.0%	7	17.9%	2	5.1%	12	30.8%	3	7.7%	5	12.8%	2	5.1%	6	15.4%	2	5.1%		
	民営	88	100.0%	15	17.0%	17	19.3%	10	11.4%	19	21.6%	12	13.6%	5	5.7%	6	6.8%	4	4.5%		
県庁所在市	計	99	100.0%	8	8.1%	9	9.1%	17	17.2%	7	7.1%	20	20.2%	19	19.2%	19	19.2%	---	---		
	公営	28	100.0%	---	---	---	---	1	3.6%	2	7.1%	6	21.4%	9	32.1%	10	35.7%	---	---		
	民営	71	100.0%	8	11.3%	9	12.7%	16	22.5%	5	7.0%	14	19.7%	10	14.1%	9	12.7%	---	---		
中都市	計	147	100.0%	9	6.1%	18	12.2%	21	14.3%	20	13.6%	27	18.4%	26	17.7%	24	16.3%	2	1.4%		
	公営	51	100.0%	2	3.9%	1	2.0%	2	3.9%	6	11.8%	14	27.5%	12	23.5%	13	25.5%	1	2.0%		
	民営	96	100.0%	7	7.3%	17	17.7%	19	19.8%	14	14.6%	13	13.5%	14	14.6%	11	11.5%	1	1.0%		
小都市A	計	255	100.0%	17	6.7%	26	10.2%	21	8.2%	34	13.3%	37	14.5%	51	20.0%	63	24.7%	6	2.4%		
	公営	100	100.0%	5	5.0%	2	2.0%	2	2.0%	7	7.0%	13	13.0%	26	26.0%	42	42.0%	3	3.0%		
	民営	155	100.0%	12	7.7%	24	15.5%	19	12.3%	27	17.4%	24	15.5%	25	16.1%	21	13.5%	3	1.9%		
小都市B	計	108	100.0%	6	5.6%	9	8.3%	14	13.0%	11	10.2%	21	19.4%	17	15.7%	28	25.9%	2	1.9%		
	公営	51	100.0%	2	3.9%	2	3.9%	6	11.8%	4	7.8%	7	13.7%	9	17.6%	19	37.3%	2	3.9%		
	民営	57	100.0%	4	7.0%	7	12.3%	8	14.0%	7	12.3%	14	24.6%	8	14.0%	9	15.8%	---	---		
町・村	計	153	100.0%	14	9.2%	12	7.8%	10	6.5%	19	12.4%	23	15.0%	29	19.0%	44	28.8%	2	1.3%		
	公営	96	100.0%	9	9.4%	5	5.2%	4	4.2%	5	5.2%	16	16.7%	23	24.0%	33	34.4%	1	1.0%		
	民営	57	100.0%	5	8.8%	7	12.3%	6	10.5%	14	24.6%	7	12.3%	6	10.5%	11	19.3%	1	1.8%		

表NO.30 地域区別 問3-1 三位一体改革の動きの中で市町村における運営費・補助金を含めた全体的な保育所費用について

		総計		増額になった		減額になった		変化なし		その他		未回答	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
全国	計	889	100.0%	34	3.8%	471	53.0%	298	33.5%	17	1.9%	69	7.8%
	公営	365	100.0%	9	2.5%	197	54.0%	105	28.8%	12	3.3%	42	11.5%
	民営	524	100.0%	25	4.8%	274	52.3%	193	36.8%	5	1.0%	27	5.2%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	4	3.0%	74	54.8%	41	30.4%	3	2.2%	13	9.6%
	公営	59	100.0%	2	3.4%	33	55.9%	16	27.1%	2	3.4%	6	10.2%
	民営	76	100.0%	2	2.6%	41	53.9%	25	32.9%	1	1.3%	7	9.2%
関東地区	計	184	100.0%	8	4.3%	84	45.7%	72	39.1%	4	2.2%	16	8.7%
	公営	76	100.0%	1	1.3%	31	40.8%	30	39.5%	4	5.3%	10	13.2%
	民営	108	100.0%	7	6.5%	53	49.1%	42	38.9%	---	---	6	5.6%
東海地区	計	103	100.0%	1	1.0%	48	46.6%	41	39.8%	2	1.9%	11	10.7%
	公営	58	100.0%	1	1.7%	28	48.3%	18	31.0%	2	3.4%	9	15.5%
	民営	45	100.0%	---	---	20	44.4%	23	51.1%	---	---	2	4.4%
北信越地区	計	100	100.0%	5	5.0%	61	61.0%	24	24.0%	3	3.0%	7	7.0%
	公営	60	100.0%	2	3.3%	42	70.0%	10	16.7%	1	1.7%	5	8.3%
	民営	40	100.0%	3	7.5%	19	47.5%	14	35.0%	2	5.0%	2	5.0%
近畿地区	計	100	100.0%	2	2.0%	61	61.0%	28	28.0%	2	2.0%	7	7.0%
	公営	28	100.0%	---	---	19	67.9%	6	21.4%	1	3.6%	2	7.1%
	民営	72	100.0%	2	2.8%	42	58.3%	22	30.6%	1	1.4%	5	6.9%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	6	5.6%	63	58.9%	29	27.1%	2	1.9%	7	6.5%
	公営	49	100.0%	2	4.1%	28	57.1%	11	22.4%	2	4.1%	6	12.2%
	民営	58	100.0%	4	6.9%	35	60.3%	18	31.0%	---	---	1	1.7%
九州地区	計	160	100.0%	8	5.0%	80	50.0%	63	39.4%	1	0.6%	8	5.0%
	公営	35	100.0%	1	2.9%	16	45.7%	14	40.0%	---	---	4	11.4%
	民営	125	100.0%	7	5.6%	64	51.2%	49	39.2%	1	0.8%	4	3.2%

表NO.31 所在地区別 問3-1 三位一体改革の動きの中で市町村における運営費・補助金を含めた全体的な保育所費用について

		総計		増額になった		減額になった		変化なし		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	34	3.8%	471	53.0%	298	33.5%	17	1.9%	69	7.8%
	公営	365	100.0%	9	2.5%	197	54.0%	105	28.8%	12	3.3%	42	11.5%
	民営	524	100.0%	25	4.8%	274	52.3%	193	36.8%	5	1.0%	27	5.2%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	6	4.7%	55	43.3%	51	40.2%	3	2.4%	12	9.4%
	公営	39	100.0%	1	2.6%	18	46.2%	13	33.3%	2	5.1%	5	12.8%
	民営	88	100.0%	5	5.7%	37	42.0%	38	43.2%	1	1.1%	7	8.0%
県庁所在市	計	99	100.0%	3	3.0%	55	55.6%	36	36.4%	2	2.0%	3	3.0%
	公営	28	100.0%	---	---	15	53.6%	10	35.7%	---	---	3	10.7%
	民営	71	100.0%	3	4.2%	40	56.3%	26	36.6%	2	2.8%	---	---
中都市	計	147	100.0%	8	5.4%	73	49.7%	50	34.0%	1	0.7%	15	10.2%
	公営	51	100.0%	3	5.9%	24	47.1%	16	31.4%	1	2.0%	7	13.7%
	民営	96	100.0%	5	5.2%	49	51.0%	34	35.4%	---	---	8	8.3%
小都市A	計	255	100.0%	6	2.4%	155	60.8%	74	29.0%	5	2.0%	15	5.9%
	公営	100	100.0%	1	1.0%	67	67.0%	21	21.0%	3	3.0%	8	8.0%
	民営	155	100.0%	5	3.2%	88	56.8%	53	34.2%	2	1.3%	7	4.5%
小都市B	計	108	100.0%	4	3.7%	65	60.2%	31	28.7%	1	0.9%	7	6.5%
	公営	51	100.0%	1	2.0%	33	64.7%	11	21.6%	1	2.0%	5	9.8%
	民営	57	100.0%	3	5.3%	32	56.1%	20	35.1%	---	---	2	3.5%
町・村	計	153	100.0%	7	4.6%	68	44.4%	56	36.6%	5	3.3%	17	11.1%
	公営	96	100.0%	3	3.1%	40	41.7%	34	35.4%	5	5.2%	14	14.6%
	民営	57	100.0%	4	7.0%	28	49.1%	22	38.6%	---	---	3	5.3%

表NO.32 地域区別 問3-2 三位一体改革で増額となったもの

		総計		定員の弾力化を 国基準以上 としている		保育料徴収等、 保護者負担額を 引き下げた		特別補助事業 及び単独の 補助金がついた		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	106	11.9%	65	7.3%	43	4.8%	89	10.0%	600	67.5%
	公営	365	100.0%	27	7.4%	27	7.4%	6	1.6%	35	9.6%	272	74.5%
	民営	524	100.0%	79	15.1%	38	7.3%	37	7.1%	54	10.3%	328	62.6%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	19	14.1%	11	8.1%	4	3.0%	10	7.4%	92	68.1%
	公営	59	100.0%	5	8.5%	6	10.2%	---	---	5	8.5%	43	72.9%
	民営	76	100.0%	14	18.4%	5	6.6%	4	5.3%	5	6.6%	49	64.5%
関東地区	計	184	100.0%	16	8.7%	7	3.8%	10	5.4%	14	7.6%	140	76.1%
	公営	76	100.0%	6	7.9%	1	1.3%	3	3.9%	5	6.6%	61	80.3%
	民営	108	100.0%	10	9.3%	6	5.6%	7	6.5%	9	8.3%	79	73.1%
東海地区	計	103	100.0%	4	3.9%	6	5.8%	7	6.8%	14	13.6%	72	69.9%
	公営	58	100.0%	1	1.7%	5	8.6%	2	3.4%	10	17.2%	40	69.0%
	民営	45	100.0%	3	6.7%	1	2.2%	5	11.1%	4	8.9%	32	71.1%
北信越地区	計	100	100.0%	15	15.0%	12	12.0%	3	3.0%	9	9.0%	62	62.0%
	公営	60	100.0%	5	8.3%	8	13.3%	---	---	6	10.0%	42	70.0%
	民営	40	100.0%	10	25.0%	4	10.0%	3	7.5%	3	7.5%	20	50.0%
近畿地区	計	100	100.0%	15	15.0%	6	6.0%	3	3.0%	8	8.0%	71	71.0%
	公営	28	100.0%	2	7.1%	2	7.1%	1	3.6%	---	---	24	85.7%
	民営	72	100.0%	13	18.1%	4	5.6%	2	2.8%	8	11.1%	47	65.3%
中国・四国地区	計	107	100.0%	14	13.1%	11	10.3%	4	3.7%	14	13.1%	66	61.7%
	公営	49	100.0%	3	6.1%	4	8.2%	---	---	6	12.2%	36	73.5%
	民営	58	100.0%	11	19.0%	7	12.1%	4	6.9%	8	13.8%	30	51.7%
九州地区	計	160	100.0%	23	14.4%	12	7.5%	12	7.5%	20	12.5%	97	60.6%
	公営	35	100.0%	5	14.3%	1	2.9%	---	---	3	8.6%	26	74.3%
	民営	125	100.0%	18	14.4%	11	8.8%	12	9.6%	17	13.6%	71	56.8%

表NO.33 所在地区別 問3-2 三位一体改革で増額となったもの

		総計		定員の弾力化を 国基準以上 としている		保育料徴収等、 保護者負担額を 引き下げた		特別補助事業 及び単独の 補助金がついた		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	106	11.9%	65	7.3%	43	4.8%	89	10.0%	600	67.5%
	公 営	365	100.0%	27	7.4%	27	7.4%	6	1.6%	35	9.6%	272	74.5%
	民 営	524	100.0%	79	15.1%	38	7.3%	37	7.1%	54	10.3%	328	62.6%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	13	10.2%	2	1.6%	12	9.4%	10	7.9%	91	71.7%
	公 営	39	100.0%	3	7.7%	---	---	3	7.7%	3	7.7%	30	76.9%
	民 営	88	100.0%	10	11.4%	2	2.3%	9	10.2%	7	8.0%	61	69.3%
県庁所在市	計	99	100.0%	18	18.2%	9	9.1%	4	4.0%	10	10.1%	58	58.6%
	公 営	28	100.0%	2	7.1%	4	14.3%	---	---	4	14.3%	18	64.3%
	民 営	71	100.0%	16	22.5%	5	7.0%	4	5.6%	6	8.5%	40	56.3%
中都市	計	147	100.0%	19	12.9%	15	10.2%	6	4.1%	9	6.1%	103	70.1%
	公 営	51	100.0%	5	9.8%	5	9.8%	1	2.0%	2	3.9%	39	76.5%
	民 営	96	100.0%	14	14.6%	10	10.4%	5	5.2%	7	7.3%	64	66.7%
小都市A	計	255	100.0%	38	14.9%	21	8.2%	12	4.7%	29	11.4%	161	63.1%
	公 営	100	100.0%	12	12.0%	8	8.0%	---	---	10	10.0%	71	71.0%
	民 営	155	100.0%	26	16.8%	13	8.4%	12	7.7%	19	12.3%	90	58.1%
小都市B	計	108	100.0%	10	9.3%	9	8.3%	3	2.8%	9	8.3%	79	73.1%
	公 営	51	100.0%	4	7.8%	3	5.9%	1	2.0%	3	5.9%	40	78.4%
	民 営	57	100.0%	6	10.5%	6	10.5%	2	3.5%	6	10.5%	39	68.4%
町・村	計	153	100.0%	8	5.2%	9	5.9%	6	3.9%	22	14.4%	108	70.6%
	公 営	96	100.0%	1	1.0%	7	7.3%	1	1.0%	13	13.5%	74	77.1%
	民 営	57	100.0%	7	12.3%	2	3.5%	5	8.8%	9	15.8%	34	59.6%

表NO.34 地域区別 問3-3 三位一体改革で減額となったもの

		総計		定員の弾力化を 国基準以下 としている		保護者負担額を 引き上げた		特別補助事業及び 単独の補助金が 削除・廃止された		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	39	4.4%	77	8.7%	330	37.1%	84	9.4%	402	45.2%
	公 営	365	100.0%	10	2.7%	30	8.2%	93	25.5%	51	14.0%	190	52.1%
	民 営	524	100.0%	29	5.5%	47	9.0%	237	45.2%	33	6.3%	212	40.5%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	5	3.7%	17	12.6%	51	37.8%	14	10.4%	55	40.7%
	公 営	59	100.0%	1	1.7%	8	13.6%	16	27.1%	8	13.6%	28	47.5%
	民 営	76	100.0%	4	5.3%	9	11.8%	35	46.1%	6	7.9%	27	35.5%
関東地区	計	184	100.0%	10	5.4%	10	5.4%	62	33.7%	18	9.8%	92	50.0%
	公 営	76	100.0%	2	2.6%	3	3.9%	14	18.4%	13	17.1%	44	57.9%
	民 営	108	100.0%	8	7.4%	7	6.5%	48	44.4%	5	4.6%	48	44.4%
東海地区	計	103	100.0%	5	4.9%	17	16.5%	26	25.2%	11	10.7%	48	46.6%
	公 営	58	100.0%	2	3.4%	9	15.5%	8	13.8%	9	15.5%	30	51.7%
	民 営	45	100.0%	3	6.7%	8	17.8%	18	40.0%	2	4.4%	18	40.0%
北信越地区	計	100	100.0%	---	---	5	5.0%	42	42.0%	12	12.0%	44	44.0%
	公 営	60	100.0%	---	---	3	5.0%	24	40.0%	10	16.7%	25	41.7%
	民 営	40	100.0%	---	---	2	5.0%	18	45.0%	2	5.0%	19	47.5%
近畿地区	計	100	100.0%	4	4.0%	11	11.0%	46	46.0%	4	4.0%	44	44.0%
	公 営	28	100.0%	2	7.1%	2	7.1%	11	39.3%	1	3.6%	15	53.6%
	民 営	72	100.0%	2	2.8%	9	12.5%	35	48.6%	3	4.2%	29	40.3%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	6	5.6%	5	4.7%	41	38.3%	13	12.1%	45	42.1%
	公 営	49	100.0%	2	4.1%	3	6.1%	10	20.4%	8	16.3%	27	55.1%
	民 営	58	100.0%	4	6.9%	2	3.4%	31	53.4%	5	8.6%	18	31.0%
九州地区	計	160	100.0%	9	5.6%	12	7.5%	62	38.8%	12	7.5%	74	46.3%
	公 営	35	100.0%	1	2.9%	2	5.7%	10	28.6%	2	5.7%	21	60.0%
	民 営	125	100.0%	8	6.4%	10	8.0%	52	41.6%	10	8.0%	53	42.4%

表NO.35 所在地区別 問3-3 三位一体改革で減額となったもの

		総計		定員の弾力化を 国基準以下 としている		保護者負担額を 引き上げた		特別補助事業及び 単独の補助金が 削除・廃止された		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	39	4.4%	77	8.7%	330	37.1%	84	9.4%	402	45.2%
	公営	365	100.0%	10	2.7%	30	8.2%	93	25.5%	51	14.0%	190	52.1%
	民営	524	100.0%	29	5.5%	47	9.0%	237	45.2%	33	6.3%	212	40.5%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	2	1.6%	16	12.6%	34	26.8%	9	7.1%	71	55.9%
	公営	39	100.0%	1	2.6%	6	15.4%	4	10.3%	5	12.8%	24	61.5%
	民営	88	100.0%	1	1.1%	10	11.4%	30	34.1%	4	4.5%	47	53.4%
県庁所在市	計	99	100.0%	2	2.0%	3	3.0%	48	48.5%	12	12.1%	38	38.4%
	公営	28	100.0%	1	3.6%	---	---	9	32.1%	8	28.6%	11	39.3%
	民営	71	100.0%	1	1.4%	3	4.2%	39	54.9%	4	5.6%	27	38.0%
中都市	計	147	100.0%	12	8.2%	14	9.5%	47	32.0%	13	8.8%	70	47.6%
	公営	51	100.0%	2	3.9%	3	5.9%	6	11.8%	8	15.7%	32	62.7%
	民営	96	100.0%	10	10.4%	11	11.5%	41	42.7%	5	5.2%	38	39.6%
小都市A	計	255	100.0%	11	4.3%	20	7.8%	102	40.0%	27	10.6%	106	41.6%
	公営	100	100.0%	2	2.0%	7	7.0%	31	31.0%	15	15.0%	47	47.0%
	民営	155	100.0%	9	5.8%	13	8.4%	71	45.8%	12	7.7%	59	38.1%
小都市B	計	108	100.0%	7	6.5%	10	9.3%	52	48.1%	5	4.6%	42	38.9%
	公営	51	100.0%	2	3.9%	6	11.8%	23	45.1%	2	3.9%	21	41.2%
	民営	57	100.0%	5	8.8%	4	7.0%	29	50.9%	3	5.3%	21	36.8%
町・村	計	153	100.0%	5	3.3%	14	9.2%	47	30.7%	18	11.8%	75	49.0%
	公営	96	100.0%	2	2.1%	8	8.3%	20	20.8%	13	13.5%	55	57.3%
	民営	57	100.0%	3	5.3%	6	10.5%	27	47.4%	5	8.8%	20	35.1%

表NO.36-1 地域区分別 問3-4 三位一体改革において保育対策等促進事業（特別保育）の廃止・縮小された事業①

		総計		一時保育促進		特定保育		乳児保育促進		障害児保育促進		保育所体験		地域子育て 支援センター		休日保育	
全国	計	889	100.0%	46	5.2%	11	1.2%	100	11.2%	73	8.2%	17	1.9%	35	3.9%	14	1.6%
	公営	365	100.0%	7	1.9%	1	0.3%	11	3.0%	10	2.7%	5	1.4%	12	3.3%	2	0.5%
	民営	524	100.0%	39	7.4%	10	1.9%	89	17.0%	63	12.0%	12	2.3%	23	4.4%	12	2.3%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	7	5.2%	---	---	13	9.6%	16	11.9%	2	1.5%	2	1.5%	---	---
	公営	59	100.0%	---	---	---	---	1	1.7%	1	1.7%	---	---	---	---	---	---
	民営	76	100.0%	7	9.2%	---	---	12	15.8%	15	19.7%	2	2.6%	2	2.6%	---	---
関東地区	計	184	100.0%	13	7.1%	2	1.1%	9	4.9%	13	7.1%	8	4.3%	10	5.4%	3	1.6%
	公営	76	100.0%	3	3.9%	---	---	1	1.3%	1	1.3%	3	3.9%	4	5.3%	1	1.3%
	民営	108	100.0%	10	9.3%	2	1.9%	8	7.4%	12	11.1%	5	4.6%	6	5.6%	2	1.9%
東海地区	計	103	100.0%	3	2.9%	1	1.0%	8	7.8%	5	4.9%	---	---	3	2.9%	2	1.9%
	公営	58	100.0%	1	1.7%	---	---	3	5.2%	3	5.2%	---	---	2	3.4%	1	1.7%
	民営	45	100.0%	2	4.4%	1	2.2%	5	11.1%	2	4.4%	---	---	1	2.2%	1	2.2%
北信越地区	計	100	100.0%	3	3.0%	1	1.0%	13	13.0%	8	8.0%	2	2.0%	2	2.0%	1	1.0%
	公営	60	100.0%	1	1.7%	---	---	1	1.7%	1	1.7%	1	1.7%	---	---	---	---
	民営	40	100.0%	2	5.0%	1	2.5%	12	30.0%	7	17.5%	1	2.5%	2	5.0%	1	2.5%
近畿地区	計	100	100.0%	7	7.0%	3	3.0%	15	15.0%	7	7.0%	2	2.0%	5	5.0%	2	2.0%
	公営	28	100.0%	1	3.6%	1	3.6%	1	3.6%	---	---	---	---	2	7.1%	---	---
	民営	72	100.0%	6	8.3%	2	2.8%	14	19.4%	7	9.7%	2	2.8%	3	4.2%	2	2.8%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	5	4.7%	1	0.9%	18	16.8%	8	7.5%	2	1.9%	2	1.9%	2	1.9%
	公営	49	100.0%	---	---	---	---	3	6.1%	1	2.0%	1	2.0%	---	---	---	---
	民営	58	100.0%	5	8.6%	1	1.7%	15	25.9%	7	12.1%	1	1.7%	2	3.4%	2	3.4%
九州地区	計	160	100.0%	8	5.0%	3	1.9%	24	15.0%	16	10.0%	1	0.6%	11	6.9%	4	2.5%
	公営	35	100.0%	1	2.9%	---	---	1	2.9%	3	8.6%	---	---	4	11.4%	---	---
	民営	125	100.0%	7	5.6%	3	2.4%	23	18.4%	13	10.4%	1	0.8%	7	5.6%	4	3.2%

表NO.36-2 地域区分別 問3-4 三位一体改革において保育対策等促進事業（特別保育）の廃止・縮小された事業②

		総計		夜間保育		送迎ステーション		家庭的保育		認可化移行促進		分園推進		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	4	0.4%	2	0.2%	2	0.2%	4	0.4%	8	0.9%	8	0.9%	693	78.0%
	公営	365	100.0%	1	0.3%	1	0.3%	---	---	1	0.3%	1	0.3%	2	0.5%	333	91.2%
	民営	524	100.0%	3	0.6%	1	0.2%	2	0.4%	3	0.6%	7	1.3%	6	1.1%	360	68.7%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	0.7%	111	82.2%	
	公営	59	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	57	96.6%	
	民営	76	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	1.3%	54	71.1%	
関東地区	計	184	100.0%	1	0.5%	---	---	---	---	---	1	0.5%	1	0.5%	151	82.1%	
	公営	76	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	68	89.5%	
	民営	108	100.0%	1	0.9%	---	---	---	---	---	1	0.9%	1	0.9%	83	76.9%	
東海地区	計	103	100.0%	1	1.0%	---	---	---	---	1	1.0%	---	---	---	88	85.4%	
	公営	58	100.0%	1	1.7%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	53	91.4%	
	民営	45	100.0%	---	---	---	---	---	---	1	2.2%	---	---	---	35	77.8%	
北信越地区	計	100	100.0%	---	---	1	1.0%	1	1.0%	---	---	---	---	---	81	81.0%	
	公営	60	100.0%	---	---	1	1.7%	---	---	---	---	---	---	---	58	96.7%	
	民営	40	100.0%	---	---	---	---	1	2.5%	---	---	---	---	---	23	57.5%	
近畿地区	計	100	100.0%	---	---	1	1.0%	1	1.0%	1	1.0%	3	3.0%	1	1.0%	70	70.0%
	公営	28	100.0%	---	---	---	---	---	---	1	3.6%	---	---	---	24	85.7%	
	民営	72	100.0%	---	---	1	1.4%	1	1.4%	---	---	3	4.2%	1	1.4%	46	63.9%
中国・四国地区	計	107	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	1	0.9%	3	2.8%	81	75.7%	
	公営	49	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	1	2.0%	1	2.0%	46	93.9%	
	民営	58	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	2	3.4%	35	60.3%	
九州地区	計	160	100.0%	2	1.3%	---	---	---	---	2	1.3%	3	1.9%	2	1.3%	111	69.4%
	公営	35	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	2.9%	27	77.1%	
	民営	125	100.0%	2	1.6%	---	---	---	---	2	1.6%	3	2.4%	1	0.8%	84	67.2%

表NO.37-1 所在地区別 問3-4 三位一体改革において保育対策等促進事業（特別保育）の廃止・縮小された事業①

		総計		一時保育促進		特定保育		乳児保育促進		障害児保育促進		保育所体験		地域子育て支援センター		休日保育	
総計	計	889	100.0%	46	5.2%	11	1.2%	100	11.2%	73	8.2%	17	1.9%	35	3.9%	14	1.6%
	公営	365	100.0%	7	1.9%	1	0.3%	11	3.0%	10	2.7%	5	1.4%	12	3.3%	2	0.5%
	民営	524	100.0%	39	7.4%	10	1.9%	89	17.0%	63	12.0%	12	2.3%	23	4.4%	12	2.3%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	4	3.1%	2	1.6%	7	5.5%	6	4.7%	2	1.6%	3	2.4%	3	2.4%
	公営	39	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	2.6%	---	---	
	民営	88	100.0%	4	4.5%	2	2.3%	7	8.0%	6	6.8%	2	2.3%	2	2.3%	3	3.4%
県庁所在市	計	99	100.0%	4	4.0%	1	1.0%	18	18.2%	10	10.1%	4	4.0%	3	3.0%	2	2.0%
	公営	28	100.0%	---	---	---	---	1	3.6%	1	3.6%	---	1	3.6%	---	---	
	民営	71	100.0%	4	5.6%	1	1.4%	17	23.9%	9	12.7%	4	5.6%	2	2.8%	2	2.8%
中都市	計	147	100.0%	7	4.8%	1	0.7%	12	8.2%	5	3.4%	2	1.4%	4	2.7%	6	4.1%
	公営	51	100.0%	---	---	---	---	1	2.0%	---	---	1	2.0%	---	---	2	3.9%
	民営	96	100.0%	7	7.3%	1	1.0%	11	11.5%	5	5.2%	1	1.0%	4	4.2%	4	4.2%
小都市A	計	255	100.0%	19	7.5%	5	2.0%	29	11.4%	31	12.2%	4	1.6%	12	4.7%	2	0.8%
	公営	100	100.0%	3	3.0%	---	---	4	4.0%	6	6.0%	1	1.0%	3	3.0%	---	---
	民営	155	100.0%	16	10.3%	5	3.2%	25	16.1%	25	16.1%	3	1.9%	9	5.8%	2	1.3%
小都市B	計	108	100.0%	6	5.6%	---	---	19	17.6%	9	8.3%	2	1.9%	6	5.6%	---	---
	公営	51	100.0%	2	3.9%	---	---	3	5.9%	1	2.0%	1	2.0%	5	9.8%	---	---
	民営	57	100.0%	4	7.0%	---	---	16	28.1%	8	14.0%	1	1.8%	1	1.8%	---	---
町・村	計	153	100.0%	6	3.9%	2	1.3%	15	9.8%	12	7.8%	3	2.0%	7	4.6%	1	0.7%
	公営	96	100.0%	2	2.1%	1	1.0%	2	2.1%	2	2.1%	2	2.1%	2	2.1%	---	---
	民営	57	100.0%	4	7.0%	1	1.8%	13	22.8%	10	17.5%	1	1.8%	5	8.8%	1	1.8%

表NO.37-2 所在地区別 問3-4 三位一体改革において保育対策等促進事業（特別保育）の廃止・縮小された事業②

		総計		夜間保育		送迎ステーション		家庭的保育		認可移行促進		分園推進		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	4	0.4%	2	0.2%	2	0.2%	4	0.4%	8	0.9%	8	0.9%	693	78.0%
	公営	365	100.0%	1	0.3%	1	0.3%	---	---	1	0.3%	1	0.3%	2	0.5%	333	91.2%
	民営	524	100.0%	3	0.6%	1	0.2%	2	0.4%	3	0.6%	7	1.3%	6	1.1%	360	68.7%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	1	0.8%	---	---	1	0.8%	1	0.8%	3	2.4%	1	0.8%	108	85.0%
	公営	39	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	38	97.4%
	民営	88	100.0%	1	1.1%	---	---	1	1.1%	1	1.1%	3	3.4%	1	1.1%	70	79.5%
県庁所在市	計	99	100.0%	---	---	---	---	1	1.0%	1	1.0%	1	1.0%	2	2.0%	74	74.7%
	公営	28	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	1	3.6%	---	---	25	89.3%
	民営	71	100.0%	---	---	---	---	1	1.4%	1	1.4%	---	---	2	2.8%	49	69.0%
中都市	計	147	100.0%	1	0.7%	1	0.7%	---	---	1	0.7%	1	0.7%	1	0.7%	117	79.6%
	公営	51	100.0%	1	2.0%	---	---	---	---	1	2.0%	---	---	---	---	46	90.2%
	民営	96	100.0%	---	---	1	1.0%	---	---	---	---	1	1.0%	1	1.0%	71	74.0%
小都市A	計	255	100.0%	2	0.8%	---	---	---	---	1	0.4%	2	0.8%	3	1.2%	191	74.9%
	公営	100	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	2	2.0%	90	90.0%
	民営	155	100.0%	2	1.3%	---	---	---	---	1	0.6%	2	1.3%	1	0.6%	101	65.2%
小都市B	計	108	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	0.9%	81	75.0%
	公営	51	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	46	90.2%
	民営	57	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	1	1.8%	35	61.4%
町・村	計	153	100.0%	---	---	1	0.7%	---	---	---	---	1	0.7%	---	---	122	79.7%
	公営	96	100.0%	---	---	1	1.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	88	91.7%
	民営	57	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	1	1.8%	---	---	34	59.6%

表NO.38 地域区別 問3-5 保育対策等促進事業（特別事業）の実施状況

		総計		一時保育		特定保育		休日保育		夜間保育		病児・病後児保育		送迎ステーション		家庭的保育		認可移行促進		分園促進		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	545	61.3%	80	9.0%	139	15.6%	38	4.3%	117	13.2%	5	0.6%	23	2.6%	10	1.1%	32	3.6%	96	10.8%	242	27.2%
	公営	365	100.0%	200	54.8%	37	10.1%	60	16.4%	19	5.2%	57	15.6%	1	0.3%	12	3.3%	3	0.8%	8	2.2%	40	11.0%	126	34.5%
	民営	524	100.0%	345	65.8%	43	8.2%	79	15.1%	19	3.6%	60	11.5%	4	0.8%	11	2.1%	7	1.3%	24	4.6%	56	10.7%	116	22.1%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	81	60.0%	10	7.4%	24	17.8%	---	---	14	10.4%	---	---	---	---	3	2.2%	1	0.7%	13	9.6%	37	27.4%
	公営	59	100.0%	31	52.5%	8	13.6%	9	15.3%	---	---	8	13.6%	---	---	---	---	1	1.7%	---	---	7	11.9%	22	37.3%
	民営	76	100.0%	50	65.8%	2	2.6%	15	19.7%	---	---	6	7.9%	---	---	---	---	2	2.6%	1	1.3%	6	7.9%	15	19.7%
関東地区	計	184	100.0%	114	62.0%	17	9.2%	36	19.6%	13	7.1%	37	20.1%	1	0.5%	12	6.5%	2	1.1%	12	6.5%	17	9.2%	47	25.5%
	公営	76	100.0%	46	60.5%	10	13.2%	18	23.7%	8	10.5%	17	22.4%	---	---	6	7.9%	1	1.3%	5	6.6%	8	10.5%	22	28.9%
	民営	108	100.0%	68	63.0%	7	6.5%	18	16.7%	5	4.6%	20	18.5%	1	0.9%	6	5.6%	1	0.9%	7	6.5%	9	8.3%	25	23.1%
東海地区	計	103	100.0%	56	54.4%	11	10.7%	16	15.5%	7	6.8%	17	16.5%	---	---	3	2.9%	1	1.0%	2	1.9%	14	13.6%	30	29.1%
	公営	58	100.0%	30	51.7%	6	10.3%	9	15.5%	3	5.2%	10	17.2%	---	---	2	3.4%	---	---	1	1.7%	6	10.3%	19	32.8%
	民営	45	100.0%	26	57.8%	5	11.1%	7	15.6%	4	8.9%	7	15.6%	---	---	1	2.2%	1	2.2%	1	2.2%	8	17.8%	11	24.4%
北信越地区	計	100	100.0%	66	66.0%	7	7.0%	15	15.0%	6	6.0%	17	17.0%	---	---	3	3.0%	1	1.0%	---	---	10	10.0%	25	25.0%
	公営	60	100.0%	34	56.7%	4	6.7%	8	13.3%	3	5.0%	10	16.7%	---	---	3	5.0%	1	1.7%	---	---	9	15.0%	19	31.7%
	民営	40	100.0%	32	80.0%	3	7.5%	7	17.5%	3	7.5%	7	17.5%	---	---	---	---	---	---	---	---	1	2.5%	6	15.0%
近畿地区	計	100	100.0%	58	58.0%	6	6.0%	8	8.0%	3	3.0%	6	6.0%	2	2.0%	4	4.0%	1	1.0%	10	10.0%	6	6.0%	31	31.0%
	公営	28	100.0%	12	42.9%	---	---	2	7.1%	1	3.6%	1	3.6%	1	3.6%	1	3.6%	---	---	---	---	1	3.6%	15	53.6%
	民営	72	100.0%	46	63.9%	6	8.3%	6	8.3%	2	2.8%	5	6.9%	1	1.4%	3	4.2%	1	1.4%	10	13.9%	5	6.9%	16	22.2%
中国・四国地区	計	107	100.0%	66	61.7%	16	15.0%	14	13.1%	4	3.7%	9	8.4%	---	---	---	---	---	---	3	2.8%	13	12.1%	33	30.8%
	公営	49	100.0%	28	57.1%	7	14.3%	8	16.3%	3	6.1%	7	14.3%	---	---	---	---	---	---	2	4.1%	6	12.2%	16	32.7%
	民営	58	100.0%	38	65.5%	9	15.5%	6	10.3%	1	1.7%	2	3.4%	---	---	---	---	---	---	1	1.7%	7	12.1%	17	29.3%
九州地区	計	160	100.0%	104	65.0%	13	8.1%	26	16.3%	5	3.1%	17	10.6%	2	1.3%	1	0.6%	2	1.3%	4	2.5%	23	14.4%	39	24.4%
	公営	35	100.0%	19	54.3%	2	5.7%	6	17.1%	1	2.9%	4	11.4%	---	---	---	---	---	---	---	---	3	8.6%	13	37.1%
	民営	125	100.0%	85	68.0%	11	8.8%	20	16.0%	4	3.2%	13	10.4%	2	1.6%	1	0.8%	2	1.6%	4	3.2%	20	16.0%	26	20.8%

表NO.39 所在地別 問3-5 保育対策等促進事業（特別事業）の実施状況

		総計	一時保育	特定保育	休日保育	夜間保育	病児・病後児保育	送迎ステーション	家庭的保育	認可移行促進	分園促進	その他	未回答												
総計	計	889	100.0%	545	61.3%	80	9.0%	139	15.6%	38	4.3%	117	13.2%	5	0.6%	23	2.6%	10	1.1%	32	3.6%	96	10.8%	242	27.2%
	公営	365	100.0%	200	54.8%	37	10.1%	60	16.4%	19	5.2%	57	15.6%	1	0.3%	12	3.3%	3	0.8%	8	2.2%	40	11.0%	126	34.5%
	民営	524	100.0%	345	65.8%	43	8.2%	79	15.1%	19	3.6%	60	11.5%	4	0.8%	11	2.1%	7	1.3%	24	4.6%	56	10.7%	116	22.1%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	74	58.3%	13	10.2%	25	19.7%	13	10.2%	19	15.0%	1	0.8%	9	7.1%	3	2.4%	8	6.3%	10	7.9%	36	28.3%
	公営	39	100.0%	20	51.3%	3	7.7%	12	30.8%	4	10.3%	10	25.6%	---	---	4	10.3%	1	2.6%	1	2.6%	5	12.8%	13	33.3%
	民営	88	100.0%	54	61.4%	10	11.4%	13	14.8%	9	10.2%	9	10.2%	1	1.1%	5	5.7%	2	2.3%	7	8.0%	5	5.7%	23	26.1%
県庁所在市	計	99	100.0%	64	64.6%	17	17.2%	22	22.2%	10	10.1%	17	17.2%	---	---	1	1.0%	2	2.0%	7	7.1%	11	11.1%	21	21.2%
	公営	28	100.0%	19	67.9%	9	32.1%	11	39.3%	8	28.6%	11	39.3%	---	---	1	3.6%	---	---	3	10.7%	2	7.1%	7	25.0%
	民営	71	100.0%	45	63.4%	8	11.3%	11	15.5%	2	2.8%	6	8.5%	---	---	---	---	2	2.8%	4	5.6%	9	12.7%	14	19.7%
中都市	計	147	100.0%	90	61.2%	19	12.9%	25	17.0%	10	6.8%	24	16.3%	---	---	7	4.8%	1	0.7%	5	3.4%	18	12.2%	37	25.2%
	公営	51	100.0%	30	58.8%	8	15.7%	13	25.5%	6	11.8%	17	33.3%	---	---	4	7.8%	---	---	1	2.0%	3	5.9%	17	33.3%
	民営	96	100.0%	60	62.5%	11	11.5%	12	12.5%	4	4.2%	7	7.3%	---	---	3	3.1%	1	1.0%	4	4.2%	15	15.6%	20	20.8%
小都市A	計	255	100.0%	165	64.7%	19	7.5%	43	16.9%	2	0.8%	44	17.3%	2	0.8%	4	1.6%	3	1.2%	9	3.5%	23	9.0%	63	24.7%
	公営	100	100.0%	57	57.0%	9	9.0%	16	16.0%	---	---	15	15.0%	---	---	1	1.0%	1	1.0%	2	2.0%	12	12.0%	31	31.0%
	民営	155	100.0%	108	69.7%	10	6.5%	27	17.4%	2	1.3%	29	18.7%	2	1.3%	3	1.9%	2	1.3%	7	4.5%	11	7.1%	32	20.6%
小都市B	計	108	100.0%	69	63.9%	8	7.4%	12	11.1%	2	1.9%	8	7.4%	2	1.9%	1	0.9%	---	---	1	0.9%	16	14.8%	29	26.9%
	公営	51	100.0%	30	58.8%	5	9.8%	3	5.9%	1	2.0%	2	3.9%	1	2.0%	1	2.0%	---	---	---	---	10	19.6%	15	29.4%
	民営	57	100.0%	39	68.4%	3	5.3%	9	15.8%	1	1.8%	6	10.5%	1	1.8%	---	---	---	---	1	1.8%	6	10.5%	14	24.6%
町・村	計	153	100.0%	83	54.2%	4	2.6%	12	7.8%	1	0.7%	5	3.3%	---	---	1	0.7%	1	0.7%	2	1.3%	18	11.8%	56	36.6%
	公営	96	100.0%	44	45.8%	3	3.1%	5	5.2%	---	---	2	2.1%	---	---	1	1.0%	1	1.0%	1	1.0%	8	8.3%	43	44.8%
	民営	57	100.0%	39	68.4%	1	1.8%	7	12.3%	1	1.8%	3	5.3%	---	---	---	---	---	---	1	1.8%	10	17.5%	13	22.8%

表NO.40 地域区別 問3-6 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）対象事業の実施状況

		総計	こどもにちは赤ちゃん事業	育児支援 家庭訪問事業	ファミリーサポート センター事業	子育て短期支援 事業	延長保育促進 事業	へき地保育事業	家庭支援推進 保育事業	地域における 仕事と生活の 調和推進事業	子どもを守る 地域ネットワーク 機能強化事業	その他	未回答												
全国	計	889	100.0%	83	9.3%	61	6.9%	136	15.3%	47	5.3%	479	53.9%	16	1.8%	50	5.6%	7	0.8%	42	4.7%	69	7.8%	296	33.3%
	公営	365	100.0%	70	19.2%	50	13.7%	100	27.4%	34	9.3%	139	38.1%	12	3.3%	33	9.0%	7	1.9%	31	8.5%	34	9.3%	151	41.4%
	民営	524	100.0%	13	2.5%	11	2.1%	36	6.9%	13	2.5%	340	64.9%	4	0.8%	17	3.2%	---	---	11	2.1%	35	6.7%	145	27.7%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	12	8.9%	11	8.1%	23	17.0%	5	3.7%	72	53.3%	4	3.0%	4	3.0%	3	2.2%	6	4.4%	14	10.4%	44	32.6%
	公営	59	100.0%	11	18.6%	9	15.3%	16	27.1%	3	5.1%	24	40.7%	3	5.1%	2	3.4%	3	5.1%	5	8.5%	7	11.9%	23	39.0%
	民営	76	100.0%	1	1.3%	2	2.6%	7	9.2%	2	2.6%	48	63.2%	1	1.3%	2	2.6%	---	---	1	1.3%	7	9.2%	21	27.6%
関東地区	計	184	100.0%	20	10.9%	20	10.9%	35	19.0%	13	7.1%	103	56.0%	2	1.1%	9	4.9%	1	0.5%	10	5.4%	16	8.7%	58	31.5%
	公営	76	100.0%	16	21.1%	16	21.1%	25	32.9%	10	13.2%	27	35.5%	2	2.6%	7	9.2%	1	1.3%	8	10.5%	9	11.8%	33	43.4%
	民営	108	100.0%	4	3.7%	4	3.7%	10	9.3%	3	2.8%	76	70.4%	---	---	2	1.9%	---	---	2	1.9%	7	6.5%	25	23.1%
東海地区	計	103	100.0%	12	11.7%	5	4.9%	23	22.3%	4	3.9%	35	34.0%	---	---	6	5.8%	---	---	5	4.9%	7	6.8%	45	43.7%
	公営	58	100.0%	11	19.0%	5	8.6%	18	31.0%	4	6.9%	12	20.7%	---	---	5	8.6%	---	---	3	5.2%	4	6.9%	28	48.3%
	民営	45	100.0%	1	2.2%	---	---	5	11.1%	---	---	23	51.1%	---	---	1	2.2%	---	---	2	4.4%	3	6.7%	17	37.8%
北信越地区	計	100	100.0%	15	15.0%	9	9.0%	18	18.0%	7	7.0%	60	60.0%	8	8.0%	2	2.0%	---	---	8	8.0%	4	4.0%	32	32.0%
	公営	60	100.0%	12	20.0%	7	11.7%	14	23.3%	5	8.3%	28	46.7%	5	8.3%	---	---	---	---	8	13.3%	3	5.0%	25	41.7%
	民営	40	100.0%	3	7.5%	2	5.0%	4	10.0%	2	5.0%	32	80.0%	3	7.5%	2	5.0%	---	---	---	---	1	2.5%	7	17.5%
近畿地区	計	100	100.0%	3	3.0%	2	2.0%	14	14.0%	3	3.0%	57	57.0%	---	---	9	9.0%	---	---	3	3.0%	3	3.0%	36	36.0%
	公営	28	100.0%	2	7.1%	1	3.6%	8	28.6%	1	3.6%	13	46.4%	---	---	6	21.4%	---	---	---	---	2	7.1%	11	39.3%
	民営	72	100.0%	1	1.4%	1	1.4%	6	8.3%	2	2.8%	44	61.1%	---	---	3	4.2%	---	---	3	4.2%	1	1.4%	25	34.7%
中国・四国地区	計	107	100.0%	13	12.1%	10	9.3%	15	14.0%	7	6.5%	58	54.2%	2	1.9%	10	9.3%	---	---	4	3.7%	8	7.5%	35	32.7%
	公営	49	100.0%	12	24.5%	9	18.4%	13	26.5%	7	14.3%	22	44.9%	2	4.1%	7	14.3%	---	---	4	8.2%	4	8.2%	18	36.7%
	民営	58	100.0%	1	1.7%	1	1.7%	2	3.4%	---	---	36	62.1%	---	---	3	5.2%	---	---	---	---	4	6.9%	17	29.3%
九州地区	計	160	100.0%	8	5.0%	4	2.5%	8	5.0%	8	5.0%	94	58.8%	---	---	10	6.3%	3	1.9%	6	3.8%	17	10.6%	46	28.8%
	公営	35	100.0%	6	17.1%	3	8.6%	6	17.1%	4	11.4%	13	37.1%	---	---	6	17.1%	3	8.6%	3	8.6%	5	14.3%	13	37.1%
	民営	125	100.0%	2	1.6%	1	0.8%	2	1.6%	4	3.2%	81	64.8%	---	---	4	3.2%	---	---	3	2.4%	12	9.6%	33	26.4%

表NO.41 所在地別 問3-6 次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）対象事業の実施状況

		総計		こんにちは 赤ちゃん事業		育児支援 家庭訪問事業		ファミリーサポート センター事業		子育て短期支援 事業		延長保育促進 事業		へき地保育事業		家庭支援推進 保育事業		地域における 仕事と生活の 調和推進事業		子どもを守る 地域ネットワーク 機能強化事業		その他	未回答		
		計	100.0%	計	100.0%	計	100.0%	計	100.0%	計	100.0%	計	100.0%	計	100.0%	計	100.0%	計	100.0%	計	100.0%				
総計	計	889	100.0%	83	9.3%	61	6.9%	136	15.3%	47	5.3%	479	53.9%	16	1.8%	50	5.6%	7	0.8%	42	4.7%	69	7.8%	296	33.3%
	公営	365	100.0%	70	19.2%	50	13.7%	100	27.4%	34	9.3%	139	38.1%	12	3.3%	33	9.0%	7	1.9%	31	8.5%	34	9.3%	151	41.4%
	民営	524	100.0%	13	2.5%	11	2.1%	36	6.9%	13	2.5%	340	64.9%	4	0.8%	17	3.2%	---	---	11	2.1%	35	6.7%	145	27.7%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	10	7.9%	8	6.3%	18	14.2%	8	6.3%	59	46.5%	---	---	9	7.1%	---	---	8	6.3%	12	9.4%	50	39.4%
	公営	39	100.0%	7	17.9%	7	17.9%	11	28.2%	4	10.3%	12	30.8%	---	---	6	15.4%	---	---	5	12.8%	4	10.3%	18	46.2%
	民営	88	100.0%	3	3.4%	1	1.1%	7	8.0%	4	4.5%	47	53.4%	---	---	3	3.4%	---	---	3	3.4%	8	9.1%	32	36.4%
県庁所在市	計	99	100.0%	10	10.1%	7	7.1%	13	13.1%	8	8.1%	62	62.6%	2	2.0%	8	8.1%	1	1.0%	3	3.0%	8	8.1%	30	30.3%
	公営	28	100.0%	10	35.7%	7	25.0%	11	39.3%	7	25.0%	19	67.9%	1	3.6%	3	10.7%	1	3.6%	3	10.7%	3	10.7%	6	21.4%
	民営	71	100.0%	---	---	---	---	2	2.8%	1	1.4%	43	60.6%	1	1.4%	5	7.0%	---	---	---	---	5	7.0%	24	33.8%
中都市	計	147	100.0%	18	12.2%	15	10.2%	30	20.4%	7	4.8%	86	58.5%	1	0.7%	12	8.2%	3	2.0%	9	6.1%	10	6.8%	45	30.6%
	公営	51	100.0%	17	33.3%	14	27.5%	25	49.0%	6	11.8%	23	45.1%	1	2.0%	10	19.6%	3	5.9%	7	13.7%	4	7.8%	18	35.3%
	民営	96	100.0%	1	1.0%	1	1.0%	5	5.2%	1	1.0%	63	65.6%	---	---	2	2.1%	---	---	2	2.1%	6	6.3%	27	28.1%
小都市A	計	255	100.0%	23	9.0%	20	7.8%	58	22.7%	19	7.5%	156	61.2%	7	2.7%	9	3.5%	2	0.8%	15	5.9%	18	7.1%	71	27.8%
	公営	100	100.0%	16	16.0%	12	12.0%	37	37.0%	14	14.0%	46	46.0%	4	4.0%	5	5.0%	2	2.0%	10	10.0%	10	10.0%	36	36.0%
	民営	155	100.0%	7	4.5%	8	5.2%	21	13.5%	5	3.2%	110	71.0%	3	1.9%	4	2.6%	---	---	5	3.2%	8	5.2%	35	22.6%
小都市B	計	108	100.0%	10	9.3%	6	5.6%	7	6.5%	3	2.8%	63	58.3%	3	2.8%	4	3.7%	---	---	3	2.8%	9	8.3%	27	25.0%
	公営	51	100.0%	9	17.6%	5	9.8%	7	13.7%	2	3.9%	19	37.3%	3	5.9%	2	3.9%	---	---	3	5.9%	4	7.8%	19	37.3%
	民営	57	100.0%	1	1.8%	1	1.8%	---	---	1	1.8%	44	77.2%	---	---	2	3.5%	---	---	---	---	5	8.8%	8	14.0%
町・村	計	153	100.0%	12	7.8%	5	3.3%	10	6.5%	2	1.3%	53	34.6%	3	2.0%	8	5.2%	1	0.7%	4	2.6%	12	7.8%	73	47.7%
	公営	96	100.0%	11	11.5%	5	5.2%	9	9.4%	1	1.0%	20	20.8%	3	3.1%	7	7.3%	1	1.0%	3	3.1%	9	9.4%	54	56.3%
	民営	57	100.0%	1	1.8%	---	---	1	1.8%	1	1.8%	33	57.9%	---	---	1	1.8%	---	---	1	1.8%	3	5.3%	19	33.3%

表NO.42 地域区別 問3-7 児童環境づくり基盤整備事業の実施状況

		総計		併設型 民間児童館		子育て支援 拠点事業		児童ふれあい 交流事業		未回答	
		計	100.0%	計	100.0%	計	100.0%	計	100.0%	計	100.0%
全国	計	889	100.0%	18	2.0%	224	25.2%	72	8.1%	606	68.2%
	公営	365	100.0%	5	1.4%	113	31.0%	26	7.1%	237	64.9%
	民営	524	100.0%	13	2.5%	111	21.2%	46	8.8%	369	70.4%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	1	0.7%	38	28.1%	6	4.4%	91	67.4%
	公営	59	100.0%	1	1.7%	24	40.7%	2	3.4%	33	55.9%
	民営	76	100.0%	---	---	14	18.4%	4	5.3%	58	76.3%
関東地区	計	184	100.0%	2	1.1%	52	28.3%	20	10.9%	121	65.8%
	公営	76	100.0%	---	---	28	36.8%	11	14.5%	46	60.5%
	民営	108	100.0%	2	1.9%	24	22.2%	9	8.3%	75	69.4%
東海地区	計	103	100.0%	3	2.9%	28	27.2%	4	3.9%	72	69.9%
	公営	58	100.0%	1	1.7%	16	27.6%	4	6.9%	39	67.2%
	民営	45	100.0%	2	4.4%	12	26.7%	---	---	33	73.3%
北信越地区	計	100	100.0%	2	2.0%	27	27.0%	9	9.0%	66	66.0%
	公営	60	100.0%	1	1.7%	19	31.7%	4	6.7%	39	65.0%
	民営	40	100.0%	1	2.5%	8	20.0%	5	12.5%	27	67.5%
近畿地区	計	100	100.0%	4	4.0%	19	19.0%	9	9.0%	73	73.0%
	公営	28	100.0%	---	---	6	21.4%	---	---	22	78.6%
	民営	72	100.0%	4	5.6%	13	18.1%	9	12.5%	51	70.8%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	3	2.8%	25	23.4%	11	10.3%	71	66.4%
	公営	49	100.0%	1	2.0%	11	22.4%	3	6.1%	34	69.4%
	民営	58	100.0%	2	3.4%	14	24.1%	8	13.8%	37	63.8%
九州地区	計	160	100.0%	3	1.9%	35	21.9%	13	8.1%	112	70.0%
	公営	35	100.0%	1	2.9%	9	25.7%	2	5.7%	24	68.6%
	民営	125	100.0%	2	1.6%	26	20.8%	11	8.8%	88	70.4%

表NO.43 所在地区別 問3-7 児童環境づくり基盤整備事業の実施状況

		総計		併設型 民間児童館		子育て支援 拠点事業		児童ふれあい 交流事業		未回答	
総計	計	889	100.0%	18	2.0%	224	25.2%	72	8.1%	606	68.2%
	公 営	365	100.0%	5	1.4%	113	31.0%	26	7.1%	237	64.9%
	民 営	524	100.0%	13	2.5%	111	21.2%	46	8.8%	369	70.4%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	2	1.6%	31	24.4%	17	13.4%	88	69.3%
	公 営	39	100.0%	---	---	15	38.5%	9	23.1%	22	56.4%
	民 営	88	100.0%	2	2.3%	16	18.2%	8	9.1%	66	75.0%
県庁所在市	計	99	100.0%	1	1.0%	24	24.2%	10	10.1%	66	66.7%
	公 営	28	100.0%	---	---	12	42.9%	3	10.7%	14	50.0%
	民 営	71	100.0%	1	1.4%	12	16.9%	7	9.9%	52	73.2%
中都市	計	147	100.0%	3	2.0%	36	24.5%	10	6.8%	103	70.1%
	公 営	51	100.0%	1	2.0%	13	25.5%	4	7.8%	35	68.6%
	民 営	96	100.0%	2	2.1%	23	24.0%	6	6.3%	68	70.8%
小都市A	計	255	100.0%	10	3.9%	61	23.9%	23	9.0%	171	67.1%
	公 営	100	100.0%	3	3.0%	31	31.0%	4	4.0%	65	65.0%
	民 営	155	100.0%	7	4.5%	30	19.4%	19	12.3%	106	68.4%
小都市B	計	108	100.0%	2	1.9%	23	21.3%	6	5.6%	78	72.2%
	公 営	51	100.0%	1	2.0%	11	21.6%	2	3.9%	38	74.5%
	民 営	57	100.0%	1	1.8%	12	21.1%	4	7.0%	40	70.2%
町・村	計	153	100.0%	---	---	49	32.0%	6	3.9%	100	65.4%
	公 営	96	100.0%	---	---	31	32.3%	4	4.2%	63	65.6%
	民 営	57	100.0%	---	---	18	31.6%	2	3.5%	37	64.9%

表NO.44 地域区別 問4-1 市町村で認定こども園が設立されたか

		総計		はい		いいえ		未回答	
全国	計	889	100.0%	183	20.6%	703	79.1%	3	0.3%
	公 営	365	100.0%	47	12.9%	318	87.1%	---	---
	民 営	524	100.0%	136	26.0%	385	73.5%	3	0.6%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	26	19.3%	109	80.7%	---	---
	公 営	59	100.0%	8	13.6%	51	86.4%	---	---
	民 営	76	100.0%	18	23.7%	58	76.3%	---	---
関東地区	計	184	100.0%	47	25.5%	136	73.9%	1	0.5%
	公 営	76	100.0%	12	15.8%	64	84.2%	---	---
	民 営	108	100.0%	35	32.4%	72	66.7%	1	0.9%
東海地区	計	103	100.0%	6	5.8%	96	93.2%	1	1.0%
	公 営	58	100.0%	1	1.7%	57	98.3%	---	---
	民 営	45	100.0%	5	11.1%	39	86.7%	1	2.2%
北信越地区	計	100	100.0%	28	28.0%	72	72.0%	---	---
	公 営	60	100.0%	9	15.0%	51	85.0%	---	---
	民 営	40	100.0%	19	47.5%	21	52.5%	---	---
近畿地区	計	100	100.0%	15	15.0%	85	85.0%	---	---
	公 営	28	100.0%	1	3.6%	27	96.4%	---	---
	民 営	72	100.0%	14	19.4%	58	80.6%	---	---
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	19	17.8%	88	82.2%	---	---
	公 営	49	100.0%	9	18.4%	40	81.6%	---	---
	民 営	58	100.0%	10	17.2%	48	82.8%	---	---
九州地区	計	160	100.0%	42	26.3%	117	73.1%	1	0.6%
	公 営	35	100.0%	7	20.0%	28	80.0%	---	---
	民 営	125	100.0%	35	28.0%	89	71.2%	1	0.8%

表NO.45 所在地区別 問4-1 市町村で認定こども園が設立されたか

		総計		はい		いいえ		未回答	
総計	計	889	100.0%	183	20.6%	703	79.1%	3	0.3%
	公 営	365	100.0%	47	12.9%	318	87.1%	---	---
	民 営	524	100.0%	136	26.0%	385	73.5%	3	0.6%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	58	45.7%	69	54.3%	---	---
	公 営	39	100.0%	13	33.3%	26	66.7%	---	---
	民 営	88	100.0%	45	51.1%	43	48.9%	---	---
県庁所在市	計	99	100.0%	45	45.5%	54	54.5%	---	---
	公 営	28	100.0%	13	46.4%	15	53.6%	---	---
	民 営	71	100.0%	32	45.1%	39	54.9%	---	---
中都市	計	147	100.0%	37	25.2%	108	73.5%	2	1.4%
	公 営	51	100.0%	9	17.6%	42	82.4%	---	---
	民 営	96	100.0%	28	29.2%	66	68.8%	2	2.1%
小都市A	計	255	100.0%	30	11.8%	224	87.8%	1	0.4%
	公 営	100	100.0%	5	5.0%	95	95.0%	---	---
	民 営	155	100.0%	25	16.1%	129	83.2%	1	0.6%
小都市B	計	108	100.0%	8	7.4%	100	92.6%	---	---
	公 営	51	100.0%	4	7.8%	47	92.2%	---	---
	民 営	57	100.0%	4	7.0%	53	93.0%	---	---
町・村	計	153	100.0%	5	3.3%	148	96.7%	---	---
	公 営	96	100.0%	3	3.1%	93	96.9%	---	---
	民 営	57	100.0%	2	3.5%	55	96.5%	---	---

表NO.46 地域区分別 問4-2 認定こども園の設立か所数

		総計		1か所		2か所		3か所以上		未回答	
全国	計	183	100.0%	103	56.3%	41	22.4%	37	20.2%	2	1.1%
	公 営	47	100.0%	30	63.8%	11	23.4%	6	12.8%	---	---
	民 営	136	100.0%	73	53.7%	30	22.1%	31	22.8%	2	1.5%
北海道・ 東北地区	計	26	100.0%	15	57.7%	6	23.1%	5	19.2%	---	---
	公 営	8	100.0%	6	75.0%	---	---	2	25.0%	---	---
	民 営	18	100.0%	9	50.0%	6	33.3%	3	16.7%	---	---
関東地区	計	47	100.0%	25	53.2%	4	8.5%	18	38.3%	---	---
	公 営	12	100.0%	8	66.7%	---	---	4	33.3%	---	---
	民 営	35	100.0%	17	48.6%	4	11.4%	14	40.0%	---	---
東海地区	計	6	100.0%	4	66.7%	1	16.7%	1	16.7%	---	---
	公 営	1	100.0%	---	---	1	100.0%	---	---	---	---
	民 営	5	100.0%	4	80.0%	---	---	1	20.0%	---	---
北信越地区	計	28	100.0%	15	53.6%	9	32.1%	4	14.3%	---	---
	公 営	9	100.0%	7	77.8%	2	22.2%	---	---	---	---
	民 営	19	100.0%	8	42.1%	7	36.8%	4	21.1%	---	---
近畿地区	計	15	100.0%	5	33.3%	7	46.7%	2	13.3%	1	6.7%
	公 営	1	100.0%	---	---	1	100.0%	---	---	---	---
	民 営	14	100.0%	5	35.7%	6	42.9%	2	14.3%	1	7.1%
中国・ 四国地区	計	19	100.0%	12	63.2%	6	31.6%	1	5.3%	---	---
	公 営	9	100.0%	4	44.4%	5	55.6%	---	---	---	---
	民 営	10	100.0%	8	80.0%	1	10.0%	1	10.0%	---	---
九州地区	計	42	100.0%	27	64.3%	8	19.0%	6	14.3%	1	2.4%
	公 営	7	100.0%	5	71.4%	2	28.6%	---	---	---	---
	民 営	35	100.0%	22	62.9%	6	17.1%	6	17.1%	1	2.9%

表NO.47 所在地区別 問4-2 認定こども園の設立か所数

		総計		1か所		2か所		3か所以上		未回答	
総計	計	183	100.0%	103	56.3%	41	22.4%	37	20.2%	2	1.1%
	公営	47	100.0%	30	63.8%	11	23.4%	6	12.8%	---	---
	民営	136	100.0%	73	53.7%	30	22.1%	31	22.8%	2	1.5%
都区部・指定都市	計	58	100.0%	24	41.4%	19	32.8%	14	24.1%	1	1.7%
	公営	13	100.0%	8	61.5%	1	7.7%	4	30.8%	---	---
	民営	45	100.0%	16	35.6%	18	40.0%	10	22.2%	1	2.2%
県庁所在市	計	45	100.0%	25	55.6%	12	26.7%	8	17.8%	---	---
	公営	13	100.0%	6	46.2%	5	38.5%	2	15.4%	---	---
	民営	32	100.0%	19	59.4%	7	21.9%	6	18.8%	---	---
中都市	計	37	100.0%	23	62.2%	5	13.5%	8	21.6%	1	2.7%
	公営	9	100.0%	7	77.8%	2	22.2%	---	---	---	---
	民営	28	100.0%	16	57.1%	3	10.7%	8	28.6%	1	3.6%
小都市A	計	30	100.0%	21	70.0%	2	6.7%	7	23.3%	---	---
	公営	5	100.0%	4	80.0%	1	20.0%	---	---	---	---
	民営	25	100.0%	17	68.0%	1	4.0%	7	28.0%	---	---
小都市B	計	8	100.0%	6	75.0%	2	25.0%	---	---	---	---
	公営	4	100.0%	2	50.0%	2	50.0%	---	---	---	---
	民営	4	100.0%	4	100.0%	---	---	---	---	---	---
町・村	計	5	100.0%	4	80.0%	1	20.0%	---	---	---	---
	公営	3	100.0%	3	100.0%	---	---	---	---	---	---
	民営	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%	---	---	---	---

表NO.48 地域区分別 問4-3 認定こども園の設置主体

		総計		社会福祉法人		学校法人		その他の非営利法人		営利法人		未回答	
全国	計	183	100.0%	56	30.6%	109	59.6%	12	6.6%	14	7.7%	17	9.3%
	公営	47	100.0%	16	34.0%	27	57.4%	2	4.3%	5	10.6%	5	10.6%
	民営	136	100.0%	40	29.4%	82	60.3%	10	7.4%	9	6.6%	12	8.8%
北海道・東北地区	計	26	100.0%	2	7.7%	21	80.8%	3	11.5%	1	3.8%	3	11.5%
	公営	8	100.0%	1	12.5%	7	87.5%	---	---	---	---	1	12.5%
	民営	18	100.0%	1	5.6%	14	77.8%	3	16.7%	1	5.6%	2	11.1%
関東地区	計	47	100.0%	7	14.9%	32	68.1%	5	10.6%	5	10.6%	4	8.5%
	公営	12	100.0%	3	25.0%	8	66.7%	1	8.3%	---	---	2	16.7%
	民営	35	100.0%	4	11.4%	24	68.6%	4	11.4%	5	14.3%	2	5.7%
東海地区	計	6	100.0%	---	---	3	50.0%	---	---	---	---	3	50.0%
	公営	1	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---	1	100.0%
	民営	5	100.0%	---	---	3	60.0%	---	---	---	---	2	40.0%
北信越地区	計	28	100.0%	13	46.4%	15	53.6%	---	---	1	3.6%	1	3.6%
	公営	9	100.0%	5	55.6%	4	44.4%	---	---	1	11.1%	---	---
	民営	19	100.0%	8	42.1%	11	57.9%	---	---	---	---	1	5.3%
近畿地区	計	15	100.0%	9	60.0%	8	53.3%	---	---	1	6.7%	1	6.7%
	公営	1	100.0%	---	---	1	100.0%	---	---	1	100.0%	---	---
	民営	14	100.0%	9	64.3%	7	50.0%	---	---	---	---	1	7.1%
中国・四国地区	計	19	100.0%	3	15.8%	9	47.4%	3	15.8%	3	15.8%	4	21.1%
	公営	9	100.0%	2	22.2%	5	55.6%	1	11.1%	3	33.3%	1	11.1%
	民営	10	100.0%	1	10.0%	4	40.0%	2	20.0%	---	---	3	30.0%
九州地区	計	42	100.0%	22	52.4%	21	50.0%	1	2.4%	3	7.1%	1	2.4%
	公営	7	100.0%	5	71.4%	2	28.6%	---	---	---	---	---	---
	民営	35	100.0%	17	48.6%	19	54.3%	1	2.9%	3	8.6%	1	2.9%

表NO.49 所在地区別 問4-3 認定こども園の設置主体

		総計		社会福祉法人		学校法人		その他の 非営利法人		営利法人		未回答	
総計	計	183	100.0%	56	30.6%	109	59.6%	12	6.6%	14	7.7%	17	9.3%
	公 営	47	100.0%	16	34.0%	27	57.4%	2	4.3%	5	10.6%	5	10.6%
	民 営	136	100.0%	40	29.4%	82	60.3%	10	7.4%	9	6.6%	12	8.8%
都区部・ 指定都市	計	58	100.0%	16	27.6%	38	65.5%	6	10.3%	5	8.6%	5	8.6%
	公 営	13	100.0%	7	53.8%	5	38.5%	1	7.7%	---	---	2	15.4%
	民 営	45	100.0%	9	20.0%	33	73.3%	5	11.1%	5	11.1%	3	6.7%
県庁所在市	計	45	100.0%	17	37.8%	29	64.4%	2	4.4%	3	6.7%	1	2.2%
	公 営	13	100.0%	3	23.1%	12	92.3%	---	---	3	23.1%	---	---
	民 営	32	100.0%	14	43.8%	17	53.1%	2	6.3%	---	---	1	3.1%
中都市	計	37	100.0%	11	29.7%	18	48.6%	1	2.7%	4	10.8%	6	16.2%
	公 営	9	100.0%	4	44.4%	3	33.3%	---	---	1	11.1%	2	22.2%
	民 営	28	100.0%	7	25.0%	15	53.6%	1	3.6%	3	10.7%	4	14.3%
小都市A	計	30	100.0%	10	33.3%	17	56.7%	2	6.7%	1	3.3%	3	10.0%
	公 営	5	100.0%	---	---	4	80.0%	1	20.0%	---	---	---	---
	民 営	25	100.0%	10	40.0%	13	52.0%	1	4.0%	1	4.0%	3	12.0%
小都市B	計	8	100.0%	2	25.0%	4	50.0%	---	---	1	12.5%	1	12.5%
	公 営	4	100.0%	2	50.0%	1	25.0%	---	---	1	25.0%	---	---
	民 営	4	100.0%	---	---	3	75.0%	---	---	---	---	1	25.0%
町・村	計	5	100.0%	---	---	3	60.0%	1	20.0%	---	---	1	20.0%
	公 営	3	100.0%	---	---	2	66.7%	---	---	---	---	1	33.3%
	民 営	2	100.0%	---	---	1	50.0%	1	50.0%	---	---	---	---

表NO.50 地域区分別 問4-4 認定こども園が設立された市町村で、以前に構造改革特区を実施していたか

		総計		はい		いいえ		未回答	
全国	計	183	100.0%	55	30.1%	83	45.4%	45	24.6%
	公 営	47	100.0%	10	21.3%	28	59.6%	9	19.1%
	民 営	136	100.0%	45	33.1%	55	40.4%	36	26.5%
北海道・ 東北地区	計	26	100.0%	10	38.5%	13	50.0%	3	11.5%
	公 営	8	100.0%	3	37.5%	5	62.5%	---	---
	民 営	18	100.0%	7	38.9%	8	44.4%	3	16.7%
関東地区	計	47	100.0%	8	17.0%	25	53.2%	14	29.8%
	公 営	12	100.0%	1	8.3%	8	66.7%	3	25.0%
	民 営	35	100.0%	7	20.0%	17	48.6%	11	31.4%
東海地区	計	6	100.0%	2	33.3%	1	16.7%	3	50.0%
	公 営	1	100.0%	---	---	---	---	1	100.0%
	民 営	5	100.0%	2	40.0%	1	20.0%	2	40.0%
北信越地区	計	28	100.0%	13	46.4%	10	35.7%	5	17.9%
	公 営	9	100.0%	3	33.3%	4	44.4%	2	22.2%
	民 営	19	100.0%	10	52.6%	6	31.6%	3	15.8%
近畿地区	計	15	100.0%	4	26.7%	6	40.0%	5	33.3%
	公 営	1	100.0%	---	---	---	---	1	100.0%
	民 営	14	100.0%	4	28.6%	6	42.9%	4	28.6%
中国・ 四国地区	計	19	100.0%	3	15.8%	10	52.6%	6	31.6%
	公 営	9	100.0%	1	11.1%	7	77.8%	1	11.1%
	民 営	10	100.0%	2	20.0%	3	30.0%	5	50.0%
九州地区	計	42	100.0%	15	35.7%	18	42.9%	9	21.4%
	公 営	7	100.0%	2	28.6%	4	57.1%	1	14.3%
	民 営	35	100.0%	13	37.1%	14	40.0%	8	22.9%

表NO.51 所在地区別 問4-4 認定こども園が設立された市町村で、以前に構造改革特区を実施していたか

		総計		はい		いいえ		未回答	
総計	計	183	100.0%	55	30.1%	83	45.4%	45	24.6%
	公 営	47	100.0%	10	21.3%	28	59.6%	9	19.1%
	民 営	136	100.0%	45	33.1%	55	40.4%	36	26.5%
都区部・ 指定都市	計	58	100.0%	15	25.9%	25	43.1%	18	31.0%
	公 営	13	100.0%	4	30.8%	6	46.2%	3	23.1%
	民 営	45	100.0%	11	24.4%	19	42.2%	15	33.3%
県庁所在市	計	45	100.0%	16	35.6%	18	40.0%	11	24.4%
	公 営	13	100.0%	3	23.1%	8	61.5%	2	15.4%
	民 営	32	100.0%	13	40.6%	10	31.3%	9	28.1%
中都市	計	37	100.0%	11	29.7%	17	45.9%	9	24.3%
	公 営	9	100.0%	1	11.1%	5	55.6%	3	33.3%
	民 営	28	100.0%	10	35.7%	12	42.9%	6	21.4%
小都市A	計	30	100.0%	10	33.3%	14	46.7%	6	20.0%
	公 営	5	100.0%	1	20.0%	4	80.0%	---	---
	民 営	25	100.0%	9	36.0%	10	40.0%	6	24.0%
小都市B	計	8	100.0%	3	37.5%	5	62.5%	---	---
	公 営	4	100.0%	1	25.0%	3	75.0%	---	---
	民 営	4	100.0%	2	50.0%	2	50.0%	---	---
町・村	計	5	100.0%	---	---	4	80.0%	1	20.0%
	公 営	3	100.0%	---	---	2	66.7%	1	33.3%
	民 営	2	100.0%	---	---	2	100.0%	---	---

表NO.52 地域区別 問4-5 認定こども園を所管する（又は予定される）部署

		総計		都道府県 私学振興室又は 教育委員会		都道府県 福祉事務所等又は 市福祉事務所		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	54	6.1%	170	19.1%	85	9.6%	580	65.2%
	公 営	365	100.0%	25	6.8%	65	17.8%	39	10.7%	236	64.7%
	民 営	524	100.0%	29	5.5%	105	20.0%	46	8.8%	344	65.6%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	12	8.9%	39	28.9%	13	9.6%	71	52.6%
	公 営	59	100.0%	6	10.2%	18	30.5%	7	11.9%	28	47.5%
	民 営	76	100.0%	6	7.9%	21	27.6%	6	7.9%	43	56.6%
関東地区	計	184	100.0%	12	6.5%	25	13.6%	29	15.8%	118	64.1%
	公 営	76	100.0%	7	9.2%	9	11.8%	14	18.4%	46	60.5%
	民 営	108	100.0%	5	4.6%	16	14.8%	15	13.9%	72	66.7%
東海地区	計	103	100.0%	7	6.8%	22	21.4%	8	7.8%	66	64.1%
	公 営	58	100.0%	4	6.9%	9	15.5%	4	6.9%	41	70.7%
	民 営	45	100.0%	3	6.7%	13	28.9%	4	8.9%	25	55.6%
北信越地区	計	100	100.0%	2	2.0%	17	17.0%	9	9.0%	72	72.0%
	公 営	60	100.0%	1	1.7%	9	15.0%	7	11.7%	43	71.7%
	民 営	40	100.0%	1	2.5%	8	20.0%	2	5.0%	29	72.5%
近畿地区	計	100	100.0%	6	6.0%	19	19.0%	9	9.0%	66	66.0%
	公 営	28	100.0%	1	3.6%	3	10.7%	2	7.1%	22	78.6%
	民 営	72	100.0%	5	6.9%	16	22.2%	7	9.7%	44	61.1%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	9	8.4%	18	16.8%	11	10.3%	69	64.5%
	公 営	49	100.0%	6	12.2%	7	14.3%	4	8.2%	32	65.3%
	民 営	58	100.0%	3	5.2%	11	19.0%	7	12.1%	37	63.8%
九州地区	計	160	100.0%	6	3.8%	30	18.8%	6	3.8%	118	73.8%
	公 営	35	100.0%	---	---	10	28.6%	1	2.9%	24	68.6%
	民 営	125	100.0%	6	4.8%	20	16.0%	5	4.0%	94	75.2%

表NO.53 所在地区別 問4-5 認定子ども園を所管する（又は予定される）部署

		総計		都道府県 私学振興室又は 教育委員会		都道府県 福祉事務所等又は 市福祉事務所		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	54	6.1%	170	19.1%	85	9.6%	580	65.2%
	公 営	365	100.0%	25	6.8%	65	17.8%	39	10.7%	236	64.7%
	民 営	524	100.0%	29	5.5%	105	20.0%	46	8.8%	344	65.6%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	7	5.5%	12	9.4%	15	11.8%	93	73.2%
	公 営	39	100.0%	3	7.7%	4	10.3%	6	15.4%	26	66.7%
	民 営	88	100.0%	4	4.5%	8	9.1%	9	10.2%	67	76.1%
県庁所在市	計	99	100.0%	3	3.0%	17	17.2%	6	6.1%	73	73.7%
	公 営	28	100.0%	2	7.1%	4	14.3%	3	10.7%	19	67.9%
	民 営	71	100.0%	1	1.4%	13	18.3%	3	4.2%	54	76.1%
中都市	計	147	100.0%	6	4.1%	28	19.0%	18	12.2%	95	64.6%
	公 営	51	100.0%	---	---	9	17.6%	8	15.7%	34	66.7%
	民 営	96	100.0%	6	6.3%	19	19.8%	10	10.4%	61	63.5%
小都市A	計	255	100.0%	15	5.9%	67	26.3%	21	8.2%	152	59.6%
	公 営	100	100.0%	6	6.0%	27	27.0%	7	7.0%	60	60.0%
	民 営	155	100.0%	9	5.8%	40	25.8%	14	9.0%	92	59.4%
小都市B	計	108	100.0%	5	4.6%	25	23.1%	13	12.0%	65	60.2%
	公 営	51	100.0%	3	5.9%	10	19.6%	6	11.8%	32	62.7%
	民 営	57	100.0%	2	3.5%	15	26.3%	7	12.3%	33	57.9%
町・村	計	153	100.0%	18	11.8%	21	13.7%	12	7.8%	102	66.7%
	公 営	96	100.0%	11	11.5%	11	11.5%	9	9.4%	65	67.7%
	民 営	57	100.0%	7	12.3%	10	17.5%	3	5.3%	37	64.9%

表NO.54 地域区別 問5-1 次世代育成支援の展開にあたり、保育所はその果たすべき役割をどのように考えているか

		総計		通常の保育に 追われ、手が 回らない現状		努力はしているが 現状では限界		更に次世代育成 支援に努力したい		地域の次世代育成 支援のために 力を注ぐべき		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	134	15.1%	277	31.2%	362	40.7%	49	5.5%	14	1.6%	53	6.0%
	公 営	365	100.0%	44	12.1%	102	27.9%	171	46.8%	16	4.4%	3	0.8%	29	7.9%
	民 営	524	100.0%	90	17.2%	175	33.4%	191	36.5%	33	6.3%	11	2.1%	24	4.6%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	23	17.0%	37	27.4%	56	41.5%	8	5.9%	2	1.5%	9	6.7%
	公 営	59	100.0%	9	15.3%	18	30.5%	23	39.0%	3	5.1%	---	---	6	10.2%
	民 営	76	100.0%	14	18.4%	19	25.0%	33	43.4%	5	6.6%	2	2.6%	3	3.9%
関東地区	計	184	100.0%	18	9.8%	62	33.7%	80	43.5%	8	4.3%	2	1.1%	14	7.6%
	公 営	76	100.0%	5	6.6%	21	27.6%	42	55.3%	2	2.6%	---	---	6	7.9%
	民 営	108	100.0%	13	12.0%	41	38.0%	38	35.2%	6	5.6%	2	1.9%	8	7.4%
東海地区	計	103	100.0%	23	22.3%	24	23.3%	42	40.8%	4	3.9%	2	1.9%	8	7.8%
	公 営	58	100.0%	10	17.2%	13	22.4%	27	46.6%	3	5.2%	---	---	5	8.6%
	民 営	45	100.0%	13	28.9%	11	24.4%	15	33.3%	1	2.2%	2	4.4%	3	6.7%
北信越地区	計	100	100.0%	10	10.0%	32	32.0%	50	50.0%	3	3.0%	1	1.0%	4	4.0%
	公 営	60	100.0%	5	8.3%	21	35.0%	28	46.7%	1	1.7%	1	1.7%	4	6.7%
	民 営	40	100.0%	5	12.5%	11	27.5%	22	55.0%	2	5.0%	---	---	---	---
近畿地区	計	100	100.0%	14	14.0%	36	36.0%	34	34.0%	8	8.0%	2	2.0%	6	6.0%
	公 営	28	100.0%	---	---	8	28.6%	15	53.6%	2	7.1%	1	3.6%	2	7.1%
	民 営	72	100.0%	14	19.4%	28	38.9%	19	26.4%	6	8.3%	1	1.4%	4	5.6%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	23	21.5%	30	28.0%	43	40.2%	4	3.7%	1	0.9%	6	5.6%
	公 営	49	100.0%	7	14.3%	15	30.6%	20	40.8%	2	4.1%	---	---	5	10.2%
	民 営	58	100.0%	16	27.6%	15	25.9%	23	39.7%	2	3.4%	1	1.7%	1	1.7%
九州地区	計	160	100.0%	23	14.4%	56	35.0%	57	35.6%	14	8.8%	4	2.5%	6	3.8%
	公 営	35	100.0%	8	22.9%	6	17.1%	16	45.7%	3	8.6%	1	2.9%	1	2.9%
	民 営	125	100.0%	15	12.0%	50	40.0%	41	32.8%	11	8.8%	3	2.4%	5	4.0%

表NO.55 所在地区別 問5-1 次世代育成支援の展開にあたり、保育所はその果たすべき役割をどのように考えているか

		総計		通常の保育に追われ、手が回らない現状		努力はしているが現状では限界		更に次世代育成支援に努力したい		地域の次世代育成支援のために力を注ぐべき		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	134	15.1%	277	31.2%	362	40.7%	49	5.5%	14	1.6%	53	6.0%
	公営	365	100.0%	44	12.1%	102	27.9%	171	46.8%	16	4.4%	3	0.8%	29	7.9%
	民営	524	100.0%	90	17.2%	175	33.4%	191	36.5%	33	6.3%	11	2.1%	24	4.6%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	22	17.3%	46	36.2%	42	33.1%	6	4.7%	2	1.6%	9	7.1%
	公営	39	100.0%	2	5.1%	16	41.0%	15	38.5%	2	5.1%	---	---	4	10.3%
	民営	88	100.0%	20	22.7%	30	34.1%	27	30.7%	4	4.5%	2	2.3%	5	5.7%
県庁所在市	計	99	100.0%	11	11.1%	36	36.4%	38	38.4%	7	7.1%	1	1.0%	6	6.1%
	公営	28	100.0%	2	7.1%	12	42.9%	12	42.9%	1	3.6%	---	---	1	3.6%
	民営	71	100.0%	9	12.7%	24	33.8%	26	36.6%	6	8.5%	1	1.4%	5	7.0%
中都市	計	147	100.0%	26	17.7%	36	24.5%	66	44.9%	10	6.8%	4	2.7%	5	3.4%
	公営	51	100.0%	5	9.8%	8	15.7%	34	66.7%	2	3.9%	1	2.0%	1	2.0%
	民営	96	100.0%	21	21.9%	28	29.2%	32	33.3%	8	8.3%	3	3.1%	4	4.2%
小都市A	計	255	100.0%	37	14.5%	84	32.9%	103	40.4%	14	5.5%	3	1.2%	14	5.5%
	公営	100	100.0%	14	14.0%	20	20.0%	53	53.0%	5	5.0%	1	1.0%	7	7.0%
	民営	155	100.0%	23	14.8%	64	41.3%	50	32.3%	9	5.8%	2	1.3%	7	4.5%
小都市B	計	108	100.0%	16	14.8%	28	25.9%	52	48.1%	6	5.6%	2	1.9%	4	3.7%
	公営	51	100.0%	7	13.7%	15	29.4%	23	45.1%	2	3.9%	1	2.0%	3	5.9%
	民営	57	100.0%	9	15.8%	13	22.8%	29	50.9%	4	7.0%	1	1.8%	1	1.8%
町・村	計	153	100.0%	22	14.4%	47	30.7%	61	39.9%	6	3.9%	2	1.3%	15	9.8%
	公営	96	100.0%	14	14.6%	31	32.3%	34	35.4%	4	4.2%	---	---	13	13.5%
	民営	57	100.0%	8	14.0%	16	28.1%	27	47.4%	2	3.5%	2	3.5%	2	3.5%

表NO.56 地域区別 問5-2 次世代育成支援に必要な事業を展開する時、保育所が市町村に期待する支援とは

		総計		補助金の交付		職員配置の増加		保育士の能力向上のための研修		他の専門職(ソーシャルワーカーや心理担当職員)の配置		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	536	60.3%	683	76.8%	381	42.9%	342	38.5%	29	3.3%	39	4.4%
	公営	365	100.0%	142	38.9%	301	82.5%	182	49.9%	156	42.7%	11	3.0%	23	6.3%
	民営	524	100.0%	394	75.2%	382	72.9%	199	38.0%	186	35.5%	18	3.4%	16	3.1%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	71	52.6%	85	63.0%	63	46.7%	49	36.3%	6	4.4%	5	3.7%
	公営	59	100.0%	19	32.2%	47	79.7%	31	52.5%	19	32.2%	2	3.4%	5	8.5%
	民営	76	100.0%	52	68.4%	38	50.0%	32	42.1%	30	39.5%	4	5.3%	---	---
関東地区	計	184	100.0%	114	62.0%	154	83.7%	85	46.2%	87	47.3%	8	4.3%	10	5.4%
	公営	76	100.0%	29	38.2%	67	88.2%	41	53.9%	36	47.4%	3	3.9%	5	6.6%
	民営	108	100.0%	85	78.7%	87	80.6%	44	40.7%	51	47.2%	5	4.6%	5	4.6%
東海地区	計	103	100.0%	58	56.3%	83	80.6%	41	39.8%	36	35.0%	3	2.9%	6	5.8%
	公営	58	100.0%	21	36.2%	48	82.8%	26	44.8%	26	44.8%	3	5.2%	4	6.9%
	民営	45	100.0%	37	82.2%	35	77.8%	15	33.3%	10	22.2%	---	---	2	4.4%
北信越地区	計	100	100.0%	55	55.0%	87	87.0%	48	48.0%	40	40.0%	1	1.0%	1	1.0%
	公営	60	100.0%	25	41.7%	51	85.0%	34	56.7%	29	48.3%	1	1.7%	1	1.7%
	民営	40	100.0%	30	75.0%	36	90.0%	14	35.0%	11	27.5%	---	---	---	---
近畿地区	計	100	100.0%	67	67.0%	82	82.0%	43	43.0%	42	42.0%	3	3.0%	4	4.0%
	公営	28	100.0%	12	42.9%	22	78.6%	11	39.3%	15	53.6%	1	3.6%	2	7.1%
	民営	72	100.0%	55	76.4%	60	83.3%	32	44.4%	27	37.5%	2	2.8%	2	2.8%
中国・四国地区	計	107	100.0%	61	57.0%	79	73.8%	45	42.1%	39	36.4%	2	1.9%	8	7.5%
	公営	49	100.0%	20	40.8%	39	79.6%	24	49.0%	20	40.8%	1	2.0%	4	8.2%
	民営	58	100.0%	41	70.7%	40	69.0%	21	36.2%	19	32.8%	1	1.7%	4	6.9%
九州地区	計	160	100.0%	110	68.8%	113	70.6%	56	35.0%	49	30.6%	6	3.8%	5	3.1%
	公営	35	100.0%	16	45.7%	27	77.1%	15	42.9%	11	31.4%	---	---	2	5.7%
	民営	125	100.0%	94	75.2%	86	68.8%	41	32.8%	38	30.4%	6	4.8%	3	2.4%

表NO.57 所在地区別 問5-2 次世代育成支援に必要な事業を展開する時、保育所が市町村に期待する支援とは

		総計		補助金の交付		職員配置の増加		保育士の能力向上のための研修		他の専門職 (ソーシャルワーカーや 心理担当職員)の配置		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	536	60.3%	683	76.8%	381	42.9%	342	38.5%	29	3.3%	39	4.4%
	公営	365	100.0%	142	38.9%	301	82.5%	182	49.9%	156	42.7%	11	3.0%	23	6.3%
	民営	524	100.0%	394	75.2%	382	72.9%	199	38.0%	186	35.5%	18	3.4%	16	3.1%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	82	64.6%	106	83.5%	56	44.1%	45	35.4%	9	7.1%	8	6.3%
	公営	39	100.0%	19	48.7%	34	87.2%	21	53.8%	15	38.5%	4	10.3%	3	7.7%
	民営	88	100.0%	63	71.6%	72	81.8%	35	39.8%	30	34.1%	5	5.7%	5	5.7%
県庁所在市	計	99	100.0%	63	63.6%	76	76.8%	43	43.4%	32	32.3%	2	2.0%	3	3.0%
	公営	28	100.0%	9	32.1%	22	78.6%	13	46.4%	12	42.9%	---	---	---	---
	民営	71	100.0%	54	76.1%	54	76.1%	30	42.3%	20	28.2%	2	2.8%	3	4.2%
中都市	計	147	100.0%	92	62.6%	106	72.1%	72	49.0%	68	46.3%	2	1.4%	5	3.4%
	公営	51	100.0%	17	33.3%	39	76.5%	33	64.7%	30	58.8%	1	2.0%	2	3.9%
	民営	96	100.0%	75	78.1%	67	69.8%	39	40.6%	38	39.6%	1	1.0%	3	3.1%
小都市A	計	255	100.0%	160	62.7%	203	79.6%	99	38.8%	113	44.3%	7	2.7%	9	3.5%
	公営	100	100.0%	43	43.0%	86	86.0%	46	46.0%	48	48.0%	3	3.0%	6	6.0%
	民営	155	100.0%	117	75.5%	117	75.5%	53	34.2%	65	41.9%	4	2.6%	3	1.9%
小都市B	計	108	100.0%	69	63.9%	78	72.2%	51	47.2%	31	28.7%	5	4.6%	3	2.8%
	公営	51	100.0%	28	54.9%	45	88.2%	29	56.9%	19	37.3%	2	3.9%	2	3.9%
	民営	57	100.0%	41	71.9%	33	57.9%	22	38.6%	12	21.1%	3	5.3%	1	1.8%
町・村	計	153	100.0%	70	45.8%	114	74.5%	60	39.2%	53	34.6%	4	2.6%	11	7.2%
	公営	96	100.0%	26	27.1%	75	78.1%	40	41.7%	32	33.3%	1	1.0%	10	10.4%
	民営	57	100.0%	44	77.2%	39	68.4%	20	35.1%	21	36.8%	3	5.3%	1	1.8%

表NO.58 地域区別 問5-3 児童虐待の防止に寄与する為、特別の支援を要する家庭と子どもはいるか

		総計		いる		いない		未回答	
全国	計	889	100.0%	258	29.0%	603	67.8%	28	3.1%
	公営	365	100.0%	118	32.3%	233	63.8%	14	3.8%
	民営	524	100.0%	140	26.7%	370	70.6%	14	2.7%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	41	30.4%	88	65.2%	6	4.4%
	公営	59	100.0%	17	28.8%	39	66.1%	3	5.1%
	民営	76	100.0%	24	31.6%	49	64.5%	3	3.9%
関東地区	計	184	100.0%	67	36.4%	109	59.2%	8	4.3%
	公営	76	100.0%	27	35.5%	46	60.5%	3	3.9%
	民営	108	100.0%	40	37.0%	63	58.3%	5	4.6%
東海地区	計	103	100.0%	39	37.9%	63	61.2%	1	1.0%
	公営	58	100.0%	24	41.4%	33	56.9%	1	1.7%
	民営	45	100.0%	15	33.3%	30	66.7%	---	---
北信越地区	計	100	100.0%	23	23.0%	76	76.0%	1	1.0%
	公営	60	100.0%	17	28.3%	43	71.7%	---	---
	民営	40	100.0%	6	15.0%	33	82.5%	1	2.5%
近畿地区	計	100	100.0%	32	32.0%	62	62.0%	6	6.0%
	公営	28	100.0%	11	39.3%	13	46.4%	4	14.3%
	民営	72	100.0%	21	29.2%	49	68.1%	2	2.8%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	28	26.2%	77	72.0%	2	1.9%
	公営	49	100.0%	15	30.6%	32	65.3%	2	4.1%
	民営	58	100.0%	13	22.4%	45	77.6%	---	---
九州地区	計	160	100.0%	28	17.5%	128	80.0%	4	2.5%
	公営	35	100.0%	7	20.0%	27	77.1%	1	2.9%
	民営	125	100.0%	21	16.8%	101	80.8%	3	2.4%

表NO.59 所在地区別 問5-3 児童虐待の防止に寄与する為、特別の支援を要する家庭と子どもはいるか

		総計		いる		いない		未回答	
総計	計	889	100.0%	258	29.0%	603	67.8%	28	3.1%
	公営	365	100.0%	118	32.3%	233	63.8%	14	3.8%
	民営	524	100.0%	140	26.7%	370	70.6%	14	2.7%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	54	42.5%	69	54.3%	4	3.1%
	公営	39	100.0%	26	66.7%	12	30.8%	1	2.6%
	民営	88	100.0%	28	31.8%	57	64.8%	3	3.4%
県庁所在市	計	99	100.0%	27	27.3%	69	69.7%	3	3.0%
	公営	28	100.0%	12	42.9%	16	57.1%	---	---
	民営	71	100.0%	15	21.1%	53	74.6%	3	4.2%
中都市	計	147	100.0%	49	33.3%	94	63.9%	4	2.7%
	公営	51	100.0%	20	39.2%	30	58.8%	1	2.0%
	民営	96	100.0%	29	30.2%	64	66.7%	3	3.1%
小都市A	計	255	100.0%	67	26.3%	180	70.6%	8	3.1%
	公営	100	100.0%	30	30.0%	64	64.0%	6	6.0%
	民営	155	100.0%	37	23.9%	116	74.8%	2	1.3%
小都市B	計	108	100.0%	30	27.8%	75	69.4%	3	2.8%
	公営	51	100.0%	15	29.4%	34	66.7%	2	3.9%
	民営	57	100.0%	15	26.3%	41	71.9%	1	1.8%
町・村	計	153	100.0%	31	20.3%	116	75.8%	6	3.9%
	公営	96	100.0%	15	15.6%	77	80.2%	4	4.2%
	民営	57	100.0%	16	28.1%	39	68.4%	2	3.5%

表NO.60 地域区別 問5-4 特別の支援を要する家庭と子どもがいる場合、地域の関係機関と連携をとっているか

		総計		連携を取っている		連携は今のところ とっていない		未回答	
全国	計	258	100.0%	243	94.2%	14	5.4%	1	0.4%
	公営	118	100.0%	111	94.1%	6	5.1%	1	0.8%
	民営	140	100.0%	132	94.3%	8	5.7%	---	---
北海道・東北地区	計	41	100.0%	37	90.2%	4	9.8%	---	---
	公営	17	100.0%	16	94.1%	1	5.9%	---	---
	民営	24	100.0%	21	87.5%	3	12.5%	---	---
関東地区	計	67	100.0%	66	98.5%	1	1.5%	---	---
	公営	27	100.0%	26	96.3%	1	3.7%	---	---
	民営	40	100.0%	40	100.0%	---	---	---	---
東海地区	計	39	100.0%	37	94.9%	2	5.1%	---	---
	公営	24	100.0%	22	91.7%	2	8.3%	---	---
	民営	15	100.0%	15	100.0%	---	---	---	---
北信越地区	計	23	100.0%	22	95.7%	1	4.3%	---	---
	公営	17	100.0%	16	94.1%	1	5.9%	---	---
	民営	6	100.0%	6	100.0%	---	---	---	---
近畿地区	計	32	100.0%	29	90.6%	2	6.3%	1	3.1%
	公営	11	100.0%	9	81.8%	1	9.1%	1	9.1%
	民営	21	100.0%	20	95.2%	1	4.8%	---	---
中国・四国地区	計	28	100.0%	26	92.9%	2	7.1%	---	---
	公営	15	100.0%	15	100.0%	---	---	---	---
	民営	13	100.0%	11	84.6%	2	15.4%	---	---
九州地区	計	28	100.0%	26	92.9%	2	7.1%	---	---
	公営	7	100.0%	7	100.0%	---	---	---	---
	民営	21	100.0%	19	90.5%	2	9.5%	---	---

表NO.61 所在地区別 問5-4 特別の支援を要する家庭と子どもがいる場合、地域の関係機関と連携をとっているか

		総計		連携を取っている		連携は今のところ とっていない		未回答	
総計	計	258	100.0%	243	94.2%	14	5.4%	1	0.4%
	公 営	118	100.0%	111	94.1%	6	5.1%	1	0.8%
	民 営	140	100.0%	132	94.3%	8	5.7%	---	
都区部・ 指定都市	計	54	100.0%	50	92.6%	3	5.6%	1	1.9%
	公 営	26	100.0%	23	88.5%	2	7.7%	1	3.8%
	民 営	28	100.0%	27	96.4%	1	3.6%	---	
県庁所在市	計	27	100.0%	26	96.3%	1	3.7%	---	
	公 営	12	100.0%	12	100.0%	---		---	
	民 営	15	100.0%	14	93.3%	1	6.7%	---	
中都市	計	49	100.0%	46	93.9%	3	6.1%	---	
	公 営	20	100.0%	19	95.0%	1	5.0%	---	
	民 営	29	100.0%	27	93.1%	2	6.9%	---	
小都市A	計	67	100.0%	65	97.0%	2	3.0%	---	
	公 営	30	100.0%	29	96.7%	1	3.3%	---	
	民 営	37	100.0%	36	97.3%	1	2.7%	---	
小都市B	計	30	100.0%	27	90.0%	3	10.0%	---	
	公 営	15	100.0%	13	86.7%	2	13.3%	---	
	民 営	15	100.0%	14	93.3%	1	6.7%	---	
町・村	計	31	100.0%	29	93.5%	2	6.5%	---	
	公 営	15	100.0%	15	100.0%	---		---	
	民 営	16	100.0%	14	87.5%	2	12.5%	---	

表NO.62 地域区分別 問5-5 母子家庭等の福祉が増進されるよう、特別の配慮をしている家庭と子どもはいるか

		総計		いる		いない		未回答	
全国	計	889	100.0%	260	29.2%	564	63.4%	65	7.3%
	公 営	365	100.0%	107	29.3%	232	63.6%	26	7.1%
	民 営	524	100.0%	153	29.2%	332	63.4%	39	7.4%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	40	29.6%	84	62.2%	11	8.1%
	公 営	59	100.0%	14	23.7%	42	71.2%	3	5.1%
	民 営	76	100.0%	26	34.2%	42	55.3%	8	10.5%
関東地区	計	184	100.0%	64	34.8%	107	58.2%	13	7.1%
	公 営	76	100.0%	27	35.5%	44	57.9%	5	6.6%
	民 営	108	100.0%	37	34.3%	63	58.3%	8	7.4%
東海地区	計	103	100.0%	25	24.3%	70	68.0%	8	7.8%
	公 営	58	100.0%	15	25.9%	39	67.2%	4	6.9%
	民 営	45	100.0%	10	22.2%	31	68.9%	4	8.9%
北信越地区	計	100	100.0%	31	31.0%	59	59.0%	10	10.0%
	公 営	60	100.0%	21	35.0%	31	51.7%	8	13.3%
	民 営	40	100.0%	10	25.0%	28	70.0%	2	5.0%
近畿地区	計	100	100.0%	29	29.0%	65	65.0%	6	6.0%
	公 営	28	100.0%	13	46.4%	14	50.0%	1	3.6%
	民 営	72	100.0%	16	22.2%	51	70.8%	5	6.9%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	33	30.8%	65	60.7%	9	8.4%
	公 営	49	100.0%	12	24.5%	32	65.3%	5	10.2%
	民 営	58	100.0%	21	36.2%	33	56.9%	4	6.9%
九州地区	計	160	100.0%	38	23.8%	114	71.3%	8	5.0%
	公 営	35	100.0%	5	14.3%	30	85.7%	---	
	民 営	125	100.0%	33	26.4%	84	67.2%	8	6.4%

表NO.63 所在地区別 問5-5 母子家庭等の福祉が増進されるよう、特別の配慮をしている家庭と子どもはいるか

		総計		いる		いない		未回答	
総計	計	889	100.0%	260	29.2%	564	63.4%	65	7.3%
	公 営	365	100.0%	107	29.3%	232	63.6%	26	7.1%
	民 営	524	100.0%	153	29.2%	332	63.4%	39	7.4%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	39	30.7%	79	62.2%	9	7.1%
	公 営	39	100.0%	15	38.5%	23	59.0%	1	2.6%
	民 営	88	100.0%	24	27.3%	56	63.6%	8	9.1%
県庁所在市	計	99	100.0%	41	41.4%	52	52.5%	6	6.1%
	公 営	28	100.0%	19	67.9%	9	32.1%	---	---
	民 営	71	100.0%	22	31.0%	43	60.6%	6	8.5%
中都市	計	147	100.0%	36	24.5%	98	66.7%	13	8.8%
	公 営	51	100.0%	16	31.4%	32	62.7%	3	5.9%
	民 営	96	100.0%	20	20.8%	66	68.8%	10	10.4%
小都市A	計	255	100.0%	78	30.6%	163	63.9%	14	5.5%
	公 営	100	100.0%	28	28.0%	64	64.0%	8	8.0%
	民 営	155	100.0%	50	32.3%	99	63.9%	6	3.9%
小都市B	計	108	100.0%	30	27.8%	71	65.7%	7	6.5%
	公 営	51	100.0%	13	25.5%	35	68.6%	3	5.9%
	民 営	57	100.0%	17	29.8%	36	63.2%	4	7.0%
町・村	計	153	100.0%	36	23.5%	101	66.0%	16	10.5%
	公 営	96	100.0%	16	16.7%	69	71.9%	11	11.5%
	民 営	57	100.0%	20	35.1%	32	56.1%	5	8.8%

表NO.64 地域区分別 問5-6 特別の配慮をしている家庭と子どもがいる場合、地域の関係機関と連携をとっているか

		総計		連携を取っている		連携はいまのところ とっていない		未回答	
全国	計	260	100.0%	172	66.2%	83	31.9%	5	1.9%
	公 営	107	100.0%	76	71.0%	29	27.1%	2	1.9%
	民 営	153	100.0%	96	62.7%	54	35.3%	3	2.0%
北海道・ 東北地区	計	40	100.0%	27	67.5%	11	27.5%	2	5.0%
	公 営	14	100.0%	12	85.7%	2	14.3%	---	---
	民 営	26	100.0%	15	57.7%	9	34.6%	2	7.7%
関東地区	計	64	100.0%	44	68.8%	20	31.3%	---	---
	公 営	27	100.0%	20	74.1%	7	25.9%	---	---
	民 営	37	100.0%	24	64.9%	13	35.1%	---	---
東海地区	計	25	100.0%	14	56.0%	10	40.0%	1	4.0%
	公 営	15	100.0%	9	60.0%	5	33.3%	1	6.7%
	民 営	10	100.0%	5	50.0%	5	50.0%	---	---
北信越地区	計	31	100.0%	23	74.2%	8	25.8%	---	---
	公 営	21	100.0%	14	66.7%	7	33.3%	---	---
	民 営	10	100.0%	9	90.0%	1	10.0%	---	---
近畿地区	計	29	100.0%	23	79.3%	6	20.7%	---	---
	公 営	13	100.0%	10	76.9%	3	23.1%	---	---
	民 営	16	100.0%	13	81.3%	3	18.8%	---	---
中国・ 四国地区	計	33	100.0%	20	60.6%	12	36.4%	1	3.0%
	公 営	12	100.0%	7	58.3%	4	33.3%	1	8.3%
	民 営	21	100.0%	13	61.9%	8	38.1%	---	---
九州地区	計	38	100.0%	21	55.3%	16	42.1%	1	2.6%
	公 営	5	100.0%	4	80.0%	1	20.0%	---	---
	民 営	33	100.0%	17	51.5%	15	45.5%	1	3.0%

表NO.65 所在地区別 問5-6 特別の配慮をしている家庭と子どもがいる場合、地域の関係機関と連携をとっているか

		総計		連携を取っている		連携はいまのところ とっていない		未回答	
総計	計	260	100.0%	172	66.2%	83	31.9%	5	1.9%
	公営	107	100.0%	76	71.0%	29	27.1%	2	1.9%
	民営	153	100.0%	96	62.7%	54	35.3%	3	2.0%
都区部・ 指定都市	計	39	100.0%	23	59.0%	15	38.5%	1	2.6%
	公営	15	100.0%	8	53.3%	7	46.7%	---	---
	民営	24	100.0%	15	62.5%	8	33.3%	1	4.2%
県庁所在市	計	41	100.0%	24	58.5%	17	41.5%	---	---
	公営	19	100.0%	13	68.4%	6	31.6%	---	---
	民営	22	100.0%	11	50.0%	11	50.0%	---	---
中都市	計	36	100.0%	22	61.1%	14	38.9%	---	---
	公営	16	100.0%	10	62.5%	6	37.5%	---	---
	民営	20	100.0%	12	60.0%	8	40.0%	---	---
小都市A	計	78	100.0%	60	76.9%	18	23.1%	---	---
	公営	28	100.0%	24	85.7%	4	14.3%	---	---
	民営	50	100.0%	36	72.0%	14	28.0%	---	---
小都市B	計	30	100.0%	20	66.7%	8	26.7%	2	6.7%
	公営	13	100.0%	9	69.2%	4	30.8%	---	---
	民営	17	100.0%	11	64.7%	4	23.5%	2	11.8%
町・村	計	36	100.0%	23	63.9%	11	30.6%	2	5.6%
	公営	16	100.0%	12	75.0%	2	12.5%	2	12.5%
	民営	20	100.0%	11	55.0%	9	45.0%	---	---

表NO.66 地域区分別 問5-7 障害あるいは発達障害があるために、特別の支援を必要とする家庭と子どもはいるか

		総計		いる		いない		未回答	
全国	計	889	100.0%	569	64.0%	285	32.1%	35	3.9%
	公営	365	100.0%	262	71.8%	91	24.9%	12	3.3%
	民営	524	100.0%	307	58.6%	194	37.0%	23	4.4%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	86	63.7%	46	34.1%	3	2.2%
	公営	59	100.0%	39	66.1%	20	33.9%	---	---
	民営	76	100.0%	47	61.8%	26	34.2%	3	3.9%
関東地区	計	184	100.0%	123	66.8%	52	28.3%	9	4.9%
	公営	76	100.0%	55	72.4%	18	23.7%	3	3.9%
	民営	108	100.0%	68	63.0%	34	31.5%	6	5.6%
東海地区	計	103	100.0%	67	65.0%	33	32.0%	3	2.9%
	公営	58	100.0%	43	74.1%	13	22.4%	2	3.4%
	民営	45	100.0%	24	53.3%	20	44.4%	1	2.2%
北信越地区	計	100	100.0%	70	70.0%	26	26.0%	4	4.0%
	公営	60	100.0%	44	73.3%	13	21.7%	3	5.0%
	民営	40	100.0%	26	65.0%	13	32.5%	1	2.5%
近畿地区	計	100	100.0%	73	73.0%	25	25.0%	2	2.0%
	公営	28	100.0%	26	92.9%	2	7.1%	---	---
	民営	72	100.0%	47	65.3%	23	31.9%	2	2.8%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	65	60.7%	34	31.8%	8	7.5%
	公営	49	100.0%	32	65.3%	13	26.5%	4	8.2%
	民営	58	100.0%	33	56.9%	21	36.2%	4	6.9%
九州地区	計	160	100.0%	85	53.1%	69	43.1%	6	3.8%
	公営	35	100.0%	23	65.7%	12	34.3%	---	---
	民営	125	100.0%	62	49.6%	57	45.6%	6	4.8%

表NO.67 所在地区別 問5-7 障害あるいは発達障害があるために、特別の支援を必要とする家庭と子どもはいるか

		総計		いる		いない		未回答	
総計	計	889	100.0%	569	64.0%	285	32.1%	35	3.9%
	公 営	365	100.0%	262	71.8%	91	24.9%	12	3.3%
	民 営	524	100.0%	307	58.6%	194	37.0%	23	4.4%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	92	72.4%	30	23.6%	5	3.9%
	公 営	39	100.0%	33	84.6%	6	15.4%	---	---
	民 営	88	100.0%	59	67.0%	24	27.3%	5	5.7%
県庁所在市	計	99	100.0%	68	68.7%	25	25.3%	6	6.1%
	公 営	28	100.0%	26	92.9%	2	7.1%	---	---
	民 営	71	100.0%	42	59.2%	23	32.4%	6	8.5%
中都市	計	147	100.0%	87	59.2%	55	37.4%	5	3.4%
	公 営	51	100.0%	37	72.5%	13	25.5%	1	2.0%
	民 営	96	100.0%	50	52.1%	42	43.8%	4	4.2%
小都市A	計	255	100.0%	157	61.6%	90	35.3%	8	3.1%
	公 営	100	100.0%	70	70.0%	25	25.0%	5	5.0%
	民 営	155	100.0%	87	56.1%	65	41.9%	3	1.9%
小都市B	計	108	100.0%	64	59.3%	41	38.0%	3	2.8%
	公 営	51	100.0%	34	66.7%	17	33.3%	---	---
	民 営	57	100.0%	30	52.6%	24	42.1%	3	5.3%
町・村	計	153	100.0%	101	66.0%	44	28.8%	8	5.2%
	公 営	96	100.0%	62	64.6%	28	29.2%	6	6.3%
	民 営	57	100.0%	39	68.4%	16	28.1%	2	3.5%

表NO.68 地域区分別 問5-8 特別の支援を必要とする家庭と子どもがいる場合、地域の関係機関と連携をとっているか

		総計		連携を取っている		連携は今のところ とっていない		未回答	
全国	計	569	100.0%	517	90.9%	46	8.1%	6	1.1%
	公 営	262	100.0%	245	93.5%	13	5.0%	4	1.5%
	民 営	307	100.0%	272	88.6%	33	10.7%	2	0.7%
北海道・東北地区	計	86	100.0%	79	91.9%	7	8.1%	---	---
	公 営	39	100.0%	38	97.4%	1	2.6%	---	---
	民 営	47	100.0%	41	87.2%	6	12.8%	---	---
関東地区	計	123	100.0%	116	94.3%	6	4.9%	1	0.8%
	公 営	55	100.0%	51	92.7%	3	5.5%	1	1.8%
	民 営	68	100.0%	65	95.6%	3	4.4%	---	---
東海地区	計	67	100.0%	59	88.1%	7	10.4%	1	1.5%
	公 営	43	100.0%	39	90.7%	4	9.3%	---	---
	民 営	24	100.0%	20	83.3%	3	12.5%	1	4.2%
北信越地区	計	70	100.0%	66	94.3%	4	5.7%	---	---
	公 営	44	100.0%	44	100.0%	---	---	---	---
	民 営	26	100.0%	22	84.6%	4	15.4%	---	---
近畿地区	計	73	100.0%	61	83.6%	9	12.3%	3	4.1%
	公 営	26	100.0%	23	88.5%	---	---	3	11.5%
	民 営	47	100.0%	38	80.9%	9	19.1%	---	---
中国・四国地区	計	65	100.0%	59	90.8%	5	7.7%	1	1.5%
	公 営	32	100.0%	29	90.6%	3	9.4%	---	---
	民 営	33	100.0%	30	90.9%	2	6.1%	1	3.0%
九州地区	計	85	100.0%	77	90.6%	8	9.4%	---	---
	公 営	23	100.0%	21	91.3%	2	8.7%	---	---
	民 営	62	100.0%	56	90.3%	6	9.7%	---	---

表NO.69 所在地区別 問5-8 特別の支援を必要とする家庭と子どもがいる場合、地域の関係機関と連携をとっているか

		総計		連携を取っている		連携は今のところ とっていない		未回答	
総計	計	569	100.0%	517	90.9%	46	8.1%	6	1.1%
	公 営	262	100.0%	245	93.5%	13	5.0%	4	1.5%
	民 営	307	100.0%	272	88.6%	33	10.7%	2	0.7%
都区部・ 指定都市	計	92	100.0%	76	82.6%	16	17.4%	---	---
	公 営	33	100.0%	29	87.9%	4	12.1%	---	---
	民 営	59	100.0%	47	79.7%	12	20.3%	---	---
県庁所在市	計	68	100.0%	64	94.1%	4	5.9%	---	---
	公 営	26	100.0%	26	100.0%	---	---	---	---
	民 営	42	100.0%	38	90.5%	4	9.5%	---	---
中都市	計	87	100.0%	79	90.8%	8	9.2%	---	---
	公 営	37	100.0%	36	97.3%	1	2.7%	---	---
	民 営	50	100.0%	43	86.0%	7	14.0%	---	---
小都市A	計	157	100.0%	146	93.0%	9	5.7%	2	1.3%
	公 営	70	100.0%	63	90.0%	5	7.1%	2	2.9%
	民 営	87	100.0%	83	95.4%	4	4.6%	---	---
小都市B	計	64	100.0%	60	93.8%	4	6.3%	---	---
	公 営	34	100.0%	33	97.1%	1	2.9%	---	---
	民 営	30	100.0%	27	90.0%	3	10.0%	---	---
町・村	計	101	100.0%	92	91.1%	5	5.0%	4	4.0%
	公 営	62	100.0%	58	93.5%	2	3.2%	2	3.2%
	民 営	39	100.0%	34	87.2%	3	7.7%	2	5.1%

表NO.70 地域区分別 問6-1 保育実践の改善・向上への都道府県及び市町村の具体的取組みについて（アクションプログラム）

		総計		保育士及び保育園 の自己評価の推進		保育所の 第三者評価の推進		保育実践上の 課題に関する調査 研究への支援		保育に関わる 研究の推進		保育に関わる 研究成果の活用		情報技術の活用 による業務の 効率化への支援		地域子育て支援 拠点など…連携・ 協力のための支援		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	328	36.9%	300	33.7%	119	13.4%	318	35.8%	124	13.9%	56	6.3%	354	39.8%	40	4.5%	156	17.5%
	公 営	365	100.0%	157	43.0%	89	24.4%	41	11.2%	155	42.5%	59	16.2%	32	8.8%	151	41.4%	16	4.4%	61	16.7%
	民 営	524	100.0%	171	32.6%	211	40.3%	78	14.9%	163	31.1%	65	12.4%	24	4.6%	203	38.7%	24	4.6%	95	18.1%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	59	43.7%	40	29.6%	14	10.4%	42	31.1%	15	11.1%	9	6.7%	51	37.8%	6	4.4%	30	22.2%
	公 営	59	100.0%	24	40.7%	11	18.6%	3	5.1%	20	33.9%	6	10.2%	5	8.5%	23	39.0%	3	5.1%	16	27.1%
	民 営	76	100.0%	35	46.1%	29	38.2%	11	14.5%	22	28.9%	9	11.8%	4	5.3%	28	36.8%	3	3.9%	14	18.4%
関東地区	計	184	100.0%	58	31.5%	76	41.3%	24	13.0%	49	26.6%	24	13.0%	15	8.2%	81	44.0%	12	6.5%	34	18.5%
	公 営	76	100.0%	34	44.7%	32	42.1%	11	14.5%	27	35.5%	13	17.1%	9	11.8%	34	44.7%	2	2.6%	12	15.8%
	民 営	108	100.0%	24	22.2%	44	40.7%	13	12.0%	22	20.4%	11	10.2%	6	5.6%	47	43.5%	10	9.3%	22	20.4%
東海地区	計	103	100.0%	47	45.6%	35	34.0%	21	20.4%	37	35.9%	13	12.6%	6	5.8%	31	30.1%	4	3.9%	10	9.7%
	公 営	58	100.0%	28	48.3%	10	17.2%	10	17.2%	24	41.4%	9	15.5%	5	8.6%	15	25.9%	4	6.9%	5	8.6%
	民 営	45	100.0%	19	42.2%	25	55.6%	11	24.4%	13	28.9%	4	8.9%	1	2.2%	16	35.6%	---	---	5	11.1%
北信越地区	計	100	100.0%	51	51.0%	31	31.0%	16	16.0%	54	54.0%	22	22.0%	9	9.0%	39	39.0%	2	2.0%	9	9.0%
	公 営	60	100.0%	32	53.3%	18	30.0%	9	15.0%	37	61.7%	13	21.7%	9	15.0%	25	41.7%	1	1.7%	8	13.3%
	民 営	40	100.0%	19	47.5%	13	32.5%	7	17.5%	17	42.5%	9	22.5%	---	---	14	35.0%	1	2.5%	1	2.5%
近畿地区	計	100	100.0%	30	30.0%	32	32.0%	15	15.0%	35	35.0%	15	15.0%	4	4.0%	32	32.0%	2	2.0%	23	23.0%
	公 営	28	100.0%	10	35.7%	3	10.7%	1	3.6%	12	42.9%	2	7.1%	1	3.6%	11	39.3%	1	3.6%	5	17.9%
	民 営	72	100.0%	20	27.8%	29	40.3%	14	19.4%	23	31.9%	13	18.1%	3	4.2%	21	29.2%	1	1.4%	18	25.0%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	42	39.3%	35	32.7%	10	9.3%	51	47.7%	14	13.1%	3	2.8%	45	42.1%	3	2.8%	16	15.0%
	公 営	49	100.0%	20	40.8%	9	18.4%	4	8.2%	26	53.1%	9	18.4%	2	4.1%	23	46.9%	2	4.1%	6	12.2%
	民 営	58	100.0%	22	37.9%	26	44.8%	6	10.3%	25	43.1%	5	8.6%	1	1.7%	22	37.9%	1	1.7%	10	17.2%
九州地区	計	160	100.0%	41	25.6%	51	31.9%	19	11.9%	50	31.3%	21	13.1%	10	6.3%	75	46.9%	11	6.9%	34	21.3%
	公 営	35	100.0%	9	25.7%	6	17.1%	3	8.6%	9	25.7%	7	20.0%	1	2.9%	20	57.1%	3	8.6%	9	25.7%
	民 営	125	100.0%	32	25.6%	45	36.0%	16	12.8%	41	32.8%	14	11.2%	9	7.2%	55	44.0%	8	6.4%	25	20.0%

表NO.71 所在地区別 問6-1 保育実践の改善・向上への都道府県及び市町村の具体的取組みについて（アクションプログラム）

		総計		保育士及び保育園の自己評価の推進		保育所の第三者評価の推進		保育実践上の課題に関する調査研究への支援		保育に関わる研究の推進		保育に関わる研究成果の活用		情報技術の活用による業務の効率化への支援		地域子育て支援拠点など…連携・協力のための支援		その他		未回答	
		計	100%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%
総計	計	889	100.0%	328	36.9%	300	33.7%	119	13.4%	318	35.8%	124	13.9%	56	6.3%	354	39.8%	40	4.5%	156	17.5%
	公営	365	100.0%	157	43.0%	89	24.4%	41	11.2%	155	42.5%	59	16.2%	32	8.8%	151	41.4%	16	4.4%	61	16.7%
	民営	524	100.0%	171	32.6%	211	40.3%	78	14.9%	163	31.1%	65	12.4%	24	4.6%	203	38.7%	24	4.6%	95	18.1%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	56	44.1%	78	61.4%	34	26.8%	48	37.8%	22	17.3%	12	9.4%	40	31.5%	4	3.1%	17	13.4%
	公営	39	100.0%	21	53.8%	22	56.4%	9	23.1%	18	46.2%	8	20.5%	6	15.4%	15	38.5%	2	5.1%	3	7.7%
	民営	88	100.0%	35	39.8%	56	63.6%	25	28.4%	30	34.1%	14	15.9%	6	6.8%	25	28.4%	2	2.3%	14	15.9%
県庁所在市	計	99	100.0%	38	38.4%	39	39.4%	13	13.1%	43	43.4%	15	15.2%	9	9.1%	43	43.4%	6	6.1%	9	9.1%
	公営	28	100.0%	11	39.3%	9	32.1%	4	14.3%	10	35.7%	6	21.4%	5	17.9%	14	50.0%	3	10.7%	1	3.6%
	民営	71	100.0%	27	38.0%	30	42.3%	9	12.7%	33	46.5%	9	12.7%	4	5.6%	29	40.8%	3	4.2%	8	11.3%
中都市	計	147	100.0%	62	42.2%	57	38.8%	23	15.6%	52	35.4%	24	16.3%	11	7.5%	58	39.5%	6	4.1%	24	16.3%
	公営	51	100.0%	29	56.9%	17	33.3%	9	17.6%	31	60.8%	10	19.6%	7	13.7%	23	45.1%	1	2.0%	6	11.8%
	民営	96	100.0%	33	34.4%	40	41.7%	14	14.6%	21	21.9%	14	14.6%	4	4.2%	35	36.5%	5	5.2%	18	18.8%
小都市A	計	255	100.0%	96	37.6%	73	28.6%	38	14.9%	96	37.6%	38	14.9%	13	5.1%	101	39.6%	15	5.9%	40	15.7%
	公営	100	100.0%	44	44.0%	20	20.0%	13	13.0%	39	39.0%	15	15.0%	7	7.0%	34	34.0%	5	5.0%	16	16.0%
	民営	155	100.0%	52	33.5%	53	34.2%	25	16.1%	57	36.8%	23	14.8%	6	3.9%	67	43.2%	10	6.5%	24	15.5%
小都市B	計	108	100.0%	33	30.6%	23	21.3%	6	5.6%	37	34.3%	9	8.3%	4	3.7%	43	39.8%	3	2.8%	29	26.9%
	公営	51	100.0%	21	41.2%	9	17.6%	3	5.9%	25	49.0%	7	13.7%	2	3.9%	24	47.1%	2	3.9%	12	23.5%
	民営	57	100.0%	12	21.1%	14	24.6%	3	5.3%	12	21.1%	2	3.5%	2	3.5%	19	33.3%	1	1.8%	17	29.8%
町・村	計	153	100.0%	43	28.1%	30	19.6%	5	3.3%	42	27.5%	16	10.5%	7	4.6%	69	45.1%	6	3.9%	37	24.2%
	公営	96	100.0%	31	32.3%	12	12.5%	3	3.1%	32	33.3%	13	13.5%	5	5.2%	41	42.7%	3	3.1%	23	24.0%
	民営	57	100.0%	12	21.1%	18	31.6%	2	3.5%	10	17.5%	3	5.3%	2	3.5%	28	49.1%	3	5.3%	14	24.6%

表NO.72 地域区別 問6-2 子どもが健康で安全に生活できる場となることへの都道府県及び市町村の具体的取組み（アクションプログラム）

		総計		保健・衛生のガイドライン作成		保育所における看護師等の確保の取組みや支援		被虐待児童の保育の充実のための…連携への支援		障害児保育の充実のための…連携への支援		家族支援を要する…連携への支援		その他特別の支援…連携への支援		要保護児童対策地域…連携への支援		母子保健連絡協議会…連携及び協力への支援		その他の地域の関係機関等…連携及び協力への支援		その他		未回答	
		計	100%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%
全国	計	889	100.0%	316	35.5%	168	18.9%	405	45.6%	509	57.3%	318	35.8%	237	26.7%	155	17.4%	97	10.9%	174	19.6%	24	2.7%	136	15.3%
	公営	365	100.0%	125	34.2%	72	19.7%	192	52.6%	244	66.8%	159	43.6%	117	32.1%	80	21.9%	43	11.8%	85	23.3%	6	1.6%	42	11.5%
	民営	524	100.0%	191	36.5%	96	18.3%	213	40.6%	265	50.6%	159	30.3%	120	22.9%	75	14.3%	54	10.3%	89	17.0%	18	3.4%	94	17.9%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	33	24.4%	28	20.7%	50	37.0%	70	51.9%	45	33.3%	32	23.7%	22	16.3%	10	7.4%	20	14.8%	5	3.7%	24	17.8%
	公営	59	100.0%	12	20.3%	14	23.7%	21	35.6%	31	52.5%	23	39.0%	14	23.7%	12	20.3%	2	3.4%	10	16.9%	1	1.7%	9	15.3%
	民営	76	100.0%	21	27.6%	14	18.4%	29	38.2%	39	51.3%	22	28.9%	18	23.7%	10	13.2%	8	10.5%	10	13.2%	4	5.3%	15	19.7%
関東地区	計	184	100.0%	69	37.5%	38	20.7%	90	48.9%	93	50.5%	62	33.7%	48	26.1%	33	17.9%	19	10.3%	33	17.9%	7	3.8%	35	19.0%
	公営	76	100.0%	34	44.7%	21	27.6%	45	59.2%	46	60.5%	30	39.5%	22	28.9%	21	27.6%	10	13.2%	16	21.1%	2	2.6%	12	15.8%
	民営	108	100.0%	35	32.4%	17	15.7%	45	41.7%	47	43.5%	32	29.6%	26	24.1%	12	11.1%	9	8.3%	17	15.7%	5	4.6%	23	21.3%
東海地区	計	103	100.0%	36	35.0%	21	20.4%	56	54.4%	68	66.0%	45	43.7%	22	21.4%	17	16.5%	8	7.8%	16	15.5%	1	1.0%	9	8.7%
	公営	58	100.0%	17	29.3%	10	17.2%	34	58.6%	44	75.9%	29	50.0%	13	22.4%	7	12.1%	3	5.2%	11	19.0%	1	1.7%	5	8.6%
	民営	45	100.0%	19	42.2%	11	24.4%	22	48.9%	24	53.3%	16	35.6%	9	20.0%	10	22.2%	5	11.1%	5	11.1%	---	---	4	8.9%
北信越地区	計	100	100.0%	51	51.0%	24	24.0%	48	48.0%	68	68.0%	31	31.0%	28	28.0%	20	20.0%	15	15.0%	30	30.0%	---	---	9	9.0%
	公営	60	100.0%	29	48.3%	11	18.3%	37	61.7%	46	76.7%	19	31.7%	23	38.3%	16	26.7%	13	21.7%	22	36.7%	---	---	3	5.0%
	民営	40	100.0%	22	55.0%	13	32.5%	11	27.5%	22	55.0%	12	30.0%	5	12.5%	4	10.0%	2	5.0%	8	20.0%	---	---	6	15.0%
近畿地区	計	100	100.0%	33	33.0%	16	16.0%	39	39.0%	51	51.0%	35	35.0%	28	28.0%	16	16.0%	12	12.0%	12	12.0%	---	---	23	23.0%
	公営	28	100.0%	6	21.4%	4	14.3%	10	35.7%	18	64.3%	16	57.1%	10	35.7%	4	14.3%	5	17.9%	5	17.9%	---	---	4	14.3%
	民営	72	100.0%	27	37.5%	12	16.7%	29	40.3%	33	45.8%	19	26.4%	18	25.0%	12	16.7%	7	9.7%	7	9.7%	---	---	19	26.4%
中国・四国地区	計	107	100.0%	43	40.2%	18	16.8%	58	54.2%	70	65.4%	50	46.7%	34	31.8%	22	20.6%	15	14.0%	24	22.4%	2	1.9%	13	12.1%
	公営	49	100.0%	17	34.7%	7	14.3%	27	55.1%	36	73.5%	27	55.1%	20	40.8%	12	24.5%	6	12.2%	15	30.6%	1	2.0%	4	8.2%
	民営	58	100.0%	26	44.8%	11	19.0%	31	53.4%	34	58.6%	23	39.7%	14	24.1%	10	17.2%	9	15.5%	9	15.5%	1	1.7%	9	15.5%
九州地区	計	160	100.0%	51	31.9%	23	14.4%	64	40.0%	89	55.6%	50	31.3%	45	28.1%	25	15.6%	18	11.3%	39	24.4%	9	5.6%	23	14.4%
	公営	35	100.0%	10	28.6%	5	14.3%	18	51.4%	23	65.7%	15	42.9%	15	42.9%	8	22.9%	4	11.4%	6	17.1%	1	2.9%	5	14.3%
	民営	125	100.0%	41	32.8%	18	14.4%	46	36.8%	66	52.8%	35	28.0%	30	24.0%	17	13.6%	14	11.2%	33	26.4%	8	6.4%	18	14.4%

表NO.73 所在地区別 問6-2 子どもが健康で安全に生活できる場となることへの都道府県及び市町村の具体的取組み（アクションプログラム）

		総計	保健・衛生の ガイドライン作成	保育所における 看護師等の確保 の取り組みや支援	被虐待児童の保育 の充実のための… 連携への支援	障害児保育の 充実のための… 連携への支援	家族支援を 要する… 連携への支援	その他特別 の支援… 連携への支援	要保護児童 対策地域… 連携への支援	母子保健連絡協 議会…連携及び 協力への支援	その他の地域の関 係機関等…連携 及び協力への支援	その他	未回答												
総計	計	889	100.0%	316	35.5%	168	18.9%	405	45.6%	509	57.3%	318	35.8%	237	26.7%	155	17.4%	97	10.9%	174	19.6%	24	2.7%	136	15.3%
	公営	365	100.0%	125	34.2%	72	19.7%	192	52.6%	244	66.8%	159	43.6%	117	32.1%	80	21.9%	43	11.8%	85	23.3%	6	1.6%	42	11.5%
	民営	524	100.0%	191	36.5%	96	18.3%	213	40.6%	265	50.6%	159	30.3%	120	22.9%	75	14.3%	54	10.3%	89	17.0%	18	3.4%	94	17.9%
都区市 指定都市	計	127	100.0%	66	52.0%	33	26.0%	57	44.9%	69	54.3%	42	33.1%	27	21.3%	19	15.0%	13	10.2%	20	15.7%	3	2.4%	26	20.5%
	公営	39	100.0%	21	53.8%	13	33.3%	26	66.7%	27	69.2%	18	46.2%	9	23.1%	9	23.1%	3	7.7%	8	20.5%	1	2.6%	6	15.4%
	民営	88	100.0%	45	51.1%	20	22.7%	31	35.2%	42	47.7%	24	27.3%	18	20.5%	10	11.4%	10	11.4%	12	13.6%	2	2.3%	20	22.7%
県庁所在市	計	99	100.0%	39	39.4%	23	23.2%	43	43.4%	54	54.5%	40	40.4%	28	28.3%	10	10.1%	14	14.1%	26	26.3%	1	1.0%	17	17.2%
	公営	28	100.0%	13	46.4%	7	25.0%	18	64.3%	20	71.4%	17	60.7%	14	50.0%	4	14.3%	4	14.3%	13	46.4%	---	---	3	10.7%
	民営	71	100.0%	26	36.6%	16	22.5%	25	35.2%	34	47.9%	23	32.4%	14	19.7%	6	8.5%	10	14.1%	13	18.3%	1	1.4%	14	19.7%
中都市	計	147	100.0%	62	42.2%	29	19.7%	74	50.3%	74	50.3%	50	34.0%	31	21.1%	25	17.0%	14	9.5%	27	18.4%	5	3.4%	32	21.8%
	公営	51	100.0%	26	51.0%	12	23.5%	35	68.6%	35	68.6%	25	49.0%	14	27.5%	14	27.5%	6	11.8%	13	25.5%	---	---	9	17.6%
	民営	96	100.0%	36	37.5%	17	17.7%	39	40.6%	39	40.6%	25	26.0%	17	17.7%	11	11.5%	8	8.3%	14	14.6%	5	5.2%	23	24.0%
小都市A	計	255	100.0%	81	31.8%	48	18.8%	123	48.2%	153	60.0%	100	39.2%	79	31.0%	50	19.6%	29	11.4%	50	19.6%	9	3.5%	29	11.4%
	公営	100	100.0%	22	22.0%	15	15.0%	54	54.0%	67	67.0%	47	47.0%	37	37.0%	24	24.0%	12	12.0%	20	20.0%	3	3.0%	9	9.0%
	民営	155	100.0%	59	38.1%	33	21.3%	69	44.5%	86	55.5%	53	34.2%	42	27.1%	26	16.8%	17	11.0%	30	19.4%	6	3.9%	20	12.9%
小都市B	計	108	100.0%	30	27.8%	14	13.0%	47	43.5%	66	61.1%	38	35.2%	36	33.3%	22	20.4%	9	8.3%	17	15.7%	3	2.8%	12	11.1%
	公営	51	100.0%	15	29.4%	8	15.7%	22	43.1%	34	66.7%	19	37.3%	19	37.3%	14	27.5%	5	9.8%	7	13.7%	1	2.0%	3	5.9%
	民営	57	100.0%	15	26.3%	6	10.5%	25	43.9%	32	56.1%	19	33.3%	17	29.8%	8	14.0%	4	7.0%	10	17.5%	2	3.5%	9	15.8%
町・村	計	153	100.0%	38	24.8%	21	13.7%	61	39.9%	93	60.8%	48	31.4%	36	23.5%	29	19.0%	18	11.8%	34	22.2%	3	2.0%	20	13.1%
	公営	96	100.0%	28	29.2%	17	17.7%	37	38.5%	61	63.5%	33	34.4%	24	25.0%	15	15.6%	13	13.5%	24	25.0%	1	1.0%	12	12.5%
	民営	57	100.0%	10	17.5%	4	7.0%	24	42.1%	32	56.1%	15	26.3%	12	21.1%	14	24.6%	5	8.8%	10	17.5%	2	3.5%	8	14.0%

表NO.74 地域区別 問6-3 保育士等の資質・専門性の向上のための市町村での具体的な取組み（アクションプログラム）

		総計	施設長の役割の 明確化	保育士等の 研修実施	保育所等による 保育士等の研修 実施への支援	保育士等の 研修充実のための 研修内容見直し	保育士等のための 研修の体系化	保育士等のための 研修体系の 見直し	外部の専門家と …つくるための 体制整備や調整	その他	未回答										
全国	計	889	100.0%	203	22.8%	555	62.4%	324	36.4%	133	15.0%	109	12.3%	74	8.3%	84	9.4%	44	4.9%	173	19.5%
	公営	365	100.0%	109	29.9%	259	71.0%	171	46.8%	75	20.5%	54	14.8%	36	9.9%	36	9.9%	11	3.0%	54	14.8%
	民営	524	100.0%	94	17.9%	296	56.5%	153	29.2%	58	11.1%	55	10.5%	38	7.3%	48	9.2%	33	6.3%	119	22.7%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	35	25.9%	75	55.6%	49	36.3%	17	12.6%	19	14.1%	20	14.8%	14	10.4%	11	8.1%	30	22.2%
	公営	59	100.0%	19	32.2%	36	61.0%	28	47.5%	10	16.9%	8	13.6%	11	18.6%	5	8.5%	4	6.8%	13	22.0%
	民営	76	100.0%	16	21.1%	39	51.3%	21	27.6%	7	9.2%	11	14.5%	9	11.8%	9	11.8%	7	9.2%	17	22.4%
関東地区	計	184	100.0%	39	21.2%	108	58.7%	60	32.6%	28	15.2%	23	12.5%	12	6.5%	21	11.4%	11	6.0%	36	19.6%
	公営	76	100.0%	27	35.5%	50	65.8%	36	47.4%	19	25.0%	15	19.7%	7	9.2%	8	10.5%	3	3.9%	9	11.8%
	民営	108	100.0%	12	11.1%	58	53.7%	24	22.2%	9	8.3%	8	7.4%	5	4.6%	13	12.0%	8	7.4%	27	25.0%
東海地区	計	103	100.0%	27	26.2%	78	75.7%	45	43.7%	14	13.6%	15	14.6%	8	7.8%	6	5.8%	3	2.9%	14	13.6%
	公営	58	100.0%	18	31.0%	49	84.5%	31	53.4%	8	13.8%	8	13.8%	4	6.9%	4	6.9%	1	1.7%	4	6.9%
	民営	45	100.0%	9	20.0%	29	64.4%	14	31.1%	6	13.3%	7	15.6%	4	8.9%	2	4.4%	2	4.4%	10	22.2%
北信越地区	計	100	100.0%	28	28.0%	76	76.0%	49	49.0%	23	23.0%	17	17.0%	10	10.0%	12	12.0%	1	1.0%	13	13.0%
	公営	60	100.0%	19	31.7%	47	78.3%	32	53.3%	17	28.3%	11	18.3%	5	8.3%	8	13.3%	1	1.7%	8	13.3%
	民営	40	100.0%	9	22.5%	29	72.5%	17	42.5%	6	15.0%	6	15.0%	5	12.5%	4	10.0%	---	---	5	12.5%
近畿地区	計	100	100.0%	17	17.0%	61	61.0%	30	30.0%	14	14.0%	4	4.0%	7	7.0%	10	10.0%	3	3.0%	23	23.0%
	公営	28	100.0%	7	25.0%	20	71.4%	12	42.9%	4	14.3%	1	3.6%	2	7.1%	3	10.7%	1	3.6%	5	17.9%
	民営	72	100.0%	10	13.9%	41	56.9%	18	25.0%	10	13.9%	3	4.2%	5	6.9%	7	9.7%	2	2.8%	18	25.0%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	23	21.5%	63	58.9%	45	42.1%	17	15.9%	13	12.1%	6	5.6%	11	10.3%	---	---	21	19.6%
	公営	49	100.0%	12	24.5%	33	67.3%	19	38.8%	10	20.4%	5	10.2%	3	6.1%	8	16.3%	---	---	8	16.3%
	民営	58	100.0%	11	19.0%	30	51.7%	26	44.8%	7	12.1%	8	13.8%	3	5.2%	3	5.2%	---	---	13	22.4%
九州地区	計	160	100.0%	34	21.3%	94	58.8%	46	28.8%	20	12.5%	18	11.3%	11	6.9%	10	6.3%	15	9.4%	36	22.5%
	公営	35	100.0%	7	20.0%	24	68.6%	13	37.1%	7	20.0%	6	17.1%	4	11.4%	---	---	1	2.9%	7	20.0%
	民営	125	100.0%	27	21.6%	70	56.0%	33	26.4%	13	10.4%	12	9.6%	7	5.6%	10	8.0%	14	11.2%	29	23.2%

表NO.75 所在地区別 問6-3 保育士等の資質・専門性の向上のための市町村での具体的な取組み（アクションプログラム）

		総計		施設長の役割の 明確化	保育士等の 研修実施	保育所等による 保育士等の研修 実施への支援	保育士等の 研修充実の為の 研修内容見直し	保育士等のための 研修の体系化	保育士等のための 研修体系の 見直し	外部の専門家と …つくるための 体制整備や調整	その他	未回答									
総計	計	889	100.0%	203	22.8%	555	62.4%	324	36.4%	133	15.0%	109	12.3%	74	8.3%	84	9.4%	44	4.9%	173	19.5%
	公営	365	100.0%	109	29.9%	259	71.0%	171	46.8%	75	20.5%	54	14.8%	36	9.9%	36	9.9%	11	3.0%	54	14.8%
	民営	524	100.0%	94	17.9%	296	56.5%	153	29.2%	58	11.1%	55	10.5%	38	7.3%	48	9.2%	33	6.3%	119	22.7%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	34	26.8%	94	74.0%	38	29.9%	25	19.7%	21	16.5%	19	15.0%	17	13.4%	4	3.1%	19	15.0%
	公営	39	100.0%	15	38.5%	30	76.9%	14	35.9%	11	28.2%	10	25.6%	9	23.1%	6	15.4%	1	2.6%	5	12.8%
	民営	88	100.0%	19	21.6%	64	72.7%	24	27.3%	14	15.9%	11	12.5%	10	11.4%	11	12.5%	3	3.4%	14	15.9%
県庁所在市	計	99	100.0%	26	26.3%	69	69.7%	50	50.5%	16	16.2%	17	17.2%	11	11.1%	12	12.1%	5	5.1%	9	9.1%
	公営	28	100.0%	7	25.0%	22	78.6%	14	50.0%	4	14.3%	5	17.9%	1	3.6%	4	14.3%	---	---	4	14.3%
	民営	71	100.0%	19	26.8%	47	66.2%	36	50.7%	12	16.9%	12	16.9%	10	14.1%	8	11.3%	5	7.0%	5	7.0%
中都市	計	147	100.0%	41	27.9%	103	70.1%	52	35.4%	21	14.3%	27	18.4%	11	7.5%	10	6.8%	3	2.0%	29	19.7%
	公営	51	100.0%	27	52.9%	44	86.3%	31	60.8%	11	21.6%	17	33.3%	7	13.7%	4	7.8%	1	2.0%	3	5.9%
	民営	96	100.0%	14	14.6%	59	61.5%	21	21.9%	10	10.4%	10	10.4%	4	4.2%	6	6.3%	2	2.1%	26	27.1%
小都市A	計	255	100.0%	59	23.1%	150	58.8%	100	39.2%	37	14.5%	29	11.4%	16	6.3%	21	8.2%	15	5.9%	52	20.4%
	公営	100	100.0%	32	32.0%	72	72.0%	54	54.0%	22	22.0%	11	11.0%	6	6.0%	6	6.0%	5	5.0%	13	13.0%
	民営	155	100.0%	27	17.4%	78	50.3%	46	29.7%	15	9.7%	18	11.6%	10	6.5%	15	9.7%	10	6.5%	39	25.2%
小都市B	計	108	100.0%	17	15.7%	57	52.8%	36	33.3%	12	11.1%	5	4.6%	5	4.6%	7	6.5%	7	6.5%	25	23.1%
	公営	51	100.0%	11	21.6%	34	66.7%	22	43.1%	10	19.6%	4	7.8%	3	5.9%	4	7.8%	2	3.9%	7	13.7%
	民営	57	100.0%	6	10.5%	23	40.4%	14	24.6%	2	3.5%	1	1.8%	2	3.5%	3	5.3%	5	8.8%	18	31.6%
町・村	計	153	100.0%	26	17.0%	82	53.6%	48	31.4%	22	14.4%	10	6.5%	12	7.8%	17	11.1%	10	6.5%	39	25.5%
	公営	96	100.0%	17	17.7%	57	59.4%	36	37.5%	17	17.7%	7	7.3%	10	10.4%	12	12.5%	2	2.1%	22	22.9%
	民営	57	100.0%	9	15.8%	25	43.9%	12	21.1%	5	8.8%	3	5.3%	2	3.5%	5	8.8%	8	14.0%	17	29.8%

表NO.76 地域区別 問7-1 保育所の選択利用ができていないか

		総計		選択して利用 できている		利用は半分 に止まっている		選択することが できていない		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	728	81.9%	41	4.6%	28	3.1%	46	5.2%	46	5.2%
	公営	365	100.0%	308	84.4%	8	2.2%	12	3.3%	16	4.4%	21	5.8%
	民営	524	100.0%	420	80.2%	33	6.3%	16	3.1%	30	5.7%	25	4.8%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	107	79.3%	6	4.4%	7	5.2%	6	4.4%	9	6.7%
	公営	59	100.0%	48	81.4%	1	1.7%	3	5.1%	2	3.4%	5	8.5%
	民営	76	100.0%	59	77.6%	5	6.6%	4	5.3%	4	5.3%	4	5.3%
関東地区	計	184	100.0%	145	78.8%	7	3.8%	8	4.3%	11	6.0%	13	7.1%
	公営	76	100.0%	62	81.6%	2	2.6%	4	5.3%	2	2.6%	6	7.9%
	民営	108	100.0%	83	76.9%	5	4.6%	4	3.7%	9	8.3%	7	6.5%
東海地区	計	103	100.0%	85	82.5%	6	5.8%	2	1.9%	7	6.8%	3	2.9%
	公営	58	100.0%	50	86.2%	2	3.4%	1	1.7%	4	6.9%	1	1.7%
	民営	45	100.0%	35	77.8%	4	8.9%	1	2.2%	3	6.7%	2	4.4%
北信越地区	計	100	100.0%	80	80.0%	5	5.0%	2	2.0%	5	5.0%	8	8.0%
	公営	60	100.0%	50	83.3%	1	1.7%	2	3.3%	2	3.3%	5	8.3%
	民営	40	100.0%	30	75.0%	4	10.0%	---	---	3	7.5%	3	7.5%
近畿地区	計	100	100.0%	74	74.0%	7	7.0%	4	4.0%	10	10.0%	5	5.0%
	公営	28	100.0%	22	78.6%	1	3.6%	---	---	3	10.7%	2	7.1%
	民営	72	100.0%	52	72.2%	6	8.3%	4	5.6%	7	9.7%	3	4.2%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	98	91.6%	2	1.9%	---	---	4	3.7%	3	2.8%
	公営	49	100.0%	45	91.8%	---	---	---	---	2	4.1%	2	4.1%
	民営	58	100.0%	53	91.4%	2	3.4%	---	---	2	3.4%	1	1.7%
九州地区	計	160	100.0%	139	86.9%	8	5.0%	5	3.1%	3	1.9%	5	3.1%
	公営	35	100.0%	31	88.6%	1	2.9%	2	5.7%	1	2.9%	---	---
	民営	125	100.0%	108	86.4%	7	5.6%	3	2.4%	2	1.6%	5	4.0%

表NO.77 所在地区別 問7-1 保育所の選択利用ができているか

		総計		選択して利用 できている		利用は半分に 止まっている		選択することが できていない		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	728	81.9%	41	4.6%	28	3.1%	46	5.2%	46	5.2%
	公 営	365	100.0%	308	84.4%	8	2.2%	12	3.3%	16	4.4%	21	5.8%
	民 営	524	100.0%	420	80.2%	33	6.3%	16	3.1%	30	5.7%	25	4.8%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	79	62.2%	16	12.6%	10	7.9%	13	10.2%	9	7.1%
	公 営	39	100.0%	28	71.8%	2	5.1%	4	10.3%	3	7.7%	2	5.1%
	民 営	88	100.0%	51	58.0%	14	15.9%	6	6.8%	10	11.4%	7	8.0%
県庁所在市	計	99	100.0%	85	85.9%	3	3.0%	4	4.0%	1	1.0%	6	6.1%
	公 営	28	100.0%	26	92.9%	1	3.6%	---	---	---	---	1	3.6%
	民 営	71	100.0%	59	83.1%	2	2.8%	4	5.6%	1	1.4%	5	7.0%
中都市	計	147	100.0%	119	81.0%	9	6.1%	4	2.7%	8	5.4%	7	4.8%
	公 営	51	100.0%	45	88.2%	2	3.9%	---	---	2	3.9%	2	3.9%
	民 営	96	100.0%	74	77.1%	7	7.3%	4	4.2%	6	6.3%	5	5.2%
小都市A	計	255	100.0%	225	88.2%	7	2.7%	2	0.8%	12	4.7%	9	3.5%
	公 営	100	100.0%	87	87.0%	2	2.0%	2	2.0%	4	4.0%	5	5.0%
	民 営	155	100.0%	138	89.0%	5	3.2%	---	---	8	5.2%	4	2.6%
小都市B	計	108	100.0%	98	90.7%	2	1.9%	1	0.9%	3	2.8%	4	3.7%
	公 営	51	100.0%	46	90.2%	---	---	1	2.0%	2	3.9%	2	3.9%
	民 営	57	100.0%	52	91.2%	2	3.5%	---	---	1	1.8%	2	3.5%
町・村	計	153	100.0%	122	79.7%	4	2.6%	7	4.6%	9	5.9%	11	7.2%
	公 営	96	100.0%	76	79.2%	1	1.0%	5	5.2%	5	5.2%	9	9.4%
	民 営	57	100.0%	46	80.7%	3	5.3%	2	3.5%	4	7.0%	2	3.5%

表NO.78 地域区分別 問7-2 入所申し込みの代行が活用されているか

		総計		十分活用されている		活用は半分ほどに とどまっている		活用することが できていない		未回答	
全国	計	889	100.0%	341	38.4%	112	12.6%	343	38.6%	93	10.5%
	公 営	365	100.0%	140	38.4%	38	10.4%	144	39.5%	43	11.8%
	民 営	524	100.0%	201	38.4%	74	14.1%	199	38.0%	50	9.5%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	50	37.0%	11	8.1%	60	44.4%	14	10.4%
	公 営	59	100.0%	23	39.0%	2	3.4%	25	42.4%	9	15.3%
	民 営	76	100.0%	27	35.5%	9	11.8%	35	46.1%	5	6.6%
関東地区	計	184	100.0%	60	32.6%	18	9.8%	90	48.9%	16	8.7%
	公 営	76	100.0%	21	27.6%	8	10.5%	40	52.6%	7	9.2%
	民 営	108	100.0%	39	36.1%	10	9.3%	50	46.3%	9	8.3%
東海地区	計	103	100.0%	31	30.1%	17	16.5%	39	37.9%	16	15.5%
	公 営	58	100.0%	17	29.3%	8	13.8%	25	43.1%	8	13.8%
	民 営	45	100.0%	14	31.1%	9	20.0%	14	31.1%	8	17.8%
北信越地区	計	100	100.0%	55	55.0%	15	15.0%	22	22.0%	8	8.0%
	公 営	60	100.0%	31	51.7%	8	13.3%	14	23.3%	7	11.7%
	民 営	40	100.0%	24	60.0%	7	17.5%	8	20.0%	1	2.5%
近畿地区	計	100	100.0%	26	26.0%	16	16.0%	46	46.0%	12	12.0%
	公 営	28	100.0%	7	25.0%	6	21.4%	11	39.3%	4	14.3%
	民 営	72	100.0%	19	26.4%	10	13.9%	35	48.6%	8	11.1%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	55	51.4%	11	10.3%	24	22.4%	17	15.9%
	公 営	49	100.0%	25	51.0%	5	10.2%	12	24.5%	7	14.3%
	民 営	58	100.0%	30	51.7%	6	10.3%	12	20.7%	10	17.2%
九州地区	計	160	100.0%	64	40.0%	24	15.0%	62	38.8%	10	6.3%
	公 営	35	100.0%	16	45.7%	1	2.9%	17	48.6%	1	2.9%
	民 営	125	100.0%	48	38.4%	23	18.4%	45	36.0%	9	7.2%

表NO.79 所在地区別 問7-2 入所申し込みの代行が活用されているか

		総計		十分活用されている		活用は半分ほどにとどまっている		活用することができていない		未回答	
総計	計	889	100.0%	341	38.4%	112	12.6%	343	38.6%	93	10.5%
	公 営	365	100.0%	140	38.4%	38	10.4%	144	39.5%	43	11.8%
	民 営	524	100.0%	201	38.4%	74	14.1%	199	38.0%	50	9.5%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	32	25.2%	18	14.2%	64	50.4%	13	10.2%
	公 営	39	100.0%	10	25.6%	7	17.9%	20	51.3%	2	5.1%
	民 営	88	100.0%	22	25.0%	11	12.5%	44	50.0%	11	12.5%
県庁所在市	計	99	100.0%	59	59.6%	14	14.1%	17	17.2%	9	9.1%
	公 営	28	100.0%	19	67.9%	2	7.1%	5	17.9%	2	7.1%
	民 営	71	100.0%	40	56.3%	12	16.9%	12	16.9%	7	9.9%
中都市	計	147	100.0%	55	37.4%	20	13.6%	56	38.1%	16	10.9%
	公 営	51	100.0%	24	47.1%	3	5.9%	19	37.3%	5	9.8%
	民 営	96	100.0%	31	32.3%	17	17.7%	37	38.5%	11	11.5%
小都市A	計	255	100.0%	89	34.9%	37	14.5%	105	41.2%	24	9.4%
	公 営	100	100.0%	27	27.0%	14	14.0%	48	48.0%	11	11.0%
	民 営	155	100.0%	62	40.0%	23	14.8%	57	36.8%	13	8.4%
小都市B	計	108	100.0%	38	35.2%	15	13.9%	43	39.8%	12	11.1%
	公 営	51	100.0%	19	37.3%	7	13.7%	18	35.3%	7	13.7%
	民 営	57	100.0%	19	33.3%	8	14.0%	25	43.9%	5	8.8%
町・村	計	153	100.0%	68	44.4%	8	5.2%	58	37.9%	19	12.4%
	公 営	96	100.0%	41	42.7%	5	5.2%	34	35.4%	16	16.7%
	民 営	57	100.0%	27	47.4%	3	5.3%	24	42.1%	3	5.3%

表NO.80 地域区別 問7-3 保育所の選択利用で、市町村は保護者へ必要な情報を提供しているか

		総計		十分提供されている		提供は半分程度にとどまっている		提供することができていない		未回答	
全国	計	889	100.0%	619	69.6%	168	18.9%	32	3.6%	70	7.9%
	公 営	365	100.0%	270	74.0%	50	13.7%	7	1.9%	38	10.4%
	民 営	524	100.0%	349	66.6%	118	22.5%	25	4.8%	32	6.1%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	88	65.2%	32	23.7%	7	5.2%	8	5.9%
	公 営	59	100.0%	45	76.3%	8	13.6%	1	1.7%	5	8.5%
	民 営	76	100.0%	43	56.6%	24	31.6%	6	7.9%	3	3.9%
関東地区	計	184	100.0%	133	72.3%	28	15.2%	6	3.3%	17	9.2%
	公 営	76	100.0%	61	80.3%	7	9.2%	1	1.3%	7	9.2%
	民 営	108	100.0%	72	66.7%	21	19.4%	5	4.6%	10	9.3%
東海地区	計	103	100.0%	75	72.8%	15	14.6%	2	1.9%	11	10.7%
	公 営	58	100.0%	41	70.7%	6	10.3%	2	3.4%	9	15.5%
	民 営	45	100.0%	34	75.6%	9	20.0%	---	---	2	4.4%
北信越地区	計	100	100.0%	76	76.0%	14	14.0%	3	3.0%	7	7.0%
	公 営	60	100.0%	49	81.7%	5	8.3%	1	1.7%	5	8.3%
	民 営	40	100.0%	27	67.5%	9	22.5%	2	5.0%	2	5.0%
近畿地区	計	100	100.0%	59	59.0%	28	28.0%	4	4.0%	9	9.0%
	公 営	28	100.0%	18	64.3%	8	28.6%	---	---	2	7.1%
	民 営	72	100.0%	41	56.9%	20	27.8%	4	5.6%	7	9.7%
中国・四国地区	計	107	100.0%	83	77.6%	12	11.2%	1	0.9%	11	10.3%
	公 営	49	100.0%	36	73.5%	4	8.2%	1	2.0%	8	16.3%
	民 営	58	100.0%	47	81.0%	8	13.8%	---	---	3	5.2%
九州地区	計	160	100.0%	105	65.6%	39	24.4%	9	5.6%	7	4.4%
	公 営	35	100.0%	20	57.1%	12	34.3%	1	2.9%	2	5.7%
	民 営	125	100.0%	85	68.0%	27	21.6%	8	6.4%	5	4.0%

表NO.81 所在地区別 問7-3 保育所の選択利用で、市町村は保護者へ必要な情報を提供しているか

		総計		十分提供されている		提供は半分程度にとどまっている		提供することができていない		未回答	
総計	計	889	100.0%	619	69.6%	168	18.9%	32	3.6%	70	7.9%
	公営	365	100.0%	270	74.0%	50	13.7%	7	1.9%	38	10.4%
	民営	524	100.0%	349	66.6%	118	22.5%	25	4.8%	32	6.1%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	88	69.3%	24	18.9%	4	3.1%	11	8.7%
	公営	39	100.0%	29	74.4%	5	12.8%	---	---	5	12.8%
	民営	88	100.0%	59	67.0%	19	21.6%	4	4.5%	6	6.8%
県庁所在市	計	99	100.0%	69	69.7%	20	20.2%	3	3.0%	7	7.1%
	公営	28	100.0%	24	85.7%	3	10.7%	---	---	1	3.6%
	民営	71	100.0%	45	63.4%	17	23.9%	3	4.2%	6	8.5%
中都市	計	147	100.0%	98	66.7%	30	20.4%	6	4.1%	13	8.8%
	公営	51	100.0%	38	74.5%	9	17.6%	---	---	4	7.8%
	民営	96	100.0%	60	62.5%	21	21.9%	6	6.3%	9	9.4%
小都市A	計	255	100.0%	195	76.5%	41	16.1%	9	3.5%	10	3.9%
	公営	100	100.0%	78	78.0%	12	12.0%	5	5.0%	5	5.0%
	民営	155	100.0%	117	75.5%	29	18.7%	4	2.6%	5	3.2%
小都市B	計	108	100.0%	68	63.0%	26	24.1%	6	5.6%	8	7.4%
	公営	51	100.0%	35	68.6%	10	19.6%	1	2.0%	5	9.8%
	民営	57	100.0%	33	57.9%	16	28.1%	5	8.8%	3	5.3%
町・村	計	153	100.0%	101	66.0%	27	17.6%	4	2.6%	21	13.7%
	公営	96	100.0%	66	68.8%	11	11.5%	1	1.0%	18	18.8%
	民営	57	100.0%	35	61.4%	16	28.1%	3	5.3%	3	5.3%

表NO.82-1 地域区別 問8-1 児童福祉法ならびに認定こども園法に基づく子育て支援事業の実施状況①

		総計		一時預かり事業 (産褥期ヘルパー等)		一時預かり事業 (訪問型一時保育等)		家庭訪問支援事業		一時預かり事業 (病児・病後時保育等)		家庭的保育事業	
全国	計	889	100.0%	106	11.9%	35	3.9%	49	5.5%	76	8.5%	19	2.1%
	公営	365	100.0%	48	13.2%	10	2.7%	31	8.5%	27	7.4%	8	2.2%
	民営	524	100.0%	58	11.1%	25	4.8%	18	3.4%	49	9.4%	11	2.1%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	15	11.1%	7	5.2%	10	7.4%	13	9.6%	3	2.2%
	公営	59	100.0%	4	6.8%	1	1.7%	6	10.2%	6	10.2%	1	1.7%
	民営	76	100.0%	11	14.5%	6	7.9%	4	5.3%	7	9.2%	2	2.6%
関東地区	計	184	100.0%	17	9.2%	3	1.6%	8	4.3%	19	10.3%	4	2.2%
	公営	76	100.0%	11	14.5%	2	2.6%	4	5.3%	7	9.2%	3	3.9%
	民営	108	100.0%	6	5.6%	1	0.9%	4	3.7%	12	11.1%	1	0.9%
東海地区	計	103	100.0%	12	11.7%	4	3.9%	6	5.8%	8	7.8%	1	1.0%
	公営	58	100.0%	8	13.8%	3	5.2%	5	8.6%	5	8.6%	1	1.7%
	民営	45	100.0%	4	8.9%	1	2.2%	1	2.2%	3	6.7%	---	---
北信越地区	計	100	100.0%	11	11.0%	4	4.0%	7	7.0%	11	11.0%	2	2.0%
	公営	60	100.0%	8	13.3%	2	3.3%	7	11.7%	6	10.0%	1	1.7%
	民営	40	100.0%	3	7.5%	2	5.0%	---	---	5	12.5%	1	2.5%
近畿地区	計	100	100.0%	13	13.0%	6	6.0%	5	5.0%	11	11.0%	2	2.0%
	公営	28	100.0%	5	17.9%	1	3.6%	4	14.3%	1	3.6%	1	3.6%
	民営	72	100.0%	8	11.1%	5	6.9%	1	1.4%	10	13.9%	1	1.4%
中国・四国地区	計	107	100.0%	12	11.2%	---	---	7	6.5%	3	2.8%	1	0.9%
	公営	49	100.0%	8	16.3%	---	---	4	8.2%	2	4.1%	1	2.0%
	民営	58	100.0%	4	6.9%	---	---	3	5.2%	1	1.7%	---	---
九州地区	計	160	100.0%	26	16.3%	11	6.9%	6	3.8%	11	6.9%	6	3.8%
	公営	35	100.0%	4	11.4%	1	2.9%	1	2.9%	---	---	---	---
	民営	125	100.0%	22	17.6%	10	8.0%	5	4.0%	11	8.8%	6	4.8%

表NO.82-2 地域区分別 問8-1 児童福祉法ならびに認定こども園法に基づく子育て支援事業の実施状況②

		総計		一時保育事業		特定保育事業		ファミリーサポートセンター事業		集いの広場事業		地域子育て支援センター事業		未回答	
全国	計	889	100.0%	422	47.5%	79	8.9%	112	12.6%	191	21.5%	259	29.1%	285	32.1%
	公営	365	100.0%	143	39.2%	31	8.5%	69	18.9%	100	27.4%	111	30.4%	122	33.4%
	民営	524	100.0%	279	53.2%	48	9.2%	43	8.2%	91	17.4%	148	28.2%	163	31.1%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	65	48.1%	18	13.3%	14	10.4%	26	19.3%	40	29.6%	44	32.6%
	公営	59	100.0%	21	35.6%	10	16.9%	6	10.2%	16	27.1%	16	27.1%	24	40.7%
	民営	76	100.0%	44	57.9%	8	10.5%	8	10.5%	10	13.2%	24	31.6%	20	26.3%
関東地区	計	184	100.0%	87	47.3%	13	7.1%	22	12.0%	33	17.9%	52	28.3%	57	31.0%
	公営	76	100.0%	26	34.2%	4	5.3%	14	18.4%	16	21.1%	18	23.7%	27	35.5%
	民営	108	100.0%	61	56.5%	9	8.3%	8	7.4%	17	15.7%	34	31.5%	30	27.8%
東海地区	計	103	100.0%	39	37.9%	7	6.8%	18	17.5%	23	22.3%	32	31.1%	34	33.0%
	公営	58	100.0%	22	37.9%	5	8.6%	13	22.4%	18	31.0%	20	34.5%	15	25.9%
	民営	45	100.0%	17	37.8%	2	4.4%	5	11.1%	5	11.1%	12	26.7%	19	42.2%
北信越地区	計	100	100.0%	56	56.0%	12	12.0%	14	14.0%	33	33.0%	34	34.0%	26	26.0%
	公営	60	100.0%	32	53.3%	6	10.0%	13	21.7%	24	40.0%	22	36.7%	14	23.3%
	民営	40	100.0%	24	60.0%	6	15.0%	1	2.5%	9	22.5%	12	30.0%	12	30.0%
近畿地区	計	100	100.0%	47	47.0%	8	8.0%	14	14.0%	24	24.0%	29	29.0%	32	32.0%
	公営	28	100.0%	10	35.7%	1	3.6%	8	28.6%	7	25.0%	11	39.3%	8	28.6%
	民営	72	100.0%	37	51.4%	7	9.7%	6	8.3%	17	23.6%	18	25.0%	24	33.3%
中国・四国地区	計	107	100.0%	50	46.7%	13	12.1%	14	13.1%	21	19.6%	34	31.8%	35	32.7%
	公営	49	100.0%	20	40.8%	5	10.2%	12	24.5%	14	28.6%	18	36.7%	15	30.6%
	民営	58	100.0%	30	51.7%	8	13.8%	2	3.4%	7	12.1%	16	27.6%	20	34.5%
九州地区	計	160	100.0%	78	48.8%	8	5.0%	16	10.0%	31	19.4%	38	23.8%	57	35.6%
	公営	35	100.0%	12	34.3%	---	---	3	8.6%	5	14.3%	6	17.1%	19	54.3%
	民営	125	100.0%	66	52.8%	8	6.4%	13	10.4%	26	20.8%	32	25.6%	38	30.4%

表NO.83-1 地域区分別 問8-1 児童福祉法ならびに認定こども園法に基づく子育て支援事業の実施状況①

		総計		一時預かり事業 (産褥期ヘルパー等)		一時預かり事業 (訪問型一時保育等)		家庭訪問支援事業		一時預かり事業 (病児・病後時保育等)		家庭的保育事業	
総計	計	889	100.0%	106	11.9%	35	3.9%	49	5.5%	76	8.5%	19	2.1%
	公営	365	100.0%	48	13.2%	10	2.7%	31	8.5%	27	7.4%	8	2.2%
	民営	524	100.0%	58	11.1%	25	4.8%	18	3.4%	49	9.4%	11	2.1%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	15	11.8%	8	6.3%	6	4.7%	12	9.4%	6	4.7%
	公営	39	100.0%	7	17.9%	2	5.1%	3	7.7%	6	15.4%	3	7.7%
	民営	88	100.0%	8	9.1%	6	6.8%	3	3.4%	6	6.8%	3	3.4%
県庁所在市	計	99	100.0%	9	9.1%	1	1.0%	4	4.0%	7	7.1%	2	2.0%
	公営	28	100.0%	4	14.3%	---	---	2	7.1%	3	10.7%	---	---
	民営	71	100.0%	5	7.0%	1	1.4%	2	2.8%	4	5.6%	2	2.8%
中都市	計	147	100.0%	10	6.8%	4	2.7%	9	6.1%	17	11.6%	3	2.0%
	公営	51	100.0%	6	11.8%	1	2.0%	6	11.8%	6	11.8%	2	3.9%
	民営	96	100.0%	4	4.2%	3	3.1%	3	3.1%	11	11.5%	1	1.0%
小都市A	計	255	100.0%	37	14.5%	12	4.7%	18	7.1%	29	11.4%	7	2.7%
	公営	100	100.0%	13	13.0%	1	1.0%	10	10.0%	8	8.0%	2	2.0%
	民営	155	100.0%	24	15.5%	11	7.1%	8	5.2%	21	13.5%	5	3.2%
小都市B	計	108	100.0%	13	12.0%	3	2.8%	5	4.6%	7	6.5%	---	---
	公営	51	100.0%	7	13.7%	2	3.9%	4	7.8%	2	3.9%	---	---
	民営	57	100.0%	6	10.5%	1	1.8%	1	1.8%	5	8.8%	---	---
町・村	計	153	100.0%	22	14.4%	7	4.6%	7	4.6%	4	2.6%	1	0.7%
	公営	96	100.0%	11	11.5%	4	4.2%	6	6.3%	2	2.1%	1	1.0%
	民営	57	100.0%	11	19.3%	3	5.3%	1	1.8%	2	3.5%	---	---

表NO.83-2 地域区分別 問8-1 児童福祉法ならびに認定こども園法に基づく子育て支援事業の実施状況②

		総計		一時保育事業		特定保育事業		ファミリーサポートセンター事業		集いの広場事業		地域子育て支援センター事業		未回答	
総計	計	889	100.0%	422	47.5%	79	8.9%	112	12.6%	191	21.5%	259	29.1%	285	32.1%
	公営	365	100.0%	143	39.2%	31	8.5%	69	18.9%	100	27.4%	111	30.4%	122	33.4%
	民営	524	100.0%	279	53.2%	48	9.2%	43	8.2%	91	17.4%	148	28.2%	163	31.1%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	51	40.2%	10	7.9%	11	8.7%	31	24.4%	24	18.9%	56	44.1%
	公営	39	100.0%	11	28.2%	2	5.1%	8	20.5%	13	33.3%	11	28.2%	18	46.2%
	民営	88	100.0%	40	45.5%	8	9.1%	3	3.4%	18	20.5%	13	14.8%	38	43.2%
県庁所在市	計	99	100.0%	46	46.5%	12	12.1%	12	12.1%	24	24.2%	28	28.3%	33	33.3%
	公営	28	100.0%	10	35.7%	4	14.3%	6	21.4%	7	25.0%	12	42.9%	8	28.6%
	民営	71	100.0%	36	50.7%	8	11.3%	6	8.5%	17	23.9%	16	22.5%	25	35.2%
中都市	計	147	100.0%	73	49.7%	13	8.8%	24	16.3%	33	22.4%	46	31.3%	48	32.7%
	公営	51	100.0%	19	37.3%	5	9.8%	14	27.5%	18	35.3%	13	25.5%	16	31.4%
	民営	96	100.0%	54	56.3%	8	8.3%	10	10.4%	15	15.6%	33	34.4%	32	33.3%
小都市A	計	255	100.0%	130	51.0%	23	9.0%	50	19.6%	51	20.0%	87	34.1%	68	26.7%
	公営	100	100.0%	43	43.0%	5	5.0%	31	31.0%	31	31.0%	33	33.0%	31	31.0%
	民営	155	100.0%	87	56.1%	18	11.6%	19	12.3%	20	12.9%	54	34.8%	37	23.9%
小都市B	計	108	100.0%	56	51.9%	7	6.5%	6	5.6%	16	14.8%	26	24.1%	30	27.8%
	公営	51	100.0%	22	43.1%	5	9.8%	3	5.9%	10	19.6%	14	27.5%	16	31.4%
	民営	57	100.0%	34	59.6%	2	3.5%	3	5.3%	6	10.5%	12	21.1%	14	24.6%
町・村	計	153	100.0%	66	43.1%	14	9.2%	9	5.9%	36	23.5%	48	31.4%	50	32.7%
	公営	96	100.0%	38	39.6%	10	10.4%	7	7.3%	21	21.9%	28	29.2%	33	34.4%
	民営	57	100.0%	28	49.1%	4	7.0%	2	3.5%	15	26.3%	20	35.1%	17	29.8%

表NO.84 地域区分別 問8-2 認定こども園法に基づく子育て支援事業の実施状況

		総計		保護者からの相談		保護者の疾病		連絡及び調整		民間の団体若しくは個人に対する		未回答	
全国	計	889	100.0%	158	17.8%	121	13.6%	23	2.6%	46	5.2%	670	75.4%
	公営	365	100.0%	75	20.5%	51	14.0%	10	2.7%	14	3.8%	273	74.8%
	民営	524	100.0%	83	15.8%	70	13.4%	13	2.5%	32	6.1%	397	75.8%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	25	18.5%	27	20.0%	4	3.0%	11	8.1%	93	68.9%
	公営	59	100.0%	13	22.0%	10	16.9%	2	3.4%	2	3.4%	42	71.2%
	民営	76	100.0%	12	15.8%	17	22.4%	2	2.6%	9	11.8%	51	67.1%
関東地区	計	184	100.0%	45	24.5%	25	13.6%	6	3.3%	14	7.6%	130	70.7%
	公営	76	100.0%	22	28.9%	12	15.8%	3	3.9%	8	10.5%	51	67.1%
	民営	108	100.0%	23	21.3%	13	12.0%	3	2.8%	6	5.6%	79	73.1%
東海地区	計	103	100.0%	18	17.5%	15	14.6%	1	1.0%	3	2.9%	78	75.7%
	公営	58	100.0%	12	20.7%	8	13.8%	---	---	1	1.7%	43	74.1%
	民営	45	100.0%	6	13.3%	7	15.6%	1	2.2%	2	4.4%	35	77.8%
北信越地区	計	100	100.0%	19	19.0%	14	14.0%	3	3.0%	3	3.0%	75	75.0%
	公営	60	100.0%	12	20.0%	9	15.0%	1	1.7%	1	1.7%	45	75.0%
	民営	40	100.0%	7	17.5%	5	12.5%	2	5.0%	2	5.0%	30	75.0%
近畿地区	計	100	100.0%	17	17.0%	11	11.0%	3	3.0%	4	4.0%	77	77.0%
	公営	28	100.0%	6	21.4%	5	17.9%	1	3.6%	1	3.6%	21	75.0%
	民営	72	100.0%	11	15.3%	6	8.3%	2	2.8%	3	4.2%	56	77.8%
中国・四国地区	計	107	100.0%	13	12.1%	10	9.3%	2	1.9%	4	3.7%	91	85.0%
	公営	49	100.0%	5	10.2%	4	8.2%	2	4.1%	---	---	42	85.7%
	民営	58	100.0%	8	13.8%	6	10.3%	---	---	4	6.9%	49	84.5%
九州地区	計	160	100.0%	21	13.1%	19	11.9%	4	2.5%	7	4.4%	126	78.8%
	公営	35	100.0%	5	14.3%	3	8.6%	1	2.9%	1	2.9%	29	82.9%
	民営	125	100.0%	16	12.8%	16	12.8%	3	2.4%	6	4.8%	97	77.6%

表NO.85 所在地区別 問8-2 認定こども園法に基づく子育て支援事業の実施状況

		総計		保護者からの相談		保護者の疾病		連絡及び調整		民間の団体若しくは個人に対する		未回答	
総計	計	889	100.0%	158	17.8%	121	13.6%	23	2.6%	46	5.2%	670	75.4%
	公営	365	100.0%	75	20.5%	51	14.0%	10	2.7%	14	3.8%	273	74.8%
	民営	524	100.0%	83	15.8%	70	13.4%	13	2.5%	32	6.1%	397	75.8%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	29	22.8%	15	11.8%	6	4.7%	12	9.4%	91	71.7%
	公営	39	100.0%	14	35.9%	6	15.4%	2	5.1%	6	15.4%	24	61.5%
	民営	88	100.0%	15	17.0%	9	10.2%	4	4.5%	6	6.8%	67	76.1%
県庁所在市	計	99	100.0%	15	15.2%	14	14.1%	4	4.0%	10	10.1%	77	77.8%
	公営	28	100.0%	6	21.4%	4	14.3%	1	3.6%	2	7.1%	22	78.6%
	民営	71	100.0%	9	12.7%	10	14.1%	3	4.2%	8	11.3%	55	77.5%
中都市	計	147	100.0%	23	15.6%	16	10.9%	3	2.0%	8	5.4%	118	80.3%
	公営	51	100.0%	8	15.7%	6	11.8%	2	3.9%	2	3.9%	41	80.4%
	民営	96	100.0%	15	15.6%	10	10.4%	1	1.0%	6	6.3%	77	80.2%
小都市A	計	255	100.0%	52	20.4%	40	15.7%	5	2.0%	7	2.7%	185	72.5%
	公営	100	100.0%	21	21.0%	11	11.0%	2	2.0%	1	1.0%	76	76.0%
	民営	155	100.0%	31	20.0%	29	18.7%	3	1.9%	6	3.9%	109	70.3%
小都市B	計	108	100.0%	13	12.0%	16	14.8%	3	2.8%	3	2.8%	83	76.9%
	公営	51	100.0%	5	9.8%	9	17.6%	2	3.9%	1	2.0%	39	76.5%
	民営	57	100.0%	8	14.0%	7	12.3%	1	1.8%	2	3.5%	44	77.2%
町・村	計	153	100.0%	26	17.0%	20	13.1%	2	1.3%	6	3.9%	116	75.8%
	公営	96	100.0%	21	21.9%	15	15.6%	1	1.0%	2	2.1%	71	74.0%
	民営	57	100.0%	5	8.8%	5	8.8%	1	1.8%	4	7.0%	45	78.9%

表NO.86 地域区別 問9-1 児童票とは別に小学校に申し送りをするための書類を保育所は作成しているか

		総計		作成している		作成していない		未回答	
全国	計	889	100.0%	216	24.3%	635	71.4%	38	4.3%
	公営	365	100.0%	81	22.2%	263	72.1%	21	5.8%
	民営	524	100.0%	135	25.8%	372	71.0%	17	3.2%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	30	22.2%	100	74.1%	5	3.7%
	公営	59	100.0%	13	22.0%	42	71.2%	4	6.8%
	民営	76	100.0%	17	22.4%	58	76.3%	1	1.3%
関東地区	計	184	100.0%	45	24.5%	133	72.3%	6	3.3%
	公営	76	100.0%	15	19.7%	59	77.6%	2	2.6%
	民営	108	100.0%	30	27.8%	74	68.5%	4	3.7%
東海地区	計	103	100.0%	22	21.4%	75	72.8%	6	5.8%
	公営	58	100.0%	12	20.7%	43	74.1%	3	5.2%
	民営	45	100.0%	10	22.2%	32	71.1%	3	6.7%
北信越地区	計	100	100.0%	32	32.0%	66	66.0%	2	2.0%
	公営	60	100.0%	20	33.3%	39	65.0%	1	1.7%
	民営	40	100.0%	12	30.0%	27	67.5%	1	2.5%
近畿地区	計	100	100.0%	22	22.0%	74	74.0%	4	4.0%
	公営	28	100.0%	4	14.3%	22	78.6%	2	7.1%
	民営	72	100.0%	18	25.0%	52	72.2%	2	2.8%
中国・四国地区	計	107	100.0%	29	27.1%	72	67.3%	6	5.6%
	公営	49	100.0%	13	26.5%	32	65.3%	4	8.2%
	民営	58	100.0%	16	27.6%	40	69.0%	2	3.4%
九州地区	計	160	100.0%	36	22.5%	115	71.9%	9	5.6%
	公営	35	100.0%	4	11.4%	26	74.3%	5	14.3%
	民営	125	100.0%	32	25.6%	89	71.2%	4	3.2%

表NO.87 所在地区別 問9-1 児童票とは別に小学校に申し送りをするための書類を保育所は作成しているか

		総計		作成している		作成していない		未回答	
総計	計	889	100.0%	216	24.3%	635	71.4%	38	4.3%
	公 営	365	100.0%	81	22.2%	263	72.1%	21	5.8%
	民 営	524	100.0%	135	25.8%	372	71.0%	17	3.2%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	17	13.4%	104	81.9%	6	4.7%
	公 営	39	100.0%	5	12.8%	32	82.1%	2	5.1%
	民 営	88	100.0%	12	13.6%	72	81.8%	4	4.5%
県庁所在市	計	99	100.0%	32	32.3%	63	63.6%	4	4.0%
	公 営	28	100.0%	8	28.6%	18	64.3%	2	7.1%
	民 営	71	100.0%	24	33.8%	45	63.4%	2	2.8%
中都市	計	147	100.0%	28	19.0%	116	78.9%	3	2.0%
	公 営	51	100.0%	5	9.8%	45	88.2%	1	2.0%
	民 営	96	100.0%	23	24.0%	71	74.0%	2	2.1%
小都市A	計	255	100.0%	63	24.7%	184	72.2%	8	3.1%
	公 営	100	100.0%	23	23.0%	76	76.0%	1	1.0%
	民 営	155	100.0%	40	25.8%	108	69.7%	7	4.5%
小都市B	計	108	100.0%	38	35.2%	64	59.3%	6	5.6%
	公 営	51	100.0%	18	35.3%	28	54.9%	5	9.8%
	民 営	57	100.0%	20	35.1%	36	63.2%	1	1.8%
町・村	計	153	100.0%	38	24.8%	104	68.0%	11	7.2%
	公 営	96	100.0%	22	22.9%	64	66.7%	10	10.4%
	民 営	57	100.0%	16	28.1%	40	70.2%	1	1.8%

表NO.88 地域区分別 問9-2 現在、児童の発達の記録等の小学校への申し送りが必要か

		総計		必要		必要とは思えない		必要な子どもについては送付すべき		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	364	40.9%	26	2.9%	427	48.0%	35	3.9%	37	4.2%
	公 営	365	100.0%	158	43.3%	10	2.7%	167	45.8%	16	4.4%	14	3.8%
	民 営	524	100.0%	206	39.3%	16	3.1%	260	49.6%	19	3.6%	23	4.4%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	60	44.4%	3	2.2%	60	44.4%	8	5.9%	4	3.0%
	公 営	59	100.0%	22	37.3%	1	1.7%	29	49.2%	5	8.5%	2	3.4%
	民 営	76	100.0%	38	50.0%	2	2.6%	31	40.8%	3	3.9%	2	2.6%
関東地区	計	184	100.0%	72	39.1%	8	4.3%	88	47.8%	10	5.4%	6	3.3%
	公 営	76	100.0%	33	43.4%	2	2.6%	36	47.4%	3	3.9%	2	2.6%
	民 営	108	100.0%	39	36.1%	6	5.6%	52	48.1%	7	6.5%	4	3.7%
東海地区	計	103	100.0%	39	37.9%	3	2.9%	53	51.5%	3	2.9%	5	4.9%
	公 営	58	100.0%	26	44.8%	2	3.4%	27	46.6%	1	1.7%	2	3.4%
	民 営	45	100.0%	13	28.9%	1	2.2%	26	57.8%	2	4.4%	3	6.7%
北信越地区	計	100	100.0%	45	45.0%	3	3.0%	48	48.0%	2	2.0%	2	2.0%
	公 営	60	100.0%	26	43.3%	2	3.3%	29	48.3%	2	3.3%	1	1.7%
	民 営	40	100.0%	19	47.5%	1	2.5%	19	47.5%	---	---	1	2.5%
近畿地区	計	100	100.0%	40	40.0%	3	3.0%	50	50.0%	1	1.0%	6	6.0%
	公 営	28	100.0%	12	42.9%	2	7.1%	10	35.7%	1	3.6%	3	10.7%
	民 営	72	100.0%	28	38.9%	1	1.4%	40	55.6%	---	---	3	4.2%
中国・四国地区	計	107	100.0%	44	41.1%	2	1.9%	47	43.9%	9	8.4%	5	4.7%
	公 営	49	100.0%	22	44.9%	---	---	21	42.9%	4	8.2%	2	4.1%
	民 営	58	100.0%	22	37.9%	2	3.4%	26	44.8%	5	8.6%	3	5.2%
九州地区	計	160	100.0%	64	40.0%	4	2.5%	81	50.6%	2	1.3%	9	5.6%
	公 営	35	100.0%	17	48.6%	1	2.9%	15	42.9%	---	---	2	5.7%
	民 営	125	100.0%	47	37.6%	3	2.4%	66	52.8%	2	1.6%	7	5.6%

表NO.89 所在地区別 問9-2 現在、児童の発達の記録等の小学校への申し送りが必要か

		総計		必要		必要とは思えない		必要な子どもについては送付すべき		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	364	40.9%	26	2.9%	427	48.0%	35	3.9%	37	4.2%
	公営	365	100.0%	158	43.3%	10	2.7%	167	45.8%	16	4.4%	14	3.8%
	民営	524	100.0%	206	39.3%	16	3.1%	260	49.6%	19	3.6%	23	4.4%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	42	33.1%	5	3.9%	71	55.9%	3	2.4%	6	4.7%
	公営	39	100.0%	12	30.8%	---	---	24	61.5%	1	2.6%	2	5.1%
	民営	88	100.0%	30	34.1%	5	5.7%	47	53.4%	2	2.3%	4	4.5%
県庁所在市	計	99	100.0%	45	45.5%	2	2.0%	41	41.4%	6	6.1%	5	5.1%
	公営	28	100.0%	17	60.7%	---	---	7	25.0%	3	10.7%	1	3.6%
	民営	71	100.0%	28	39.4%	2	2.8%	34	47.9%	3	4.2%	4	5.6%
中都市	計	147	100.0%	55	37.4%	7	4.8%	74	50.3%	8	5.4%	3	2.0%
	公営	51	100.0%	19	37.3%	4	7.8%	25	49.0%	2	3.9%	1	2.0%
	民営	96	100.0%	36	37.5%	3	3.1%	49	51.0%	6	6.3%	2	2.1%
小都市A	計	255	100.0%	112	43.9%	1	0.4%	123	48.2%	9	3.5%	10	3.9%
	公営	100	100.0%	50	50.0%	---	---	45	45.0%	4	4.0%	1	1.0%
	民営	155	100.0%	62	40.0%	1	0.6%	78	50.3%	5	3.2%	9	5.8%
小都市B	計	108	100.0%	45	41.7%	6	5.6%	50	46.3%	3	2.8%	4	3.7%
	公営	51	100.0%	21	41.2%	3	5.9%	23	45.1%	2	3.9%	2	3.9%
	民営	57	100.0%	24	42.1%	3	5.3%	27	47.4%	1	1.8%	2	3.5%
町・村	計	153	100.0%	65	42.5%	5	3.3%	68	44.4%	6	3.9%	9	5.9%
	公営	96	100.0%	39	40.6%	3	3.1%	43	44.8%	4	4.2%	7	7.3%
	民営	57	100.0%	26	45.6%	2	3.5%	25	43.9%	2	3.5%	2	3.5%

表NO.90 地域区別 問9-3 保育所児童保育要録の書式について検討が行われているか

		総計		市町村の所管課で行われている		園長会・保育士会などで協議が行われている		教育委員会や小学校校長会と連携して行っている		園独自で行っている		検討は行われていない		書式例をそのまま使用の予定		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	203	22.8%	215	24.2%	83	9.3%	62	7.0%	235	26.4%	87	9.8%	95	10.7%	109	12.3%
	公営	365	100.0%	96	26.3%	125	34.2%	41	11.2%	8	2.2%	96	26.3%	22	6.0%	42	11.5%	30	8.2%
	民営	524	100.0%	107	20.4%	90	17.2%	42	8.0%	54	10.3%	139	26.5%	65	12.4%	53	10.1%	79	15.1%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	26	19.3%	31	23.0%	16	11.9%	10	7.4%	50	37.0%	15	11.1%	8	5.9%	6	4.4%
	公営	59	100.0%	16	27.1%	14	23.7%	9	15.3%	---	---	23	39.0%	5	8.5%	6	10.2%	2	3.4%
	民営	76	100.0%	10	13.2%	17	22.4%	7	9.2%	10	13.2%	27	35.5%	10	13.2%	2	2.6%	4	5.3%
関東地区	計	184	100.0%	32	17.4%	50	27.2%	16	8.7%	15	8.2%	52	28.3%	14	7.6%	24	13.0%	18	9.8%
	公営	76	100.0%	14	18.4%	33	43.4%	6	7.9%	1	1.3%	20	26.3%	5	6.6%	10	13.2%	4	5.3%
	民営	108	100.0%	18	16.7%	17	15.7%	10	9.3%	14	13.0%	32	29.6%	9	8.3%	14	13.0%	14	13.0%
東海地区	計	103	100.0%	31	30.1%	27	26.2%	9	8.7%	4	3.9%	25	24.3%	7	6.8%	11	10.7%	14	13.6%
	公営	58	100.0%	20	34.5%	19	32.8%	3	5.2%	1	1.7%	14	24.1%	2	3.4%	5	8.6%	5	8.6%
	民営	45	100.0%	11	24.4%	8	17.8%	6	13.3%	3	6.7%	11	24.4%	5	11.1%	6	13.3%	9	20.0%
北信越地区	計	100	100.0%	26	26.0%	33	33.0%	17	17.0%	8	8.0%	23	23.0%	9	9.0%	7	7.0%	13	13.0%
	公営	60	100.0%	15	25.0%	23	38.3%	14	23.3%	3	5.0%	14	23.3%	3	5.0%	3	5.0%	6	10.0%
	民営	40	100.0%	11	27.5%	10	25.0%	3	7.5%	5	12.5%	9	22.5%	6	15.0%	4	10.0%	7	17.5%
近畿地区	計	100	100.0%	27	27.0%	25	25.0%	1	1.0%	12	12.0%	20	20.0%	9	9.0%	10	10.0%	13	13.0%
	公営	28	100.0%	7	25.0%	12	42.9%	---	---	1	3.6%	6	21.4%	2	7.1%	3	10.7%	3	10.7%
	民営	72	100.0%	20	27.8%	13	18.1%	1	1.4%	11	15.3%	14	19.4%	7	9.7%	7	9.7%	10	13.9%
中国・四国地区	計	107	100.0%	32	29.9%	27	25.2%	10	9.3%	3	2.8%	17	15.9%	10	9.3%	16	15.0%	18	16.8%
	公営	49	100.0%	17	34.7%	18	36.7%	7	14.3%	2	4.1%	5	10.2%	2	4.1%	10	20.4%	7	14.3%
	民営	58	100.0%	15	25.9%	9	15.5%	3	5.2%	1	1.7%	12	20.7%	8	13.8%	6	10.3%	11	19.0%
九州地区	計	160	100.0%	29	18.1%	22	13.8%	14	8.8%	10	6.3%	48	30.0%	23	14.4%	19	11.9%	27	16.9%
	公営	35	100.0%	7	20.0%	6	17.1%	2	5.7%	---	---	14	40.0%	3	8.6%	5	14.3%	3	8.6%
	民営	125	100.0%	22	17.6%	16	12.8%	12	9.6%	10	8.0%	34	27.2%	20	16.0%	14	11.2%	24	19.2%

表NO.91 所在地別 問9-3 保育所児童保育要録の書式について検討が行われているか

		総計		市町村の所管課で行われている		園長会・保育士会などで協議が行われている		教育委員会や小学校校長会と連携して行っている		園独自で行っている		検討は行われていない		書式例をそのまま使用の予定		その他		未回答	
		計	100.0%																
総計	計	889	100.0%	203	22.8%	215	24.2%	83	9.3%	62	7.0%	235	26.4%	87	9.8%	95	10.7%	109	12.3%
	公営	365	100.0%	96	26.3%	125	34.2%	41	11.2%	8	2.2%	96	26.3%	22	6.0%	42	11.5%	30	8.2%
	民営	524	100.0%	107	20.4%	90	17.2%	42	8.0%	54	10.3%	139	26.5%	65	12.4%	53	10.1%	79	15.1%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	34	26.8%	26	20.5%	6	4.7%	11	8.7%	21	16.5%	14	11.0%	10	7.9%	22	17.3%
	公営	39	100.0%	16	41.0%	16	41.0%	2	5.1%	1	2.6%	6	15.4%	1	2.6%	1	2.6%	4	10.3%
	民営	88	100.0%	18	20.5%	10	11.4%	4	4.5%	10	11.4%	15	17.0%	13	14.8%	9	10.2%	18	20.5%
県庁所在市	計	99	100.0%	31	31.3%	26	26.3%	16	16.2%	12	12.1%	15	15.2%	9	9.1%	7	7.1%	16	16.2%
	公営	28	100.0%	14	50.0%	12	42.9%	8	28.6%	1	3.6%	1	3.6%	1	3.6%	3	10.7%	3	10.7%
	民営	71	100.0%	17	23.9%	14	19.7%	8	11.3%	11	15.5%	14	19.7%	8	11.3%	4	5.6%	13	18.3%
中都市	計	147	100.0%	40	27.2%	37	25.2%	12	8.2%	8	5.4%	35	23.8%	16	10.9%	17	11.6%	18	12.2%
	公営	51	100.0%	19	37.3%	21	41.2%	9	17.6%	1	2.0%	9	17.6%	2	3.9%	8	15.7%	2	3.9%
	民営	96	100.0%	21	21.9%	16	16.7%	3	3.1%	7	7.3%	26	27.1%	14	14.6%	9	9.4%	16	16.7%
小都市A	計	255	100.0%	61	23.9%	75	29.4%	25	9.8%	17	6.7%	62	24.3%	22	8.6%	23	9.0%	33	12.9%
	公営	100	100.0%	25	25.0%	44	44.0%	7	7.0%	---	---	25	25.0%	6	6.0%	9	9.0%	10	10.0%
	民営	155	100.0%	36	23.2%	31	20.0%	18	11.6%	17	11.0%	37	23.9%	16	10.3%	14	9.0%	23	14.8%
小都市B	計	108	100.0%	23	21.3%	23	21.3%	7	6.5%	2	1.9%	40	37.0%	12	11.1%	15	13.9%	6	5.6%
	公営	51	100.0%	13	25.5%	15	29.4%	2	3.9%	---	---	18	35.3%	3	5.9%	7	13.7%	3	5.9%
	民営	57	100.0%	10	17.5%	8	14.0%	5	8.8%	2	3.5%	22	38.6%	9	15.8%	8	14.0%	3	5.3%
町・村	計	153	100.0%	14	9.2%	28	18.3%	17	11.1%	12	7.8%	62	40.5%	14	9.2%	23	15.0%	14	9.2%
	公営	96	100.0%	9	9.4%	17	17.7%	13	13.5%	5	5.2%	37	38.5%	9	9.4%	14	14.6%	8	8.3%
	民営	57	100.0%	5	8.8%	11	19.3%	4	7.0%	7	12.3%	25	43.9%	5	8.8%	9	15.8%	6	10.5%

表NO.92 地域区別 問9-4 個々の職員の研修計画を作成しているか

		総計		十分な計画を作成		十分ではないが一応作成		個々の職員の研修計画は特に作成していない		その他		未回答	
		計	100.0%										
全国	計	889	100.0%	114	12.8%	454	51.1%	278	31.3%	18	2.0%	25	2.8%
	公営	365	100.0%	61	16.7%	167	45.8%	116	31.8%	7	1.9%	14	3.8%
	民営	524	100.0%	53	10.1%	287	54.8%	162	30.9%	11	2.1%	11	2.1%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	12	8.9%	74	54.8%	46	34.1%	1	0.7%	2	1.5%
	公営	59	100.0%	5	8.5%	27	45.8%	25	42.4%	---	---	2	3.4%
	民営	76	100.0%	7	9.2%	47	61.8%	21	27.6%	1	1.3%	---	---
関東地区	計	184	100.0%	28	15.2%	94	51.1%	54	29.3%	4	2.2%	4	2.2%
	公営	76	100.0%	15	19.7%	32	42.1%	26	34.2%	---	---	3	3.9%
	民営	108	100.0%	13	12.0%	62	57.4%	28	25.9%	4	3.7%	1	0.9%
東海地区	計	103	100.0%	20	19.4%	56	54.4%	22	21.4%	1	1.0%	4	3.9%
	公営	58	100.0%	17	29.3%	28	48.3%	9	15.5%	1	1.7%	3	5.2%
	民営	45	100.0%	3	6.7%	28	62.2%	13	28.9%	---	---	1	2.2%
北信越地区	計	100	100.0%	7	7.0%	60	60.0%	28	28.0%	2	2.0%	3	3.0%
	公営	60	100.0%	6	10.0%	32	53.3%	19	31.7%	2	3.3%	1	1.7%
	民営	40	100.0%	1	2.5%	28	70.0%	9	22.5%	---	---	2	5.0%
近畿地区	計	100	100.0%	12	12.0%	38	38.0%	43	43.0%	3	3.0%	4	4.0%
	公営	28	100.0%	3	10.7%	11	39.3%	11	39.3%	2	7.1%	1	3.6%
	民営	72	100.0%	9	12.5%	27	37.5%	32	44.4%	1	1.4%	3	4.2%
中国・四国地区	計	107	100.0%	16	15.0%	58	54.2%	26	24.3%	3	2.8%	4	3.7%
	公営	49	100.0%	8	16.3%	23	46.9%	15	30.6%	1	2.0%	2	4.1%
	民営	58	100.0%	8	13.8%	35	60.3%	11	19.0%	2	3.4%	2	3.4%
九州地区	計	160	100.0%	19	11.9%	74	46.3%	59	36.9%	4	2.5%	4	2.5%
	公営	35	100.0%	7	20.0%	14	40.0%	11	31.4%	1	2.9%	2	5.7%
	民営	125	100.0%	12	9.6%	60	48.0%	48	38.4%	3	2.4%	2	1.6%

表NO.93 所在地区別 問9-4 個々の職員の研修計画を作成しているか

		総計		十分な計画を作成		十分ではないが一応作成		個々の職員の研修計画は特に作成していない		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	114	12.8%	454	51.1%	278	31.3%	18	2.0%	25	2.8%
	公営	365	100.0%	61	16.7%	167	45.8%	116	31.8%	7	1.9%	14	3.8%
	民営	524	100.0%	53	10.1%	287	54.8%	162	30.9%	11	2.1%	11	2.1%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	18	14.2%	65	51.2%	39	30.7%	3	2.4%	2	1.6%
	公営	39	100.0%	11	28.2%	16	41.0%	10	25.6%	2	5.1%	---	---
	民営	88	100.0%	7	8.0%	49	55.7%	29	33.0%	1	1.1%	2	2.3%
県庁所在市	計	99	100.0%	13	13.1%	56	56.6%	28	28.3%	---	---	2	2.0%
	公営	28	100.0%	5	17.9%	14	50.0%	8	28.6%	---	---	1	3.6%
	民営	71	100.0%	8	11.3%	42	59.2%	20	28.2%	---	---	1	1.4%
中都市	計	147	100.0%	26	17.7%	78	53.1%	41	27.9%	1	0.7%	1	0.7%
	公営	51	100.0%	12	23.5%	29	56.9%	10	19.6%	---	---	---	---
	民営	96	100.0%	14	14.6%	49	51.0%	31	32.3%	1	1.0%	1	1.0%
小都市A	計	255	100.0%	32	12.5%	130	51.0%	77	30.2%	6	2.4%	10	3.9%
	公営	100	100.0%	14	14.0%	47	47.0%	33	33.0%	2	2.0%	4	4.0%
	民営	155	100.0%	18	11.6%	83	53.5%	44	28.4%	4	2.6%	6	3.9%
小都市B	計	108	100.0%	10	9.3%	54	50.0%	37	34.3%	3	2.8%	4	3.7%
	公営	51	100.0%	5	9.8%	27	52.9%	12	23.5%	3	5.9%	4	7.8%
	民営	57	100.0%	5	8.8%	27	47.4%	25	43.9%	---	---	---	---
町・村	計	153	100.0%	15	9.8%	71	46.4%	56	36.6%	5	3.3%	6	3.9%
	公営	96	100.0%	14	14.6%	34	35.4%	43	44.8%	---	---	5	5.2%
	民営	57	100.0%	1	1.8%	37	64.9%	13	22.8%	5	8.8%	1	1.8%

表NO.94 地域区分別 問9-5 職員の研修計画を十分・一応作成の場合、研修の機会は非正規職員の方にも与えられているか

		総計		与えている		与えていない		未回答	
全国	計	568	100.0%	483	85.0%	77	13.6%	8	1.4%
	公営	228	100.0%	200	87.7%	25	11.0%	3	1.3%
	民営	340	100.0%	283	83.2%	52	15.3%	5	1.5%
北海道・東北地区	計	86	100.0%	77	89.5%	9	10.5%	---	---
	公営	32	100.0%	27	84.4%	5	15.6%	---	---
	民営	54	100.0%	50	92.6%	4	7.4%	---	---
関東地区	計	122	100.0%	99	81.1%	20	16.4%	3	2.5%
	公営	47	100.0%	39	83.0%	8	17.0%	---	---
	民営	75	100.0%	60	80.0%	12	16.0%	3	4.0%
東海地区	計	76	100.0%	67	88.2%	7	9.2%	2	2.6%
	公営	45	100.0%	43	95.6%	---	---	2	4.4%
	民営	31	100.0%	24	77.4%	7	22.6%	---	---
北信越地区	計	67	100.0%	54	80.6%	12	17.9%	1	1.5%
	公営	38	100.0%	32	84.2%	5	13.2%	1	2.6%
	民営	29	100.0%	22	75.9%	7	24.1%	---	---
近畿地区	計	50	100.0%	41	82.0%	9	18.0%	---	---
	公営	14	100.0%	12	85.7%	2	14.3%	---	---
	民営	36	100.0%	29	80.6%	7	19.4%	---	---
中国・四国地区	計	74	100.0%	66	89.2%	6	8.1%	2	2.7%
	公営	31	100.0%	30	96.8%	1	3.2%	---	---
	民営	43	100.0%	36	83.7%	5	11.6%	2	4.7%
九州地区	計	93	100.0%	79	84.9%	14	15.1%	---	---
	公営	21	100.0%	17	81.0%	4	19.0%	---	---
	民営	72	100.0%	62	86.1%	10	13.9%	---	---

表NO.95 所在地区別 問9-5 職員の研修計画を十分・一応作成の場合、研修の機会は非正規職員の方にも与えられているか

		総計		与えている		与えていない		未回答	
総計	計	568	100.0%	483	85.0%	77	13.6%	8	1.4%
	公 営	228	100.0%	200	87.7%	25	11.0%	3	1.3%
	民 営	340	100.0%	283	83.2%	52	15.3%	5	1.5%
都区部・指定都市	計	83	100.0%	70	84.3%	12	14.5%	1	1.2%
	公 営	27	100.0%	20	74.1%	7	25.9%	---	---
	民 営	56	100.0%	50	89.3%	5	8.9%	1	1.8%
県庁所在市	計	69	100.0%	59	85.5%	10	14.5%	---	---
	公 営	19	100.0%	19	100.0%	---	---	---	---
	民 営	50	100.0%	40	80.0%	10	20.0%	---	---
中都市	計	104	100.0%	86	82.7%	13	12.5%	5	4.8%
	公 営	41	100.0%	34	82.9%	5	12.2%	2	4.9%
	民 営	63	100.0%	52	82.5%	8	12.7%	3	4.8%
小都市A	計	162	100.0%	138	85.2%	24	14.8%	---	---
	公 営	61	100.0%	55	90.2%	6	9.8%	---	---
	民 営	101	100.0%	83	82.2%	18	17.8%	---	---
小都市B	計	64	100.0%	57	89.1%	6	9.4%	1	1.6%
	公 営	32	100.0%	29	90.6%	3	9.4%	---	---
	民 営	32	100.0%	28	87.5%	3	9.4%	1	3.1%
町・村	計	86	100.0%	73	84.9%	12	14.0%	1	1.2%
	公 営	48	100.0%	43	89.6%	4	8.3%	1	2.1%
	民 営	38	100.0%	30	78.9%	8	21.1%	---	---

表NO.96 地域区分別 問9-6 現状において個々の職員の研修は十分に行われているか

		総計		行われている		十分ではないが行われている		行われていない		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	187	21.0%	611	68.7%	39	4.4%	4	0.4%	48	5.4%
	公 営	365	100.0%	53	14.5%	261	71.5%	25	6.8%	1	0.3%	25	6.8%
	民 営	524	100.0%	134	25.6%	350	66.8%	14	2.7%	3	0.6%	23	4.4%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	25	18.5%	97	71.9%	4	3.0%	---	---	9	6.7%
	公 営	59	100.0%	5	8.5%	47	79.7%	3	5.1%	---	---	4	6.8%
	民 営	76	100.0%	20	26.3%	50	65.8%	1	1.3%	---	---	5	6.6%
関東地区	計	184	100.0%	47	25.5%	124	67.4%	5	2.7%	1	0.5%	7	3.8%
	公 営	76	100.0%	17	22.4%	53	69.7%	4	5.3%	---	---	2	2.6%
	民 営	108	100.0%	30	27.8%	71	65.7%	1	0.9%	1	0.9%	5	4.6%
東海地区	計	103	100.0%	17	16.5%	76	73.8%	4	3.9%	1	1.0%	5	4.9%
	公 営	58	100.0%	9	15.5%	42	72.4%	2	3.4%	1	1.7%	4	6.9%
	民 営	45	100.0%	8	17.8%	34	75.6%	2	4.4%	---	---	1	2.2%
北信越地区	計	100	100.0%	17	17.0%	71	71.0%	8	8.0%	1	1.0%	3	3.0%
	公 営	60	100.0%	9	15.0%	43	71.7%	6	10.0%	---	---	2	3.3%
	民 営	40	100.0%	8	20.0%	28	70.0%	2	5.0%	1	2.5%	1	2.5%
近畿地区	計	100	100.0%	21	21.0%	65	65.0%	4	4.0%	---	---	10	10.0%
	公 営	28	100.0%	1	3.6%	22	78.6%	---	---	---	---	5	17.9%
	民 営	72	100.0%	20	27.8%	43	59.7%	4	5.6%	---	---	5	6.9%
中国・四国地区	計	107	100.0%	22	20.6%	73	68.2%	8	7.5%	---	---	4	3.7%
	公 営	49	100.0%	7	14.3%	34	69.4%	5	10.2%	---	---	3	6.1%
	民 営	58	100.0%	15	25.9%	39	67.2%	3	5.2%	---	---	1	1.7%
九州地区	計	160	100.0%	38	23.8%	105	65.6%	6	3.8%	1	0.6%	10	6.3%
	公 営	35	100.0%	5	14.3%	20	57.1%	5	14.3%	---	---	5	14.3%
	民 営	125	100.0%	33	26.4%	85	68.0%	1	0.8%	1	0.8%	5	4.0%

表NO.97 所在地区別 問9-6 現状において個々の職員の研修は十分に行われているか

		総計		行われている		十分ではないが行われている		行われていない		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	187	21.0%	611	68.7%	39	4.4%	4	0.4%	48	5.4%
	公 営	365	100.0%	53	14.5%	261	71.5%	25	6.8%	1	0.3%	25	6.8%
	民 営	524	100.0%	134	25.6%	350	66.8%	14	2.7%	3	0.6%	23	4.4%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	31	24.4%	84	66.1%	7	5.5%	---	---	5	3.9%
	公 営	39	100.0%	10	25.6%	26	66.7%	3	7.7%	---	---	---	---
	民 営	88	100.0%	21	23.9%	58	65.9%	4	4.5%	---	---	5	5.7%
県庁所在市	計	99	100.0%	29	29.3%	59	59.6%	5	5.1%	1	1.0%	5	5.1%
	公 営	28	100.0%	5	17.9%	21	75.0%	---	---	---	---	2	7.1%
	民 営	71	100.0%	24	33.8%	38	53.5%	5	7.0%	1	1.4%	3	4.2%
中都市	計	147	100.0%	36	24.5%	104	70.7%	1	0.7%	---	---	6	4.1%
	公 営	51	100.0%	7	13.7%	40	78.4%	---	---	---	---	4	7.8%
	民 営	96	100.0%	29	30.2%	64	66.7%	1	1.0%	---	---	2	2.1%
小都市A	計	255	100.0%	51	20.0%	176	69.0%	10	3.9%	1	0.4%	17	6.7%
	公 営	100	100.0%	15	15.0%	71	71.0%	7	7.0%	---	---	7	7.0%
	民 営	155	100.0%	36	23.2%	105	67.7%	3	1.9%	1	0.6%	10	6.5%
小都市B	計	108	100.0%	16	14.8%	79	73.1%	8	7.4%	---	---	5	4.6%
	公 営	51	100.0%	5	9.8%	36	70.6%	7	13.7%	---	---	3	5.9%
	民 営	57	100.0%	11	19.3%	43	75.4%	1	1.8%	---	---	2	3.5%
町・村	計	153	100.0%	24	15.7%	109	71.2%	8	5.2%	2	1.3%	10	6.5%
	公 営	96	100.0%	11	11.5%	67	69.8%	8	8.3%	1	1.0%	9	9.4%
	民 営	57	100.0%	13	22.8%	42	73.7%	---	---	1	1.8%	1	1.8%

表NO.98 地域区別 問9-7 研修が十分に行われていない場合、その要因

		総数		補助金等の減額による研修費の削減		職員配置に支障を来すため		研修が必要ないため		研修の時間がとれないため		その他		未回答	
全国	計	39	100.0%	16	41.0%	25	64.1%	---	---	23	59.0%	8	20.5%	---	---
	公 営	25	100.0%	11	44.0%	16	64.0%	---	---	13	52.0%	4	16.0%	---	---
	民 営	14	100.0%	5	35.7%	9	64.3%	---	---	10	71.4%	4	28.6%	---	---
北海道・東北地区	計	4	100.0%	3	75.0%	4	100.0%	---	---	1	25.0%	1	25.0%	---	---
	公 営	3	100.0%	2	66.7%	3	100.0%	---	---	1	33.3%	1	33.3%	---	---
	民 営	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---
関東地区	計	5	100.0%	1	20.0%	5	100.0%	---	---	3	60.0%	1	20.0%	---	---
	公 営	4	100.0%	---	---	4	100.0%	---	---	2	50.0%	---	---	---	---
	民 営	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	---	---	1	100.0%	1	100.0%	---	---
東海地区	計	4	100.0%	---	---	2	50.0%	---	---	2	50.0%	1	25.0%	---	---
	公 営	2	100.0%	---	---	2	100.0%	---	---	1	50.0%	---	---	---	---
	民 営	2	100.0%	---	---	---	---	---	---	1	50.0%	1	50.0%	---	---
北信越地区	計	8	100.0%	4	50.0%	4	50.0%	---	---	6	75.0%	1	12.5%	---	---
	公 営	6	100.0%	3	50.0%	3	50.0%	---	---	4	66.7%	1	16.7%	---	---
	民 営	2	100.0%	1	50.0%	1	50.0%	---	---	2	100.0%	---	---	---	---
近畿地区	計	4	100.0%	---	---	2	50.0%	---	---	3	75.0%	1	25.0%	---	---
	公 営	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	民 営	4	100.0%	---	---	2	50.0%	---	---	3	75.0%	1	25.0%	---	---
中国・四国地区	計	8	100.0%	3	37.5%	5	62.5%	---	---	5	62.5%	1	12.5%	---	---
	公 営	5	100.0%	2	40.0%	2	40.0%	---	---	3	60.0%	1	20.0%	---	---
	民 営	3	100.0%	1	33.3%	3	100.0%	---	---	2	66.7%	---	---	---	---
九州地区	計	6	100.0%	5	83.3%	3	50.0%	---	---	3	50.0%	2	33.3%	---	---
	公 営	5	100.0%	4	80.0%	2	40.0%	---	---	2	40.0%	1	20.0%	---	---
	民 営	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	---	---	1	100.0%	1	100.0%	---	---

表NO.99 所在地区別 問9-7 研修が十分に行われていない場合、その要因

		総数		補助金等の減額による研修費の削減		職員配置に支障を来すため		研修が必要ないため		研修の時間がとれないため		その他		未回答	
総計	計	39	100.0%	16	41.0%	25	64.1%	---	---	23	59.0%	8	20.5%	---	---
	公営	25	100.0%	11	44.0%	16	64.0%	---	---	13	52.0%	4	16.0%	---	---
	民営	14	100.0%	5	35.7%	9	64.3%	---	---	10	71.4%	4	28.6%	---	---
都区部・指定都市	計	7	100.0%	---	---	3	42.9%	---	---	5	71.4%	1	14.3%	---	---
	公営	3	100.0%	---	---	2	66.7%	---	---	2	66.7%	---	---	---	---
	民営	4	100.0%	---	---	1	25.0%	---	---	3	75.0%	1	25.0%	---	---
県庁所在市	計	5	100.0%	2	40.0%	3	60.0%	---	---	5	100.0%	2	40.0%	---	---
	公営	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	民営	5	100.0%	2	40.0%	3	60.0%	---	---	5	100.0%	2	40.0%	---	---
中都市	計	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---
	公営	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
	民営	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	---	---	---	---	---	---	---	---
小都市A	計	10	100.0%	4	40.0%	8	80.0%	---	---	6	60.0%	2	20.0%	---	---
	公営	7	100.0%	3	42.9%	5	71.4%	---	---	5	71.4%	2	28.6%	---	---
	民営	3	100.0%	1	33.3%	3	100.0%	---	---	1	33.3%	---	---	---	---
小都市B	計	8	100.0%	6	75.0%	5	62.5%	---	---	5	62.5%	1	12.5%	---	---
	公営	7	100.0%	5	71.4%	4	57.1%	---	---	4	57.1%	---	---	---	---
	民営	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%	---	---	1	100.0%	1	100.0%	---	---
町・村	計	8	100.0%	3	37.5%	5	62.5%	---	---	2	25.0%	2	25.0%	---	---
	公営	8	100.0%	3	37.5%	5	62.5%	---	---	2	25.0%	2	25.0%	---	---
	民営	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

表NO.100 地域区別 問9-8 所長資格についてどのように考えているか

		総計		保育所長資格の国家資格化が必要		現状の諸資格で十分		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	286	32.2%	447	50.3%	69	7.8%	87	9.8%
	公営	365	100.0%	118	32.3%	176	48.2%	31	8.5%	40	11.0%
	民営	524	100.0%	168	32.1%	271	51.7%	38	7.3%	47	9.0%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	40	29.6%	72	53.3%	9	6.7%	14	10.4%
	公営	59	100.0%	22	37.3%	28	47.5%	4	6.8%	5	8.5%
	民営	76	100.0%	18	23.7%	44	57.9%	5	6.6%	9	11.8%
関東地区	計	184	100.0%	70	38.0%	81	44.0%	14	7.6%	19	10.3%
	公営	76	100.0%	32	42.1%	31	40.8%	5	6.6%	8	10.5%
	民営	108	100.0%	38	35.2%	50	46.3%	9	8.3%	11	10.2%
東海地区	計	103	100.0%	24	23.3%	62	60.2%	6	5.8%	11	10.7%
	公営	58	100.0%	10	17.2%	36	62.1%	4	6.9%	8	13.8%
	民営	45	100.0%	14	31.1%	26	57.8%	2	4.4%	3	6.7%
北信越地区	計	100	100.0%	36	36.0%	45	45.0%	9	9.0%	10	10.0%
	公営	60	100.0%	23	38.3%	26	43.3%	7	11.7%	4	6.7%
	民営	40	100.0%	13	32.5%	19	47.5%	2	5.0%	6	15.0%
近畿地区	計	100	100.0%	30	30.0%	53	53.0%	6	6.0%	11	11.0%
	公営	28	100.0%	7	25.0%	14	50.0%	2	7.1%	5	17.9%
	民営	72	100.0%	23	31.9%	39	54.2%	4	5.6%	6	8.3%
中国・四国地区	計	107	100.0%	38	35.5%	54	50.5%	4	3.7%	11	10.3%
	公営	49	100.0%	14	28.6%	27	55.1%	3	6.1%	5	10.2%
	民営	58	100.0%	24	41.4%	27	46.6%	1	1.7%	6	10.3%
九州地区	計	160	100.0%	48	30.0%	80	50.0%	21	13.1%	11	6.9%
	公営	35	100.0%	10	28.6%	14	40.0%	6	17.1%	5	14.3%
	民営	125	100.0%	38	30.4%	66	52.8%	15	12.0%	6	4.8%

表NO.101 所在地別 問9-8 所長資格についてどのように考えているか

		総計		保育所長資格の 国家資格化が必要		現状の諸資格で十分		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	286	32.2%	447	50.3%	69	7.8%	87	9.8%
	公営	365	100.0%	118	32.3%	176	48.2%	31	8.5%	40	11.0%
	民営	524	100.0%	168	32.1%	271	51.7%	38	7.3%	47	9.0%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	43	33.9%	61	48.0%	12	9.4%	11	8.7%
	公営	39	100.0%	16	41.0%	16	41.0%	4	10.3%	3	7.7%
	民営	88	100.0%	27	30.7%	45	51.1%	8	9.1%	8	9.1%
県庁所在市	計	99	100.0%	32	32.3%	50	50.5%	7	7.1%	10	10.1%
	公営	28	100.0%	9	32.1%	13	46.4%	4	14.3%	2	7.1%
	民営	71	100.0%	23	32.4%	37	52.1%	3	4.2%	8	11.3%
中都市	計	147	100.0%	35	23.8%	85	57.8%	13	8.8%	14	9.5%
	公営	51	100.0%	8	15.7%	30	58.8%	7	13.7%	6	11.8%
	民営	96	100.0%	27	28.1%	55	57.3%	6	6.3%	8	8.3%
小都市A	計	255	100.0%	96	37.6%	117	45.9%	15	5.9%	27	10.6%
	公営	100	100.0%	41	41.0%	40	40.0%	6	6.0%	13	13.0%
	民営	155	100.0%	55	35.5%	77	49.7%	9	5.8%	14	9.0%
小都市B	計	108	100.0%	38	35.2%	47	43.5%	11	10.2%	12	11.1%
	公営	51	100.0%	17	33.3%	22	43.1%	5	9.8%	7	13.7%
	民営	57	100.0%	21	36.8%	25	43.9%	6	10.5%	5	8.8%
町・村	計	153	100.0%	42	27.5%	87	56.9%	11	7.2%	13	8.5%
	公営	96	100.0%	27	28.1%	55	57.3%	5	5.2%	9	9.4%
	民営	57	100.0%	15	26.3%	32	56.1%	6	10.5%	4	7.0%

表NO.102 地域区分別 問9-9 小学校との連携で、保育所ではどのような取組みを行っているか

		総計		園児と小学生の 交流		犯罪情報や 不審者情報 などの交換		小学校と保育所 との共通指導 項目の作成		感染症情報の 交換		職員交流		卒園児童の 問題についての 検討		小学校との 協同研修		行われていない		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	597	67.2%	256	28.8%	36	4.0%	96	10.8%	154	17.3%	401	45.1%	93	10.5%	81	9.1%	107	12.0%	31	3.5%
	公営	365	100.0%	261	71.5%	120	32.9%	13	3.6%	55	15.1%	81	22.2%	189	51.8%	52	14.2%	17	4.7%	50	13.7%	12	3.3%
	民営	524	100.0%	336	64.1%	136	26.0%	23	4.4%	41	7.8%	73	13.9%	212	40.5%	41	7.8%	64	12.2%	57	10.9%	19	3.6%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	82	60.7%	33	24.4%	6	4.4%	15	11.1%	14	10.4%	48	35.6%	10	7.4%	11	8.1%	19	14.1%	7	5.2%
	公営	59	100.0%	32	54.2%	12	20.3%	3	5.1%	9	15.3%	5	8.5%	24	40.7%	4	6.8%	6	10.2%	11	18.6%	4	6.8%
	民営	76	100.0%	50	65.8%	21	27.6%	3	3.9%	6	7.9%	9	11.8%	24	31.6%	6	7.9%	5	6.6%	8	10.5%	3	3.9%
関東地区	計	184	100.0%	123	66.8%	53	28.8%	4	2.2%	14	7.6%	42	22.8%	61	33.2%	25	13.6%	20	10.9%	22	12.0%	5	2.7%
	公営	76	100.0%	56	73.7%	25	32.9%	—	—	3	3.9%	24	31.6%	30	39.5%	11	14.5%	4	5.3%	7	9.2%	1	1.3%
	民営	108	100.0%	67	62.0%	28	25.9%	4	3.7%	11	10.2%	18	16.7%	31	28.7%	14	13.0%	16	14.8%	15	13.9%	4	3.7%
東海地区	計	103	100.0%	68	66.0%	41	39.8%	—	—	14	13.6%	12	11.7%	64	62.1%	6	5.8%	7	6.8%	15	14.6%	4	3.9%
	公営	58	100.0%	42	72.4%	27	46.6%	—	—	11	19.0%	9	15.5%	36	62.1%	4	6.9%	1	1.7%	9	15.5%	3	5.2%
	民営	45	100.0%	26	57.8%	14	31.1%	—	—	3	6.7%	3	6.7%	28	62.2%	2	4.4%	6	13.3%	6	13.3%	1	2.2%
北信越地区	計	100	100.0%	83	83.0%	27	27.0%	2	2.0%	18	18.0%	24	24.0%	63	63.0%	7	7.0%	2	2.0%	9	9.0%	3	3.0%
	公営	60	100.0%	51	85.0%	20	33.3%	—	—	14	23.3%	19	31.7%	42	70.0%	6	10.0%	—	—	8	13.3%	1	1.7%
	民営	40	100.0%	32	80.0%	7	17.5%	2	5.0%	4	10.0%	5	12.5%	21	52.5%	1	2.5%	2	5.0%	1	2.5%	2	5.0%
近畿地区	計	100	100.0%	61	61.0%	26	26.0%	2	2.0%	10	10.0%	17	17.0%	42	42.0%	6	6.0%	13	13.0%	9	9.0%	6	6.0%
	公営	28	100.0%	19	67.9%	9	32.1%	1	3.6%	5	17.9%	8	28.6%	15	53.6%	5	17.9%	—	—	3	10.7%	2	7.1%
	民営	72	100.0%	42	58.3%	17	23.6%	1	1.4%	5	6.9%	9	12.5%	27	37.5%	1	1.4%	13	18.1%	6	8.3%	4	5.6%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	76	71.0%	36	33.6%	9	8.4%	16	15.0%	14	13.1%	55	51.4%	16	15.0%	7	6.5%	15	14.0%	3	2.8%
	公営	49	100.0%	38	77.6%	15	30.6%	4	8.2%	11	22.4%	7	14.3%	26	53.1%	12	24.5%	4	8.2%	7	14.3%	—	—
	民営	58	100.0%	38	65.5%	21	36.2%	5	8.6%	5	8.6%	7	12.1%	29	50.0%	4	6.9%	3	5.2%	8	13.8%	3	5.2%
九州地区	計	160	100.0%	104	65.0%	40	25.0%	13	8.1%	9	5.6%	31	19.4%	68	42.5%	23	14.4%	21	13.1%	18	11.3%	3	1.9%
	公営	35	100.0%	23	65.7%	12	34.3%	5	14.3%	2	5.7%	9	25.7%	16	45.7%	10	28.6%	2	5.7%	5	14.3%	1	2.9%
	民営	125	100.0%	81	64.8%	28	22.4%	8	6.4%	7	5.6%	22	17.6%	52	41.6%	13	10.4%	19	15.2%	13	10.4%	2	1.6%

表NO.103 所在地別 問9-9 小学校との連携で、保育所ではどのような取組みを行っているか

	計	総計		園児と小学生の交流		犯罪情報や不審者情報などの交換		小学校と保育所との共通指導項目の作成		感染症情報の交換		職員交流		卒園児童の問題についての検討		小学校との協同研修		行われていない		その他		未回答	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
総計	計	889	100.0%	597	67.2%	256	28.8%	36	4.0%	96	10.8%	154	17.3%	401	45.1%	93	10.5%	81	9.1%	107	12.0%	31	3.5%
	公営	365	100.0%	261	71.5%	120	32.9%	13	3.6%	55	15.1%	81	22.2%	189	51.8%	52	14.2%	17	4.7%	50	13.7%	12	3.3%
	民営	524	100.0%	336	64.1%	136	26.0%	23	4.4%	41	7.8%	73	13.9%	212	40.5%	41	7.8%	64	12.2%	57	10.9%	19	3.6%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	85	66.9%	38	29.9%	3	2.4%	10	7.9%	20	15.7%	48	37.8%	9	7.1%	10	7.9%	16	12.6%	6	4.7%
	公営	39	100.0%	29	74.4%	10	25.6%	---	---	3	7.7%	10	25.6%	17	43.6%	4	10.3%	1	2.6%	8	20.5%	1	2.6%
	民営	88	100.0%	56	63.6%	28	31.8%	3	3.4%	7	8.0%	10	11.4%	31	35.2%	5	5.7%	9	10.2%	8	9.1%	5	5.7%
県庁所在市	計	99	100.0%	67	67.7%	25	25.3%	8	8.1%	6	6.1%	17	17.2%	38	38.4%	13	13.1%	12	12.1%	15	15.2%	7	7.1%
	公営	28	100.0%	20	71.4%	9	32.1%	1	3.6%	4	14.3%	7	25.0%	15	53.6%	7	25.0%	2	7.1%	5	17.9%	1	3.6%
	民営	71	100.0%	47	66.2%	16	22.5%	7	9.9%	2	2.8%	10	14.1%	23	32.4%	6	8.5%	10	14.1%	10	14.1%	6	8.5%
中都市	計	147	100.0%	98	66.7%	49	33.3%	---	---	14	9.5%	25	17.0%	62	42.2%	12	8.2%	13	8.8%	14	9.5%	5	3.4%
	公営	51	100.0%	42	82.4%	25	49.0%	---	---	6	11.8%	12	23.5%	26	51.0%	8	15.7%	---	---	6	11.8%	2	3.9%
	民営	96	100.0%	56	58.3%	24	25.0%	---	---	8	8.3%	13	13.5%	36	37.5%	4	4.2%	13	13.5%	8	8.3%	3	3.1%
小都市A	計	255	100.0%	166	65.1%	76	29.8%	11	4.3%	27	10.6%	37	14.5%	136	53.3%	27	10.6%	24	9.4%	33	12.9%	5	2.0%
	公営	100	100.0%	68	68.0%	33	33.0%	2	2.0%	11	11.0%	19	19.0%	60	60.0%	9	9.0%	7	7.0%	14	14.0%	2	2.0%
	民営	155	100.0%	98	63.2%	43	27.7%	9	5.8%	16	10.3%	18	11.6%	76	49.0%	18	11.6%	17	11.0%	19	12.3%	3	1.9%
小都市B	計	108	100.0%	73	67.6%	30	27.8%	4	3.7%	19	17.6%	21	19.4%	51	47.2%	11	10.2%	7	6.5%	10	9.3%	4	3.7%
	公営	51	100.0%	34	66.7%	18	35.3%	2	3.9%	14	27.5%	10	19.6%	27	52.9%	9	17.6%	1	2.0%	4	7.8%	2	3.9%
	民営	57	100.0%	39	68.4%	12	21.1%	2	3.5%	5	8.8%	11	19.3%	24	42.1%	2	3.5%	6	10.5%	6	10.5%	2	3.5%
町・村	計	153	100.0%	108	70.6%	38	24.8%	10	6.5%	20	13.1%	34	22.2%	66	43.1%	21	13.7%	15	9.8%	19	12.4%	4	2.6%
	公営	96	100.0%	68	70.8%	25	26.0%	8	8.3%	17	17.7%	23	24.0%	44	45.8%	15	15.6%	6	6.3%	13	13.5%	4	4.2%
	民営	57	100.0%	40	70.2%	13	22.8%	2	3.5%	3	5.3%	11	19.3%	22	38.6%	6	10.5%	9	15.8%	6	10.5%	---	---

表NO.104-1 地域区別 問9-10 保育所が現在連携を図っている関係機関①

	計	総計		児童相談所		福祉事務所		保健センター		療育センター		小学校		児童委員		つどいの広場		児童館		家庭的保育(保育ママ)	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
全国	計	889	100.0%	415	46.7%	442	49.7%	534	60.1%	349	39.3%	527	59.3%	327	36.8%	37	4.2%	136	15.3%	17	1.9%
	公営	365	100.0%	188	51.5%	168	46.0%	258	70.7%	153	41.9%	250	68.5%	168	46.0%	15	4.1%	65	17.8%	10	2.7%
	民営	524	100.0%	227	43.3%	274	52.3%	276	52.7%	196	37.4%	277	52.9%	159	30.3%	22	4.2%	71	13.5%	7	1.3%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	64	47.4%	71	52.6%	80	59.3%	49	36.3%	77	57.0%	41	30.4%	4	3.0%	28	20.7%	4	3.0%
	公営	59	100.0%	29	49.2%	27	45.8%	43	72.9%	23	39.0%	35	59.3%	24	40.7%	3	5.1%	11	18.6%	2	3.4%
	民営	76	100.0%	35	46.1%	44	57.9%	37	48.7%	26	34.2%	42	55.3%	17	22.4%	1	1.3%	17	22.4%	2	2.6%
関東地区	計	184	100.0%	103	56.0%	78	42.4%	119	64.7%	74	40.2%	98	53.3%	57	31.0%	8	4.3%	37	20.1%	9	4.9%
	公営	76	100.0%	45	59.2%	34	44.7%	56	73.7%	35	46.1%	47	61.8%	29	38.2%	3	3.9%	21	27.6%	6	7.9%
	民営	108	100.0%	58	53.7%	44	40.7%	63	58.3%	39	36.1%	51	47.2%	28	25.9%	5	4.6%	16	14.8%	3	2.8%
東海地区	計	103	100.0%	61	59.2%	61	59.2%	65	63.1%	41	39.8%	69	67.0%	49	47.6%	4	3.9%	16	15.5%	1	1.0%
	公営	58	100.0%	37	63.8%	29	50.0%	37	63.8%	25	43.1%	46	79.3%	30	51.7%	3	5.2%	12	20.7%	1	1.7%
	民営	45	100.0%	24	53.3%	32	71.1%	28	62.2%	16	35.6%	23	51.1%	19	42.2%	1	2.2%	4	8.9%	---	---
北信越地区	計	100	100.0%	41	41.0%	31	31.0%	76	76.0%	41	41.0%	75	75.0%	41	41.0%	5	5.0%	20	20.0%	1	1.0%
	公営	60	100.0%	28	46.7%	19	31.7%	47	78.3%	25	41.7%	50	83.3%	32	53.3%	3	5.0%	11	18.3%	1	1.7%
	民営	40	100.0%	13	32.5%	12	30.0%	29	72.5%	16	40.0%	25	62.5%	9	22.5%	2	5.0%	9	22.5%	---	---
近畿地区	計	100	100.0%	45	45.0%	60	60.0%	65	65.0%	29	29.0%	47	47.0%	38	38.0%	10	10.0%	13	13.0%	1	1.0%
	公営	28	100.0%	14	50.0%	13	46.4%	20	71.4%	9	32.1%	17	60.7%	11	39.3%	2	7.1%	1	3.6%	---	---
	民営	72	100.0%	31	43.1%	47	65.3%	45	62.5%	20	27.8%	30	41.7%	27	37.5%	8	11.1%	12	16.7%	1	1.4%
中国・四国地区	計	107	100.0%	52	48.6%	56	52.3%	57	53.3%	49	45.8%	66	61.7%	45	42.1%	1	0.9%	13	12.1%	---	---
	公営	49	100.0%	24	49.0%	26	53.1%	30	61.2%	21	42.9%	32	65.3%	23	46.9%	1	2.0%	7	14.3%	---	---
	民営	58	100.0%	28	48.3%	30	51.7%	27	46.6%	28	48.3%	34	58.6%	22	37.9%	---	---	6	10.3%	---	---
九州地区	計	160	100.0%	49	30.6%	85	53.1%	72	45.0%	66	41.3%	95	59.4%	56	35.0%	5	3.1%	9	5.6%	1	0.6%
	公営	35	100.0%	11	31.4%	20	57.1%	25	71.4%	15	42.9%	23	65.7%	19	54.3%	---	---	2	5.7%	---	---
	民営	125	100.0%	38	30.4%	65	52.0%	47	37.6%	51	40.8%	72	57.6%	37	29.6%	5	4.0%	7	5.6%	1	0.8%

表NO.104-2 地域区別 問9-10 保育所が現在連携を図っている関係機関②

		総計		ベビーシッター 事業		ファミリーサポート センター事業		関連NPO法人		学童クラブ		地域子育て 支援センター		関係機関との連携 は図っていない		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	3	0.3%	161	18.1%	29	3.3%	124	13.9%	315	35.4%	21	2.4%	70	7.9%	32	3.6%
	公営	365	100.0%	1	0.3%	94	25.8%	8	2.2%	38	10.4%	170	46.6%	3	0.8%	27	7.4%	14	3.8%
	民営	524	100.0%	2	0.4%	67	12.8%	21	4.0%	86	16.4%	145	27.7%	18	3.4%	43	8.2%	18	3.4%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	---	---	24	17.8%	1	0.7%	19	14.1%	54	40.0%	2	1.5%	12	8.9%	5	3.7%
	公営	59	100.0%	---	---	14	23.7%	---	---	7	11.9%	32	54.2%	---	---	3	5.1%	3	5.1%
	民営	76	100.0%	---	---	10	13.2%	1	1.3%	12	15.8%	22	28.9%	2	2.6%	9	11.8%	2	2.6%
関東地区	計	184	100.0%	1	0.5%	48	26.1%	9	4.9%	32	17.4%	81	44.0%	4	2.2%	21	11.4%	6	3.3%
	公営	76	100.0%	1	1.3%	28	36.8%	1	1.3%	11	14.5%	41	53.9%	1	1.3%	12	15.8%	2	2.6%
	民営	108	100.0%	---	---	20	18.5%	8	7.4%	21	19.4%	40	37.0%	3	2.8%	9	8.3%	4	3.7%
東海地区	計	103	100.0%	---	---	22	21.4%	3	2.9%	10	9.7%	39	37.9%	1	1.0%	4	3.9%	2	1.9%
	公営	58	100.0%	---	---	15	25.9%	3	5.2%	3	5.2%	27	46.6%	---	---	3	5.2%	2	3.4%
	民営	45	100.0%	---	---	7	15.6%	---	---	7	15.6%	12	26.7%	1	2.2%	1	2.2%	---	---
北信越地区	計	100	100.0%	1	1.0%	15	15.0%	3	3.0%	14	14.0%	35	35.0%	1	1.0%	4	4.0%	4	4.0%
	公営	60	100.0%	---	---	12	20.0%	1	1.7%	8	13.3%	25	41.7%	---	---	---	---	1	1.7%
	民営	40	100.0%	1	2.5%	3	7.5%	2	5.0%	6	15.0%	10	25.0%	1	2.5%	4	10.0%	3	7.5%
近畿地区	計	100	100.0%	1	1.0%	17	17.0%	6	6.0%	10	10.0%	33	33.0%	3	3.0%	7	7.0%	7	7.0%
	公営	28	100.0%	---	---	8	28.6%	3	10.7%	2	7.1%	11	39.3%	---	---	2	7.1%	4	14.3%
	民営	72	100.0%	1	1.4%	9	12.5%	3	4.2%	8	11.1%	22	30.6%	3	4.2%	5	6.9%	3	4.2%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	---	---	24	22.4%	4	3.7%	15	14.0%	35	32.7%	1	0.9%	10	9.3%	5	4.7%
	公営	49	100.0%	---	---	12	24.5%	---	---	5	10.2%	23	46.9%	---	---	6	12.2%	2	4.1%
	民営	58	100.0%	---	---	12	20.7%	4	6.9%	10	17.2%	12	20.7%	1	1.7%	4	6.9%	3	5.2%
九州地区	計	160	100.0%	---	---	11	6.9%	3	1.9%	24	15.0%	38	23.8%	9	5.6%	12	7.5%	3	1.9%
	公営	35	100.0%	---	---	5	14.3%	---	---	2	5.7%	11	31.4%	2	5.7%	1	2.9%	---	---
	民営	125	100.0%	---	---	6	4.8%	3	2.4%	22	17.6%	27	21.6%	7	5.6%	11	8.8%	3	2.4%

表NO.105-1 所在地区別 問9-10 保育所が現在連携を図っている関係機関①

		総計		児童相談所		福祉事務所		保健センター		療育センター		小学校		児童委員		つどいの広場		児童館		家庭的保育 (保育ママ)	
総計	計	889	100.0%	415	46.7%	442	49.7%	534	60.1%	349	39.3%	527	59.3%	327	36.8%	37	4.2%	136	15.3%	17	1.9%
	公営	365	100.0%	188	51.5%	168	46.0%	258	70.7%	153	41.9%	250	68.5%	168	46.0%	15	4.1%	65	17.8%	10	2.7%
	民営	524	100.0%	227	43.3%	274	52.3%	276	52.7%	196	37.4%	277	52.9%	159	30.3%	22	4.2%	71	13.5%	7	1.3%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	74	58.3%	79	62.2%	78	61.4%	65	51.2%	74	58.3%	47	37.0%	6	4.7%	36	28.3%	8	6.3%
	公営	39	100.0%	25	64.1%	20	51.3%	24	61.5%	21	53.8%	30	76.9%	19	48.7%	1	2.6%	16	41.0%	6	15.4%
	民営	88	100.0%	49	55.7%	59	67.0%	54	61.4%	44	50.0%	44	50.0%	28	31.8%	5	5.7%	20	22.7%	2	2.3%
県庁所在市	計	99	100.0%	53	53.5%	38	38.4%	60	60.6%	49	49.5%	60	60.6%	37	37.4%	4	4.0%	10	10.1%	2	2.0%
	公営	28	100.0%	18	64.3%	12	42.9%	22	78.6%	18	64.3%	22	78.6%	19	67.9%	1	3.6%	3	10.7%	1	3.6%
	民営	71	100.0%	35	49.3%	26	36.6%	38	53.5%	31	43.7%	38	53.5%	18	25.4%	3	4.2%	7	9.9%	1	1.4%
中都市	計	147	100.0%	74	50.3%	56	38.1%	74	50.3%	52	35.4%	85	57.8%	58	39.5%	7	4.8%	20	13.6%	1	0.7%
	公営	51	100.0%	30	58.8%	21	41.2%	39	76.5%	27	52.9%	39	76.5%	33	64.7%	2	3.9%	10	19.6%	1	2.0%
	民営	96	100.0%	44	45.8%	35	36.5%	35	36.5%	25	26.0%	46	47.9%	25	26.0%	5	5.2%	10	10.4%	---	---
小都市A	計	255	100.0%	118	46.3%	150	58.8%	160	62.7%	96	37.6%	146	57.3%	90	35.3%	11	4.3%	40	15.7%	5	2.0%
	公営	100	100.0%	52	52.0%	56	56.0%	71	71.0%	36	36.0%	61	61.0%	39	39.0%	5	5.0%	19	19.0%	1	1.0%
	民営	155	100.0%	66	42.6%	94	60.6%	89	57.4%	60	38.7%	85	54.8%	51	32.9%	6	3.9%	21	13.5%	4	2.6%
小都市B	計	108	100.0%	33	30.6%	72	66.7%	69	63.9%	35	32.4%	64	59.3%	40	37.0%	3	2.8%	11	10.2%	---	---
	公営	51	100.0%	18	35.3%	32	62.7%	37	72.5%	16	31.4%	36	70.6%	23	45.1%	2	3.9%	4	7.8%	---	---
	民営	57	100.0%	15	26.3%	40	70.2%	32	56.1%	19	33.3%	28	49.1%	17	29.8%	1	1.8%	7	12.3%	---	---
町・村	計	153	100.0%	63	41.2%	47	30.7%	93	60.8%	52	34.0%	98	64.1%	55	35.9%	6	3.9%	19	12.4%	1	0.7%
	公営	96	100.0%	45	46.9%	27	28.1%	65	67.7%	35	36.5%	62	64.6%	35	36.5%	4	4.2%	13	13.5%	1	1.0%
	民営	57	100.0%	18	31.6%	20	35.1%	28	49.1%	17	29.8%	36	63.2%	20	35.1%	2	3.5%	6	10.5%	---	---

表NO.105-2 所在地区別 問9-10 保育所が現在連携を図っている関係機関②

		総計		ベビーシッター 事業		ファミリーサポート センター事業		関連NPO法人		学童クラブ		地域子育て 支援センター		関係機関との連携 は図っていない		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	3	0.3%	161	18.1%	29	3.3%	124	13.9%	315	35.4%	21	2.4%	70	7.9%	32	3.6%
	公営	365	100.0%	1	0.3%	94	25.8%	8	2.2%	38	10.4%	170	46.6%	3	0.8%	27	7.4%	14	3.8%
	民営	524	100.0%	2	0.4%	67	12.8%	21	4.0%	86	16.4%	145	27.7%	18	3.4%	43	8.2%	18	3.4%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	1	0.8%	17	13.4%	1	0.8%	18	14.2%	50	39.4%	2	1.6%	9	7.1%	4	3.1%
	公営	39	100.0%	---	---	11	28.2%	---	---	6	15.4%	24	61.5%	---	---	6	15.4%	1	2.6%
	民営	88	100.0%	1	1.1%	6	6.8%	1	1.1%	12	13.6%	26	29.5%	2	2.3%	3	3.4%	3	3.4%
県庁所在市	計	99	100.0%	1	1.0%	17	17.2%	5	5.1%	13	13.1%	29	29.3%	1	1.0%	11	11.1%	4	4.0%
	公営	28	100.0%	---	---	9	32.1%	3	10.7%	4	14.3%	12	42.9%	---	---	4	14.3%	1	3.6%
	民営	71	100.0%	1	1.4%	8	11.3%	2	2.8%	9	12.7%	17	23.9%	1	1.4%	7	9.9%	3	4.2%
中都市	計	147	100.0%	1	0.7%	36	24.5%	9	6.1%	21	14.3%	49	33.3%	9	6.1%	11	7.5%	4	2.7%
	公営	51	100.0%	1	2.0%	22	43.1%	2	3.9%	7	13.7%	25	49.0%	---	---	4	7.8%	2	3.9%
	民営	96	100.0%	---	---	14	14.6%	7	7.3%	14	14.6%	24	25.0%	9	9.4%	7	7.3%	2	2.1%
小都市A	計	255	100.0%	---	---	63	24.7%	12	4.7%	40	15.7%	97	38.0%	6	2.4%	18	7.1%	8	3.1%
	公営	100	100.0%	---	---	32	32.0%	2	2.0%	9	9.0%	49	49.0%	1	1.0%	6	6.0%	3	3.0%
	民営	155	100.0%	---	---	31	20.0%	10	6.5%	31	20.0%	48	31.0%	5	3.2%	12	7.7%	5	3.2%
小都市B	計	108	100.0%	---	---	13	12.0%	1	0.9%	14	13.0%	29	26.9%	1	0.9%	9	8.3%	6	5.6%
	公営	51	100.0%	---	---	10	19.6%	---	---	5	9.8%	18	35.3%	---	---	3	5.9%	2	3.9%
	民営	57	100.0%	---	---	3	5.3%	1	1.8%	9	15.8%	11	19.3%	1	1.8%	6	10.5%	4	7.0%
町・村	計	153	100.0%	---	---	15	9.8%	1	0.7%	18	11.8%	61	39.9%	2	1.3%	12	7.8%	6	3.9%
	公営	96	100.0%	---	---	10	10.4%	1	1.0%	7	7.3%	42	43.8%	2	2.1%	4	4.2%	5	5.2%
	民営	57	100.0%	---	---	5	8.8%	---	---	11	19.3%	19	33.3%	---	---	8	14.0%	1	1.8%

表NO.106-1 地域区分別 問9-11 現在連携を図って行きたいと考えている関係機関①

		総計		児童相談所		福祉事務所		保健センター		療養センター		小学校		児童委員		つどいの広場		児童館	
全国	計	889	100.0%	354	39.8%	281	31.6%	370	41.6%	307	34.5%	428	48.1%	240	27.0%	39	4.4%	96	10.8%
	公営	365	100.0%	127	34.8%	100	27.4%	149	40.8%	129	35.3%	161	44.1%	110	30.1%	18	4.9%	40	11.0%
	民営	524	100.0%	227	43.3%	181	34.5%	221	42.2%	178	34.0%	267	51.0%	130	24.8%	21	4.0%	56	10.7%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	58	43.0%	42	31.1%	55	40.7%	42	31.1%	68	50.4%	32	23.7%	4	3.0%	17	12.6%
	公営	59	100.0%	22	37.3%	18	30.5%	28	47.5%	18	30.5%	25	42.4%	18	30.5%	3	5.1%	8	13.6%
	民営	76	100.0%	36	47.4%	24	31.6%	27	35.5%	24	31.6%	43	56.6%	14	18.4%	1	1.3%	9	11.8%
関東地区	計	184	100.0%	81	44.0%	42	22.8%	74	40.2%	56	30.4%	89	48.4%	49	26.6%	12	6.5%	19	10.3%
	公営	76	100.0%	27	35.5%	16	21.1%	32	42.1%	25	32.9%	37	48.7%	25	32.9%	6	7.9%	8	10.5%
	民営	108	100.0%	54	50.0%	26	24.1%	42	38.9%	31	28.7%	52	48.1%	24	22.2%	6	5.6%	11	10.2%
東海地区	計	103	100.0%	42	40.8%	37	35.9%	42	40.8%	37	35.9%	43	41.7%	34	33.0%	3	2.9%	12	11.7%
	公営	58	100.0%	23	39.7%	20	34.5%	20	34.5%	16	27.6%	26	44.8%	22	37.9%	1	1.7%	9	15.5%
	民営	45	100.0%	19	42.2%	17	37.8%	22	48.9%	21	46.7%	17	37.8%	12	26.7%	2	4.4%	3	6.7%
北信越地区	計	100	100.0%	36	36.0%	24	24.0%	53	53.0%	36	36.0%	50	50.0%	24	24.0%	7	7.0%	14	14.0%
	公営	60	100.0%	21	35.0%	11	18.3%	32	53.3%	24	40.0%	31	51.7%	17	28.3%	4	6.7%	8	13.3%
	民営	40	100.0%	15	37.5%	13	32.5%	21	52.5%	12	30.0%	19	47.5%	7	17.5%	3	7.5%	6	15.0%
近畿地区	計	100	100.0%	33	33.0%	36	36.0%	43	43.0%	32	32.0%	49	49.0%	27	27.0%	5	5.0%	13	13.0%
	公営	28	100.0%	8	28.6%	7	25.0%	9	32.1%	10	35.7%	12	42.9%	8	28.6%	1	3.6%	1	3.6%
	民営	72	100.0%	25	34.7%	29	40.3%	34	47.2%	22	30.6%	37	51.4%	19	26.4%	4	5.6%	12	16.7%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	43	40.2%	34	31.8%	39	36.4%	39	36.4%	47	43.9%	26	24.3%	5	4.7%	9	8.4%
	公営	49	100.0%	16	32.7%	16	32.7%	13	26.5%	18	36.7%	17	34.7%	11	22.4%	3	6.1%	4	8.2%
	民営	58	100.0%	27	46.6%	18	31.0%	26	44.8%	21	36.2%	30	51.7%	15	25.9%	2	3.4%	5	8.6%
九州地区	計	160	100.0%	61	38.1%	66	41.3%	64	40.0%	65	40.6%	82	51.3%	48	30.0%	3	1.9%	12	7.5%
	公営	35	100.0%	10	28.6%	12	34.3%	15	42.9%	18	51.4%	13	37.1%	9	25.7%	---	---	2	5.7%
	民営	125	100.0%	51	40.8%	54	43.2%	49	39.2%	47	37.6%	69	55.2%	39	31.2%	3	2.4%	10	8.0%

表NO.106-2 地域区別 問9-11 現在連携を図って行きたいと考えている関係機関②

		総計		家庭的保育 (保育ママ)		ベビースITTER 事業		ファミリーサポート センター事業		関連NPO法人		学童クラブ		地域子育て 支援センター		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	66	7.4%	29	3.3%	167	18.8%	43	4.8%	123	13.8%	200	22.5%	28	3.1%	178	20.0%
	公営	365	100.0%	21	5.8%	9	2.5%	71	19.5%	13	3.6%	42	11.5%	84	23.0%	9	2.5%	100	27.4%
	民営	524	100.0%	45	8.6%	20	3.8%	96	18.3%	30	5.7%	81	15.5%	116	22.1%	19	3.6%	78	14.9%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	15	11.1%	5	3.7%	26	19.3%	4	3.0%	21	15.6%	38	28.1%	8	5.9%	23	17.0%
	公営	59	100.0%	6	10.2%	1	1.7%	11	18.6%	2	3.4%	10	16.9%	18	30.5%	3	5.1%	15	25.4%
	民営	76	100.0%	9	11.8%	4	5.3%	15	19.7%	2	2.6%	11	14.5%	20	26.3%	5	6.6%	8	10.5%
関東地区	計	184	100.0%	20	10.9%	9	4.9%	40	21.7%	16	8.7%	23	12.5%	40	21.7%	6	3.3%	36	19.6%
	公営	76	100.0%	9	11.8%	3	3.9%	19	25.0%	2	2.6%	9	11.8%	19	25.0%	3	3.9%	19	25.0%
	民営	108	100.0%	11	10.2%	6	5.6%	21	19.4%	14	13.0%	14	13.0%	21	19.4%	3	2.8%	17	15.7%
東海地区	計	103	100.0%	3	2.9%	2	1.9%	22	21.4%	3	2.9%	10	9.7%	24	23.3%	4	3.9%	21	20.4%
	公営	58	100.0%	—	—	—	—	11	19.0%	2	3.4%	5	8.6%	15	25.9%	2	3.4%	17	29.3%
	民営	45	100.0%	3	6.7%	2	4.4%	11	24.4%	1	2.2%	5	11.1%	9	20.0%	2	4.4%	4	8.9%
北信越地区	計	100	100.0%	5	5.0%	4	4.0%	20	20.0%	4	4.0%	13	13.0%	23	23.0%	1	1.0%	24	24.0%
	公営	60	100.0%	2	3.3%	3	5.0%	15	25.0%	3	5.0%	4	6.7%	16	26.7%	—	—	14	23.3%
	民営	40	100.0%	3	7.5%	1	2.5%	5	12.5%	1	2.5%	9	22.5%	7	17.5%	1	2.5%	10	25.0%
近畿地区	計	100	100.0%	7	7.0%	4	4.0%	22	22.0%	4	4.0%	15	15.0%	26	26.0%	2	2.0%	23	23.0%
	公営	28	100.0%	—	—	1	3.6%	6	21.4%	2	7.1%	3	10.7%	6	21.4%	—	—	11	39.3%
	民営	72	100.0%	7	9.7%	3	4.2%	16	22.2%	2	2.8%	12	16.7%	20	27.8%	2	2.8%	12	16.7%
中国・四国地区	計	107	100.0%	4	3.7%	1	0.9%	17	15.9%	4	3.7%	16	15.0%	22	20.6%	2	1.9%	26	24.3%
	公営	49	100.0%	1	2.0%	1	2.0%	7	14.3%	1	2.0%	8	16.3%	8	16.3%	1	2.0%	16	32.7%
	民営	58	100.0%	3	5.2%	—	—	10	17.2%	3	5.2%	8	13.8%	14	24.1%	1	1.7%	10	17.2%
九州地区	計	160	100.0%	12	7.5%	4	2.5%	20	12.5%	8	5.0%	25	15.6%	27	16.9%	5	3.1%	25	15.6%
	公営	35	100.0%	3	8.6%	—	—	2	5.7%	1	2.9%	3	8.6%	2	5.7%	—	—	8	22.9%
	民営	125	100.0%	9	7.2%	4	3.2%	18	14.4%	7	5.6%	22	17.6%	25	20.0%	5	4.0%	17	13.6%

表NO.107-1 所在地区別 問9-11 現在連携を図って行きたいと考えている関係機関①

		総計		児童相談所		福祉事務所		保健センター		療養センター		小学校		児童委員		つどいの広場		児童館	
総計	計	889	100.0%	354	39.8%	281	31.6%	370	41.6%	307	34.5%	428	48.1%	240	27.0%	39	4.4%	96	10.8%
	公営	365	100.0%	127	34.8%	100	27.4%	149	40.8%	129	35.3%	161	44.1%	110	30.1%	18	4.9%	40	11.0%
	民営	524	100.0%	227	43.3%	181	34.5%	221	42.2%	178	34.0%	267	51.0%	130	24.8%	21	4.0%	56	10.7%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	56	44.1%	45	35.4%	54	42.5%	46	36.2%	65	51.2%	43	33.9%	9	7.1%	21	16.5%
	公営	39	100.0%	13	33.3%	12	30.8%	16	41.0%	14	35.9%	19	48.7%	17	43.6%	4	10.3%	8	20.5%
	民営	88	100.0%	43	48.9%	33	37.5%	38	43.2%	32	36.4%	46	52.3%	26	29.5%	5	5.7%	13	14.8%
県庁所在市	計	99	100.0%	45	45.5%	31	31.3%	50	50.5%	33	33.3%	50	50.5%	23	23.2%	1	1.0%	8	8.1%
	公営	28	100.0%	10	35.7%	8	28.6%	11	39.3%	8	28.6%	11	39.3%	9	32.1%	—	—	3	10.7%
	民営	71	100.0%	35	49.3%	23	32.4%	39	54.9%	25	35.2%	39	54.9%	14	19.7%	1	1.4%	5	7.0%
中都市	計	147	100.0%	63	42.9%	36	24.5%	59	40.1%	45	30.6%	73	49.7%	37	25.2%	5	3.4%	14	9.5%
	公営	51	100.0%	23	45.1%	15	29.4%	26	51.0%	20	39.2%	24	47.1%	20	39.2%	3	5.9%	5	9.8%
	民営	96	100.0%	40	41.7%	21	21.9%	33	34.4%	25	26.0%	49	51.0%	17	17.7%	2	2.1%	9	9.4%
小都市A	計	255	100.0%	102	40.0%	88	34.5%	101	39.6%	93	36.5%	119	46.7%	67	26.3%	14	5.5%	26	10.2%
	公営	100	100.0%	34	34.0%	30	30.0%	35	35.0%	34	34.0%	46	46.0%	27	27.0%	5	5.0%	10	10.0%
	民営	155	100.0%	68	43.9%	58	37.4%	66	42.6%	59	38.1%	73	47.1%	40	25.8%	9	5.8%	16	10.3%
小都市B	計	108	100.0%	35	32.4%	45	41.7%	44	40.7%	36	33.3%	50	46.3%	30	27.8%	3	2.8%	12	11.1%
	公営	51	100.0%	16	31.4%	16	31.4%	20	39.2%	19	37.3%	22	43.1%	12	23.5%	1	2.0%	3	5.9%
	民営	57	100.0%	19	33.3%	29	50.9%	24	42.1%	17	29.8%	28	49.1%	18	31.6%	2	3.5%	9	15.8%
町・村	計	153	100.0%	53	34.6%	36	23.5%	62	40.5%	54	35.3%	71	46.4%	40	26.1%	7	4.6%	15	9.8%
	公営	96	100.0%	31	32.3%	19	19.8%	41	42.7%	34	35.4%	39	40.6%	25	26.0%	5	5.2%	11	11.5%
	民営	57	100.0%	22	38.6%	17	29.8%	21	36.8%	20	35.1%	32	56.1%	15	26.3%	2	3.5%	4	7.0%

表NO.107-2 所在地区別 問9-11 現在連携を図って行きたいと考えている関係機関②

		総計		家庭の保育 (保育ママ)		ベビーシッター 事業		ファミリーサポート センター事業		関連NPO法人		学童クラブ		地域子育て 支援センター		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	66	7.4%	29	3.3%	167	18.8%	43	4.8%	123	13.8%	200	22.5%	28	3.1%	178	20.0%
	公営	365	100.0%	21	5.8%	9	2.5%	71	19.5%	13	3.6%	42	11.5%	84	23.0%	9	2.5%	100	27.4%
	民営	524	100.0%	45	8.6%	20	3.8%	96	18.3%	30	5.7%	81	15.5%	116	22.1%	19	3.6%	78	14.9%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	11	8.7%	3	2.4%	21	16.5%	5	3.9%	21	16.5%	31	24.4%	2	1.6%	25	19.7%
	公営	39	100.0%	5	12.8%	1	2.6%	7	17.9%	2	5.1%	7	17.9%	13	33.3%	2	5.1%	9	23.1%
	民営	88	100.0%	6	6.8%	2	2.3%	14	15.9%	3	3.4%	14	15.9%	18	20.5%	---	---	16	18.2%
県庁所在市	計	99	100.0%	14	14.1%	5	5.1%	27	27.3%	8	8.1%	11	11.1%	20	20.2%	1	1.0%	19	19.2%
	公営	28	100.0%	2	7.1%	1	3.6%	9	32.1%	2	7.1%	5	17.9%	5	17.9%	---	---	8	28.6%
	民営	71	100.0%	12	16.9%	4	5.6%	18	25.4%	6	8.5%	6	8.5%	15	21.1%	1	1.4%	11	15.5%
中都市	計	147	100.0%	5	3.4%	5	3.4%	31	21.1%	4	2.7%	20	13.6%	36	24.5%	5	3.4%	29	19.7%
	公営	51	100.0%	2	3.9%	2	3.9%	15	29.4%	---	---	5	9.8%	13	25.5%	3	5.9%	15	29.4%
	民営	96	100.0%	3	3.1%	3	3.1%	16	16.7%	4	4.2%	15	15.6%	23	24.0%	2	2.1%	14	14.6%
小都市A	計	255	100.0%	16	6.3%	9	3.5%	54	21.2%	14	5.5%	42	16.5%	58	22.7%	10	3.9%	46	18.0%
	公営	100	100.0%	4	4.0%	2	2.0%	21	21.0%	4	4.0%	15	15.0%	23	23.0%	1	1.0%	24	24.0%
	民営	155	100.0%	12	7.7%	7	4.5%	33	21.3%	10	6.5%	27	17.4%	35	22.6%	9	5.8%	22	14.2%
小都市B	計	108	100.0%	6	5.6%	1	0.9%	14	13.0%	2	1.9%	11	10.2%	18	16.7%	3	2.8%	27	25.0%
	公営	51	100.0%	1	2.0%	---	---	6	11.8%	---	---	2	3.9%	7	13.7%	2	3.9%	17	33.3%
	民営	57	100.0%	5	8.8%	1	1.8%	8	14.0%	2	3.5%	9	15.8%	11	19.3%	1	1.8%	10	17.5%
町・村	計	153	100.0%	14	9.2%	6	3.9%	20	13.1%	10	6.5%	18	11.8%	37	24.2%	7	4.6%	32	20.9%
	公営	96	100.0%	7	7.3%	3	3.1%	13	13.5%	5	5.2%	8	8.3%	23	24.0%	1	1.0%	27	28.1%
	民営	57	100.0%	7	12.3%	3	5.3%	7	12.3%	5	8.8%	10	17.5%	14	24.6%	6	10.5%	5	8.8%

表NO.108 地域区分別 問9-12 保育所が連携を図っている関係機関と協働して行っている事業

		総計		施設開放・ 体験保育		子育て相談・援助		子育て家庭の 交流の場の提供		子育て 情報の提供		一時保育		連携を 図っていない		その他		未回答	
全国	計	889	100.0%	405	45.6%	471	53.0%	246	27.7%	345	38.8%	265	29.8%	65	7.3%	34	3.8%	119	13.4%
	公営	365	100.0%	179	49.0%	204	55.9%	125	34.2%	171	46.8%	82	22.5%	10	2.7%	16	4.4%	44	12.1%
	民営	524	100.0%	226	43.1%	267	51.0%	121	23.1%	174	33.2%	183	34.9%	55	10.5%	18	3.4%	75	14.3%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	56	41.5%	53	39.3%	23	17.0%	48	35.6%	42	31.1%	10	7.4%	6	4.4%	23	17.0%
	公営	59	100.0%	30	50.8%	27	45.8%	13	22.0%	27	45.8%	14	23.7%	3	5.1%	5	8.5%	7	11.9%
	民営	76	100.0%	26	34.2%	26	34.2%	10	13.2%	21	27.6%	28	36.8%	7	9.2%	1	1.3%	16	21.1%
関東地区	計	184	100.0%	75	40.8%	110	59.8%	52	28.3%	83	45.1%	46	25.0%	7	3.8%	13	7.1%	26	14.1%
	公営	76	100.0%	33	43.4%	51	67.1%	27	35.5%	38	50.0%	14	18.4%	1	1.3%	6	7.9%	5	6.6%
	民営	108	100.0%	42	38.9%	59	54.6%	25	23.1%	45	41.7%	32	29.6%	6	5.6%	7	6.5%	21	19.4%
東海地区	計	103	100.0%	50	48.5%	58	56.3%	32	31.1%	48	46.6%	22	21.4%	9	8.7%	2	1.9%	12	11.7%
	公営	58	100.0%	29	50.0%	34	58.6%	24	41.4%	33	56.9%	8	13.8%	2	3.4%	2	3.4%	7	12.1%
	民営	45	100.0%	21	46.7%	24	53.3%	8	17.8%	15	33.3%	14	31.1%	7	15.6%	---	---	5	11.1%
北信越地区	計	100	100.0%	53	53.0%	57	57.0%	32	32.0%	40	40.0%	37	37.0%	2	2.0%	1	1.0%	17	17.0%
	公営	60	100.0%	31	51.7%	35	58.3%	23	38.3%	27	45.0%	20	33.3%	1	1.7%	---	---	9	15.0%
	民営	40	100.0%	22	55.0%	22	55.0%	9	22.5%	13	32.5%	17	42.5%	1	2.5%	1	2.5%	8	20.0%
近畿地区	計	100	100.0%	54	54.0%	61	61.0%	35	35.0%	39	39.0%	30	30.0%	10	10.0%	2	2.0%	8	8.0%
	公営	28	100.0%	16	57.1%	18	64.3%	11	39.3%	11	39.3%	5	17.9%	1	3.6%	---	---	4	14.3%
	民営	72	100.0%	38	52.8%	43	59.7%	24	33.3%	28	38.9%	25	34.7%	9	12.5%	2	2.8%	4	5.6%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	53	49.5%	56	52.3%	37	34.6%	41	38.3%	31	29.0%	7	6.5%	6	5.6%	10	9.3%
	公営	49	100.0%	26	53.1%	25	51.0%	20	40.8%	23	46.9%	14	28.6%	---	---	3	6.1%	4	8.2%
	民営	58	100.0%	27	46.6%	31	53.4%	17	29.3%	18	31.0%	17	29.3%	7	12.1%	3	5.2%	6	10.3%
九州地区	計	160	100.0%	64	40.0%	76	47.5%	35	21.9%	46	28.8%	57	35.6%	20	12.5%	4	2.5%	23	14.4%
	公営	35	100.0%	14	40.0%	14	40.0%	7	20.0%	12	34.3%	7	20.0%	2	5.7%	---	---	8	22.9%
	民営	125	100.0%	50	40.0%	62	49.6%	28	22.4%	34	27.2%	50	40.0%	18	14.4%	4	3.2%	15	12.0%

表NO.109 所在地区別 問9-12 保育所が連携を図っている関係機関と協働して行っている事業

		総計		施設開放・体験保育		子育て相談・援助		子育て家庭の交流の場の提供		子育て情報の提供		一時保育		連携を図っていない		その他		未回答	
		計	100.0%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%
総計	計	889	100.0%	405	45.6%	471	53.0%	246	27.7%	345	38.8%	265	29.8%	65	7.3%	34	3.8%	119	13.4%
	公営	365	100.0%	179	49.0%	204	55.9%	125	34.2%	171	46.8%	82	22.5%	10	2.7%	16	4.4%	44	12.1%
	民営	524	100.0%	226	43.1%	267	51.0%	121	23.1%	174	33.2%	183	34.9%	55	10.5%	18	3.4%	75	14.3%
都区部・指定都市	計	127	100.0%	59	46.5%	68	53.5%	44	34.6%	56	44.1%	36	28.3%	8	6.3%	5	3.9%	13	10.2%
	公営	39	100.0%	19	48.7%	25	64.1%	18	46.2%	23	59.0%	5	12.8%	—	—	2	5.1%	2	5.1%
	民営	88	100.0%	40	45.5%	43	48.9%	26	29.5%	33	37.5%	31	35.2%	8	9.1%	3	3.4%	11	12.5%
県庁所在市	計	99	100.0%	45	45.5%	58	58.6%	32	32.3%	45	45.5%	35	35.4%	3	3.0%	4	4.0%	14	14.1%
	公営	28	100.0%	13	46.4%	16	57.1%	12	42.9%	16	57.1%	6	21.4%	1	3.6%	1	3.6%	2	7.1%
	民営	71	100.0%	32	45.1%	42	59.2%	20	28.2%	29	40.8%	29	40.8%	2	2.8%	3	4.2%	12	16.9%
中都市	計	147	100.0%	62	42.2%	77	52.4%	39	26.5%	55	37.4%	37	25.2%	16	10.9%	5	3.4%	23	15.6%
	公営	51	100.0%	25	49.0%	31	60.8%	16	31.4%	28	54.9%	7	13.7%	2	3.9%	2	3.9%	8	15.7%
	民営	96	100.0%	37	38.5%	46	47.9%	23	24.0%	27	28.1%	30	31.3%	14	14.6%	3	3.1%	15	15.6%
小都市A	計	255	100.0%	118	46.3%	141	55.3%	67	26.3%	100	39.2%	75	29.4%	17	6.7%	8	3.1%	30	11.8%
	公営	100	100.0%	49	49.0%	57	57.0%	35	35.0%	47	47.0%	23	23.0%	1	1.0%	1	1.0%	11	11.0%
	民営	155	100.0%	69	44.5%	84	54.2%	32	20.6%	53	34.2%	52	33.5%	16	10.3%	7	4.5%	19	12.3%
小都市B	計	108	100.0%	50	46.3%	55	50.9%	24	22.2%	32	29.6%	43	39.8%	8	7.4%	5	4.6%	17	15.7%
	公営	51	100.0%	25	49.0%	28	54.9%	14	27.5%	17	33.3%	19	37.3%	2	3.9%	4	7.8%	8	15.7%
	民営	57	100.0%	25	43.9%	27	47.4%	10	17.5%	15	26.3%	24	42.1%	6	10.5%	1	1.8%	9	15.8%
町・村	計	153	100.0%	71	46.4%	72	47.1%	40	26.1%	57	37.3%	39	25.5%	13	8.5%	7	4.6%	22	14.4%
	公営	96	100.0%	48	50.0%	47	49.0%	30	31.3%	40	41.7%	22	22.9%	4	4.2%	6	6.3%	13	13.5%
	民営	57	100.0%	23	40.4%	25	43.9%	10	17.5%	17	29.8%	17	29.8%	9	15.8%	1	1.8%	9	15.8%

表NO.110 地域区分別 問9-13 関係機関との連携を行うための方法

		総計		定例会		ポスター等による情報提供		職員派遣		研修会		連携していない		その他		未回答	
		計	100.0%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%	計	%
全国	計	889	100.0%	173	19.5%	321	36.1%	210	23.6%	252	28.3%	48	5.4%	90	10.1%	171	19.2%
	公営	365	100.0%	83	22.7%	143	39.2%	106	29.0%	102	27.9%	10	2.7%	37	10.1%	64	17.5%
	民営	524	100.0%	90	17.2%	178	34.0%	104	19.8%	150	28.6%	38	7.3%	53	10.1%	107	20.4%
北海道・東北地区	計	135	100.0%	18	13.3%	52	38.5%	34	25.2%	37	27.4%	8	5.9%	15	11.1%	30	22.2%
	公営	59	100.0%	9	15.3%	23	39.0%	18	30.5%	15	25.4%	2	3.4%	6	10.2%	13	22.0%
	民営	76	100.0%	9	11.8%	29	38.2%	16	21.1%	22	28.9%	6	7.9%	9	11.8%	17	22.4%
関東地区	計	184	100.0%	43	23.4%	83	45.1%	53	28.8%	46	25.0%	4	2.2%	22	12.0%	34	18.5%
	公営	76	100.0%	22	28.9%	44	57.9%	35	46.1%	16	21.1%	2	2.6%	5	6.6%	7	9.2%
	民営	108	100.0%	21	19.4%	39	36.1%	18	16.7%	30	27.8%	2	1.9%	17	15.7%	27	25.0%
東海地区	計	103	100.0%	22	21.4%	33	32.0%	22	21.4%	35	34.0%	7	6.8%	13	12.6%	18	17.5%
	公営	58	100.0%	15	25.9%	22	37.9%	16	27.6%	19	32.8%	1	1.7%	9	15.5%	10	17.2%
	民営	45	100.0%	7	15.6%	11	24.4%	6	13.3%	16	35.6%	6	13.3%	4	8.9%	8	17.8%
北信越地区	計	100	100.0%	20	20.0%	38	38.0%	21	21.0%	25	25.0%	3	3.0%	5	5.0%	21	21.0%
	公営	60	100.0%	12	20.0%	24	40.0%	12	20.0%	14	23.3%	1	1.7%	3	5.0%	11	18.3%
	民営	40	100.0%	8	20.0%	14	35.0%	9	22.5%	11	27.5%	2	5.0%	2	5.0%	10	25.0%
近畿地区	計	100	100.0%	25	25.0%	36	36.0%	28	28.0%	22	22.0%	8	8.0%	5	5.0%	16	16.0%
	公営	28	100.0%	7	25.0%	7	25.0%	10	35.7%	7	25.0%	1	3.6%	3	10.7%	6	21.4%
	民営	72	100.0%	18	25.0%	29	40.3%	18	25.0%	15	20.8%	7	9.7%	2	2.8%	10	13.9%
中国・四国地区	計	107	100.0%	23	21.5%	35	32.7%	24	22.4%	34	31.8%	3	2.8%	19	17.8%	17	15.9%
	公営	49	100.0%	13	26.5%	16	32.7%	11	22.4%	19	38.8%	1	2.0%	8	16.3%	8	16.3%
	民営	58	100.0%	10	17.2%	19	32.8%	13	22.4%	15	25.9%	2	3.4%	11	19.0%	9	15.5%
九州地区	計	160	100.0%	22	13.8%	44	27.5%	28	17.5%	53	33.1%	15	9.4%	11	6.9%	35	21.9%
	公営	35	100.0%	5	14.3%	7	20.0%	4	11.4%	12	34.3%	2	5.7%	3	8.6%	9	25.7%
	民営	125	100.0%	17	13.6%	37	29.6%	24	19.2%	41	32.8%	13	10.4%	8	6.4%	26	20.8%

表NO.111 所在地区別 問9-13 関係機関との連携を行うための方法

		総計		定例会		ポスター等による 情報提供		職員派遣		研修会		連携していない		その他		未回答	
総計	計	889	100.0%	173	19.5%	321	36.1%	210	23.6%	252	28.3%	48	5.4%	90	10.1%	171	19.2%
	公 営	365	100.0%	83	22.7%	143	39.2%	106	29.0%	102	27.9%	10	2.7%	37	10.1%	64	17.5%
	民 営	524	100.0%	90	17.2%	178	34.0%	104	19.8%	150	28.6%	38	7.3%	53	10.1%	107	20.4%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	40	31.5%	57	44.9%	36	28.3%	34	26.8%	3	2.4%	12	9.4%	23	18.1%
	公 営	39	100.0%	18	46.2%	23	59.0%	17	43.6%	9	23.1%	---	---	4	10.3%	2	5.1%
	民 営	88	100.0%	22	25.0%	34	38.6%	19	21.6%	25	28.4%	3	3.4%	8	9.1%	21	23.9%
県庁所在市	計	99	100.0%	20	20.2%	34	34.3%	22	22.2%	35	35.4%	3	3.0%	8	8.1%	18	18.2%
	公 営	28	100.0%	8	28.6%	15	53.6%	4	14.3%	9	32.1%	---	---	4	14.3%	3	10.7%
	民 営	71	100.0%	12	16.9%	19	26.8%	18	25.4%	26	36.6%	3	4.2%	4	5.6%	15	21.1%
中都市	計	147	100.0%	25	17.0%	51	34.7%	33	22.4%	35	23.8%	19	12.9%	13	8.8%	26	17.7%
	公 営	51	100.0%	10	19.6%	20	39.2%	17	33.3%	15	29.4%	2	3.9%	2	3.9%	11	21.6%
	民 営	96	100.0%	15	15.6%	31	32.3%	16	16.7%	20	20.8%	17	17.7%	11	11.5%	15	15.6%
小都市A	計	255	100.0%	48	18.8%	97	38.0%	57	22.4%	68	26.7%	10	3.9%	27	10.6%	53	20.8%
	公 営	100	100.0%	21	21.0%	39	39.0%	30	30.0%	25	25.0%	3	3.0%	11	11.0%	18	18.0%
	民 営	155	100.0%	27	17.4%	58	37.4%	27	17.4%	43	27.7%	7	4.5%	16	10.3%	35	22.6%
小都市B	計	108	100.0%	16	14.8%	30	27.8%	23	21.3%	35	32.4%	7	6.5%	14	13.0%	21	19.4%
	公 営	51	100.0%	9	17.6%	14	27.5%	13	25.5%	16	31.4%	2	3.9%	7	13.7%	10	19.6%
	民 営	57	100.0%	7	12.3%	16	28.1%	10	17.5%	19	33.3%	5	8.8%	7	12.3%	11	19.3%
町・村	計	153	100.0%	24	15.7%	52	34.0%	39	25.5%	45	29.4%	6	3.9%	16	10.5%	30	19.6%
	公 営	96	100.0%	17	17.7%	32	33.3%	25	26.0%	28	29.2%	3	3.1%	9	9.4%	20	20.8%
	民 営	57	100.0%	7	12.3%	20	35.1%	14	24.6%	17	29.8%	3	5.3%	7	12.3%	10	17.5%

表NO.112 地域区分別 問10〈自由記述〉保育制度または保育所運営についての意見

		総計		有		無	
全国	計	889	100.0%	225	25.3%	664	74.7%
	公 営	365	100.0%	67	18.4%	298	81.6%
	民 営	524	100.0%	158	30.2%	366	69.8%
北海道・ 東北地区	計	135	100.0%	33	24.4%	102	75.6%
	公 営	59	100.0%	14	23.7%	45	76.3%
	民 営	76	100.0%	19	25.0%	57	75.0%
関東地区	計	184	100.0%	48	26.1%	136	73.9%
	公 営	76	100.0%	12	15.8%	64	84.2%
	民 営	108	100.0%	36	33.3%	72	66.7%
東海地区	計	103	100.0%	15	14.6%	88	85.4%
	公 営	58	100.0%	6	10.3%	52	89.7%
	民 営	45	100.0%	9	20.0%	36	80.0%
北信越地区	計	100	100.0%	22	22.0%	78	78.0%
	公 営	60	100.0%	12	20.0%	48	80.0%
	民 営	40	100.0%	10	25.0%	30	75.0%
近畿地区	計	100	100.0%	32	32.0%	68	68.0%
	公 営	28	100.0%	5	17.9%	23	82.1%
	民 営	72	100.0%	27	37.5%	45	62.5%
中国・ 四国地区	計	107	100.0%	28	26.2%	79	73.8%
	公 営	49	100.0%	11	22.4%	38	77.6%
	民 営	58	100.0%	17	29.3%	41	70.7%
九州地区	計	160	100.0%	47	29.4%	113	70.6%
	公 営	35	100.0%	7	20.0%	28	80.0%
	民 営	125	100.0%	40	32.0%	85	68.0%

表NO.113 所在地区別 問10〈自由記述〉保育制度または保育所運営についての意見

		総計		有		無	
総計	計	889	100.0%	225	25.3%	664	74.7%
	公 営	365	100.0%	67	18.4%	298	81.6%
	民 営	524	100.0%	158	30.2%	366	69.8%
都区部・ 指定都市	計	127	100.0%	36	28.3%	91	71.7%
	公 営	39	100.0%	9	23.1%	30	76.9%
	民 営	88	100.0%	27	30.7%	61	69.3%
県庁所在市	計	99	100.0%	29	29.3%	70	70.7%
	公 営	28	100.0%	7	25.0%	21	75.0%
	民 営	71	100.0%	22	31.0%	49	69.0%
中都市	計	147	100.0%	31	21.1%	116	78.9%
	公 営	51	100.0%	5	9.8%	46	90.2%
	民 営	96	100.0%	26	27.1%	70	72.9%
小都市A	計	255	100.0%	63	24.7%	192	75.3%
	公 営	100	100.0%	17	17.0%	83	83.0%
	民 営	155	100.0%	46	29.7%	109	70.3%
小都市B	計	108	100.0%	33	30.6%	75	69.4%
	公 営	51	100.0%	15	29.4%	36	70.6%
	民 営	57	100.0%	18	31.6%	39	68.4%
町・村	計	153	100.0%	33	21.6%	120	78.4%
	公 営	96	100.0%	14	14.6%	82	85.4%
	民 営	57	100.0%	19	33.3%	38	66.7%

本書の内容あるいは全部を転用、複製複写（コピー）する場合は、法律で認められた場合を除き、当協会あてに許諾を求めてください。

**改正保育制度施行の実態及び保育所の運営管理に関する調査研究報告書
（平成20年度）**

平成21年3月

発行所 社会福祉法人 日本保育協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5丁目53番1号

電話 03-3486-4412番（代）

